九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第１６７条の６の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和８年３月６日

九十九里地域水道企業団
企業長　鹿　間　陸　郎

１　一般競争に付する事項

（１）工　　事　　名　　東金浄水場系送水管仕切弁設置工事（その２）
（２）工　事　場　所　　東金市油井９５７番地先
　　東金市山口２９５番地先
（３）一般競争入札　　郵便入札・事後審査方式
（４）工　事　期　限　　令和９年３月１８日限り
（５）工事の概要
　ア　目的
　　本工事は、水道施設耐震化事業の一環として、東金浄水場系送水管に不断水工法により仕切弁を設置するものである。
　イ　概要
　（ア）不断水仕切弁設置工　　２基
　（イ）仮設ヤード工　　８０９m2
　（ウ）試掘工　　２箇所
　※本工事は、週休２日制適用工事とする。
（６）予　定　価　格　　落札決定後公表
（７）最低制限価格　　最低制限価格制度実施要領を適用し設定する。
（８）入札保証金　　免除
（９）契約保証金　　請負代金の１／１０以上
（10）工事費内訳書　　提出（本工事内訳書及び第１号～第１０号内訳書）
（11）前・中間支払金　　対象とする

※最低制限価格の算出方法については、企業団ホームページ内「最低制限価格制度実施要領」に掲載しています。
※この公告に係る契約について、当企業団の事業は令和８年度より千葉県企業局へ引き継ぐことから、本件の契約についても令和８年４月１日から千葉県企業局へ引き継がれるものとなります。

２　入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

（１）本工事の公告日前に効力を有する令和６・７年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「建設工事用」に登載されているもののうち、【土木一式工事】について、建設業法に定める一般又は特定建設業の許可を受けている者。

（２）本工事の公告日から本工事の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

（３）本工事の公告日前に横芝光町・匝瑳市・山武市・東金市・大網白里市・九十九里町・長柄町・茂原市・白子町・長生村・一宮町・睦沢町・長南町に本店又は建設業法に基づく許可を得た支店等がある者。

（４）【土木一式工事】の工種に係る格付けがＡ等級である者。

（５）本工事において、【土木一式工事】の主任技術者又は監理技術者（開札日現在３か月以上の雇用関係にある者）を関係法令に基づき配置できる者。

（６）地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本工事の開札日前６か月以内に手形・小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本工事の公告日までにされていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本工事の公告日までにされていない者。

３　開札の場所及び日時

（１）場　　所　　九十九里地域水道企業団第２会議室
　　東金市東金７６９番地２

（２）日　　時　　令和８年３月２５日（水）~~午前~~・午後　　２時００分

４　設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

５　入札書の郵送方法

（１）郵送方法　　一般書留又は簡易書留

（２）到着期限　　令和８年３月２４日（火）午後５時必着

（３）送 付 先　　〒２８３－０８０２

東金市東金７６９番地２

九十九里地域水道企業団　総務課　管財班行

ア　郵送は外封筒（角形２号程度）及び中封筒（長形３号程度）の２重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書（指定された場合）を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書（指定された場合）在中の旨

（ウ）公告した工事名

（エ）公告した工事場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ　中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により３箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した工事名

（ウ）公告した工事場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書（指定された場合）等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ　開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。

封筒の封は糊付けでお願いします。

6　工事費内訳書の提出

（1）入札参加者は、工事費内訳書の提出を求められている場合は、工事費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア　入札書の記載金額と工事費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ　工事費内訳書に工事名、工事場所の記載がない場合。

ウ　工事費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本工事内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

（2）工事費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本工事内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ　アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7　入札回数

入札の回数は３回とする。

8　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でＦＡＸ等により提出してください。

（1）提出期限　　令和８年３月１１日（水）午後５時まで

（2）提 出 先　　九十九里地域水道企業団　総務課　管財班

ＴＥＬ　０４７５－５４－０６３１

ＦＡＸ　０４７５－５４－２０６８

（3）回　　答　　質問に対する回答は令和８年３月１３日（金）にホームページに掲載します。

9　入札の執行

到着期限までに到着した入札書が１通の場合でも、当該入札は執行します。

10　開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11　落札者の決定

（1）予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

（2）予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

（3）再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

（4）落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（5）再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団建設工事等契約事務取扱要綱第１４条第１項の規定によるものとする。

12　落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

（1）【土木一式工事】の主任技術者又は監理技術者の資格を証明するもの。（開札日現在３か月以上の雇用関係の証明含む）

13　その他

（1）上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

（2）入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

（3）開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

（4）入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

（5）入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

前金払（様式第４号）（第７条第１項）

入　札　条　件

１　中間前金払と部分払の選択について

（１）本工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払・部分払・不要のいずれかを選択するものとする。ただし、前金払を必要としない場合は、対象としない。

なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。

（２）債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が１００万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

２　中間前金払の請求

（１）中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、工程表により工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事の係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

（２）契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

３　部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

令和　７　年度

東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その２)

設　計　書

九　十　九　里　地　域　水　道　企　業　団

013721260

総括表

九十九里地域水道企業団		工事番号	九水企改令8第4号	提出年月日	

課長	副課長	班長	審査	設計

年度 科目	令和　7　年度	款 資本的支出	項 建設改良費	目 改良施設費	節 工事請負費

工事名	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その２)		
工事場所	東金市油井957番地先、東金市山口295番地先	工事施行方法	請　負
		工事期限	令和 9年 3月18日限り

設 計 金 額	円
工 事 価 格	円
消費税相当額	円

九　十　九　里　地　域　水　道　企　業　団

013721260

設計説明	本工事は、水道施設耐震化事業の一環として東金浄水場系送水管に不断水工法により仕切弁を設置するもので、その概要は下記のとおりである。 記 １．不断水仕切弁設置工　　φ700×2基 ２．仮設ヤード工　　809m2 （3工区528m2、4工区281m2） ３．試掘工　　2カ所 －以上－

本　工　事　内　訳　書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	直接工事費							
		不断水仕切弁設置工	【３工区:大網系φ700㎜送水管】	式	1			第 1 号内訳書参照
		仮設ヤード工	【３工区:大網系φ700㎜送水管】	式	1			第 2 号内訳書参照
		試掘工	【３工区:大網系φ700㎜送水管】	式	1			第 3 号内訳書参照
		不断水仕切弁設置工	【４工区:大網系φ700㎜送水管】	式	1			第 4 号内訳書参照
		仮設ヤード工	【４工区:大網系φ700㎜送水管】	式	1			第 5 号内訳書参照
		試掘工	【４工区:大網系φ700㎜送水管】	式	1			第 6 号内訳書参照
		運搬・処分費(積上)		式	1			第 7 号内訳書参照
		交通管理工		式	1			第 8 号内訳書参照
	直接工事費計			式	1			

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		共通仮設費		式	1			
		仮設材運搬費(積上げ)		式	1			第 9 号内訳書参照
		役務費		式	1			第 10 号内訳書参照
		共通仮設費計		式	1			
	純工事費			式	1			
		現場管理費		式	1			
	工事原価			式	1			
		一般管理費等		式	1			
	工事価格			式	1			
		消費税相当額		式	1			
工事費計				式	1			

【３工区:大網系φ700㎜送水管】

第 1 号 内訳書　　不断水仕切弁設置工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
【1.1 材料費】						
不断水バタフライ弁	鋳鉄用 7.5k仕様 充水機能付 φ700	基	1			
鉄蓋	T-25 φ600	組	1			
調整金具	調整高25㎜～45㎜	組	1			
調整リング	φ600×H100	個	1			
斜壁	φ600×φ750×H450	個	1			
直壁	φ750×H300	個	1			
底版	H130	個	1			
小計						
【1.2 弁設置工】						
不断水バタフライ弁設置工	鋳鉄用 7.5k仕様 充水機能付 φ700 平日昼間施工	箇所	1			

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
組立マンホール設置工	0号(750mm)or楕円 2m以下	箇所	1			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０ t=15cm φ950	m3	0.1			
小計						
【1.3 管防護工】						
砕石基礎工	RC-40 t=15cm	m2	19			第 1 号単価表参照
基礎コンクリート	無筋・鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	m3	5			第 2 号単価表参照
埋殺型枠	繊維強化セメント板 小型構造物 t=5mm	m2	5			基礎コンクリート 第 3 号単価表参照
繊維強化セメント板	けい酸カルシウム板 5×910×1820	枚	3			
管固定コンクリート	小型構造物 BH打設 18-8-25(20)	m3	1			第 4 号単価表参照
型枠	小型構造物	m2	9			管固定コンクリート 第 5 号単価表参照
管防護コンクリート	無筋・鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	m3	3			第 6 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	無筋・鉄筋構造物	m2	9			管防護コンクリート 第 7 号単価表参照
差筋	D16 SD345 L=1280,L=752	t	0.1			第 8 号単価表参照
樹脂アンカー	回転・打撃型 D16*112(有効埋込長7φ)	本	28			
アンカー工	下向き 異形鉄筋[Ｉ]	本	28			
小計						
【1.4 仮設工】						
鋼矢板圧入	（５０＜Ｎｍａｘ≦６００） Ⅲ型 圧入長6m以下	枚	38			第 9 号単価表参照
鋼矢板引抜き	Ⅲ型 引抜長6m以下	枚	38			第 10 号単価表参照
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	Ⅲ型 90日以内	枚	38			第 11 号単価表参照
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入	回	1			第 12 号単価表参照
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜	回	1			第 13 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
切梁・腹起し設置・撤去	H-300,350型 副部材含む	t	2.5			第 14 号単価表参照
山留材賃料(H型鋼)	Ｈ－３００	t	0.7			第 15 号単価表参照
山留材賃料(H型鋼)	Ｈ－３５０	t	1.9			第 16 号単価表参照
覆工板・覆工板受桁設置・撤去	（覆工板設置面積７００ｍ２以下）	m2	30			第 17 号単価表参照
覆工板賃料	鋼製滑り止め(補強型) 90日以内	m2	30			第 18 号単価表参照
覆工板受桁及び覆工板受桁桁受賃料	（覆工板設置面積７００ｍ２以下） H-350型 90日以内	m2	30			第 19 号単価表参照
溝形鋼（大形）　ＳＳ４００	[-７．５×２００×８０ ズレ止め	t	0.6			全損
スクラップ	鉄　ヘビーH2	t	0.6			副部材(B)、溝形鋼
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			スクラップ
砕石基礎工	RC-40 t=20cm 覆工板受桁桁受基礎	m2	4			第 20 号単価表参照
横矢板設置・撤去	t=6cm H=2.92m	m2	7			第 21 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
雑矢板設置・撤去	t=3cm H=1.05m	m2	24			第 22 号単価表参照
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			建設発生木材
小計						
【1.5 ウエルポイント工】						
ウエルポイント設置・撤去		本	12			第 23 号単価表参照
ウエルポイントポンプ設置・撤去		組	1			第 24 号単価表参照
ウエルポイントポンプ運転管理		日				第 25 号単価表参照
ウエルポイント工損料		式	1			第 26 号単価表参照
ジェット装置損料		式	1			第 27 号単価表参照
小計						
【1.6 土工】						

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	110			土砂 第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	110			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)	盛土用土砂 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	100			第 30 号単価表参照
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	m	9			第 31 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削･積込	舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)	m2	33			第 33 号単価表参照
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	2			現場～仮置場 第 34 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	1			路盤ｽﾗｸﾞMS-25 第 28 号単価表参照
路盤スラグ運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 MS-25	m3	1			現場～仮置場 第 35 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	2			路盤材M-30 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 M-30	m3	2			現場～仮置場 第 36 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	5			路盤材RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	5			現場～仮置場 第 37 号単価表参照
舗装工	車道及び路肩 仕上り厚50mm 大型車 再生密粒度アスコン（１３）	m2	33			第 38 号単価表参照
上層路盤工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚10cm 転圧回数1層 ＭＳ－２５	m2	33			第 39 号単価表参照
下層路盤工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚15cm 転圧回数1層 ＲＣ－４０	m2	33			第 40 号単価表参照
小計						
【1.7 道路復旧工】						
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	m	6			第 31 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削･積込	舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)	m2	32			第 33 号単価表参照
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	2			現場～仮置場 第 34 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
不陸整正工（施工幅1.8m以上）	路盤材整正厚3cm	m2	32			第 41 号単価表参照
舗装工	車道及び路肩 仕上り厚50mm 大型車 再生密粒度アスコン（１３）	m2	32			第 38 号単価表参照
小計						
計						

【３工区:大網系φ700㎜送水管】

第 2 号内訳書　　仮設ヤード工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
【2.1 排水構造物工】						
暗渠排水管	高密度ポリエチレン波状管 シングル有孔管 φ250 据付・撤去	m	30			第 42 号単価表参照
暗渠排水管継手	高密度ポリエチレン波状管 シングル有孔管 φ250 エルボ45°	個	1			
暗渠排水管継手	高密度ポリエチレン波状管 シングル有孔管 φ250 エルボ90°	個	2			
暗渠排水管継手	高密度ポリエチレン波状管 シングル有孔管 φ250 45° チーズ(Y管)	個	1			
暗渠排水管継手	高密度ポリエチレン波状管 シングル有孔管 φ250 ソケット	個	8			
フィルター材	RC-40	m3	10			第 43 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	10			ﾌｨﾙﾀｰ材RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	10			現場～仮置場 第 37 号単価表参照
土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1mm 200g/㎡	m2	54			
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			廃プラスチック類

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						
【2.2 仮設工】						
簡易仮設道路賃料	4ヶ月リース H=0.74m A=348m2	式	1			
簡易仮設道路設置・撤去工	H=0.74m A=348m2	m3	258			
土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1mm 200g/㎡	m2	719			
敷鉄板設置・撤去		m2	672			第 44 号単価表参照
敷鉄板賃料	t22*1219*2438 180日以内	枚	68			第 45 号単価表参照
敷鉄板賃料	t22*1524*3048 180日以内	枚	17			第 46 号単価表参照
敷鉄板賃料	t22*1524*6096 180日以内	枚	42			第 47 号単価表参照
ブルーシート	＃3000 3.6m×5.4m	枚	6			
砂利舗装工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚20cm 転圧回数2層 ＲＣ－４０	m2	16			第 48 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	3			砂利舗装RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	3			現場～仮置場 第 37 号単価表参照
耐候性大型土のう製作・設置工	ﾊﾞｯｸﾎｳ設置 容量1m3　盛土用土砂 ｸﾚｰﾝ付 山積0.45/平積0.35m3 吊能力2.9t	袋	7			第 49 号単価表参照
耐候性大型土のう撤去工	標準型･ｸﾚｰﾝ機能付 山0.8/平0.6m3 吊2.9t 作業半径6m以下 高さ-3m≦H≦2m	袋	7			第 50 号単価表参照
土のう工	仕拵＋積立＋撤去 盛土用土砂	袋	769			第 51 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	20			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			廃プラスチック類
小計						
【2.3 土工】						
【作業ヤード設置時】						
盛土工	盛土用土砂 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	40			第 52 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
盛土工	ＲＣ－４０ 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	7			第 53 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	10			土砂 第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	10			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
【作業ヤード撤去時】						
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	40			土砂 第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	40			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	7			RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	7			現場～仮置場 第 37 号単価表参照
盛土工	盛土用土砂 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	10			第 52 号単価表参照
小計						
【2.4 復旧工】						

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
暗渠排水管	高密度ポリエチレン波状管 ダブル有孔管 φ50 据付	m	31			第 54 号単価表参照
暗渠排水管継手	高密度ポリエチレン波状管 ダブル有孔管 φ50 ソケット	個	3			
もみがら	0.129m3/袋	袋	21			
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	10			土砂 第 28 号単価表参照
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)	発生土 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	4			第 55 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	10			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	10			仮置場～現場 第 29 号単価表参照
暗渠排水管	既設管 φ50 撤去	m	31			第 56 号単価表参照
田土		m3	37			
畔復旧工	山積0.45m3(平積0.35m3)	m	63			第 57 号単価表参照
耕地復旧(耕起)	トラクタ22kW級(30Ps)	m2	487			第 58 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
空気弁設置・撤去工	人力施工 呼び径100mm	基	1			第 59 号単価表参照
消火栓設置・撤去工（人力施工）	小型消火栓　消火栓	箇所	1			第 60 号単価表参照
硬質塩化ビニル管（一般管）	ＶＰ－１００	m	10			
硬質塩化ビニル管ＴＳ継手	φ100 ソケット	個	4			
硬質塩化ビニル管撤去工	呼び径100mm	m	10			第 61 号単価表参照
硬質塩化ビニル管据付工	呼び径100mm	m	10			第 62 号単価表参照
硬質塩化ビニル管ＴＳ継手工	呼び径100mm	口	8			第 63 号単価表参照
硬質塩化ビニル管切断工	呼び径100mm	口	1			第 64 号単価表参照
硬質塩化ビニル管（一般管）	ＶＰ－５０	m	1.8			
硬質塩化ビニル管ＴＳ継手	φ50 ソケット	個	2			
硬質塩化ビニル管撤去工	呼び径50mm	m	1.8			第 65 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
硬質塩化ビニル管据付工	呼び径50mm	m	1.8			第 66 号単価表参照
硬質塩化ビニル管ＴＳ継手工	呼び径50mm	口	4			第 67 号単価表参照
硬質塩化ビニル管切断工	呼び径50mm	口	1			第 68 号単価表参照
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			廃プラスチック類
小計						
計						

【３工区:大網系φ700㎜送水管】

第 3 号内訳書　　試掘工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
【3.1 土工】						
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	m	15			第 31 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削・積込	舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)	m2	17			第 33 号単価表参照
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	1			現場～仮置場 第 34 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	2			路盤ｽﾗｸﾞMS-25 第 28 号単価表参照
路盤スラグ運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 MS-25	m3	2			現場～仮置場 第 35 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	3			路盤材RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	3			現場～仮置場 第 37 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	30			土砂 第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	30			現場～仮置場 第 29 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)	発生土 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	30			第 55 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	30			仮置場～現場 第 29 号単価表参照
舗装工	車道及び路肩 仕上り厚50mm 大型車 再生密粒度アスコン（１３）	m2	17			第 38 号単価表参照
上層路盤工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚10cm 転圧回数1層 Ｍ－３０	m2	17			第 69 号単価表参照
下層路盤工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚15cm 転圧回数1層 ＲＣ－４０	m2	17			第 40 号単価表参照
土留工（軽量鋼矢板たて込み）	機械施工　掘削深3.0m以下 支保工 軽量金属製	m	3.5			第 70 号単価表参照
軽量鋼矢板賃料	2型、3型	t	1.5			第 71 号単価表参照
水圧四面梁賃料	1L型 1460～2170	式	1			
水圧四面梁賃料	2S型 1710～2560	式	1			
水圧四面梁賃料	操作ハンドル 345L	式	1			
水圧手動ポンプ賃料	タンク水量15～19L	式	1			

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横矢板設置・撤去	t=5cm H=2.82m	m2	5			第 72 号単価表参照
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			建設発生木材
計						

【４工区:大網系φ700㎜送水管】

第 4 号 内訳書　　不断水仕切弁設置工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
【4.1 材料費】						
不断水バタフライ弁	鋳鉄用 10k仕様 充水機能付 φ700	基	1			
鉄蓋	T-25 φ600	組	1			
調整金具	調整高25㎜～45㎜	組	1			
調整リング	φ600×H50	個	1			
斜壁	φ600×φ750×H600	個	1			
直壁	φ750×H1200	個	1			
底版	H130	個	1			
小計						
【4.2 弁設置工】						
不断水バタフライ弁設置工	鋳鉄用 10k仕様 充水機能付 φ700 平日昼間施工	箇所	1			

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
組立マンホール設置工	0号(750mm)or楕円 2m超～3m以下	箇所	1			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０ t=15cm φ950	m3	0.1			
小計						
【4.3 管防護工】						
砕石基礎工	RC-40 t=15cm	m2	19			第 1 号単価表参照
基礎コンクリート	無筋・鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	m3	5			第 2 号単価表参照
埋殺型枠	繊維強化セメント板 小型構造物 t=5mm	m2	5			基礎コンクリート 第 3 号単価表参照
繊維強化セメント板	けい酸カルシウム板 5×910×1820	枚	3			
管固定コンクリート	小型構造物 BH打設 18-8-25(20)	m3	1			第 4 号単価表参照
型枠	小型構造物	m2	9			管固定コンクリート 第 5 号単価表参照
管防護コンクリート	無筋・鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	m3	3			第 6 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	無筋・鉄筋構造物	m2	9			管防護コンクリート 第 7 号単価表参照
差筋	D16 SD345 L=1280,L=752	t	0.1			第 8 号単価表参照
樹脂アンカー	回転・打撃型 D16*112(有効埋込長7φ)	本	30			
アンカー工	下向き 異形鉄筋[Ｉ]	本	30			
小計						
【4.4 仮設工】						
鋼矢板圧入（Ｎｍａｘ≦２５）	Ⅲ型 圧入長9m以下	枚	38			第 73 号単価表参照
鋼矢板引抜き	Ⅲ型 引抜長9m以下	枚	38			第 74 号単価表参照
鋼矢板賃料（普通鋼矢板）	Ⅲ型 90日以内	枚	38			第 11 号単価表参照
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	圧入	回	1			第 75 号単価表参照
油圧式杭圧入引抜機据付・解体	引抜	回	1			第 13 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土留部材引抜同時充填工	鋼矢板Ⅲ型 L=7.0m N=38枚	式	1			
切梁・腹起し設置・撤去	H-300,350型 副部材含む	t	5.1			第 14 号単価表参照
山留材賃料(H型鋼)	Ｈ－３００	t	1.3			第 76 号単価表参照
山留材賃料(H型鋼)	Ｈ－３５０	t	3.7			第 77 号単価表参照
覆工板・覆工板受桁設置・撤去	（覆工板設置面積７００ｍ２以下）	m2	30			第 17 号単価表参照
覆工板賃料	鋼製滑り止め(補強型) 90日以内	m2	30			第 18 号単価表参照
覆工板受桁及び覆工板受桁桁受賃料	（覆工板設置面積７００ｍ２以下） H-350型 90日以内	m2	30			第 78 号単価表参照
溝形鋼（大形）　ＳＳ４００	[-７．５×２００×８０ ズレ止め	t	0.6			全損
スクラップ	鉄　ヘビーH2	t	0.7			副部材(B)、溝形鋼
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			スクラップ
砕石基礎工	RC-40 t=20cm 覆工板受桁桁受基礎	m2	4			覆工板受桁基礎 第 20 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横矢板設置・撤去	t=6cm H=3.92m	m2	10			第 79 号単価表参照
雑矢板設置・撤去	t=3cm H=1.05m	m2	24			第 80 号単価表参照
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			建設発生木材
小計						
【4.5 薬液注入工】						
二重管ストレーナ工法	複相式 土留欠損部	本	24			第 81 号単価表参照
二重管ストレーナ工法	複相式 底版改良部	本	24			第 82 号単価表参照
二重管ストレーナ工法	複相式 現場注入試験工	本	3			第 83 号単価表参照
注入設備据付・解体		現場	2			第 84 号単価表参照
排水汚泥土処理		日	10			第 85 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
水素イオン濃度（ＰＨ）	水質分析（生活環境項目）	検体	152			
【注入効果確認工】						
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ66mm 粘性土・シルト	m	5			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ66mm 砂・砂質土	m	2			
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	5			
標準貫入試験	砂・砂質土	回	1			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ86mm 粘性土・シルト	m	5			
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	φ86mm 砂・砂質土	m	2			
現場透水試験	ケーシング法 ＧＬ－10m以内	回	1			
土の一軸圧縮試験	ＪＩＳ Ａ １２１６	試料	2			
固定ピストン式シンウォールサンプラー	粘性土（０≦Ｎ値≦４）	本	2			

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						
【4.6 土工】						
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	120			土砂 第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	120			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)	盛土用土砂 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	110			第 30 号単価表参照
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	m	19			第 31 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削･積込	舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)	m2	44			第 33 号単価表参照
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	1			第 34 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	7			路盤材RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	7			現場～仮置場 第 37 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装工	車道及び路肩 仕上り厚30mm 大型車 再生密粒度アスコン（１３）	m2	44			第 86 号単価表参照
路盤工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚15cm 転圧回数1層 ＲＣ－４０	m2	44			第 87 号単価表参照
小計						
【4.7 道路復旧工】						
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	m	13			第 31 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削・積込	舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)	m2	75			第 33 号単価表参照
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	2			現場～仮置場 第 34 号単価表参照
不陸整正工（施工幅1.8m以上）	路盤材整正厚3cm	m2	75			第 41 号単価表参照
舗装工	車道及び路肩 仕上り厚30mm 大型車 再生密粒度アスコン（１３）	m2	75			第 86 号単価表参照
区画線設置工	白 w=15cm	m	12			第 88 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						
計						

【４工区:大網系φ700㎜送水管】

第 5 号内訳書　　仮設ヤード工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
【5.1 仮設工】						
敷鉄板設置・撤去		m2	312			第 44 号単価表参照
敷鉄板賃料	t22*914*1829 180日以内	枚	34			第 89 号単価表参照
敷鉄板賃料	t22*1524*3048 180日以内	枚	55			第 90 号単価表参照
土のう工	仕拵＋積立＋撤去 盛土用土砂	袋	355			第 51 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	10			第 29 号単価表参照
土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1㎜ 200g/㎡	m2	109			
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			廃プラスチック類
既設転落防止柵撤去工 土中建込用	ビーム式・パネル式 支柱間隔1.5m	m	39			第 91 号単価表参照
既設転落防止転落防止柵復旧工 土中建込用	ビーム式・パネル式 50m未満 支柱間隔1.5m	m	39			第 92 号単価表参照
工事用転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式 50m未満 支柱間隔3m	m	43			第 93 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用転落防止柵撤去工 土中建込用	ビーム式・パネル式 支柱間隔3m	m	43			第 94 号単価表参照
工事用転落防止柵	4段ビーム型　土中建込	m	43			
スクラップ	鉄　ヘビーH2	t	0.6			工事用転落防止柵
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			スクラップ
小計						
【5.2 土工】						
盛土工	盛土用土砂 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	10			第 52 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	10			第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	10			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
小計						
計						

【４工区:大網系φ700㎜送水管】

第 6 号内訳書　　試掘工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
【6.1 土工】						
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	m	22			第 31 号単価表参照
建設汚泥運搬費	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km	日				第 32 号単価表参照
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削･積込	舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)	m2	21			第 33 号単価表参照
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	1			現場～仮置場 第 34 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	3			路盤材RC-40 第 28 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40	m3	3			現場～仮置場 第 37 号単価表参照
バックホウ掘削積込	山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	40			土砂 第 28 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	40			現場～仮置場 第 29 号単価表参照
管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)	発生土 山積0.28m3(平積0.20m3)	m3	40			第 55 号単価表参照
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3	m3	40			仮置場～現場 第 29 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
舗装工	車道及び路肩 仕上り厚30mm 大型車 再生密粒度アスコン（１３）	m2	21			第 86 号単価表参照
路盤工（施工幅1.8m以上）	全仕上り厚15cm 転圧回数1層 ＲＣ－４０	m2	21			第 87 号単価表参照
土留工（軽量鋼矢板たて込み）	機械施工　掘削深3.8m以下 支保工 軽量金属製	m	3.5			第 95 号単価表参照
軽量鋼矢板賃料	2型、3型	t	1.9			第 96 号単価表参照
水圧四面梁賃料	1L型 1460～2170	式	1			
水圧四面梁賃料	2S型 1710～2560	式	1			
水圧四面梁賃料	操作ハンドル 345L	式	1			
水圧手動ポンプ賃料	タンク水量15～19L	式	1			
横矢板設置・撤去	t=5cm H=3.60m	m2	7			第 97 号単価表参照
建設廃棄物運搬費	2t・3tダンプ車	回	1			建設発生木材
小計						

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
計						

第 7 号 内訳書　　運搬・処分費(積上)　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
建設汚泥処分費	分析項目（Ph、鉛）	t	2			
水素イオン濃度（ＰＨ）	水質分析（生活環境項目）	検体	1			
鉛	水質分析	検体	1			
As塊運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離4.6km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3	m3	8			仮置場～処分場 第 98 号単価表参照
ＡＳ廃材処分費	山武	t	19			
路盤スラグ運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離18.7km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3 MS-25	m3	3			仮置場～処分場 第 99 号単価表参照
路盤スラグ廃材処分費	山武	t	6			
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離4.6km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3 M-30	m3	2			仮置場～処分場 第 100 号単価表参照
路盤廃材運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離4.6km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3 RC-40	m3	37			仮置場～処分場 第 101 号単価表参照
路盤廃材処分費	山武	t	80			
発生土運搬費	ＤＩＤ区間無し 運搬距離37.2km 良好 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3	m3	320			仮置場～処分場 第 102 号単価表参照

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
建設発生土処分費		m3	320			
建設発生木材処分費		t	2			
廃プラスチック類処分費		m3	3			
計						

第 8 号 内訳書　　交通管理工　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	447			第 103 号単価表参照
計						

第 9 号 内訳書　　仮設材運搬費(積上げ)　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
仮設材等の運搬	(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)	t	230.9			往路 第 104 号単価表参照
仮設材等の運搬	(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)	t	230.6			復路 第 104 号単価表参照
仮設材積込取卸	基地～現場	t	230.9			第 105 号単価表参照
仮設材積込取卸	現場～基地	t	230.6			第 106 号単価表参照
簡易仮設道路運搬費	H=0.74m A=348m2	式	1			往復
計						

第 10 号 内訳書　　役務費　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
借地料	528㎡ 借用期間5ヶ月	式	1			
計						

第 1 号　単価表　　砕石基礎工　　RC-40 t=15cm　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
運転手（特殊）		%	R3			
土木一般世話役		%	R4			
材料構成比		%	Z			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	%	Z1			
軽油		%	Z2			

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1㎡2　　当り					

第 2 号　単価表　　基礎コンクリート

無筋・鉄筋構造物 BH打設
18-8-25(20)

1　m3　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・ｸﾚｰﾝ機能付き]	山積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊	%	K1			
労務構成比		%	R			
特殊作業員		%	R1			
普通作業員		%	R2			
運転手（特殊）		%	R3			
土木一般世話役		%	R4			
材料構成比		%	Z			
生コンクリート	１８－８－２５（２０）　高炉 W/C60%以下	%	Z1			
軽油		%	Z2			

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1m3　　当り					

第 3 号　単価表　　埋殺型枠

繊維強化セメント板
小型構造物 t=5mm

1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
特殊作業員		%	R1			
普通作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
	1m2　当り					

第 4 号　単価表　　管固定コンクリート

小型構造物 BH打設
18-8-25(20)

1　m3　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・ｸﾚｰﾝ機能付き]	山積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊	%	K1			
労務構成比		%	R			
特殊作業員		%	R1			
普通作業員		%	R2			
運転手（特殊）		%	R3			
土木一般世話役		%	R4			
材料構成比		%	Z			
生コンクリート	１８－８－２５（２０）　高炉 W/C60%以下	%	Z1			
軽油		%	Z2			

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1m3　　当り					

第 5 号　単価表　　型枠　　小型構造物　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
型わく工		%	R1			
普通作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
	1m2　当り					

第 6 号　単価表　　管防護コンクリート

無筋・鉄筋構造物 BH打設
18-8-25(20)

1　m3　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・ｸﾚｰﾝ機能付き]	山積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊	%	K1			
労務構成比		%	R			
特殊作業員		%	R1			
普通作業員		%	R2			
運転手（特殊）		%	R3			
土木一般世話役		%	R4			
材料構成比		%	Z			
生コンクリート	１８－８－２５（２０）　高炉 W/C60%以下	%	Z1			
軽油		%	Z2			

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1m3　　当り					

第 7 号　単価表　　型枠　　無筋・鉄筋構造物　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
型わく工		%	R1			
普通作業員		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
	1m2　当り					

第 8 号　単価表　　差筋　　D16 SD345 L=1280,L=752　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1.03			
鉄筋工	加工・組立共　一般構造物 R7月単位現場閉所	t	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1t　当り					

第 9 号　単価表　　鋼矢板圧入　（５０＜Ｎｍａｘ≦６００）　Ⅲ型 圧入長6m以下　　10　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 107 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 108 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	10枚　当り					
	1枚　当り					

第 10 号　単価表　　鋼矢板引抜き　　Ⅲ型 引抜長6m以下　　10　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 109 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 110 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	10枚　当り					
	1枚　当り					

第 11 号　単価表　　鋼矢板賃料（普通鋼矢板）　　Ⅲ型 90日以内　　1　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
鋼矢板　賃料	Ⅲ型 90日以内	t	0.36			6*60/1000
鋼矢板　修理費及び損耗費		t	0.36			6*60/1000
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1枚　当り					

第 12 号　単価表　　油圧式杭圧入引抜機据付・解体　　圧入　　1　回　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 107 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 108 号単価表参照
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1回　当り					

第 13 号　単価表　　油圧式杭圧入引抜機据付・解体　　引抜　　1　回　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 109 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 110 号単価表参照
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1回　当り					

第 14 号　単価表　　切梁・腹起し設置・撤去　　H-300,350型 副部材含む　　10　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
切梁・腹起し設置		t	10			第 111 号単価表参照
切梁・腹起し撤去		t	10			第 112 号単価表参照
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10t　当り					
	1t　当り					

第 15 号　単価表　　山留材賃料(H型鋼)　　H－３００　　１　ｔ　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
主部材賃料		t	1			
主部材修理費及び損耗費		t	1			
副部材賃料	副部材（A）	t	0.22			
副部材（A）修理費及び損耗費		t	0.22			
副部材（B）修理費及び損耗費		t	0.04			
諸雑費		式	1			
計	１ｔ　当り					

第 16 号　単価表　　山留材賃料(H型鋼)　　H－３５０　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
主部材賃料		t	1			
主部材修理費及び損耗費		t	1			
副部材賃料	副部材（A）	t	0.22			
副部材（A）修理費及び損耗費		t	0.22			
副部材（B）修理費及び損耗費		t	0.04			
諸雑費		式	1			
計	1 t　当り					

第 17 号　単価表　　覆工板・覆工板受桁設置・撤去　　（覆工板設置面積７００ｍ２以下）　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板・覆工板受桁設置	（覆工板設置面積７００ｍ２以下）	m2	100			第 113 号単価表参照
覆工板・覆工板受桁撤去	（覆工板設置面積７００ｍ２以下）	m2	100			第 114 号単価表参照
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 18 号　単価表　　覆工板賃料　　鋼製滑り止め(補強型) 90日以内　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
覆工板　賃料	鋼製滑り止め(補強型) 90日以内	m2	1			
覆工板　修理費及び損耗費		m2	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1m2　当り					

第 19 号　単価表　　覆工板受桁及び覆工板受桁桁受賃料　（覆工板設置面積７００ｍ２以下）　H-350型 90日以内　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
受桁・桁受賃料	H-350型 90日以内	t	0.134			
H形鋼（山留主部材）	修理費及び損耗費	t	0.134			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1m2　当り					

第 20 号　単価表　　砕石基礎工　　RC-40 t=20cm 覆工板受桁桁受基礎　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．８ｍ３（平積０．６ｍ３）	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
運転手（特殊）		%	R3			
土木一般世話役		%	R4			
材料構成比		%	Z			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	%	Z1			
軽油		%	Z2			

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1㎡2　　当り					

第 21 号　単価表　　横矢板設置・撤去　　t=6cm　H=2.92m　　10　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
横矢板	L4.0m*t5～6cm*W15cm	m3	0.6			10*0.06
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m2　当り					
	1m2　当り					

第 22 号　単価表　　雑矢板設置・撤去　　t=3cm H=1.05m　　10　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
雑矢板	L2.0m*t3～4.5cm*W12cm	m3	0.3			10*0.03
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m2　当り					
	1m2　当り					

第 23 号　単価表　　ウエルポイント設置・撤去　　100　本　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ウエルポイント設置		本	100			第 115 号単価表参照
ウエルポイント撤去		本	100			第 116 号単価表参照
計	100本　当り					
	1本　当り					

第 24 号　単価表　　ウエルポイントポンプ設置・撤去　　1　組　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ウエルポイントポンプ設置		組	1			第 117 号単価表参照
ウエルポイントポンプ撤去		組	1			第 118 号単価表参照
計	1組　当り					

第 25 号　単価表　　ウエルポイントポンプ運転管理　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	1日　当り					

第 26 号　単価表　　ウエルポイント工損料　　1　式　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ウエルポイントポンプ	(ウエルポイント)	組	1			
ウエルポイント	(ウエルポイント)	本	12			
ヘッダーライン	(ウエルポイント)	m	18			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1式　当り					

第 27 号　単価表　　ジェット装置損料　　1　式　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ジェット装置	(ウエルポイント)	組	1			
スターカッター		個	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1式　当り					

第 28 号　単価表　　バックホウ掘削積込　　山積0.28m3(平積0.20m3)　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 119 号単価表参照
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 29 号　単価表　　発生土運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3　　10　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 120 号単価表参照
計	10ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 30 号　単価表　　管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)　　盛土用土砂 山積0.28m3(平積0.20m3)　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				現場での指揮・指導
普通作業員		人				機械投入に伴う補助労務
普通作業員		人				締固め補助
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 119 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 121 号単価表参照
盛土用土砂	ほぐし土量	ｍ３	133			
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

※施工パッケージ単価

第 31 号　単価表　　舗装版切断　　As舗装版 t=15cm以下　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
コンクリートカッタ[ﾊﾞｷｭｰﾑ式(超低騒音型)]	湿式 切削深20cm級 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ径φ56cm	%	K1			
労務構成比		%	R			
特殊作業員		%	R1			
土木一般世話役		%	R2			
普通作業員		%	R3			
材料構成比		%	Z			
コンクリートカッタ　(ブレード)	径１８インチ	%	Z1			
ガソリン	レギュラー	%	Z2			
	1m　当り					

第 32 号　単価表　　建設汚泥運搬費　　ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ[ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ] 2t積級 片道18.1km　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人				
軽油		L				
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	２ｔ積級	供用日				
タイヤ損耗費	２～３ｔ積級　良好　供用日	供用日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	１日　当り					

第 33 号　単価表　　ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版直接掘削･積込　　舗装厚0cmを超え10cm以下 山積0.28m3(平積0.20m3)　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 119 号単価表参照
計	100ｍ2　当り					
	1ｍ2　当り					

第 34 号　単価表　　As塊運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3　　10　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 120 号単価表参照
計	10ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 35 号　単価表　　路盤スラグ運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 MS-25　　10　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 120 号単価表参照
計	10ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 36 号　単価表　　路盤廃材運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 M-30　　10　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 120 号単価表参照
計	10ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 37 号　単価表　　路盤廃材運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離0.8km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ4ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.28m3 RC-40　　10　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 120 号単価表参照
計	10ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 38 号　単価表　　舗装工

車道及び路肩 仕上り厚50㎜ 大型車
再生密粒度アスコン（１３）　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（１３）	t	12.573			100*50/1000*2.35*(1+0.07)
アスファルト乳剤	ＰＫ－３　プライムコート用	L				
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 運転質量0.5～0.6t	日				第 122 号単価表参照
振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ運転	前進型 機械質量40～60kg	日				第 123 号単価表参照
諸雑費		式	1			
計	100ｍ2　当り					
	1ｍ2　当り					

第 39 号　単価表　　上層路盤工（施工幅1.8m以上）　　全仕上り厚10cm 転圧回数1層　ＭＳ－２５　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
高炉スラグ	粒調　２５－０	m3	12.7			100*0.1*(1+0.27)
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 124 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 125 号単価表参照
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 40 号　単価表　　下層路盤工（施工幅1.8m以上）　　全仕上り厚15cm 転圧回数1層　ＲＣ－４０　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	m3	19.05			100*0.15*(1+0.27)
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 124 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 125 号単価表参照
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 41 号　単価表　　不陸整正工（施工幅1.8m以上）　　路盤材整正厚3cm　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
高炉スラグ	粒調　２５－０	m3	3.81			100*0.03*(1+0.27)
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 124 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 125 号単価表参照
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 42 号　単価表　　暗渠排水管

高密度ポリエチレン波状管 シングル有孔管
φ250 据付・撤去　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
土木一般世話役		%	R2			
材料構成比		%	Z			
暗渠排水管（波状管）	高密度ポリエチレン管 シングル有孔管 φ250	%	Z1			
	1m　当り					

第 43 号　単価表　　フィルター材　　RC-40　　1　m3　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[後方超小旋回・超低騒音]	ｸﾚｰﾝ付2014年 山積0.5m3 吊2.9t	%	K1			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
運転手（特殊）		%	R2			
土木一般世話役		%	R3			
特殊作業員		%	R4			
材料構成比		%	Z			
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	%	Z1			
軽油		%	Z2			

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
	1m3 当り					

第 44 号　単価表　　敷鉄板設置・撤去　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
とび工		人				
普通作業員		人				
バックホウ（クローラ型）運転		日				第 126 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 45 号　単価表　　敷鉄板賃料　　t22*1219*2438 180日以内　　1　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	t22*1219*2438 180日以内	枚･日	160			
整備費（敷鉄板）	t22*1219*2438	枚	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1枚　当り					

第 46 号　単価表　　敷鉄板賃料　　t22*1524*3048 180日以内　　1　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	t22*1524*3048 180日以内	枚･日	160			
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×３０４８mm	枚	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1枚　当り					

第 47 号　単価表　　敷鉄板賃料　　t22*1524*6096 180日以内　　1　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	t22*1524*6096 180日以内	枚･日	160			
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６mm	枚	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1枚　当り					

第 48 号　単価表　　砂利舗装工（施工幅1.8m以上）　　全仕上り厚20cm 転圧回数2層　ＲＣ－４０　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	m3	25.4			100*0.2*(1+0.27)
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 124 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 125 号単価表参照
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 49 号　単価表　　耐候性大型土のう製作・設置工　　ﾊﾞｯｸﾎｳ設置 容量1m3　盛土用土砂 ｸﾚｰﾝ付 山積0.45/平積0.35m3 吊能力2.9t　　10　袋　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
耐候性大型土のう	容量１ｍ3	袋	10			
盛土用土砂	ほぐし土量	ｍ３	10			
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型) 後方超小旋回型運転	ｸﾚｰﾝ付 山積0.45/平積0.35m3 吊能力2.9t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)低騒音型	日				第 127 号単価表参照
諸雑費		式				
計	10袋　当り					
	1袋　当り					

第 50 号　単価表　　耐候性大型土のう撤去工

標準型･ｸﾚｰﾝ機能付 山0.8/平0.6m3 吊2.9t
作業半径6m以下 高さ-3m≦H≦2m

10　袋　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型･ｸﾚｰﾝ機能付 山0.8/平0.6m3 吊2.9t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 128 号単価表参照
諸雑費		式				
計	10袋　当り					
	1袋　当り					

第 51 号　単価表　　土のう工　　仕拵＋積立＋撤去
盛土用土砂　　100　袋　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
盛土用土砂	ほぐし土量	ｍ３	2			
普通作業員		人				
土のう	６２×４８ｃｍ	袋	100			
諸雑費		式	1			
計	100袋　当り					
	1袋　当り					

第 52 号　単価表　　盛土工

盛土用土砂
山積0.28m3(平積0.20m3)

100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				現場での指揮・指導
普通作業員		人				機械投入に伴う補助労務
普通作業員		人				締固め補助
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 119 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 121 号単価表参照
盛土用土砂	ほぐし土量	ｍ３	133			
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 53 号　単価表　　盛土工

ＲＣ－４０
山積0.28m3(平積0.20m3)

100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				現場での指揮・指導
普通作業員		人				機械投入に伴う補助労務
普通作業員		人				締固め補助
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 119 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 121 号単価表参照
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	m3	100			
計	100m3　当り					
	1m3　当り					

第 54 号　単価表　　暗渠排水管

高密度ポリエチレン波状管 ダブル有孔管
φ50 据付

1　m　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
土木一般世話役		%	R2			
材料構成比		%	Z			
暗渠排水管（波状管）	高密度ポリエチレン管 φ50 ダブル有孔管	%	Z1			
	1m　当り					

第 55 号　単価表　　管路埋戻費(機械埋戻・バックホウ)　　発生土 山積0.28m3(平積0.20m3)　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				現場での指揮・指導
普通作業員		人				機械投入に伴う補助労務
普通作業員		人				締固め補助
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 119 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 121 号単価表参照
計	100m3　当り					
	1m3　当り					

第 56 号　単価表　　暗渠排水管　　既設管 φ50 撤去　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
労務構成比		%	R			
普通作業員		%	R1			
土木一般世話役		%	R2			
	1ｍ　当り					

第 57 号　単価表　　畔復旧工　　山積0.45m3(平積0.35m3)　　10　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ(賃料)	[クローラ型]山積0.45m3(平積0.35m3)	日				第 129 号単価表参照
普通作業員		人				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m　当り					
	1m　当り					

第 58 号　単価表　　耕地復旧(耕起)　　トラクタ22kW級(30Ps)　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
トラクタ	乗用ホイール型・四輪駆動 22kW級(30Ps)	時間				第 130 号単価表参照
普通作業員		人				
諸雑費		式				
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 59 号　単価表　　空気弁設置・撤去工　　人力施工 呼び径100㎜　　1　基　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計	1基　当り					

第 60 号　単価表　　消火栓設置・撤去工（人力施工）　　小型消火栓　消火栓　　1　箇所　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計	1箇所　当り					

第 61 号　単価表　　硬質塩化ビニル管撤去工　　呼び径100㎜　　10　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
計	10ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 62 号　単価表　　硬質塩化ビニル管据付工　　呼び径100㎜　　10　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
計	10ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 63 号　単価表　　硬質塩化ビニル管ＴＳ継手工　　呼び径100㎜　　2　口　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計	2口　当り					
	1口　当り					

第 64 号　単価表　　硬質塩化ビニル管切断工　　呼び径100㎜　　1　口　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計	1口　当り					

第 65 号　単価表　　硬質塩化ビニル管撤去工　　呼び径50㎜　　10　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
計	10ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 66 号　単価表　　硬質塩化ビニル管据付工　　呼び径50㎜　　10　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
計	10ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 67 号　単価表　　硬質塩化ビニル管ＴＳ継手工　　呼び径50㎜　　2　口　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計	2口　当り					
	1口　当り					

第 68 号　単価表　　硬質塩化ビニル管切断工　　呼び径50㎜　　1　口　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
配管工		人				
普通作業員		人				
諸雑費		式	1			
計	1口　当り					

第 69 号　単価表　　上層路盤工（施工幅1.8m以上）　　全仕上り厚10cm 転圧回数1層　Ｍ－３０　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
粒度調整砕石	Ｍ－３０	m3	12.7			100*0.1*(1+0.27)
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 124 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 125 号単価表参照
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 70 号　単価表　　土留工（軽量鋼矢板たて込み）　　機械施工　掘削深3.0m以下
支保工 軽量金属製　　100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽量鋼矢板たて込み工（両側分）	機械施工　掘削深3.0m以下 ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3(平積0.2m3)	m	100			第 131 号単価表参照
軽量鋼矢板引抜工（両側分）	機械施工　掘削深3.0m以下 ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3(平積0.2m3)	m	100			第 132 号単価表参照
軽量金属製支保設置撤去工	２段　3.5m以下　軽量金属腹起し材 水圧式パイプサポート	m	100			第 133 号単価表参照
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 71 号　単価表　　軽量鋼矢板賃料　　2型、3型　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽量鋼矢板賃料		t	1			
修理費及び損耗費		t	1			
諸雑費		式	1			
計	1 t　当り					

第 72 号　単価表　　横矢板設置・撤去　　t=5cm　H=2.82m　　10　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
横矢板	L4.0m*t5～6cm*W15cm	m3	0.5			10*0.05
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m2　当り					
	1m2　当り					

第 73 号　単価表　　鋼矢板圧入（Ｎｍａｘ≦２５）　　Ⅲ型 圧入長9m以下　　10　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 134 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 110 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	10枚　当り					
	1枚　当り					

第 74 号　単価表　　鋼矢板引抜き　　Ⅲ型 引抜長9m以下　　10　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 109 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 110 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	10枚　当り					
	1枚　当り					

第 75 号　単価表　　油圧式杭圧入引抜機据付・解体　　圧入　　1　回　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
とび工		人				
油圧式杭圧入引抜機運転		日				第 134 号単価表参照
ラフテレーンクレーン運転		日				第 110 号単価表参照
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1回　当り					

第 76 号　単価表　　山留材賃料(H型鋼)　　H－３００　　１　ｔ　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
主部材賃料		t	1			
主部材修理費及び損耗費		t	1			
副部材賃料	副部材（A）	t	0.22			
副部材（A）修理費及び損耗費		t	0.22			
副部材（B）修理費及び損耗費		t	0.04			
諸雑費		式	1			
計	１ｔ　当り					

第 77 号　単価表　　山留材賃料(H型鋼)　　H－３５０　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
主部材賃料		t	1			
主部材修理費及び損耗費		t	1			
副部材賃料	副部材（A）	t	0.22			
副部材（A）修理費及び損耗費		t	0.22			
副部材（B）修理費及び損耗費		t	0.04			
諸雑費		式	1			
計	1 t　当り					

第 78 号　単価表　　覆工板受桁及び覆工板受桁桁受賃料　（覆工板設置面積７００ｍ２以下）　H-350型 90日以内　　1　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
受桁・桁受賃料	H-350型 90日以内	t	0.134			
H形鋼（山留主部材）	修理費及び損耗費	t	0.134			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1m2　当り					

第 79 号　単価表　　横矢板設置・撤去　　t=6cm　H=3.92m　　10　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
横矢板	L4.0m*t5～6cm*W15cm	m3	0.6			10*0.06
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m2　当り					
	1m2　当り					

第 80 号　単価表　　雑矢板設置・撤去　　t=3cm H=1.05m　　10　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
雑矢板	L2.0m*t3～4.5cm*W12cm	m3	0.3			10*0.03
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m2　当り					
	1m2　当り					

第 81 号　単価表　　二重管ストレーナ工法　　複相式 土留欠損部　　1　本　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
土質安定注入薬剤	セメント系 サンコーハードAQ-2	L				
ボーリングマシン［油圧式］	５．５ｋW級	日				
薬液注入ポンプ	５～２０Ｌ／ｍｉｎ×２（９．８ＭＰａ）	日				
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	0			第 135 号単価表参照
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	1.64			第 136 号単価表参照
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	4.75			第 137 号単価表参照
二重管ストレーナ工法注入	消耗材料費	KL	2.286			2286/1000 第 138 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
計	1本　　当り					

第 82 号　単価表　　二重管ストレーナ工法　　複相式 底版改良部　　1　本　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
土質安定注入薬剤	セメント系 サンコーハードAQ-2	L				
ボーリングマシン［油圧式］	５．５ｋＷ級	日				
薬液注入ポンプ	５～２０Ｌ／ｍｉｎ×２（９．８ＭＰａ）	日				
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	0			第 135 号単価表参照
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	1.64			第 136 号単価表参照
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	4.75			第 137 号単価表参照
二重管ストレーナ工法注入	消耗材料費	KL	0.693			693/1000 第 138 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
計	1本　　当り					

第 83 号　単価表　　二重管ストレーナ工法　　複相式 現場注入試験工　　1　本　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
土質安定注入薬剤	セメント系 サンコーハードAQ-2	L				
ボーリングマシン［油圧式］	５．５ｋＷ級	日				
薬液注入ポンプ	５～２０Ｌ／ｍｉｎ×２（９．８ＭＰａ）	日				
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	0			第 135 号単価表参照
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	1.64			第 136 号単価表参照
二重管ストレーナ工法削孔	消耗材料費	m	4.75			第 137 号単価表参照
二重管ストレーナ工法注入	消耗材料費	KL	2.286			2286/1000 第 138 号単価表参照
諸雑費（率＋まるめ）		式				

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
計	1本　　当り					

第 84 号　単価表　　注入設備据付・解体　　1　現場　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
トラック［クレーン装置付］	ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t	時間				第 139 号単価表参照
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1現場　当り					

第 85 号　単価表　　排水汚泥土処理　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径φ５０ｍｍ　全揚程２０ｍ	日				
アルカリ水中和装置［炭酸ガス式］	処理量６ｍ３／ｈ級	時間				
水槽（一般工事用）［鋼板製簡易水槽］	５ｍ３	供用日				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	１日　当り					

第 86 号　単価表　　舗装工

車道及び路肩 仕上り厚30㎜ 大型車
再生密粒度アスコン（１３）　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（１３）	t	7.544			100*30/1000*2.35*(1+0.07)
アスファルト乳剤	ＰＫ－３　プライムコート用	L				
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 運転質量0.5～0.6t	日				第 122 号単価表参照
振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ運転	前進型 機械質量40～60kg	日				第 123 号単価表参照
諸雑費		式	1			
計	100ｍ2　当り					
	1ｍ2　当り					

第 87 号　単価表　　路盤工（施工幅1.8m以上）　　全仕上り厚15cm 転圧回数1層　ＲＣ－４０　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	m3	19.05			100*0.15*(1+0.27)
振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	日				第 124 号単価表参照
タンパ運転	質量60～80kg	日				第 125 号単価表参照
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第 88 号　単価表　　区画線設置工　　白 w=15cm　　1000　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
区画線設置（溶融式）　昼間	豪雪無　実線15cm　制約無 R7月単位現場閉所	m	1,000			
トラフィックペイント　溶融型	３種１号　ビーズ１５～１８　白	kg	390			
ガラスビーズ	０．１０６～０．８５０mm	kg	25			
接着用プライマー	区画線用	kg	25			
軽油		L				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	1000m　当り					
	1m　当り					

第 89 号　単価表　　敷鉄板賃料　　t22*914*1829 180日以内　　1　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	t22*914*1829 180日以内	枚･日	180			
整備費（敷鉄板）	t22*914*1829	枚	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1枚　当り					

第 90 号　単価表　　敷鉄板賃料　　t22*1524*3048 180日以内　　1　枚　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
敷鉄板賃料	t22*1524*3048 180日以内	枚･日	180			
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×３０４８mm	枚	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1枚　当り					

第 91 号　単価表　　既設転落防止柵撤去工 土中建込用　　ビーム式・パネル式 支柱間隔1.5m　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵撤去工 土中建込用	ビーム式・パネル式 R7月単位現場閉所	m	1			
諸雑費		式	1			
計	1m　当り					

全体補正値の算定　　(防護柵撤去)
補正値=(K1*K2*K3~5)
=(1*1*2)=2
K1:時間的制約による補正係数 = 1
K2:夜間作業による補正係数 = 1
K3~5:支柱間隔による補正係数 = 2

第 92 号　単価表　　既設転落防止転落防止柵復旧工 土中建込用　ビーム式・パネル式 50m未満 支柱間隔1.5m　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式 R7月単位現場閉所	m	1			
諸雑費		式	1			
計	1m　当り					

全体補正値の算定　　(防護柵設置(土中建込))

補正値=(1+S/100)*(K1*K2*K3~5)
=(1+40/100)*(1*1*2)=2.8
S　:施工規模による加算率 = 40 %
K1　:時間的制約による補正係数 = 1
K2　:夜間作業による補正係数 = 1
K3~5:支柱間隔による補正係数 = 2

第 93 号　単価表　　工事用転落防止柵設置工 土中建込用　　ビーム式・パネル式 50m未満 支柱間隔3m　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵設置工 土中建込用	ビーム式・パネル式 R7月単位現場閉所	m	1			
諸雑費		式	1			
計	1m　当り					

全体補正値の算定　　(防護柵設置(土中建込))

補正値=(1+S/100)*(K1*K2*K3~5)
=(1+40/100)*(1*1*1)=1.4
S　:施工規模による加算率 = 40 %
K1　:時間的制約による補正係数 = 1
K2　:夜間作業による補正係数 = 1
K3~5:支柱間隔による補正係数 = 1

第 94 号　単価表　　工事用転落防止柵撤去工 土中建込用　　ビーム式・パネル式 支柱間隔3m　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横断・転落防止柵撤去工 土中建込用	ビーム式・パネル式 R7月単位現場閉所	m	1			
諸雑費		式	1			
計	1m　当り					

全体補正値の算定　　(防護柵撤去)
補正値=(K1*K2*K3~5)
=(1*1*1)=1
K1:時間的制約による補正係数 = 1
K2:夜間作業による補正係数 = 1
K3~5:支柱間隔による補正係数 = 1

第 95 号　単価表　　土留工（軽量鋼矢板たて込み）　　機械施工　掘削深3.8m以下
支保工 軽量金属製　　100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽量鋼矢板たて込み工（両側分）	機械施工　掘削深3.8m以下 ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3(平積0.2m3)	m	100			第 140 号単価表参照
軽量鋼矢板引抜工（両側分）	機械施工　掘削深3.8m以下 ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3(平積0.2m3)	m	100			第 141 号単価表参照
軽量金属製支保設置撤去工	３段　3.8m未満　軽量金属腹起し材 水圧式パイプサポート	m	100			第 142 号単価表参照
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 96 号　単価表　　軽量鋼矢板賃料　　2型、3型　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽量鋼矢板賃料		t	1			
修理費及び損耗費		t	1			
諸雑費		式	1			
計	1 t　当り					

第 97 号　単価表　　横矢板設置・撤去　　t=5cm H=3.60m　　10　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
普通作業員		人				
横矢板	L4.0m*t5～6cm*W15cm	m3	0.5			10*0.05
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	10m2　当り					
	1m2　当り					

第 98 号　単価表　　As塊運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離4.6km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 143 号単価表参照
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第 99 号　単価表　　路盤スラグ運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離18.7km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3 MS-25　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 143 号単価表参照
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第100号　単価表　　路盤廃材運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離4.6km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3 M-30　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 143 号単価表参照
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第101号　単価表　　路盤廃材運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離4.6km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3 RC-40　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 143 号単価表参照
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第102号　単価表　　発生土運搬費

ＤＩＤ区間無し 運搬距離37.2km 良好
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ10ｔ積 ﾊﾞｯｸﾎｳ山積0.8m3　　100　m3　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転	ｵﾝﾛｰﾄﾞ･ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級 タイヤ損耗(良好)	日				第 143 号単価表参照
計	100ｍ3　当り					
	1ｍ3　当り					

第103号　単価表　　交通誘導警備員Ｂ　　1　人日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1人日　当り					

第104号　単価表　　仮設材等の運搬　　（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ａ	製品長12m以内 10kmまで	t	1			
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1t　当り					

第105号　単価表　　仮設材積込取卸　　基地～現場　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1			
計	1t　当り					

第106号　単価表　　仮設材積込取卸　　現場～基地　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	1			
計	1t　当り					

第107号　単価表　　油圧式杭圧入引抜機運転　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L				
油圧式杭圧入引抜機[E式ﾕﾆｯﾄ(硬質地盤用)]	排ｶﾞｽ型(第3次) 普通鋼矢板用 圧入800kN	供用日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1日　当り					

第108号　単価表　　ラフテレーンクレーン運転　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				
軽油		L				
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ｶﾞｽ対策型(2011年規制)50~51t吊	供用日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1日　当り					

第109号　単価表　　油圧式杭圧入引抜機運転　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L				
油圧式杭圧入引抜機［エンジン式ユニット］	排ｶﾞｽ型(2014年規制) 圧入800kN	供用日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1日　当り					

第110号　単価表　　ラフテレーンクレーン運転　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				
軽油		L				
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	排出ガス対策型（第３次基準値）２５ｔ吊	供用日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	１日　当り					

第111号　単価表　　切梁・腹起し設置　　10　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
とび工		人				
溶接工		人				
普通作業員		人				
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	10ｔ　当り					
	1ｔ　当り					

第112号　単価表　　切梁・腹起し撤去　　10　t　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
とび工		人				
溶接工		人				
普通作業員		人				
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	10ｔ　当り					
	1ｔ　当り					

第113号　単価表　　覆工板・覆工板受桁設置　　（覆工板設置面積７００ｍ２以下）　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
とび工		人				
溶接工		人				
普通作業員		人				
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第114号　単価表　　覆工板・覆工板受桁撤去　　（覆工板設置面積７００ｍ２以下）　　100　m2　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
とび工		人				
溶接工		人				
普通作業員		人				
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	２５ｔ吊	日				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	100m2　当り					
	1m2　当り					

第115号　単価表　　ウエルポイント設置　　100　本　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	100本　当り					
	1本　当り					

第116号　単価表　　ウエルポイント撤去　　100　本　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	100本　当り					
	1本　当り					

第117号　単価表　　ウエルポイントポンプ設置　　1　組　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	1組　当り					

第118号　単価表　　ウエルポイントポンプ撤去　　1　組　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
諸雑費（率＋まるめ）		式				
計	1組　当り					

第119号　単価表　　ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転　　標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)　　1　h　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				
諸雑費		式	1			
計	1 h　当り					

第120号　単価表　　ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転　　ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級 タイヤ損耗(良好)　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人				
軽油		L				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 4t積級	供用日				
タイヤ損耗費	4t 良好	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第121号　単価表　　タンパ運転　　質量60～80kg　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
ガソリン	レギュラー	L				
ﾀﾝﾊﾟ及びﾗﾝﾏ賃料	ﾗﾝﾏ 質量60～80kg	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第122号　単価表　　振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転　　ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 運転質量0.5～0.6t　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
軽油		L				
振動ﾛｰﾗ(舗装用)	ﾊﾝﾄﾞｶﾞｲﾄﾞ式 運転質量0.5～0.6t	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第123号　単価表　　振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ運転　　前進型 機械質量40～60kg　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
ガソリン	レギュラー	L				
振動ｺﾝﾊﾟｸﾀ	前進型 機械質量40～60kg	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第124号　単価表　　振動ﾛｰﾗ(舗装用)運転　　搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L				
振動ﾛｰﾗ(舗装用)賃料	搭乗･ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ式 運転質量3～4t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第125号　単価表　　タンパ運転　　質量60～80kg　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人				
ガソリン	レギュラー	L				
ﾀﾝﾊﾟ及びﾗﾝﾏ賃料	ﾗﾝﾏ 質量60～80kg	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第126号　単価表　　バックホウ（クローラ型）運転　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				
軽油		L				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ)[標準・ｸﾚｰﾝ機能付き]	山積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊	日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1日　当り					

第127号　単価表　　ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型) 後方超小旋回型運転　　ｸﾚｰﾝ付 山積0.45/平積0.35m3 吊能力2.9t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)低騒音型　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型) 後方超小旋回型賃料	ｸﾚｰﾝ付 山積0.45/平積0.35m3 吊能力2.9t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)低騒音型	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第128号　単価表　　ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転　　標準型・ｸﾚｰﾝ機能付 山0.8/平0.6m3 吊2.9t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)賃料	標準型・ｸﾚｰﾝ機能付 山0.8/平0.6m3 吊2.9t 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第129号　単価表　　バックホウ(賃料)　　[クローラ型]山積0.45m3(平積0.35m3)　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				
軽油		L				
バックホウ（クローラ）［標準］	山積０．４５ｍ３（平積０．３５ｍ３）	日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	１日　当り					

第130号　単価表　　トラクタ　　乗用ホイール型・四輪駆動 22kW級(30Ps)　　1　時間　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人				
軽油		L				
農用トラクタ	乗用ホイール型・四輪駆動 22kW級(30Ps)	時間				
計	1時間　当り					

第131号　単価表　　軽量鋼矢板たて込み工（両側分）　　機械施工　掘削深3.0m以下 ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3(平積0.2m3)　　100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 144 号単価表参照
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 132 号　単価表　　軽量鋼矢板引抜工（両側分）

機械施工　掘削深3.0m以下
ｸﾛｰﾗ型　山積0.28m3(平積0.2m3)

100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型　山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 144 号単価表参照
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第133号　単価表　　軽量金属製支保設置撤去工　　２段　3.5m以下　軽量金属腹起し材 水圧式パイプサポート　　100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第134号　単価表　　油圧式杭圧入引抜機運転　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L				
油圧式杭圧入引抜機［エンジン式ユニット］	排ｶﾞｽ型(2014年規制) 圧入800kN	供用日				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1日　当り					

第135号　単価表　　二重管ストレーナ工法削孔　　消耗材料費　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
二重管ボーリングロッド		m	0.05			
メタルクラウン	φ４１mm	個	0.3			
複相用グラウトモニタ	φ４０．５mm	個	0.005			
その他雑品		式	1			
計	1m　当り					

第136号　単価表　　二重管ストレーナ工法削孔　　消耗材料費　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
二重管ボーリングロッド		m	0.03			
メタルクラウン	φ４１mm	個	0.04			
複相用グラウトモニタ	φ４０．５mm	個	0.003			
その他雑品		式	1			
計	1m　当り					

第137号　単価表　　二重管ストレーナ工法削孔　　消耗材料費　　1　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
二重管ボーリングロッド		m	0.02			
メタルクラウン	φ４１mm	個	0.03			
複相用グラウトモニタ	φ４０．５mm	個	0.002			
その他雑品		式	1			
計	1m　当り					

第138号　単価表　　二重管ストレーナ工法注入　　消耗材料費　　1　KL　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
複相用グラウトモニタ	φ４０．５mm	個	0.02			
複相用注入用ホース類 φ１２mm	４．９MPａ　Ｌ＝５０ｍ×３	組	0.005			
複相用サクションホース	φ３８mm　Ｌ＝３ｍ×３	組	0.003			
その他雑品		式	1			
計	1KL　当り					

第139号　単価表　　トラック［クレーン装置付］　　ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t　　1　時間　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人				
軽油		L				
トラック［クレーン装置付］	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積 吊能力2.9t	時間				
諸雑費（まるめ）		式	1			
計	1時間　当り					

第140号　単価表　　軽量鋼矢板たて込み工（両側分）　　機械施工　掘削深3.8m以下 ｸﾛｰﾗ型 山積0.28m3(平積0.2m3)　　100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 144 号単価表参照
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第 141 号　単価表　　軽量鋼矢板引抜工（両側分）

機械施工　掘削深3.8m以下
ｸﾛｰﾗ型　山積0.28m3(平積0.2m3)

100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				第 144 号単価表参照
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第142号　単価表　　軽量金属製支保設置撤去工　　3段　3.8m未満　軽量金属腹起し材 水圧式パイプサポート　　100　m　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
計	100ｍ　当り					
	1ｍ　当り					

第143号　単価表　　ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運転　　ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級　タイヤ損耗(良好)　　1　日　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（一般）		人				
軽油		L				
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ	ｵﾝﾛｰﾄﾞ・ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 10t積級	供用日				
タイヤ損耗費	10t 良好	供用日				
諸雑費		式	1			
計	1日　当り					

第144号　単価表　　ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)運転　　標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)　　1　h　当り

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手 (特殊)		人				
軽油		L				
ﾊﾞｯｸﾎｳ(ｸﾛｰﾗ型)	標準型 山積0.28/平積0.2m3 排出ｶﾞｽ対策型(第1次基準値)	h				
諸雑費		式	1			
計	1ｈ　当り					

東金浄水場系送水管仕切弁設置工事（その２）

特　記　仕　様　書

九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団

第１章　一般共通事項

１．本特記仕様書によって施工する工事は、東金浄水場系送水管仕切弁設置工事（その２）で、設計書及び工事等共通仕様書、関係法令等に基づき九十九里地域水道企業団監督職員（以下監督職員という。）の指示に従い施工すること。

２．受注者は、工期を厳守し、同期間内に完成させること。

３．受注者は、工事施工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。

４．設計図書に明示ない事項で疑問を生じた場合は、監督職員と協議することとし、施工上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工すること。

５．当企業団は、必要に応じて工事の増減、変更又は中止を命ずることができる。

また、工事施工上、設計変更が生じた場合においても、これらの場合における請負金額の増減は、契約書に基づき当企業団及び受注者両者協議のうえ、当企業団単価及び積算基準により行うものとする。

６．受注者は、工事施工にあたり、工事に関する諸法規、関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、安全対策に十分留意すること。

７．工事施工にあたり、資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者が施工すること。

８．工事用機械、器具等は、設計図書に指定されている場合は、これに適用するものを使用すること。

ただし、工事施工にあたり、より条件に合った機械、器具がある場合は監督職員の承諾を得て使用することができる。

９．工事施工に際し、障害となる既設構造物その他に対しては、監督職員と協議のうえ防護又は一時移転を行うこと。

万一損害を与えた場合は、受注者の責任において一切を処理すること。

10．本工事に関連して、他の工事及びその他交渉の必要が生じたときは、監督職員に連絡し、関係者による協議を実施し工事の進捗を図ること。

11．就業時間は、平日午前８時３０分より午後５時迄とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。

ただし、平日以外または就業時間外に作業を行う必要を生じた場合は、監督職員にその内容を説明し、書面により承諾を得たうえで実施することができる。

12．作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施工すること。

また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。

13．受注者は、設計図書に記載された機器、材料について、承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得ること。

14．受注者は、機器及び材料については、現場搬入の都度、監督職員の確認を受けること。

15．受注者は、当企業団の定める工事記録写真撮影要領により写真を撮影し、完成図書とともに提出すること。

16. 工事完成検査にあたり、現場代理人及び主任技術者は当該検査に立ち会わなければならない。

17. 本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事であるため、以下の事項に留意して施工すること。

受注者は、工事着手前に、週休２日の取得計画が確認できる書類を作成し、監督職員の確認を得たうえで、週休２日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

また、４週８休以上を前提に工事費を補正していることから、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は請負代金額のうち補正分を減額変更する。

なお、週休２日制の実施にあたっては、「九十九里地域水道企業団週休２日制適用工事試行要領（令和４年５月）」に基づき行うこと。

18. 提出書類

（１）契約関係　　一式（紙媒体）

（２）施工管理関係　一式（紙媒体、電子納品（２枚））

九十九里地域水道企業団ホームページ（トップページ）　＞　工事情報　＞　工事及び業務委託関係提出書類　を参照すること。

（３）その他監督職員の指示するもの。

第２章　アスベスト調査等

本工事は、アスベスト調査等の対象工事で

□あるので、本章を適用する。

☑ないので、本章を適用しない。

第３章　工事仕様

１．工事概要

（１）不断水仕切弁設置工

ア　不断水バタフライ弁（φ700・7.5k 仕様・鋳鉄管用・充水機能付）１基

イ　不断水バタフライ弁（φ700・ 10k 仕様・鋳鉄管用・充水機能付）１基

（２）仮設ヤード工　　８０９㎡

（３）試掘工　　２カ所

２．主要材料

（１）不断水バタフライ弁（３工区）

ア　接続既設管　：鋳鉄管

イ　口径　　：φ700

ウ　使用流体　　：上水

エ　設計水圧　　：0.75MPa

（２）不断水バタフライ弁（４工区）

ア　接続既設管　：鋳鉄管

イ　口径　　：φ700

ウ　使用流体　　：上水

エ　使用圧力　　：1.00MPa

（３）コンクリート

種　　別	設計強度 N／mm2	スランプ cm	粗骨材の寸法 cm	備　　考
管防護コンクリート	18	8	25(20)	
管固定コンクリート				
基礎コンクリート				

（４）スラストコンクリート用棒鋼

ア　異形棒鋼　　：D16　SD345

３．事前調査

（１）受注者は、発注者の注意事項、設計意図について、十分に理解すること。

（２）受注者は、当該工事区域を踏査又は試掘を実施し、舗装状況、既設管との取合い、設置位置の交通量について調査すること。

（３）上記の踏査結果に基づき、建設機械の選定、仮設道路計画、設置位置について、監督員と協議すること。

（４）土留矢板の施工時は、周囲の状況を調査し、構造物や民家への影響の程度を把握すること。

（５）必要に応じて、受注者の負担により現場事務所を設置すること。

（６）設計図書を熟読し、疑問点を解明すること。

（７）試掘により、不断水仕切弁の設置箇所周辺に、既設管の受口等、施工時に支障となる物が存在しないことを確認すること。

４．着工準備

（１）受注者の責任において、工事に必要な交通止め、片側通行止め等について、所管の監督官庁へ手続を行うこと。

（２）受注者は、工事に必要な各種の標識を準備すること。

（３）資材置場は、受注者の負担において確保すること。

（４）次の各項目について、監督員の承諾を求めること。

ア．弁栓類（不断水仕切弁・鉄蓋）

イ．埋戻し用砂、山砂（有機物・塩分含有量等の試験成績書を含む）

ウ．舗装材（粒度分析・比重・強度・含水率等の試験成績書を含む）

エ．写真撮影地点及び方法

オ．不断水仕切弁の設置位置及び舗装道路における切断位置

カ．その他、監督員の指示するもの

（５）書類等の準備

受注者は、必要に応じて次の書類を準備、提出すること。

ア．週間工程表

イ．主要資材に関するもの（仕様書、納品書、試験成績書、規格認定書等）

ウ．材料承諾願

エ．写真帳

オ．工事関係提出書類（【九十九里地域水道企業団ホームページ（トップページ）＞　工事情報　＞　工事及び業務委託関係提出書類】を参照すること）

カ．関係法令等に基づく届出、申請書類等（道路使用許可申請書など）

５．土工事

（１）舗装切断の切断位置は、中央に不断水仕切弁の設置が出来るように選定すること。

（２）掘削機械は、現場状況にあった機種を使用すること。

（３）機械掘削後、工事が安全かつ確実に行えるよう不陸整正等を行うこと。

（４）１日当りの掘削施工量は、即日に復旧出来る範囲とする。

ただし、事情により即日復旧が出来ない場合はこの限りでない。

この場合は覆工板又は敷鉄板を敷設、保安灯を設置する等の十分な安全対策を行うこと。

（５）仮復旧は交通に、支障のないよう必ず施工すること。

また、復旧後は常に巡回し沈下・陥没がある時は、速やかに復旧すること。

（６）本復旧は仮復旧完了後、適切な期間を空けて自然転圧を行って実施すること。

（７）設計厚（仕上厚）を厳守すること。

６．不断水工事

（１）不断水仕切弁の設置位置は、周囲の永久的構造物から距離を測定し、完成図に明記すること。

（２）通水試験（圧力保持試験）は、必要な資機材を受注者の負担において用意し、監督員の立会検査のもとで実施するものとする。

なお、試験の内容については手順書等を作成し、監督員との協議のうえ実施すること。

７．舗装復旧工事

（１）当該工事は、次の要領で実施すること。

ア．復旧の範囲（道路横断方向）は道路管理者・監督員の立会により、線引きを行うこと。

また、受注者の責任において発生した復旧範囲も区分するものとする。

イ．アで線引きした範囲について簡易測量を行い、三斜法によって面積計算を実施し、その結果を図化して復旧面積を算定し、監督員の承諾を受けること。

ウ．復旧面積の承諾を得た後に、本復旧工事に着手すること。

第４章　工事特記事項

１．法令及び規格等適用基準

仕様書記載の法令規格によるほか、下記事項を適用する。【最新版】

（１）日本産業規格（JIS）
（２）日本水道協会規格（JWWA）
（３）水道施設設計指針（日本水道協会）
（４）水道維持管理指針（日本水道協会）
（５）水道工事標準仕様書（日本水道協会）
（６）コンクリート標準示方書（土木学会）
（７）水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
（８）電気学会　電気規格調査会標準規格（JEC）
（９）日本電気協会　内線規程
（10）日本電機工業会規格（JEM）
（11）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（12）公共建築工事標準図（電気設備工事編）
（13）土木工事共通仕様書（国土交通省　関東地方整備局）
（14）舗装設計施工指針（一般社団法人 日本道路建設業協会）
（15）その他関係法令・規格

２．施工管理

（１）受注者は、施工方法及び順序等について、あらかじめ監督職員の承諾を受けなければならない。
（２）工事施工の担当者は相当経験を有する技術者とし、現場に常駐しなければならない。
（３）本工事の着手に当たって、既存送水管の損傷に十分注意すること。
もし、工事に際して、機能に影響が生じることが考えられる場合は事前に監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。
（４）使用道路における空き缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にゴミ等を捨てないこと。
（５）受注者は、工事の施工にあたって既設構造物、その他第三者に損傷を与えないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、直ちに監督職員及び関連機関に連絡すると共に復旧或いは補償の責任を取らなければならない。
（６）作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出するとともに、必要に応じて一般交通に支障ないよう保安施設等の必要な処置を講じなければならない。

３．付近住民との対応、地元対策について

（１）受注者は、工事の施工にあたって地域住民との関係に配慮し問責等が生ずることがあってはならない。

（２）受注者は、近隣家屋への影響を極力防止する施工に努めること。なお、明らかに受注者の責任に起因する場合は受注者の補償とする。

（３）工事施工に関して付近住民との交渉を要する時、又は交渉を受けた時は、速やかにその旨を監督職員に報告するとともに、トラブルに発展しないように対処すること。

（４）機械、材料の運搬等によって道路に破損や汚れ等が生じたとき、直ちに清掃を行い、速やかに道路を復旧すること。

（５）使用道路に工事関係車両が走行する時は、地元車両を優先し、砂埃や騒音振動を極力出さないよう徐行して交通事故を発生させないこと。

４．近接工事との協調

工事付近で他工事が施工される場合は、受注者は資材搬入ルート、工事用車両の制約等、近接工事施工業者と互いに協調して円滑な施工をはかること。

５．工事測量

（１）受注者は、契約後速やかに必要な測量を実施しなければならない。

（２）測量の結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

（３）作業範囲内の用地境界杭が支障となり、やむを得ず一時撤去を行う場合は事前に監督職員と協議すること。

６．地下埋設構造物等

受注者は、工事現場内及びその周辺にある地上、又は地下の既設構造物特に下水道、水道管、ガス管などの所在並びに構造を事前に調査し監督員に報告すること。

また、工事施工中に確認した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、当該占用物件管理者の立会いのもとに支障を及ぼさないように工事を行わなければならない。

７．用地の使用

（１）現場事務所、資材置き場等用地の借上げ及び復旧はすべて受注者の負担と責任において行わなければならない。

（２）農地を一時的に、作業ヤード、現場事務所、資材置き場又は、駐車場として利用する場合は、農地の一時転用等の適切な対応をとること。

（３）３工区の仮設ヤード復旧時に、借地付近の排水溝の洗浄を行う。発注者の指示に従い発注者の所有する空気弁、消火栓、ホースの取り付け取り外し及び洗浄に必要な安全対策を行う。

なお、消火栓及びホースは発注者が貸与するものとし、洗浄作業は発注者で行う。

８．道路規制

（１）本工事にあたって、交通状態等について各関係機関と充分に協議し安全対策・工程並びに地元調整等においても打合せを行い、苦情等のないよう配慮すると共に予告看板等による通行者への事前周知を怠らないこと。

（２）本工事は、一般交通に影響する規制を伴う工事（車線変更を促す工事）であるため

、施工地域を考慮して工事費を補正していることから、現場状況に応じた施工管理を実施すること。

９．工事現場管理

（１）施工中の安全確保に関しては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止のため遺漏のないよう努めること。また、労働安全衛生規則を遵守しなければならない。

なお、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

（２）気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。

（３）工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

（４）塗料、シーリング剤、接着剤その他の化学製品を取扱う場合は、当該製品の製造所が作成した安全データシート（ＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。

（５）工事期間中の配置する交通誘導員は、１箇所３人（交代要員含む）とする。

ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人数の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

10．工事用電力及び工事用水

工事用電力及び工事用水設備は受注者の負担において行わなければならない。

11．準備費

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開（支障立木の代木を含む）、徐根、除草、整地、段切、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

処分費については別途協議による。

12．養生・後片付け

工事目的物の施工済み部分等については、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うとともに、工事完成後は、施工範囲及び工事影響範囲の後片付け及び清掃を行うこと。

13．工事写真

（１）工種の項目ごとに撮影すること。

（２）施工前、施工中、施工後の状況が比較できるように撮影すること。

（３）施工後に外部から明視できない箇所は、出来形や寸法等を明確に撮影すること。

（４）工事施工順に整理して写真台帳を作成、監督員に提出すること。

建設副産物に関する特記仕様書

第１章　建設副産物対策

１．共通事項

（１）「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。

なお、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

（２）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

（３）建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のＤ票及びＥ票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

２．建設発生土

建設発生土（321.80m3）は、市原市大桶字上大月１番１、片道運搬距離は、37.2㎞の山喜興業(株)に搬出するものとする。

３．路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（80.43ｔ）は、東金市小野字大原 496-2、片道運搬距離 4.6km の（有）地引組　兵山プラントに運搬し、処理するものとする。

４．路盤スラグ廃材

本工事により発生する路盤スラグ廃材（5.56ｔ）は、山武郡横芝光町宮川字奥馬 6710-5、片道運搬距離 18.7km の（有）越川商店に運搬し、処理するものとする。

５．建設廃棄物

本工事により発生する

（１）アスファルト（19.43ｔ）は、東金市小野字大原 496-2、片道運搬距離 4.6km の（有）地引組　兵山プラントに運搬し、処理するものとする。

（２）建設発生木材（1.56ｔ）は千葉市山武郡芝山町大里 974、片道運搬距離 27.5 ㎞の（株）石井興業　木材チップリサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。

（３）廃プラスチック類（2.51 ㎥）は、山武郡横芝光町曾根合 77、片道運搬距離 18.1 ㎞の丸源起業(株)に運搬し、処理するものとする。

（４）建設汚泥（1.93ｔ）は、山武郡横芝光町曾根合 77、片道運搬距離 18.1 ㎞の丸源起業(株)　脱水固化処理工場に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

※上記の指定処理は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

掲示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

工事発注後、事情により上記の条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

６．その他

（１）建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にし、計画内容等を現場担当者に周知徹底しなければならない。

（２）工事現場において、建設廃棄物の処理方法毎に分別し、保管基準を遵守し、適切に保管しなければならない。

（３）建設廃棄物の再利用及び減量化のできないものについては、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければならない。

（４）建設廃棄物の処理を委託する場合には、以下の事項に留意し適正に委託しなければならない。

ア　廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。

イ　建設廃棄物運搬については、運搬経路の設定及び車両、積載量の適切な管理をすること。

（５）塗料等の付着した缶等は、専門の処理業者に委託する等により適正に処理しなけれ

ばならない。

（６）受注者は廃棄物の処理に関し、以下の書類を提出しなければならない。

ア　収集・運搬及び処分委託契約書の写し

イ　収集・運搬業許可証及び処分業許可書の写し

ウ　再生資源利用実施書及び、再生資源利用促進実施書並びに、建設副産物情報交換システム工事登録証明書

エ　運搬経路図

オ　保管、搬出、処分（搬出車両ナンバー、処分場掲示板）等の写真

カ　その他監督職員の指示する書類

（７）本工事で発生する撤去品のうち有価物として処理するものについては、スクラップ工場までの運搬・搬入を適正に行うこととし、受入証明書又は、それに代わるもの及び受入時の写真等を監督職員に提出すること。

第２章　建設リサイクル法

１．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

（１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（２）受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

２．請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

（１）建設リサイクル法第１２条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、「法第１２条第１項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

（２）書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

個人情報取扱特記事項

第１章　個人情報取扱特記事項

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

２．事務従事者への周知及び監督

（１）事務従事者への監督

受注者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（２）事務従事者への周知

受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

ア　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。

イ　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと。

３．個人情報の取扱い

（１）収集の制限

受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（２）秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（３）漏えい、滅失及びき損の防止等

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（４）持ち出しの制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（５）目的外利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（６）複写又は複製の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報

が記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

４．再下請の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

５．事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

６．機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは､当該方法によるものとする。

７．発注者の調査、指示等

（１）調査、指示等

発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（２）公表

発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

８．契約の解除及び損害の賠償

（１）発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

ア　受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。

イ　受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

注　本契約においては、特定個人情報(個人番号等)は一切取り扱わないものとする。

安全管理に関する特記仕様書

第１章　安全管理に関する特記事項

１．総則

本特記仕様書は、現場作業内容に応じた安全・訓練活動を通して安全に工事を実施可能な体制及び環境を整えるために必要な事項を定めるものとする。

２．安全・訓練等の実施

（１）安全・訓練等の実施に当たっては、原則として工事着手後、作業員全員を対象として、月当たり半日以上の時間を割り当てるものとする。

（２）実施内容は現場作業に即したものとし、下記の項目から選択するものとする。

ア　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ　本工事内容等の周知徹底

ウ　本工事における災害対策訓練

エ　本工事現場で予想される事故対策

オ　その他、安全・訓練等として必要な事項

３．安全・訓練等に関する計画書の作成

安全・訓練等に関する具体的な計画書を作成し、本工事の施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

４．安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況は、ビデオ又は写真等に記録し報告するものとする。

５．本特記仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

電子納品に関する特記仕様書

第１章　電子納品に関する特記事項

１．一般事項

本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「工事の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは次項以降の内容に基づいて作成した電子データを指す。

２．電子納品対象書類

施工計画書、各種工事打合せ簿、完成図面、工事完成図書、工事写真帳を基本とし、その他納品が必要と思われる書類は協議の上、電子化対象とする。

３．電子化方法

（１）図面データ

監督員と協議の上決定したファイル形式で保存したものを提出すること。

（２）工事完成図書及び工事写真帳

作成した書類を PDF として保存したものを提出すること。

（３）その他の書類

押印済みの書類をスキャニングし、PDF 化したものを提出すること。

４．提出方法

（１）媒体

原本性確保の観点から、電子納品の媒体を光学ディスクとする。

（２）ラベル

ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないように留意すること。

（３）コンピュータウイルス対策

電子成果品作成時には事前協議チェックシートに記載のウイルス対策ソフトの最新のウイルス定義ファイルに更新したうえでウイルスチェックを行い、ウイルスがないことを確認すること。その後ウイルスチェックに関する情報を記載すること。

（４）ファイル構成

電子化したデータに各々のファイルが判別しやすい名前を付けたうえで、種類ごとにフォルダ分けをすること。

東金浄水場系送水管仕切弁設置工事（その２）

数　量　計　算　書

九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団

３　工　区

東金市油井９５７番地先

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
《1.仕切弁設置工》				
【 1.1 材料費 】				
不断水バタフライ弁	鋳鉄用 7.5k仕様 充水機能付 φ700	管材料 1	基	1.00
鉄蓋	T-25 φ600	1	組	1.00
調整金具	調整高25㎜～45㎜	1	組	1.00
調整リング	φ600*H100	1	個	1.00
斜壁	φ600*φ750*H450	1	個	1.00
直壁	φ750*H300	1	個	1.00
底版	H130	1	個	1.00
【1.2 弁設置工】				
不断水バタフライ弁 設置工	鋳鉄用 7.5k仕様 充水機能付 φ700	1	箇所	1.00
	昼間施工			
組立マンホール 設置工	0号MH(2m以下)	1	箇所	1.00
再生クラッシャーラン	RC-40 t=15cm φ950	材料費 0.95^2*π/4*0.15	m3	0.11

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
【1.3 管防護工】				
砕石基礎工	RC-40 t=15cm	5.20*3.60	m2	18.72
基礎コンクリート	無筋･鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	4.85*3.25*0.30	m3	4.73
埋殺型枠	繊維強化セメント板 小型構造物	(4.85＋3.25)*2*0.30	m2	4.86
繊維強化セメント板	けい酸カルシウム板 5*910*1820	4.86/(0.91*1.82)=2.93[枚]	枚	3.00
管固定コンクリート	小型構造物 BH打設 18-8-25(20)	(1.13*1.63-0.73＾2*π/4)*0.50*2箇所	m3	1.42
型枠	小型構造物	(1.13*1.63-0.73＾2*π/4)*2面 0.5*1.63*2面	m2 m2	2.85 1.63
		(2.85+1.63)*2箇所	m2	8.96
管防護コンクリート	無筋･鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	(1.35*1.55-0.73^2*π/4)*1.70	m3	2.85
型枠	無筋･鉄筋構造物	(1.35*1.55-0.73＾2*π/4)*2面 1.70*1.55*2面	m2 m2	3.35 5.27
		3.35+5.27	m2	8.62
差筋	D16 SD345 L=1280,L=752	(1.28*12+0.752*28)*1.56[kg/m]/1000	t	0.06
樹脂アンカー	回転・打撃型 D16×112(有効埋込長7φ)	28	本	28.00
アンカー工	下向き 異形鉄筋[Ⅰ]	28	本	28.00

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 1.4 仮設工 】				
鋼矢板圧入	(50＜Nmax≦600) Ⅲ型　圧入長6m以下	38	枚	38
鋼矢板引抜き	Ⅲ型　引抜長6m以下	38	枚	38
鋼矢板賃料(普通鋼矢板)	Ⅲ型　90日以内 整備費含む	38	枚	38
油圧式杭圧入引抜機 据付･解体	圧入	1	回	1
油圧式杭圧入引抜機 据付･解体	引抜	1	回	1
切梁･腹起し設置･撤去	H-300型	切梁 2.65*2本*0.10[t/m]	t	0.530
	H-350型	腹起し 4.95*2本*0.15[t/m]	t	1.485
	主部材	主部材計 1.485+0.530	t	2.015
	副部材(A)	2.015*0.22	t	0.443
	副部材(B)	2.015*0.04	t	0.081
	計	2.015+0.443+0.081	t	2.539
切梁･腹起し賃料	H-300型	0.530*(1+0.22+0.04)	t	0.668
切梁･腹起し賃料	H-350型	1.485*(1+0.22+0.04)	t	1.871
覆工板･受桁設置･撤去	(覆工板設置面積700m2以下)	5.00*6.00	m2	30.00
覆工板賃料	鋼製滑り止め(補強型) 90日以内	5.00*6.00	m2	30.00
覆工板受桁及び 覆工板受桁桁受賃料	(覆工板設置面積700m2以下) H-350型 90日以内	5.00*6.00	m2	30.00
溝形鋼 (大形) SS400	全損　[-7.5*200*80 ズレ止め	(5.16+6.00)*2*24.6[kg/m]/1000	t	0.55
スクラップ	鉄 ヘビーH2 副部材(B) 溝形鋼	0.55+0.081	t	0.63
建設廃棄物運搬費	スクラップ	1	回	1.00
砕石基礎工	RC-40 t=20cm	桁受H-350基礎 6.35*2*0.35	m2	4.45
横矢板設置･撤去	t=6cm H=2.92m	(1.40*2.92-0.73^2*π/4)*2面	m2	7.34
雑矢板設置･撤去	t=3cm H=1.05m	受桁および桁受桁廻り (5.16+6.35)*2*1.05	m2	24.17
建設廃棄物運搬費	建設発生木材	1	回	1.00
建設発生木材処理費		(7.34*0.06+24.17*0.03)*0.50[t/m3]	t	0.58

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 1.5 ウエルポイントエ 】		土留工平面図より		
ウエルポイントエ				
	ﾍｯﾀﾞｰﾗｲﾝ長	(5.20+3.60)*2=17.6m≒18m		
	ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ本数	ヘッダーライン長／設置間隔 18m/1.5m=12本		
	供用日数	工程表より 37日		
ウエルポイント 設置･撤去		12	本	12
ウエルポイントポンプ 設置･撤去		1	組	1
ウエルポイントポンプ 運転管理		37	日	37
ウエルポンプエ損料		1	式	1
ジェット損料		1	式	1

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 1.6 土工 】				
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	覆工+鋼矢板圧入布堀部 7.20*5.60*1.55 = 62.50		
		(控除) 山側土側溝 -7.20*1.05*0.40/2 = -1.51		
		(控除)既設舗装(圧入時) -7.20*3.08*0.30 = -6.65		
		覆工部計 54.34		
		土留内 5.20*3.60*1.92 = 35.94		
		(控除)管 -0.73^2*π/4*5.20 = -2.18		
		土留内計 33.76		
		「土留工平面図」より 反力架台土工(矢板圧入時)		
		(水田･山側) (11.80+1.12)*1.00 = 12.92		
		(控除)舗装(矢板圧入時) -(2.60*1.53+1.00*0.8)*0.30 = -1.43		
		反力架台土工(矢板圧入時)計 11.49		
		「土留工平面図」より 反力架台土工(矢板引抜時)		
		(水田･山側) 12.92 = 12.92		
		(矢板引抜時加算分) 1.50*1.00 = 1.50		
		(控除)舗装(矢板引抜時) -1.43-(1.53+0.80)*0.395*0.30 = -1.71		
		反力架台土工(矢板引抜時)計 12.71		
		計 112.30	m3	112.30
発生土運搬費	4t積 BH0.28 土砂 現場～仮置場 0.8km	112.3	m3	112.30

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式		単位	数量
管路埋戻費	BH0.28m3 ﾀﾝﾊﾟ締固め 盛土用土砂	土留内 全体 5.20*3.60*1.92	= 35.94		
		(控除)管防護Co -1.70*1.35*1.55	= -3.56		
		(控除)管固定Co -0.50*1.13*1.63*2箇所	= -1.84		
		(控除)管 -0.73^2*π/4*(5.20-1.70-0.50*2箇所)	= -1.05		
		(控除)基礎Co -4.85*3.25*0.30	= -4.73		
		(控除)砕石基礎 -5.20*3.60*0.15	= -2.81		
		土留内計	21.95		
		覆工+鋼矢圧入布堀部 7.20*5.60*1.55	= 62.50		
		(控除)山側土側溝 -7.20*1.05*0.40/2	= -1.51		
		(控除)既設舗装(圧入時) -7.20*3.08*0.30	= -6.65		
		(控除)砕石基礎 -6.35*0.35*0.20*2箇所	= -0.89		
		覆工部計	53.45		
		「土留工平面図」より 反力架台土工(矢板圧入時)			
		(水田･山側) (11.80+1.12)*1.00	= 12.92		
		(控除)舗装(矢板圧入時) -(2.60*1.53+1.00*0.8)*0.30	= -1.43		
		反力架台土工(矢板圧入時)計	11.49		
		「土留工平面図」より 反力架台土工(矢板引抜時)			
		(水田･山側) 12.92	= 12.92		
		(矢板引抜時加算分) 1.50*1.00	= 1.50		
		(控除)舗装(矢板引抜時) -1.43-(1.53+0.80)*0.395*0.30	= -1.71		
		反力架台土工(矢板引抜時)計	12.71		
		計	99.60	m3	99.60

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	「土工･仮復旧図 B-B」「土留工平面図」より 3.08(As幅)*2+1.00+1.60	m	8.76
建設汚泥運搬費	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版 直接掘削・積込	t=10cm以下 BH0.28m3	(鋼矢板圧入時布堀) 7.20*3.08(As幅) = 22.18		
		(反力架台(鋼矢板圧入時)) 2.60*1.53+1.00*0.8 = 4.78		
		(反力架台(鋼矢板引抜時)) (4.78+0.395*(1.53+0.80)) = 5.70		
		計 32.66	m2	32.66
As塊運搬費	4t積 BH0.28 現場～仮置場 0.8km	32.66*0.05	m3	1.63
バックホウ掘削積込	MS-25 BH0.28m3	(鋼矢板圧入時布堀7.20*3.08 -試掘5.45*3.08)*0.10 = 0.54		
		(反力架台(鋼矢板圧入時))BH舗装掘削より (2.60*1.53+1.00*0.8)*0.10 = 0.48		
		計 1.02	m3	1.02
路盤スラグ運搬費	4t積 BH0.28 MS-25 現場～仮置場 0.8km	1.02	m3	1.02
バックホウ掘削積込	M-30 BH0.28m3	(鋼矢板圧入時布堀(試掘仮復旧部)) 5.45*3.08*0.10 = 1.68		
		(反力架台(鋼矢板引抜時))BH舗装掘削より (4.78+0.395*(1.53+0.80))*0.10 = 0.57		
		計 2.25	m3	2.25
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28 M-30 現場～仮置場 0.8km	2.25	m3	2.25
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	(鋼矢板圧入時布堀) 7.20*3.08*0.15 = 3.33		
		(反力架台(鋼矢板圧入時))BH舗装掘削より (2.60*1.53+1.00*0.8)*0.15 = 0.72		
		(反力架台(鋼矢板引抜時))BH舗装掘削より (4.78+0.395*(1.53+0.80))*0.15 = 0.86		
		計 4.91	m3	4.91
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28 RC-40 現場～仮置場 0.8km	4.91	m3	4.91
舗装工	t=50mm 再生密粒度As(13)	32.66	m2	32.66
上層路盤工	1.8m以上 t=10cm MS-25	32.66	m2	32.66
下層路盤工	1.8m以上 t=15cm RC-40	32.66	m2	32.66

大網系φ700(東金市油井地先)　1.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【1.7 道路復旧工】				
舗装版切断	As版 t=15cm以下	6.04	m	6.04
建設汚泥運搬費	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版 直接掘削・積込	BH0.28m3 t=10cm以下	31.68	m2	31.68
As塊運搬費	4t積 BH0.28 現場～仮置場 0.8km	31.68*0.05	m3	1.58
不陸整正工	路盤材整正厚3cm	31.68	m2	31.68
舗装工	車道 t=50mm 再生密粒度As(13)	31.68	m2	31.68

大網系φ700(東金市油井地先)　2.仮設ヤードエ

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【2.1 排水構造物工】				
暗渠排水管	HDPE波状管 シングル有孔管 φ250 据付・撤去	21.50+8.00	m	29.50
暗渠排水管継手	HDPE波状管 シングル有孔管 φ250 エルボ45°	1	個	1.00
暗渠排水管継手	HDPE波状管 シングル有孔管 φ250 エルボ90°	2	個	2.00
暗渠排水管継手	HDPE波状管 シングル有孔管 φ250 45° チーズ(Y管)	1	個	1.00
暗渠排水管継手	HDPE波状管 シングル有孔管 φ250 ソケット	45° エルボ 2箇所 = 2.00		
		90° エルボ*2個 2箇所*2個 = 4.00		
		45° チーズ(1箇所は既設管φ300に挿入) 3箇所-1箇所 = 2.00		
		計 = 8.00	個	8.00
フィルター材	RC-40	排水材料算出計算書より 9.73	m3	9.73
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	フィルター材撤去 9.73	m3	9.73
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28m3 RC-40 現場～仮置場 0.8km	9.73	m3	9.73
(暗渠排水管部) 土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1mm 200kg/m2	排水材料算出計算書より 53.82	m2	53.82
建設廃棄物運搬費	廃プラスチック類	1.00	回	1.00

排水材料算出計算書

工　種		フィルター層(再生クラッシャーラン)			土木安定シート			摘　要
測　点	距　離 (m)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	長さ (m)	平均長 (m)	面　積 (m^2)	
・上面計上部								
③ － 4.000		0.4			1.75			
③	4.000	0.4	0.400	1.60	1.75	1.750	7.00	
④	10.000	0.3	0.350	3.50	1.59	1.670	16.70	
⑤	6.833	0.4	0.350	2.39	1.88	1.735	11.86	
⑤ ＋ 0.677	0.667	0.4	0.400	0.27	1.88	1.880	1.25	
・400×400計上部(畦と並行部及び分岐部)								
No8側畦平行部	1.500	0.22		0.33	1.90		2.85	
(分岐部と同様の構成)								
分岐部②,①	7.450	0.22		1.64	1.90		14.16	
(8.00-0.55)								
合　計	30.450			9.73			53.82	

大網系φ700(東金市油井地先)　2.仮設ヤードエ

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【2.2 仮設工】				
簡易仮設道路材 賃料	4ヶ月リース H=0.74m A=348.00m2	1	式	1.00
簡易仮設道路材 設置・撤去工	H=0.74m A=348.00m2	348*0.74	m3	257.52
土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1mm 200kg/m2	全体 516.8 ①斜面　36.29-28.8 =7.49		
		②斜面　19.78-17.5 =2.28 道路側立上　21.50*0.3 =6.45		
		畦立上37.5*0.26+39.5*0.25 =19.63 進入路 計算書より =165.86		
		計 718.51	m2	718.51
敷鉄板設置･撤去		1,219*2.438*(2+66)枚 = 202.09 1.524*3.096*(5+12)枚 = 80.21		
		1.524*6.096*42枚 = 390.19 計 672.49	m2	672.49
敷鉄板賃料	t22*1219*2438 180日以内	2+66	枚	68.00
	t22*1524*3048 180日以内	5+12	枚	17.00
	t22*1524*6096 180日以内	42	枚	42.00
ブルーシート	＃3000 3.6m×5.4m	作業ヤード 13.2+13.5 = 26.70		
		進入路 計算書より = 80.24 計 106.94		
		106.94/(3.6*5.4)≒5.50 = 6.00	枚	6.00
砂利舗装工	1.8m以上 t=20cm RC-40	6.7+9.1	m2	15.80
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	15.8*0.2	m3	3.16
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28 RC-40 現場～仮置場 0.8km	3.16	m3	3.16
耐候性大型のうエ	製作･設置･撤去 容量1m3 盛土用土砂	7.0m/1.0 = 7.00	袋	7.00
土のうエ	仕拵･積立･撤去 盛土用土砂	165+72+76+120+13+40+54+18 +8+6+12+22+163	袋	769.00
発生土運搬費	4t積 BH0.28 土砂 現場～仮置場 0.8km	大型土のう用 (h0.8*(2+1)+h1.0*3+h0.6*1)	m3	6.00
		土のう用 769.00*0.02[m3/袋]	m3	15.38
		合計 6+15.38	m3	21.38
建設廃棄物運搬費	廃プラスチック類	1.00	回	1.00

進入路 ブルーシート、土木安定シート 計算書

工　種		ブルーシート			土木安定シート			摘　要
測　　点	距　離 (m)	長さ (m)	平均長 (m)	面　積 (m^2)	長さ (m)	平均長 (m)	面　積 (m^2)	
No, 3 + 13.500		0.75			1.40			
No, 4	6.500	0.75	0.750	4.88	1.40	1.400	9.10	
No, 4 + 12.500	12.500	0.90	0.825	10.31	4.50	2.950	36.88	
No, 5	7.500	0.98	0.940	7.05	2.00	3.250	24.38	
No, 6	20.000	0.91	0.945	18.90	1.40	1.700	34.00	
No, 7	20.000	1.20	1.055	21.10	1.90	1.650	33.00	
No, 7 + 15.000	15.000	1.20	1.200	18.00	1.90	1.900	28.50	
合　　計	81.500			80.24			165.86	

作業ヤード 土 工 算 出 計 算 書(法面部平均斜比算出)

工　種		道路側			田圃側			摘　要
測　点	距　離 29.5	斜比	区間平均斜比	区間平均斜比×距離	斜比	区間平均斜比	区間平均斜比×距離	
③　－　4.000		1.29			1.14			
③	4.000	1.29	1.290	5.16	1.14	1.140	4.56	
④	10.000	1.22	1.255	12.55	1.15	1.145	11.45	
⑤	6.833	1.27	1.245	8.51	1.08	1.115	7.62	
⑤　+　0.677	0.667	1.27	1.270	0.85	1.08	1.080	0.72	
合計	21.500			27.07			24.35	
平均斜比				1.26			1.13	

大網系φ700(東金市油井地先)　2.仮設ヤード工

名称	規格寸法	計算式		単位	数量
【2.3 土工】					
(作業ヤード設置時)					
盛土工	盛土用土砂	作業ヤード部（別紙計算）	39.24	m3	39.24
盛土工	RC-40	進入路部（別紙計算）	6.99	m3	6.99
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	進入路部築造時（別紙計算）	13.40	m3	13.40
発生土運搬費	4t積 BH0.28 土砂 現場～仮置場 0.8km		13.40	m3	13.40
(作業ヤード撤去時)					
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	盛土撤去(作業ﾔｰﾄﾞ)	39.24	m3	39.24
発生土運搬費	4t積 BH0.28 土砂 現場～仮置場 0.8km		39.24	m3	39.24
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	進入路部（別紙計算）	6.99	m3	6.99
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28 RC-40 現場～仮置場 0.8km		6.99	m3	6.99
盛土工	盛土用土砂	進入路部築造時掘削部	13.40	m3	13.40

作業ヤード 土 工 算 出 計 算 書(作業ヤード築造)

工　種		盛土						摘　要
測　　点	距　離 (m)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	
①		0.7						
②	2.383	0.8	0.750	1.79				
③	7.617	1.7	1.250	9.52				
④	10.000	1.7	1.700	17.00				
⑤	6.833	1.5	1.600	10.93				
合　　計	26.833			39.24				

作業ヤード 土 工 算 出 計 算 書(進入路築造)

工　種		砕石(進入路路肩補強)			掘削(切土)			摘　要
測　　点	距　離 (m)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	
No, 3 + 13.500		0.02			0.01			
No, 4	6.500	0.02	0.020	0.13	0.01	0.010	0.07	
No, 4 + 12.500	12.500	0.44	0.230	2.88	1.17	0.590	7.38	
No, 5	7.500	0.10	0.270	2.03	0.03	0.600	4.50	
No, 6	20.000	0.01	0.055	1.10	0.02	0.025	0.50	
No, 7	20.000	0.03	0.020	0.40	0.03	0.025	0.50	
No, 7 + 15.000	15.000	0.03	0.030	0.45	0.03	0.030	0.45	
合　　計	81.500			6.99			13.40	

大網系φ700(東金市油井地先)　2.仮設ヤードエ

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【2.4 復旧工】				
暗渠排水管	HDPE波状管 ダブル有孔管 φ50 据付	11.0+11.0+9.0	m	31.00
暗渠排水管継手	HDPE波状管 ダブル有孔管 φ50 ソケット	3.00	個	3.00
もみがら	0.129m3/袋	V=(0.20+0.38)/2*0.3*31.00=2.70[m3] 2.70[m3]/0.129[m3/袋]=20.9[袋]	袋	21.00
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	V=(0.20+0.56)/2*0.6*31.00	m3	7.07
管路埋戻費	発生土 BH0.28m3	V=(0.38+0.56)/2*0.3*31.00	m3	4.37
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 土砂 現場～仮置場 0.8km	7.07	m3	7.07
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 土砂 仮置場～現場 0.8km	埋戻し用 4.37 = 4.37m3		
		耕起流用 7.07-4.37 = 2.70m3		
		計 = 7.07m3	m3	7.07
暗渠排水管	既設管 撤去 φ50	31.00	m	31.00
田土		(踏込沈下) 348.00*0.1 = 34.80		
		(控除) 暗渠排水管φ50 発生土 =-7.07		
		計(地山土量) = 27.73		
		購入土量 27.73*1.33	m3	36.88
畔復旧工	山積0.45m3(平積0.35m3)	62.80	m	62.80
耕地復旧(耕起)	トラクタ22kW級(30Ps)	487.30	m2	487.30
空気弁設置・撤去工	口径φ100	1	基	1.00
消火栓設置・撤去工	小型消火栓	1	箇所	1.00

大網系φ700(東金市油井地先)　2.仮設ヤード工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
VPφ100撤去復旧工	L=10.0m			
[10.0m当り数量]				
硬質塩化ビニル管(一般管)	φ100	10.0m	m	10.00
硬質塩化ビニル管TS継手	φ100 ソケット	3+1	個	4.00
硬質塩化ビニル管撤去工	φ100	10.0m	m	10.00
硬質塩化ビニル管据付工	φ100	10.0m	m	10.00
硬質塩化ビニル管TS継手工	φ100	4箇所(8口)	口	8.00
硬質塩化ビニル管切断工	φ100	管1本の定尺4m 1箇所(1口)	口	1.00
VPφ50撤去復旧工	L=1.8m			
[1.8m当り数量]				
硬質塩化ビニル管(一般管)	φ50	1.8m	m	1.80
硬質塩化ビニル管TS継手	φ50 ソケット	1+1	個	2.00
硬質塩化ビニル管撤去工	φ50	1.8m	m	1.80
硬質塩化ビニル管据付工	φ50	1.8m	m	1.80
硬質塩化ビニル管TS継手工	φ50	2箇所(4口)	口	4.00
硬質塩化ビニル管切断工	φ50	管1本の定尺4m 1箇所(1口)	口	1.00
建設廃棄物運搬費	廃プラスチック類	1.00	回	1.00

大網系φ700(東金市油井地先)　3.試掘工　数量計算書

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
《 3.試掘工 》 【3.1 土工】				
舗装版切断	AS版 t=15cm以下	試掘(1) (2.50+2.00)*2 = 9.00 試掘(2) 3.08*2 = 6.16 計 15.16	m	15.16
建設汚泥運搬	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版 直接掘削・積込	t=10cm以下 BH0.28m3	5.45*3.08	m2	16.79
As塊運搬費	4t積 BH0.28m3 現場～仮置場 0.8km	16.79*0.05	m3	0.84
バックホウ掘削積込	MS-25 BH0.28m3	5.45*3.08*0.10	m3	1.68
路盤スラグ運搬費	4t積 BH0.28m3 MS-25 現場～仮置場 0.8km	1.68	m3	1.68
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	5.45*3.08*0.15	m3	2.52
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28m3 RC-40 現場～仮置場 0.8km	2.52	m3	2.52
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	試掘(1) {2.00*(2.82-0.30) -0.73^2*π/4}*2.50 = 11.55		
		試掘(2) (5.45*3.85-2.50*2.00)*1.50 -(5.45*3.08-2.50*2.00)*0.30 = 20.44		
		計 31.99	m3	31.99
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 土砂 現場～仮置場 0.8km	31.99	m3	31.99
管路埋戻費	BH0.28m3　発生土	31.99	m3	31.99
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 仮置場～現場 0.8km	31.99	m3	31.99
舗装工	t=50mm 再生密粒度As(13)	16.79	m2	16.79
上層路盤工	1.8m以上 t=10cm M-30	16.79	m2	16.79
下層路盤工	1.8m以上 t=15cm RC-40	16.79	m2	16.79
土留工(軽量鋼矢板)	機械施工 掘削深3.0m以下 LSP長3.5m 2段支保	W2.0m*L2.5m*H2.82m 28[枚]*0.25[m]/2	m	3.50
軽量鋼矢板賃料	LSP-2型	28枚*3.5m*14.8[kg/m]/1000	t	1.45
水圧四面梁賃料	1L型 1460-2170	1	式	1.00
水圧四面梁賃料	2S型 1710-2560	1	式	1.00
水圧四面梁賃料	操作ハンドル 345L	1	式	1.00
水圧手動ポンプ賃料	タンク水量15～19ℓ	1	式	1.00
横矢板設置・撤去	t=5.0cm H=2.82m	(1.10*2.82-0.73^2*π/4)*2	m2	5.37
建設発生木材処理費		5.37*0.05*0.50[t/m2]	t	0.13
建設廃棄物運搬費	建設発生木材	1.00	回	1.00

４　工　区

東金市油井９５７番地先

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
《4.仕切弁設置工》				
【 4.1 材料費 】				
不断水バタフライ弁	鋳鉄用 10k仕様 充水機能付 φ700	管材料 1	基	1.00
鉄蓋	T-25 φ600	1	組	1.00
調整金具	調整高25㎜～45㎜	1	組	1.00
調整リング	φ600*H50	1	個	1.00
斜壁	φ600*φ750*H600	1	個	1.00
直壁	φ750*H1200	1	個	1.00
底版	H130	1	個	1.00
【4.2 弁設置工】				
不断水バタフライ弁 設置工	鋳鉄用 10k仕様 充水機能付 φ700	1	箇所	1.00
	昼間施工			
組立マンホール 設置工	0号MH(2m超～3m以下)	1	箇所	1.00
再生クラッシャーラン	RC-40 t=15cm φ950	材料費 0.95^2*π/4*0.15	m3	0.11

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
【4.3 管防護工】				
砕石基礎工	RC-40 t=15cm	5.20*3.60	m2	18.72
基礎コンクリート	無筋･鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	4.85*3.25*0.30	m3	4.73
埋殺型枠	繊維強化セメント板 小型構造物	(4.85＋3.25)×2×0.30	m2	4.86
繊維強化セメント板	けい酸カルシウム板 5*910*1820	4.86/(0.91*1.82)=2.93[枚]	枚	3.00
管固定コンクリート	小型構造物 BH打設 18-8-25(20)	(1.15*1.65-0.73^2*π/4)*0.50*2箇所	m3	1.48
型枠	小型構造物	(1.15*1.65-0.73^2*π/4)*2面 0.50*1.65*2面	m2 m2	2.96 1.65
		(2.96+1.65)*2箇所	m2	9.22
管防護コンクリート	無筋･鉄筋構造物 BH打設 18-8-25(20)	(1.40*1.60-0.73^2*π/4)*1.80	m3	3.28
型枠	無筋･鉄筋構造物	(1.40*1.60-0.73＾2*π/4)*2面 1.80*1.60*2面	m2 m2	3.64 5.76
		3.64+5.76	m2	9.40
差筋	L=1280,L=752 D16 SD345	(1.28×16+0.752×30)×1.56[kg/m]/1000	t	0.07
樹脂アンカー	回転・打撃型 D16×112(有効埋込長7φ)	30	本	30.00
アンカー工	下向き 異形鉄筋[Ⅰ]	30	本	30.00

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 4.4 仮設工 】				
鋼矢板圧入	(Nmax≦25) Ⅲ型　圧入長9m以下	38	枚	38
鋼矢板引抜き	Ⅲ型　引抜長9m以下	38	枚	38
鋼矢板賃料(普通鋼矢板)	Ⅲ型　90日以内 整備費含む	38	枚	38
油圧式杭圧入引抜機 据付･解体	圧入	1	回	1
油圧式杭圧入引抜機 据付･解体	引抜	1	回	1
土留部材引抜同時充填工	鋼矢板Ⅲ型 L=7.0m N=38枚	1	式	1
切梁･腹起し設置･撤去	H-300型 L=2.65m	切梁 2.65*2本*2段*0.10[t/m]	t	1.060
	H-350型 L=4.95m	腹起し 4.95*2本*2段*0.15[t/m]	t	2.970
	主部材	主部材計 2.970+1.060=4.030(t)	t	4.030
	副部材(A)	4.030*0.22	t	0.887
	副部材(B)	4.030*0.04	t	0.161
	計	4.030+0.887+0.161	t	5.078
切梁･腹起し賃料	H-300型	1.060*(1+0.22+0.04)	t	1.336
切梁･腹起し賃料	H-350型	2.970*(1+0.22+0.04)	t	3.742
覆工板･受桁設置･撤去	(覆工板設置面積700m2以下)	5.00*6.00	m2	30.00
覆工板賃料	鋼製滑り止め(補強型) 90日以内	5.00*6.00	m2	30.00
覆工板受桁及び 覆工板受桁桁受賃料	(覆工板設置面積700m2以下) H-350型 90日以内	5.00*6.00	m2	30.00
溝形鋼 (大形) SS400	全損　[-7.5*200*80 ズレ止め	(5.16+6.00)*2*24.6[kg/m]/1000	t	0.55
スクラップ	鉄 ヘビーH2 副部材(B) 溝形鋼	0.55+0.161	t	0.71
建設廃棄物運搬費	スクラップ	1	回	1.00
砕石基礎工	RC-40 t=20cm	桁受H-350基礎 6.35*2*0.35	m2	4.45
横矢板設置･撤去	t=6cm H=3.92m	(1.40*3.92-0.73^2*π/4)*2面	m2	10.14
雑矢板設置･撤去	t=3cm H=1.05m	受桁および桁受桁廻り (5.16+6.35)*2*1.05	m2	24.17
建設廃棄物運搬費	建設発生木材	1	回	1.00
建設発生木材処理費		(10.14*0.06+24.17*0.03)*0.50[t/m3	t	0.67

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 4.5 薬液注入工 】				
二重管ストレーナ工法	複相式 土留欠損部	12本*2箇所(削孔長6.39m、注入長4.95m)	本	24
二重管ストレーナ工法	複相式 底版改良部	24本(削孔長6.39m、注入長1.92m)	本	24
(現場注入試験工) 二重管ストレーナ工法	複相式	日本グラウド協会「新訂 正しい薬液注入工法」より 3本(削孔長6.39m、注入長4.95m)	本	3
注入設備据付･解体		1+1(現場注入試験)	現場	2
排水汚泥土処理		24/4.0[欠損部]+24/8.1[底版]+1日[試験] =6.0+3.0+1=10	日	10
建設汚泥運搬費	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
水素イオン濃度(PH)	水質分析 (生活環境項目)	※ﾒｰｶｰ技術資料より水田が隣接するので 水質分析2箇所(採水2箇所)計上する。		
		着手前　1日		
		施工中(工程表より地盤改良工の施工完了まで) 17+4+6+25　52日		
		地盤改良工の養生　-3日		
		注入終了後 2週間を経過するまで　14日		
		2週間経過後～終了後半年まで(6×2回)　12日		
		計　76日		
		76日×2箇所　152日	検体	152
【注入効果確認工】				
(標準貫入試験)				
土質ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ(ﾉﾝｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ、深度50m以下)	φ66 粘性土、ｼﾙﾄ	GL+10.07-5.32=	m	4.75
土質ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ(ﾉﾝｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ、深度50m以下)	φ66 砂、砂質土	GL+11.01-10.07+5.32-4.62=	m	1.64
標準貫入試験	粘性土、ｼﾙﾄ	1mごとに１回、GL+9.57～GL+6.02まで 9.57-5.32=4.25=5回	回	5
標準貫入試験	砂、砂質土	1mごとに１回、GL+5.32～GL+4.62まで 5.32-4.62=0.70=1回	回	1
(サンプリング)				
土質ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ(ﾉﾝｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ、深度50m以下)	φ86 粘性土、ｼﾙﾄ	GL+10.07-5.32=	m	4.75
土質ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ(ﾉﾝｺｱﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ、深度50m以下)	φ86 砂、砂質土	GL+11.01-10.07+5.32-4.62=	m	1.64
現場透水試験	ケーシング法	1	回	1
一軸圧縮試験		2供試体/試料	試料	2
固定ピストン式 シンウオールサンプラー	粘性土	標準貫入試験1本+サンプリング1本	本	2

【 4.5 薬液注入工 注入量計算）】 （二重管複相式）非水ｶﾞﾗｽ系薬液

施工箇所	土質	削孔長	土被り長	対象注入土量			注入本数	土質条件		填充率	注入率	注入比率		1本当り注入量(V)			注入量(ΣV)		
		L0	L2	注入高 L1	注入面積 A	対象土量 V	n	N値	間隙率 ρ	α1	(λ1) ρ×α	瞬結材 (一次)①	緩結材 (二次)②	瞬結材 V×λ/n×①	緩結材 V×λ/n×②	合計 Σ(v×λ/n)	瞬結材 (5秒)	緩結材 (1分)	合計
		m	m	m	m2	m3	本		%	%	%	%	%	kl	kl	kl	kl	kl	kl
④-1山口 欠損部	粘性土	2.700	0.500	2.200	21.840	48.048	24	0〜4			28.0	100		0.561		0.561	13.46		13.46
	砂質土	1.640	0.940	0.700	21.840	15.288	24	0〜30			40.5	40	60	0.103	0.155	0.258	2.47	3.72	6.19
	腐植土	2.050		2.050	21.840	44.772	24	0〜4	87.4	90	78.7	100		1.467		1.467	35.21		35.21
	計	6.390	1.440	4.950	21.840	108.108	24							2.131	0.155	2.286	51.14	3.72	54.86
④-2山口 底版	粘性土	2.700	2.000	0.700	18.720	13.104	24	0〜4			28.0	100		0.153		0.153	3.67		3.67
	砂質土	1.640	0.940	0.700	18.720	13.104	24	0〜30			40.5	40	60	0.088	0.133	0.221	2.11	3.19	5.30
	腐食土	2.050	1.530	0.520	18.720	9.734	24	0〜4	87.4	90	78.7	100		0.319		0.319	7.66		7.66
	計	6.390	4.470	1.920	18.720	35.942	24							0.560	0.133	0.693	13.44	3.19	16.63
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
	粘性土																		
	砂質土																		
	砂礫土																		
	計																		
合計 (全本数)	粘性土	129.600			40.560	61.152	48										合計注入量		
	砂質土	78.720			40.560	28.392	48										瞬結材	緩結材	合計
	砂礫土	98.400			40.560	54.506	48										kl	kl	kl
	計	306.720			40.560	144.050	48										**64.58**	**6.91**	**71.49**

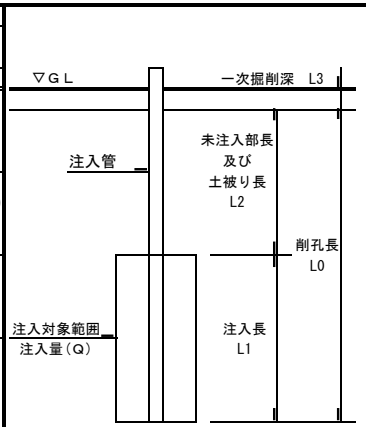

施 工 図

注）L3について路面覆工がない場合は計上しない。

注入材料使用量

二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法に必要な注入材料は，次式による。

V= L1 x A

Qs=(V x λ x 1000)/n

Qs：二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法の1本当り注入量(V)

V：対象注入土量(m3)

λ：注入率

n：注入本数

複相式二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法注入率

土質	N値		間隙率 ρ (%)	注入填充率 α (%)	注入率 (%)
砂礫土	ゆるい〜中位	0〜50	40	90	36.0
	中位〜締った	50以上	35	90	31.5
砂質土	ゆるい〜中位	0〜30	45	90	40.5
	中位〜締った	30以上	35	90	31.5
粘性土	ゆるい〜中位	0〜4	70	40	28.0
	中位〜締った	4〜8	60	40	24.0

複相式二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法注入比率

土質	瞬結材：緩結材	適用
粘性土	1 : 0	
	1 : 1	目的(止水・地盤強化)により選定する
砂質土	1 : 1〜2	ゆるい N値 0〜10
	1 : 2〜3	中 位 N値 10〜30
	1 : 3〜4	締った N値 30〜
礫質土	1 : 0.5	細粒分が少ない場合
	1 : 1〜2	細粒分が多い場合又は止水を目的とする場合

備考：上記の注入比率は標準比率とするが、土質条件等でこれにより難い場合は別途考慮する。

【 4.5 薬液注入工 注入日数計算 】　（二重管複相式）

施工箇所	土質	機械準備時間 (T1)	削孔時間(T2)			注入時間(T3)				土被り引抜時間(T4)			1本当り施工時間(Ts) ΣTn	1日当り施工本数(N) 60×6.3/Ts×2(4)
			L0	r1	T2 Σ(L0×r1)	Qs① 瞬結材	Qs② 緩結材	qs	T3 ΣQs×1000/qs	r2	L2	T4 r2×L2		
		min	m	min/m	min	kl	kl	l/min	min	min/m	m	min	min	本/日
④-1山口 欠損部	粘性土		2.700	4.0	10.8	0.561		16	35.1					
	砂質土		1.640	5.0	8.2	0.103	0.155	16	16.1					
	腐植土		2.050	4.0	8.2	1.467		16	91.7					
	計	14			27.2				142.9	2	1.44	2.9	187.0	4.0
④-2山口 底版	粘性土		2.700	4.0	10.8	0.153		16	9.6					
	砂質土		1.640	5.0	8.2	0.088	0.133	16	13.8					
	腐植土		2.050	4.0	8.2	0.319		16	19.9					
	計	14			27.2				43.3	2	4.47	8.9	93.4	8.1
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													
	粘性土													
	砂質土													
	砂礫土													
	計													

Ts＝T1＋T2＋T3＋T4

Ts：二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法1本当り施工時間(mi
T1：機械準備時間　(min)
T2：削 孔 時 間　(min)
T3：注 入 時 間　(min)
T4：土被り引抜時間(min)

① 機械準備時間(T1)
機械準備時間は，機械移動，機械据付及び注入後の器具洗浄時間であり14分とする。
なお，打設間隔は1mを標準とする。

② 削孔時間(T2)
T2＝Σ(r1×L0)
r1：各土質毎の削孔の単位作業時間(min/m)
L0：各土質毎の削孔長(m)

削孔の単位作業時間(r1)　(min/m)

土質	礫質土	砂質土	粘性土
r1	8.0	5.0	4.0

③ 注入時間(T3)
T3＝Qs/qs
Qs：二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法の1本当り注入量(l)
qs：単位時間当り注入量(l/min)＝16 l/min

④ 土被り引抜時間(T4)
T4＝r2×L2
r2：土被り引抜の単位作業時間(min/m)＝2 min/m
L2：土被り長(m)

⑤ 1日当り施工本数
二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法の1日当り施工本数は，次式による。

$$N=\frac{60\times H}{Ts}\times 2(4)$$

N：2(4)ｾｯﾄ1日当り施工本数(本/日)
H：注入設備の1日当り実作業時間で6.3時間とする。
Ts：1本当り施工時間(min)

【 4.5 薬液注入工 注入量計算）】 （二重管複相式）[現場注入試験]

施 工 箇 所	土　質	削孔長 L0	土被り長 L2	対 象 注 入 土 量			注入本数 n	土 質 条 件		填充率 α1	注入率 (λ1) ρ×α	注 入 比 率		1本当り注入量(V)			注入量(ΣV)		
				注入高 L1	注入面積 A	対象土量 V		N値	間隙率 ρ			瞬結材 (一次)①	緩結材 (二次)②	瞬結材 V×λ/n×①	緩結材 V×λ/n×②	合 計 Σ(v×λ/n)	瞬結材	緩結材	合 計
		m	m	m	m2	m3	本		%	%	%	%	%	kl	kl	kl	kl	kl	kl
④-3山口 欠損部 [現場注入試験]	粘 性 土	2.700	0.500	2.200			3	0～4			28.0	100		0.561		0.561	1.68		1.68
	砂 質 土	1.640	0.940	0.700			3	0～30			40.5	40	60	0.103	0.155	0.258	0.31	0.47	0.78
	腐 植 土	2.050		2.050			3	0～4	87.4	90	78.7	100		1.467		1.467	4.40		4.40
	計	6.390	1.440	4.950			3							2.131	0.155	2.286	6.39	0.47	6.86
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
	粘 性 土																		
	砂 質 土																		
	砂 礫 土																		
	計																		
合計 (全本数)	粘 性 土	8.100					3										合計注入量		
	砂 質 土	4.920					3										瞬結材	緩結材	合 計
	砂 礫 土	6.150					3										kl	kl	kl
	計	19.170					3										**6.39**	**0.47**	**6.86**

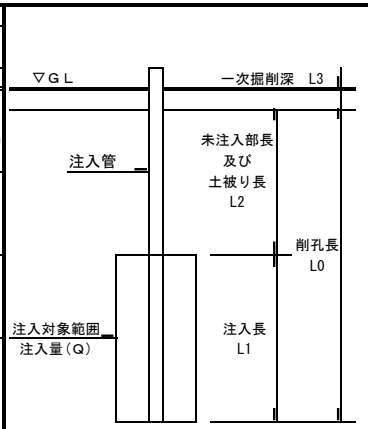

施　工　図

注）L3について路面覆工がない場合は計上しない。

注入材料使用量

二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法に必要な注入材料は，次式による。

V＝ L1 x A

Qs＝(V x λ x 1000)／n

Qs：二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法の1本当り注入量(V)

V：対象注入土量(m3)

λ：注入率

n：注入本数

複相式二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法注入率

土　質	Ｎ　値		間隙率 ρ (%)	注入填充率 α (%)	注入率 (%)
砂礫土	ゆるい～中位	0～50	40	90	36.0
	中位～締った	50以上	35	90	31.5
砂質土	ゆるい～中位	0～30	45	90	40.5
	中位～締った	30以上	35	90	31.5
粘性土	ゆるい～中位	0～4	70	40	28.0
	中位～締った	4～8	60	40	24.0

複相式二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法注入比率

土　質	瞬結材：緩結材	適　　用
粘性土	1　：　0	
	1　：　1	目的(止水・地盤強化)により選定する
砂質土	1　：　1～2	ゆるい　N値　0～10
	1　：　2～3	中　位　N値　10～30
	1　：　3～4	締った　N値　30～
礫質土	1　：　0.5	細粒分が少ない場合
	1　：　1～2	細粒分が多い場合又は止水を目的とする場合

備考：上記の注入比率は標準比率とするが、土質条件等でこれにより難い場合は別途考慮する。

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 4.5 薬液注入工 排泥処理量計算 】				
排泥運搬工	汚泥(建設)	排泥処理量の計算 (出典:「薬液注入工積算資料 日本ｸﾞﾗｳﾄ協会 P38」)		
		二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法の施工は削孔と注入が一体の作業であるが、 排泥量は次のように2つに区分して求める。		
		①削孔に伴う排泥量 ②注入に伴う洗浄・清掃の用水の排泥量		
		(1)全排泥水量の計算 a) 削孔に伴う排泥量(V_1)		
		$V_1=q\cdot t\cdot R$ (m^3/日) q:単位時間当たりの送水量(薬液注入ﾎﾟﾝﾌﾟ規格より20ℓ/分)		
		t:1日当りの実削孔時間(分/日) R:泥水回収率(実績により80%)		
		b) ﾌﾟﾗﾝﾄ等の洗浄･清掃用水の排泥水量(V_2) 実績により		
		V_2=2m^3/日台×S(m^3/日) S : ﾌﾟﾗﾝﾄ台数(台)		
		c) 全排泥水量(V) $V=V_1+V_2$(m^3/日)		
		(2)産業廃棄物として処理する泥水量(VS)の計算 前項で計算した排泥量を分解、沈殿、pH処理して含水率80%程度		
		としてﾊﾞｷｭｰﾑ車で処理する。 a) 設定条件		
		排泥水量　　V(m3/日) 発生土のSS濃度　8,000ppm(実績での平均値)		
		粒子の密度　　2.6　　(土粒子の平均値) (tf/m^3) 排泥処理土の発生土に対する比率　100%		
		搬出の排泥処理土の含水率　　80% = 水の重量/全排泥重量 b) 固結物乾砂重量(W)		
		W=8,000ppm×10^{-6}×V(tf/日) c) 1日当りの排泥量(VS)		
		VS=80%÷(100%-80%)×W +W÷2.6(m^3/日) 水分(1tf=1m^3)　　固形分(密度で除す)		
		(3)ﾓﾃﾞﾙからの排泥水量の計算(1日当り) a) 削孔からの排泥水量(V_1)		
		①1本当りの実削孔時間(T) $T=\Sigma$ {(各土質毎の削孔の単位作業時間)×(各土質毎の削孔長)}		
		$T_{(4-1)}$ = 4.0×(2.70+2.05)+5×1.64 = 27.2 分/本(欠損部) $T_{(4-2)}$ = 4.0×(2.70+2.05)+5×1.64 = 27.2 分/本(底版)		
		$T_{(4-3)}$ = 4.0×(2.70+2.05)+5×1.64 = 27.2 分/本(現場注入試験) ②1日当りの実削孔時間(T_2)		
		$t_{(4-1)}$ = 27.2分/本×4.0本/日 = 108.80 分/日 $t_{(4-2)}$ = 27.2分/本×8.1本/日 = 220.32 分/日		
		$t_{(4-3)}$ = 27.2分/本×3.0本/日 = 81.60 分/日 ③排泥水量の算定		
		$V_1=q\cdot t\cdot R$÷1000m^3/ℓ $V_{1(4-1)}$ = =20ℓ/分×108.80分/日×80 %÷1000m^3/ℓ = 1.74 m3/日		
		$V_{1(4-2)}$ = =20ℓ/分×220.32分/日×80 %÷1000m^3/ℓ = 3.53 m3/日 $V_{1(4-3)}$ = =20ℓ/分×81.60分/日×80 %÷1000m^3/ℓ = 1.31 m3/日		
		b) 洗浄･清掃用水の排泥水量(ﾌﾟﾗﾝﾄ等の洗い作業)(V_2) V_2=2m^3/日台×1台 = 2m^3/日		
		c) 全排泥水量(V) $V_{(4-1)}$ = $V_{1(4-1)}+V_2$ =1.74m3/日+2.0m3/日 = 3.74m3/日		
		$V_{(4-2)}$ = $V_{1(4-2)}+V_2$ =3.53m3/日+2.0m3/日 = 5.53m3/日 $V_{(4-13}$ = $V_{1(4-3)}+V_2$ =1.31m3/日+2.0m3/日 = 3.31m3/日		
		d) 固結物乾砂重量(W) $W_{(4-1)}$ = 8,000ppm×10^{-6}×3.74 = 0.0299 tf/日		

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
		$W_{(4-2)}$ = 8,000ppm×10^{-6}×5.53 = 0.0442 tf/日 $W_{(4-3)}$ = 8,000ppm×10^{-6}×3.31 = 0.0265 tf/日		
		e) 1日当りの排泥量(*VS*) $VS_{(4-1)}$ = 80%÷(100%-80%)×0.0299 +0.0299 ÷2.6 = 0.13 m3/日		
		$VS_{(4-2)}$ = 80%÷(100%-80%)×0.0442 +0.0442 ÷2.6 = 0.19 m3/日 $VS_{(4-3)}$ = 80%÷(100%-80%)×0.0265 +0.0265 ÷2.6 = 0.12 m3/日		
		排泥量(4-1)　=0.13 × 6日 = 0.78m3 排泥量(4-2)　=0.19 × 3日 = 0.57m3		
		排泥量(4-3)　=0.12 × 1日 = 0.12m3 排泥量計 =0.78+0.57+0.12	m3	1.47
排泥処理設備運転工		6+3+1	日	10.00
排泥処分費	汚泥(建設)		m3	1.47

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【 4.6 土工 】				
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	覆工+鋼矢板圧入布堀部 6.41*5.22*1.10　= 36.81		
		(控除)既設舗装 -6.41*4.56*0.18　= -5.26		
		土留内 5.20*3.60*3.37　= 63.09		
		(控除)管 -0.73^2*π/4*5.20　= -2.18		
		反力架台土工(矢板圧入+引抜時)「土留工平面図」より　(13.18+1.74)*1.00*2回　= 29.84		
		(控除)(矢板圧入+引抜時)舗装 -(2.995*2.15+1.395*0.8)*0.18*2　= -2.72		
		計　119.58	m3	119.58
発生土運搬費	4t積 BH0.28 土砂 現場～仮置場 0.8km	119.58	m3	119.58

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式		単位	数量
管路埋戻費	BH0.28m3 ﾀﾝﾊﾟ締固め 盛土用土砂	土留内 全体　5.20*3.60*3.37	= 63.09		
		(控除)管防護Co -1.40*1.60*1.80	= -4.03		
		(控除)管固定Co -1.15*1.65*0.50*2箇所	= -1.90		
		(控除)管 -0.73^2*π/4*(5.20-1.80-0.50*2箇所)	= -1.00		
		(控除)基礎Co -4.85*3.25*0.30	= -4.73		
		(控除)砕石基礎 -5.20*3.60*0.15	= -2.81		
		土留内計	= 48.62		
		覆工+鋼矢板引抜布堀部 6.41*5.22*1.10	= 36.81		
		(控除)既設舗装 -6.41*4.56*0.18	= -5.26		
		(控除)砕石基礎 -6.35*0.35*0.20*2箇所	= -0.89		
		反力架台土工(矢板圧入+引抜時)「土留工平面図」より　(13.18+1.74)*1.00*2	= 29.84		
		(控除)(矢板圧入+引抜時)舗装 -(2.995*2.15+1.395*0.8)*0.18*2	= -2.72		
		覆工部･反力架台計	57.78		
		計	106.40	m3	106.40

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	「土工･仮復旧図 B-B」「土留工平面図」より 4.56*2+6.41+2.995	m	18.53
建設汚泥運搬費	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版 直接掘削・積込	t=10cm以下 BH0.28m3	(鋼矢板圧入時布堀) 4.56*6.41 = 29.23		
		(反力架台(鋼矢板圧入･引抜時)) (2.995*2.15+1.395*0.8)*2 = 15.11		
		計 44.34	m2	44.34
As塊運搬費	4t積 BH0.28 現場～仮置場 0.8km	44.34*0.03	m3	1.33
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	44.34*0.15	m3	6.65
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28 RC-40 現場～仮置場 0.8km	6.65	m3	6.65
舗装工	t=30mm 再生密粒度As(13)	44.34	m2	44.34
路盤工	1.8m以上 t=15cm RC-40	44.34	m2	44.34

大網系φ700(東金市山口地先)　4.仕切弁設置工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【4.7 道路復旧工】				
舗装版切断	As版 t=15cm以下	12.56	m	12.56
建設汚泥運搬費	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版 直接掘削・積込	BH0.28m3 t=10cm以下	75.22	m2	75.22
As塊運搬費	4t積 BH0.28 現場～仮置場 0.8km	75.22*0.03	m3	2.26
不陸整正工	路盤材整正厚3cm	75.22	m2	75.22
舗装工	車道 t=30mm 再生密粒度As(13)	75.22	m2	75.22
区画線設置工	白 w=15cm	12	m	12.00

大網系φ700(東金市山口地先)　5.仮設ヤードエ

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【5.1 仮設工】				
敷鉄板設置･撤去		(t22*914*1829 N=16+8+10=34枚) 0.914*1.829*34枚　= 56.84		
		(t22*1524*3048 N=22+5+7+21=55枚) 1.524*3.048*55枚　=255.48		
		計 312.32	m2	312.32
敷鉄板賃料	t22*914*1829 180日以内	8+26　= 34	枚	34
	t22*1524*3048 180日以内	43+7+5　= 55	枚	55
土のうエ	仕拵・積立・撤去 盛土用土砂	路肩補強(別紙計算書より) N=295　= 295		
		道路内(土砂流出防止用) N=43+17　= 60		
		計　355	袋	355
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 土砂 現場～仮置場 0.8km	355.00*0.02[m3/袋]	m3	7.10
土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1mm 200g/m2	109.10	m2	109.1
建設廃棄物運搬費	廃プラスチック類	1.00	回	1.00
既設転落防止柵 撤去・復旧工	ビーム式・土中建込	39.00	m	39.0
工事用転落防止柵 設置・撤去工	ビーム式・土中建込	43.00	m	43.0
工事用転落防止柵	4段ビーム式・土中建込	43.00	m	43.0
スクラップ	鉄 ヘビーH2 工事用転落防止柵	43*13.9[kg/m]/1000	t	0.60
建設廃棄物運搬費	スクラップ	1.00	回	1.00

土のう数量

No.1+8.00～No,1+18.00　　L= 10.000 m　　5 段

N1= 10.000 / 0.5 × 5 ＝ 100 個

No.1+18.00～No,2+10.00　　L= 12.000 m　　4 段

N2= 12.000 / 0.5 × 4.0 ＝ 96 個

No.2+10.00～No,3+6.50　　L= 16.500 m　　3 段

N2= 16.500 / 0.5 × 3.0 ＝ 99 個

ΣN＝ 100 ＋ 96 ＋ 99

＝ 295 個

大網系φ700(東金市山口地先)　5.仮設ヤード工

名称	規格寸法	計算式	単位	数量
【5.2 土工】				
盛土工	盛土用土砂	（別紙計算）	m3	8.8
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	8.8	m3	8.8
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 土砂 現場～仮置場 0.8km	8.8	m3	8.8

作業ヤード 土 工 算 出 計 算 書(仮設道路築造)

工　種		盛土						摘　要
測　　点	距　離 (m)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	面　積 (m^2)	平均面積 (m^2)	体　積 (m^3)	
No,1　+　8.500		0.44						
No,2	11.500	0.29	0.365	4.2				
No,2　+　8.100	8.100	0.16	0.225	1.8				
No,3	11.900	0.15	0.155	1.8				
No,3　+　6.500	6.500	0.15	0.150	1.0				
合　　計	38.000			8.8				

大網系φ700(東金市山口地先)　6.試掘工　数量計算書

名　　称	規格寸法	計算式	単位	数量
《 6.試掘工 》 【6.1 土工】				
舗装版切断	AS版 t=15cm以下	試掘(1) (2.50+2.00)*2 = 9.00 試掘(2) 5.45+3.85*2 = 13.15　計 22.15	m	22.15
建設汚泥運搬	ダンプトラック 2t積 片道18.1km	運搬距離(往復)/平均時速/１日の作業時間 (18.1[km]*2)/30[km/h]/8[h]	日	0.15
ﾊﾞｯｸﾎｳ舗装版 直接掘削・積込	t=10cm以下 BH0.28m3	5.45*3.85	m2	20.98
As塊運搬費	4t積 BH0.28m3 AS塊 現場～仮置場 0.8km	5.45*3.85*0.03	m3	0.63
バックホウ掘削積込	RC-40 BH0.28m3	5.45*3.85*0.15	m3	3.15
路盤廃材運搬費	4t積 BH0.28m3 RC-40 現場～仮置場 0.8km	3.15	m3	3.15
バックホウ掘削積込	土砂 BH0.28m3	試掘(1) {2.00*(3.60-0.18) -0.73^2*π/4}*2.50 = 16.05		
		試掘(2) (5.45*3.85- 2.00*2.50)*(1.50-0.18) = 21.10		
		計 37.15	m3	37.15
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 土砂 現場～仮置場 0.8km	37.15	m3	37.15
管路埋戻費	BH0.28m3　発生土	37.15	m3	37.15
発生土運搬費	4t積 BH0.28m3 仮置場～現場 0.8km	37.15	m3	37.15
舗装工	t=30mm 再生密粒度As(13)	5.45*3.85	m2	20.98
路盤工	1.8m以上 t=15cm RC-40	20.98	m2	20.98
土留工(軽量鋼矢板)	機械施工 掘削深3.8m以下 支保工 軽量金属製	W2.0m*L2.5m*H3.60m 28枚*0.25/2	m	3.50
軽量鋼矢板賃料	LSP-2型	28枚*4.5m*14.8[kg/m]/1000	t	1.86
水圧四面梁賃料	1L型 1460-2170	1	式	1.00
水圧四面梁賃料	2S型 1710-2560	1	式	1.00
水圧四面梁賃料	操作ハンドル 345L	1	式	1.00
水圧手動ポンプ賃料	タンク水量15～19ℓ	1	式	1.00
横矢板設置・撤去	t=5.0cm H=3.60m	(1.10*3.60-0.73^2*π/4)*2	m2	7.08
建設発生木材処理費		7.08*0.05*0.50[t/m2]	t	0.18
建設廃棄物運搬費	建設発生木材	1.00	回	1.00

7.運搬・処分費　数量計算書

名　　称	形状寸法	計算式	単位	数量
建設汚泥処分費	分析項目(Ph・鉛)			
舗装版切断	As舗装版 t=15cm以下	【1.6 土工】 8.76	m	8.76
		【1.7 道路復旧工】 6.04	m	6.04
		【3.1 土工】 15.16	m	15.16
		【4.6 土工】 18.53	m	18.53
		【4.7 道路復旧工】 12.56	m	12.56
		【6.1 土工】 22.15	m	22.15
		計	m	83.20
		83.2*0.0017[m3/m]*1.20[t/m3]	t	0.17
汚泥処分費		【4.5 薬液注入工 汚泥処理量計算】 1.47	m^3	1.47
		計	m^3	1.47
		1.47*1.20[t/m3]	t	1.76
		0.17+1.76	t	1.93
水素イオン濃度	水質分析 (生活環境項目)	1.00	検体	1.00
鉛	水質分析	1.00	検体	1.00

7.運搬・処分費　数量計算書

As塊運搬費	10t積 BH0.80m3 仮置場～処分場 4.6km	【1.6 土工】 1.63	m3	1.63
		【1.7 道路復旧工】 1.58	m3	1.58
		【3.1 土工】 0.84	m3	0.84
		【4.6 土工】 1.33	m3	1.33
		【4.7 道路復旧工】 2.26	m3	2.26
		【6.1 土工】 0.63	m3	0.63
		計	m3	8.27
As廃材処分費	山武	8.27*2.35[t/m3]	t	19.43
路盤スラグ運搬費	10t積 BH0.80m3 MS-25 仮置場～処分場 18.7km	【1.6 土工】 1.02	m3	1.02
		【3.1 土工】 1.68	m3	1.68
		計	m3	2.70
路盤スラグ廃材処分費		2.70*2.06[t/m3]	t	5.56

7.運搬・処分費　数量計算書

路盤廃材運搬費	10t積 BH0.80m3 M-30 仮置場～処分場 4.6km	【1.6 土工】 2.25	m3	2.25
		計	m3	2.25
路盤廃材運搬費	10t積 BH0.80m3 RC-40 仮置場～処分場 4.6km	【1.6 土工】 4.91	m3	4.91
		【2.1 排水構造物工】 9.73	m3	9.73
		【2.2 仮設工】 3.16	m3	3.16
		【2.3 土工(作業ﾔｰﾄﾞ撤去時)】 6.99	m3	6.99
		【3.1 土工】 2.52	m3	2.52
		【4.6 土工】 6.65	m3	6.65
		【6.1 土工】 3.15	m3	3.15
		計	m3	37.11
路盤廃材処分費	山武	M-30 2.25*2.10[t/m3]	t	4.73
		RC-40 37.11*2.04[t/m3]	t	75.70
		計	t	80.43

7.運搬・処分費　数量計算書

発生土運搬費	10t積 BH0.80m3 土砂 仮置場～処分場 37.2km	【1.6 土工】 112.3	m3	112.30
		【2.2 仮設工】 21.38	m3	21.38
		【2.3 土工(作業ﾔｰﾄﾞ設置時)】 13.4	m3	13.40
		【2.3 土工(作業ﾔｰﾄﾞ撤去時)】 39.24	m3	39.24
		【4.6 土工】 119.58	m3	119.58
		【5.1 仮設工】 7.1	m3	7.10
		【5.2 土工】 8.8	m3	8.80
		計	m3	321.80
建設発生土処分費		321.80	m3	321.80
建設発生木材処分費		【1.4 仮設工】 0.58	t	0.58
		【3.1 土工】 0.13	t	0.13
		【4.4 仮設工】 0.67	t	0.67
		【6.1 土工】 0.18	t	0.18
		計	t	1.56

7.運搬・処分費　数量計算書

廃プラスチック処分費 暗渠排水管	HDPE波状管 シングル有孔管 φ250	【2.1 排水構造物工】 29.5	m	29.50
		外径φ290 29.5*(0.29^2-0.25^2)*π/4	m3	0.50
硬質塩化ビニル管(一般管)	φ100	【2.4 復旧工】 10	m	10.00
		外径φ114 10*(0.114^2-0.10^2)*π/4	m3	0.02
暗渠排水管	既設管 φ50	【2.4 復旧工】 31	m	31.00
硬質塩化ビニル管(一般管)	φ50	【2.4 復旧工】 1.8	m	1.80
		外径φ60 (31+1.8)*(0.06^2-0.05^2)*π/4	m3	0.03
土木安定シート	長繊維ポリエステル系不織布 t=2.1mm 200kg/m2	【2.1 排水構造物工】 53.82	m2	53.82
		【2.2 仮設工】 718.51	m2	718.51
		【5.1 仮設工】 109.1	m2	109.10
		(53.82+718.51+109.1)*0.0021	m3	1.85
ブルーシート	＃3000 3.6m×5.4m	【2.2 仮設工】 6	枚	6.00
		厚み0.25mm 3.6*5.4*0.00025*6枚	m3	0.03
大型土のう		【2.2 仮設工】 7	袋	7.00
		1袋:1100mm*1100mm*1mm 1.10*1.10*0.001*7袋	m3	0.01
土のう		【2.2 仮設工】 769	袋	769.00
		【5.1 仮設工】 355	袋	355.00
		1袋:48cm*62cm*0.20mm 0.48*0.62*0.0002*(769+355)袋	m3	0.07
廃プラスチック処分費		計	m3	2.51

8. 積上げ安全費

名　　称	形状寸法	計算式	単位	数量
交通誘導警備員B		3工区		
		工程表より×3人 62*3	人日	186.00
		4工区		
		工程表より×3人 87*3	人日	261.00
		計	人日	447.00

9_積上げ運搬費

名　　称	形状寸法	計算式	単位	数量
仮設材運搬費	往路 製品L≦12m	大網系φ700(東金市油井地先) 143.78	t	143.78
		大網系φ700(東金市山口地先) 87.07	t	87.07
		計	t	230.85
仮設材運搬費	復路 製品L≦12m	大網系φ700(東金市油井地先) 143.70	t	143.70
		大網系φ700(東金市山口地先) 86.91	t	86.91
		計	t	230.61
仮設材積込取卸	基地～現場	大網系φ700(東金市油井地先) 143.78	t	143.78
		大網系φ700(東金市山口地先) 87.07	t	87.07
		計	t	230.85
仮設材積込取卸	現場～基地	大網系φ700(東金市油井地先) 143.70	t	143.70
		大網系φ700(東金市山口地先) 86.91	t	86.91
		計	t	230.61
簡易仮設道路材 運搬費	H=0.74m A=348.00m2	往復 1	式	1.00

積上げ運搬費(3工区) 運搬重量計算書

名称	規格寸法	単位	計算式	数量
搬入時				
覆工板	鋼製滑り止め	t	5.00m*6.00m*200[kg/㎡]/1000	6.000
覆工板受桁	H-350*350*12*19	t	5.16m*3本*150[kg/m]/1000	2.322
覆工板受桁桁受	H-350*350*12*19	t	6.35m*2本*150[kg/m]/1000	1.905
鋼矢板	Ⅲ型	t	6.00m*38枚*60[kg/m]/1000	13.680
腹起し	H-350*350*12*19	t	4.95m*2本*150[kg/m]/1000	1.485
切梁	H-300*300*10*15	t	2.65m*2本*100[kg/m]/1000	0.530
副部材(A)		t	(1.485+0.530)*0.22	0.443
副部材(B)		t	(1.485+0.530)*0.04	0.081
敷鉄板	t22*1219*2438	t	68枚*513[kg/枚]/1000	34.884
敷鉄板	t22*1524*3048	t	17枚*802[kg/枚]/1000	13.634
敷鉄板	t22*1524*6096	t	42枚*1604[kg/枚]/1000	67.368
軽量鋼矢板	LSP2型	t	3.50m*28枚*14.8[kg/m]/1000	1.450
合計		t		143.782

名称	規格寸法	単位	計算式	数量
搬出時				
覆工板	鋼製滑り止め	t	5.00m*6.00m*200[kg/㎡]/1000	6.000
覆工板受桁	H-300*300*10*15	t	5.16m*3本*150[kg/m]/1000	2.322
覆工板桁受	H-300*300*10*15	t	6.35m*2本*150[kg/m]/1000	1.905
鋼矢板	Ⅲ型	t	6.00m*38枚*60[kg/m]/1000	13.680
腹起し	H-350*350*12*19	t	4.95m*2本*150[kg/m]/1000	1.485
切梁	H-300*300*10*15	t	2.65m*2本*100[kg/m]/1000	0.530
副部材(A)		t	(1.485+0.530)*0.22	0.443
敷鉄板	t22*1219*2438	t	68枚*513[kg/枚]/1000	34.884
敷鉄板	t22*1524*3048	t	17枚*802[kg/枚]/1000	13.634
敷鉄板	t22*1524*6096	t	42枚*1604[kg/枚]/1000	67.368
軽量鋼矢板	LSP2型	t	3.50m*28枚*14.8[kg/m]/1000	1.450
合計		t		143.701

積上げ運搬費(4工区) 運搬重量計算書

名称	規格寸法	単位	計算式	数量
搬入時				
覆工板	鋼製滑り止め	t	5.00m*6.00m*200[kg/㎡]/1000	6.000
覆工板受桁	H-350*350*12*19	t	5.16m*3本*150[kg/m]/1000	2.322
覆工板受桁桁受	H-350*350*12*19	t	6.35m*2本*150[kg/m]/1000	1.905
鋼矢板	Ⅲ型	t	7.00m*38枚*60[kg/m]/1000	15.960
腹起し	H-350*350*12*19	t	4.95m*2本*2段*150[kg/m]/1000	2.97
切梁	H-300*300*10*15	t	2.65m*2本*2段*100[kg/m]/1000	1.060
副部材(A)		t	(2.970+1.060)*0.22	0.887
副部材(B)		t	(2.970+1.060)*0.04	0.161
敷鉄板	t22*914*1829	t	34枚*289[kg/枚]/1000	9.826
敷鉄板	t22*1524*3048	t	55枚*802[kg/枚]/1000	44.11
軽量鋼矢板	LSP2型	t	4.50m*28枚*14.8[kg/m]/1000	1.865
合計		t		87.066

名称	規格寸法	単位	計算式	数量
搬出時				
覆工板	鋼製滑り止め	t	5.00m*6.00m*200[kg/㎡]/1000	6.000
覆工板受桁	H-350*350*12*19	t	5.16m*3本*150[kg/m]/1000	2.322
覆工板受桁桁受	H-350*350*12*19	t	6.35m*2本*150[kg/m]/1000	1.905
鋼矢板	Ⅲ型	t	7.00m*38枚*60[kg/m]/1000	15.960
腹起し	H-350*350*12*19	t	4.95m*2本*2段*150[kg/m]/1000	2.97
切梁	H-300*300*10*15	t	2.65m*2本*2段*100[kg/m]/1000	1.060
副部材(A)		t	(2.970+1.060)*0.22	0.887
敷鉄板	t22*914*1829	t	34枚*289[kg/枚]/1000	9.826
敷鉄板	t22*1524*3048	t	55枚*802[kg/枚]/1000	44.11
軽量鋼矢板	LSP2型	t	4.50m*28枚*14.8[kg/m]/1000	1.865
合計		t		86.905

10_役務費

名　　称	形状寸法	計算式	単位	数量
借地料	528㎡ 借用期間5カ月	1	式	1.00

東金浄水場系送水管仕切弁設置工事　大網系φ700(東金市油井地先) および 大網系φ700(東金市山口地先)　工事工程表

α=　1.72

施工箇所	項目	数量	実日数	実日数	供用日数	1ヶ月目(7月) 上旬 中旬 下旬	2ヶ月目(8月) 上旬 中旬 下旬	3ヶ月目(9月) 上旬 中旬 下旬	4ヶ月目(10月) 上旬 中旬 下旬	5ヶ月目(11月) 上旬 中旬 下旬	6ヶ月目(12月) 上旬 中旬 下旬	7ヶ月目(1月) 上旬 中旬 下旬	8ヶ月目(2月) 上旬 中旬 下旬	9ヶ月目(3月) 上旬 中旬 下旬	備考
大網系φ700（東金市油井地先）	準備工・仕切弁製作工	一式		180	180	工事開始日【7/1】						180日			
	試掘工	一式	3	3	6	※ 10/1以降を「作業ﾔｰﾄﾞ工」の開始日に設定			96日	(133日)		仕切弁現場搬入日【12/末】			
	作業ヤード設置工	一式	7	7	12				6日	12日	145日				
	覆工板設置土工(舗装撤去・路盤土砂掘削)・覆工板設置工	一式	3	3	4						4日 149日				
	鋼矢板設置工・鋼矢板設置土工(埋戻・仮復旧)	一式	5	5	9						9日 158日				
	ウエルポイント設置工	一式	1	1	2						160日				
	立坑掘削工・切梁腹起工・横矢板設置	一式	2	2	3						2日 163日				
	砕石基礎・基礎ｺﾝ(・同養生)・管固定ｺﾝ(・同養生)	一式	16	16	17						3日 養生 養生	180日			内養生工：14日(7日×2回)
	仕切弁設置工・防護ｺﾝ(・同養生)	一式	10	10	12						17日	養生 192日 [203日]			内養生工：7日(7日×1回)
	横矢板撤去・切梁腹起撤去・立坑埋戻工	一式	1	1	2						12日	194日			
	ウエルポイント撤去工	一式	1	1	1							2日 195日			
	鋼矢板撤去土工(舗装撤去・路盤土砂掘削)・鋼矢板撤去工	一式	2	2	3							1日 198日			
	覆工板撤去工・覆工板撤去土工(埋戻・仮復旧)	一式	2	2	3						[165日]	3日 201日			
	作業ヤード撤去工	一式	8	8	13							3日 [186日]	225日 13日		
	自然転圧	一式		30	30							30日	231日	本復旧完了日【2/22】	
	本復旧工	一式	1	1	1								232日 1日	工事完了日【3/5】	
	後片付け	一式		13	13								13日 245日		※千葉県企業局積算基準より15日以内
	実日数計		62												
	覆工板(90日以内)(路面覆工土工～路面覆工撤去土工)				70						70日				
	山留材(90日以内)(鋼矢板設置工～鋼矢板撤去工)				50						50日				
	ウエルポイント(ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ設置工～ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ撤去工)				37						37日				
	敷鉄板(180日以内)(試掘工～後片付け)				160						160日				
	軽量鋼矢板(90日以内)(試掘工)				6				6日						

凡　例

○○日 ← 累計供用日数

供用日数 → ○○日

(余○)[内先供○日]　[○○日]

余裕日数 ↑

内 先行実施した作業の供用日数

実日数の一部を考慮した累

大網系φ700（東金市山口地先）

準備工・仕切弁製作工	一式		180	180	工事開始日	【7/1】			
試掘工	一式	4	4	7					
作業ヤード設置工	一式	3	3	4					
地盤改良工（試験注入）(二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法)(効果確認試	一式	17	17	23					内養生工：3日 内室内試験：7日
覆工板設置土工(舗装撤去･路盤土砂掘削)・覆工板設置工	一式	3	3	4					
鋼矢板設置工･鋼矢板設置土工（埋戻・仮復旧）	一式	3	3	6					
地盤改良工（二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法）	一式	17	17	25					内養生工：3日
立坑掘削工･切梁腹起工･横矢板設置	一式	3	3	4					
砕石基礎･基礎ｺﾝ(･同養生)･管固定コン（・同養生）	一式	16	16	17					内養生工：14日 (7日×2回)
仕切弁設置工･防護ｺﾝ(･同養生)	一式	10	10	12					内養生工：7日 (7日×1回)
横矢板撤去･切梁腹起撤去･立坑埋戻工	一式	2	2	3					
鋼矢板撤去土工(舗装撤去･路盤土砂掘削)・鋼矢板撤去工	一式	3	3	5					
覆工板撤去工･覆工板撤去土工（埋戻・仮復旧）	一式	2	2	3					
作業ヤード撤去工	一式	3	3	5					
自然転圧	一式		30	30					
本復旧工	一式	1	1	2					
後片付け	一式		11	11					
実日数計		87							
覆工板（90日以内）(路面覆工土工～路面覆工撤去土工)				90					
山留材（90日以内）(鋼矢板設置工～鋼矢板撤去工)				90					
敷鉄板（180日以内）(試掘工～後片付け)				180					
軽量鋼矢板（90日以内）(試掘工)				7					

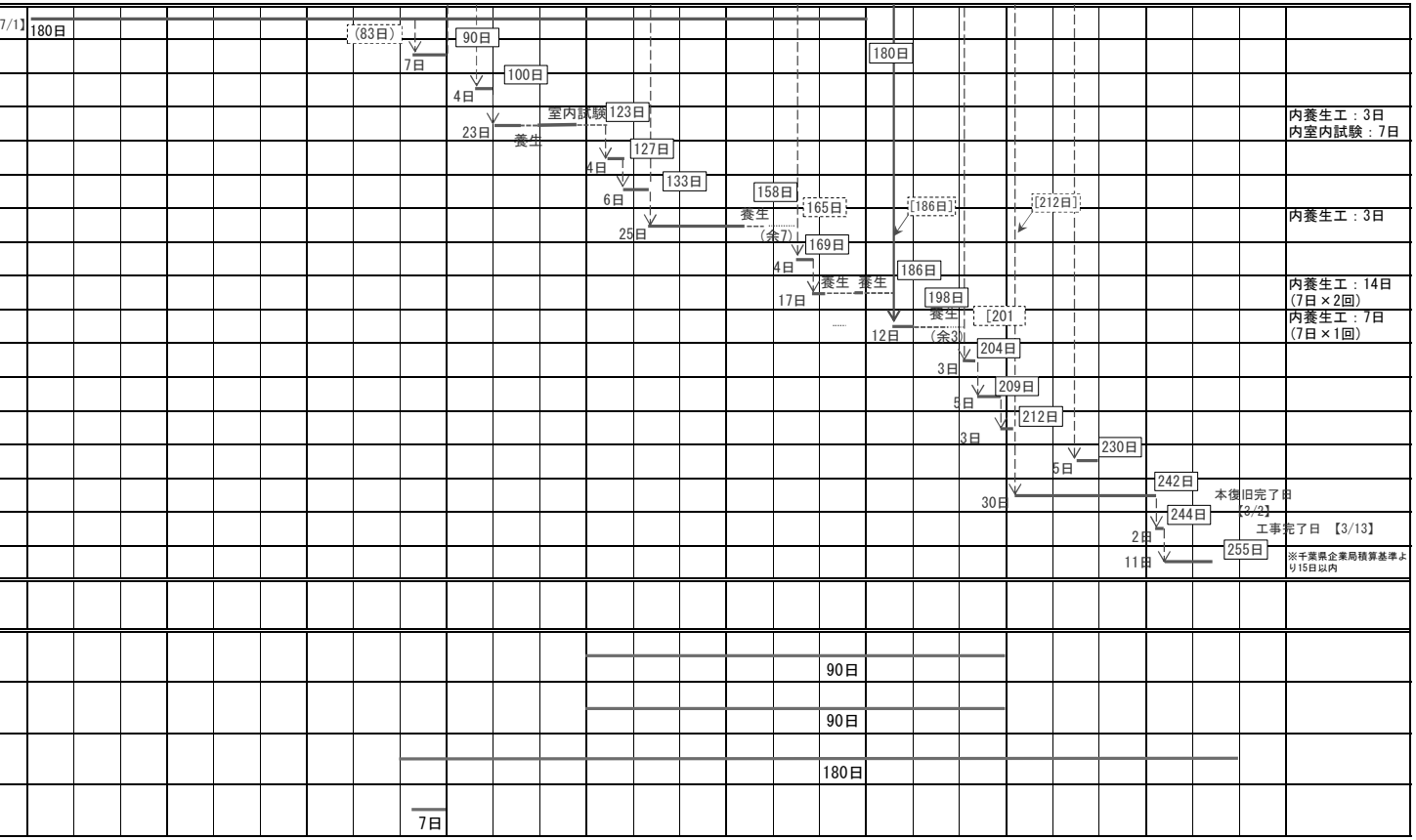

案　内　図

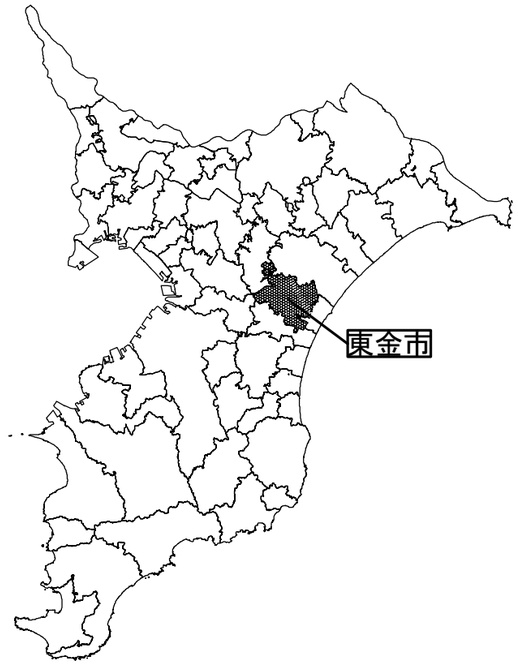

滝沢

東金取水場

東金浄水場

３工区
東金市油井957番地先

東金ＩＣ

東金配水場

東金市

東金駅

大網配水場

４工区
東金市山口295番地先

福俵駅

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事（その２）				
図面名称	案　内　図				
図面枚数	45 葉中 1		縮　尺	NONE	
完　成	令和　年　月　日		工事番号	九水企改令8第4号	
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団					

平　面　図　S=1:500

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

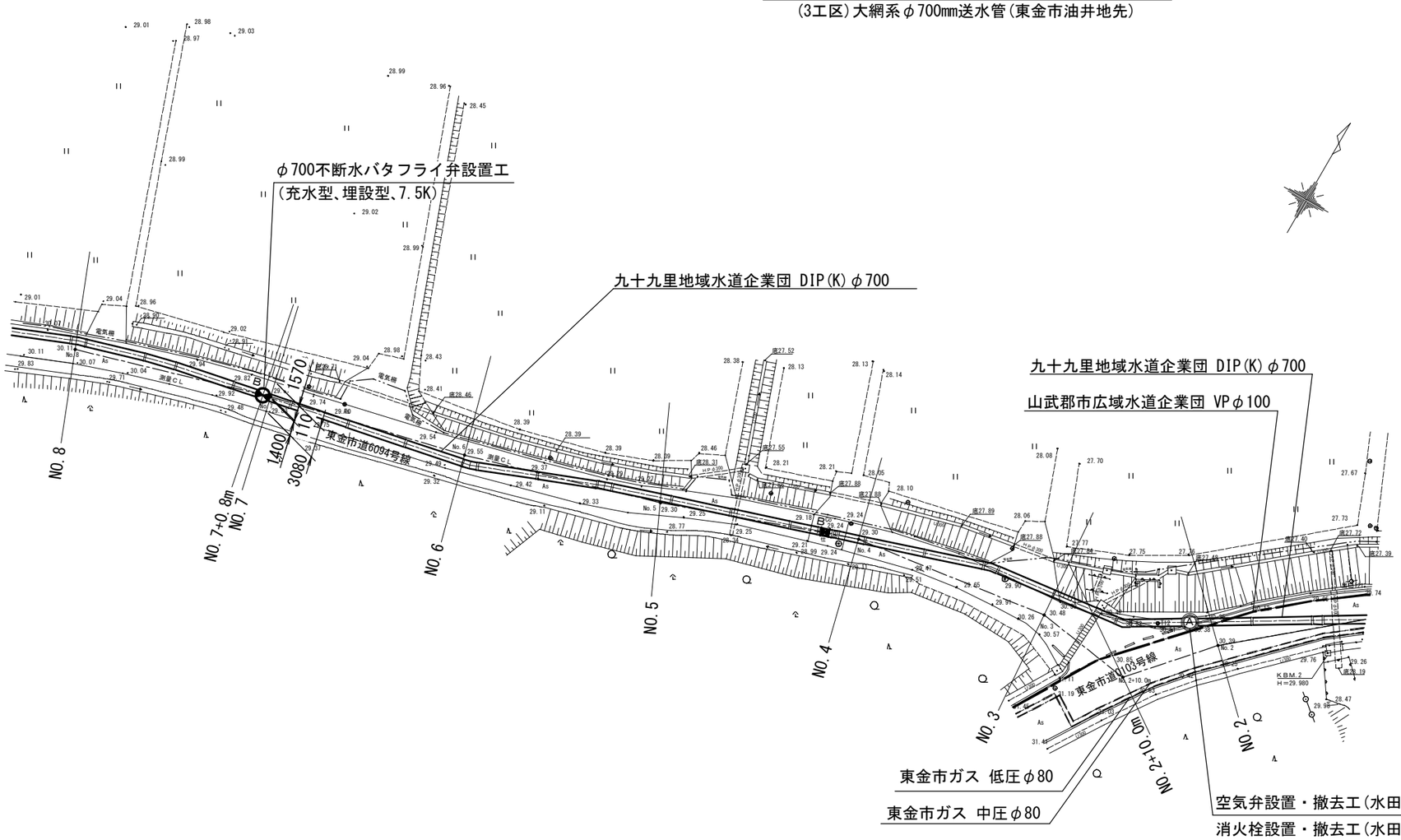

施工フロー

準備工・不断水弁製作	・不断水弁製作:180日(6ヶ月) ・準備工期間　:　40日
試　掘　工	・舗装撤去、掘削・埋戻、仮復旧 **・既設管埋設位置調査 ・既設管体調査**
作業ヤード設置工	・簡易仮設道路材設置工 ・敷鉄板設置工
覆工板設置工	・舗装撤去、機械掘削 ・覆工板・覆工板受桁設置
鋼矢板設置工	・鋼矢板油圧圧入工 **(・鋼矢板油圧圧入引抜機据付撤去工)**
ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ設置工	・ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ設置工 ・ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄﾎﾞｿﾝﾌﾟ設置工
立坑掘削工	・機械掘削工 ・切梁腹起し・横矢板設置工 ・立坑基礎工(Co打設・養生工)
不断水弁設置工	・管固定ｺﾝ設置工(Co打設・養生工) ・弁箱・機材取付・穿孔・弁体挿入工 ・管防護ｺﾝ設置工(Co打設・養生工)
立坑埋戻工	・横矢板・切梁腹起し撤去工 ・切梁腹起し・横矢板撤去工
ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ撤去工	・ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ撤去工 ・ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄﾎﾞｿﾝﾌﾟ撤去工
鋼矢板撤去工 **覆工板撤去工**	・鋼矢板油圧引抜工 **(・鋼矢板油圧圧入引抜機据付撤去工)** ・覆工板・覆工板受桁撤去工 ・機械埋戻し工・舗装仮復旧工
作業ヤード撤去工	・簡易仮設道路材撤去工 ・敷鉄板撤去工
舗装本復旧工	・舗装工 **(・自然転圧:30日)**
後片付工	・後片付工

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 平　面　図								
図面枚数	45　葉中　2			縮　尺	S=1:500				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

平 面 詳 細 図　S=1:200

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

φ700不断水バタフライ弁設置工(充水型、埋設式、7.5K)

立坑工 市道As W3.6m×L5.2m×H3.47m

土留工 鋼矢板Ⅲ型 L=6.0m　路面覆工 W5.0m×L6.0m

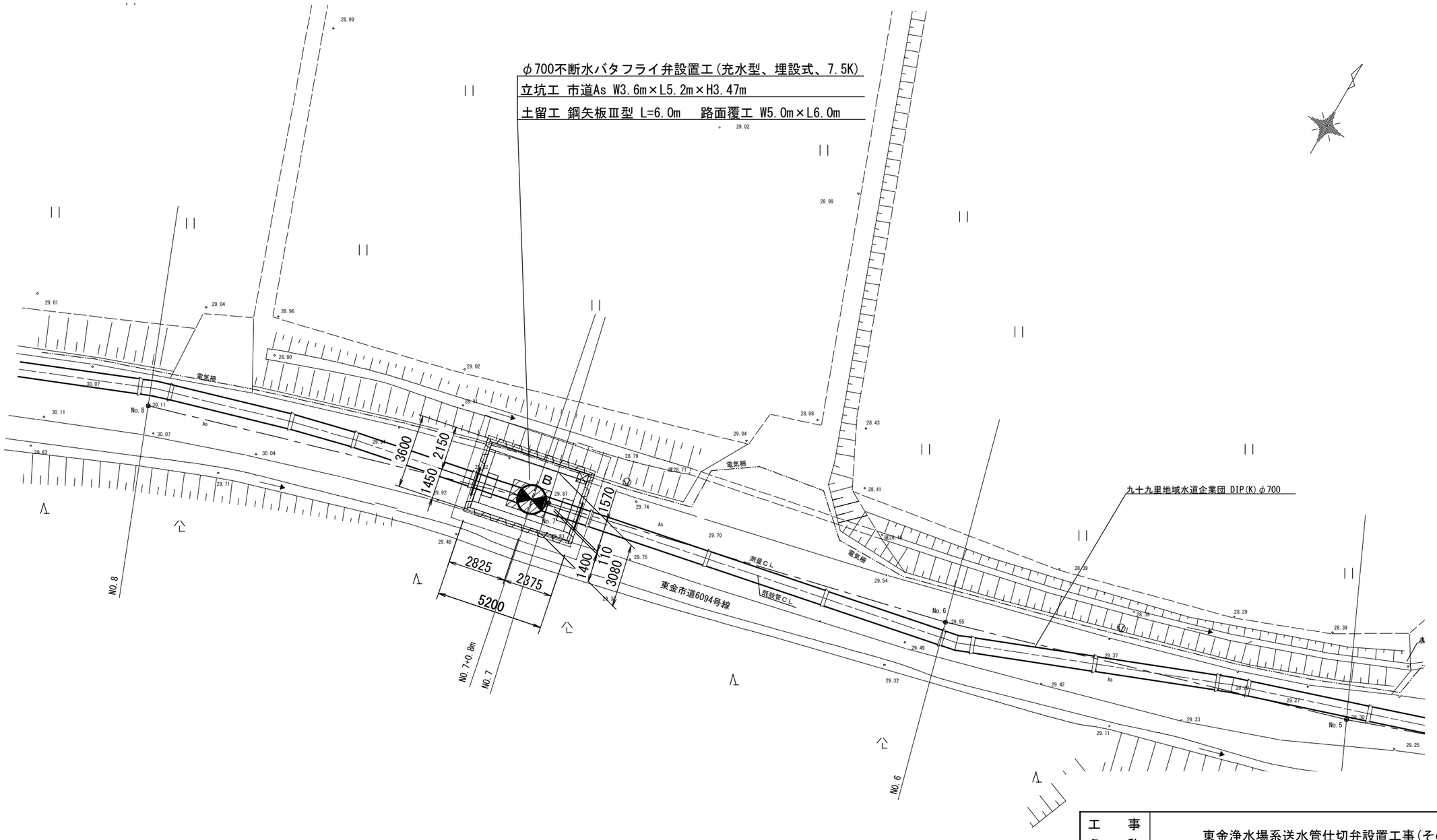

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 平 面 詳 細 図								
図面枚数	45 葉中 3				縮 尺	S=1:200			
完 成	令和 年 月 日				工事番号	九水企改令8第4号			
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

横　断　図　S=1:200

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

NO.6

GH=29.55
FH=

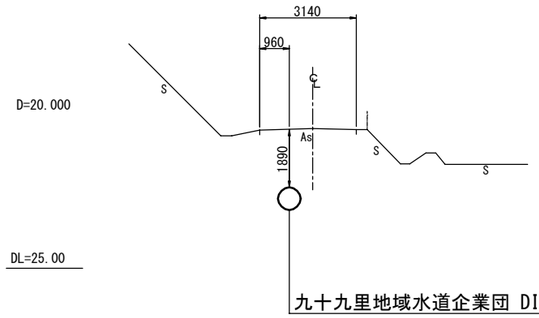

九十九里地域水道企業団 DIP(K)φ700

NO.8

GH=30.11
FH=

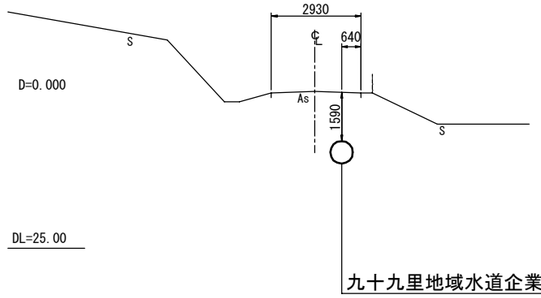

九十九里地域水道企業団 DIP(K)φ700

NO.5

GH=29.30
FH=

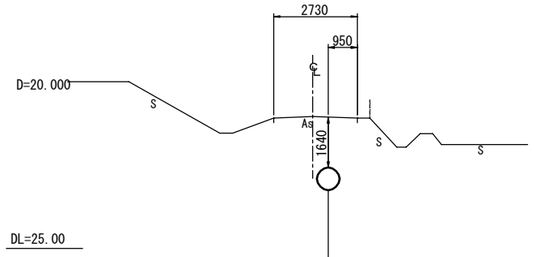

九十九里地域水道企業団 DIP(K)φ700

NO.7

GH=29.87
FH=

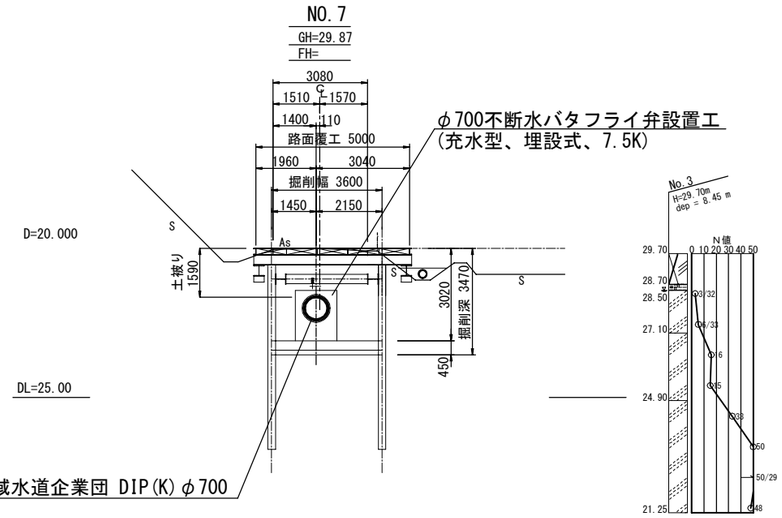

九十九里地域水道企業団 DIP(K)φ700

NO.4

GH=29.30
FH=

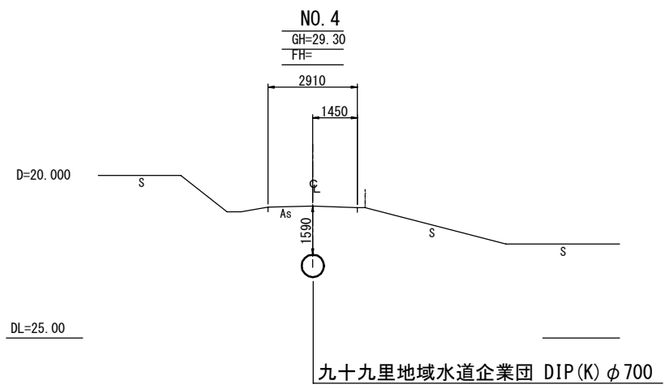

九十九里地域水道企業団 DIP(K)φ700

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)						
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 横　断　図						
図面枚数	45　葉中　4			縮　尺	S=1:200		
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号		
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団							

不断水弁設置詳細図 S=1:50

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

平 面 図

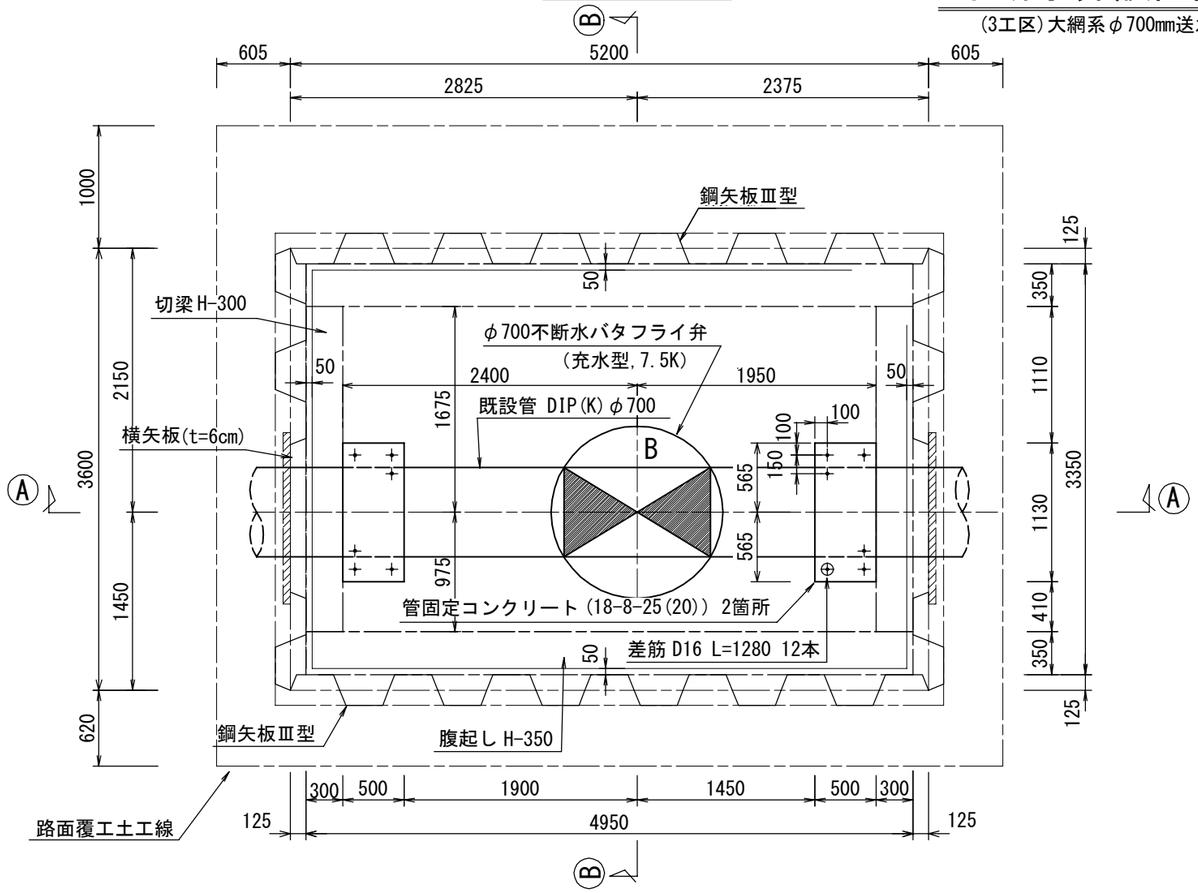

Ⓑ-Ⓑ断 面 図

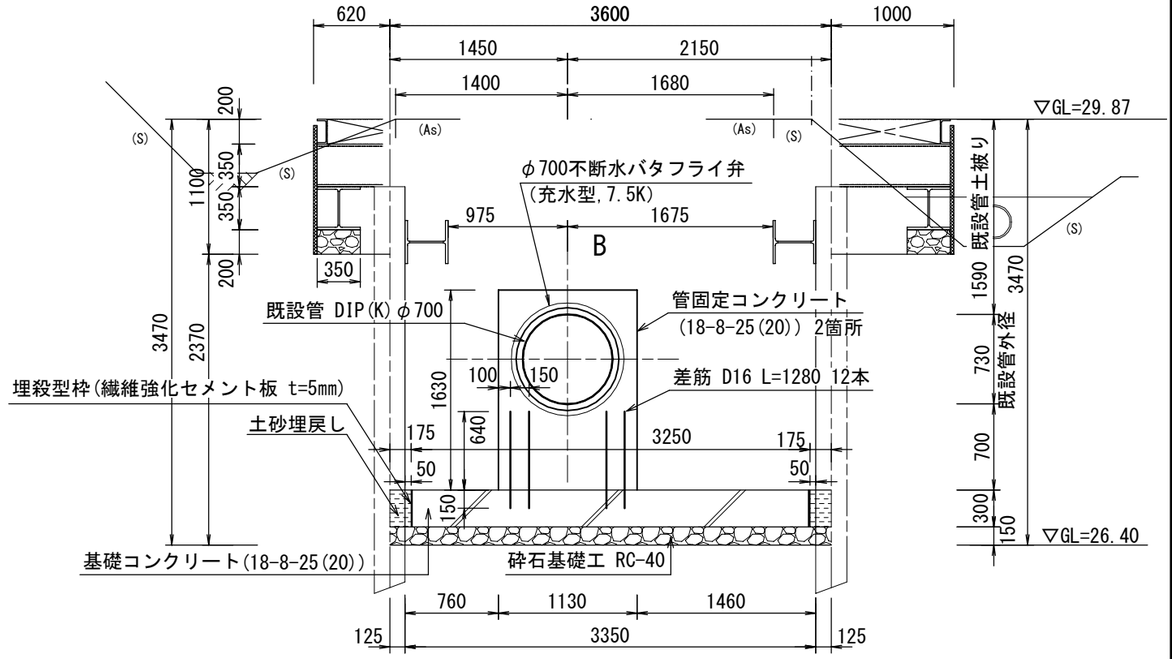

Ⓐ-Ⓐ断 面 図

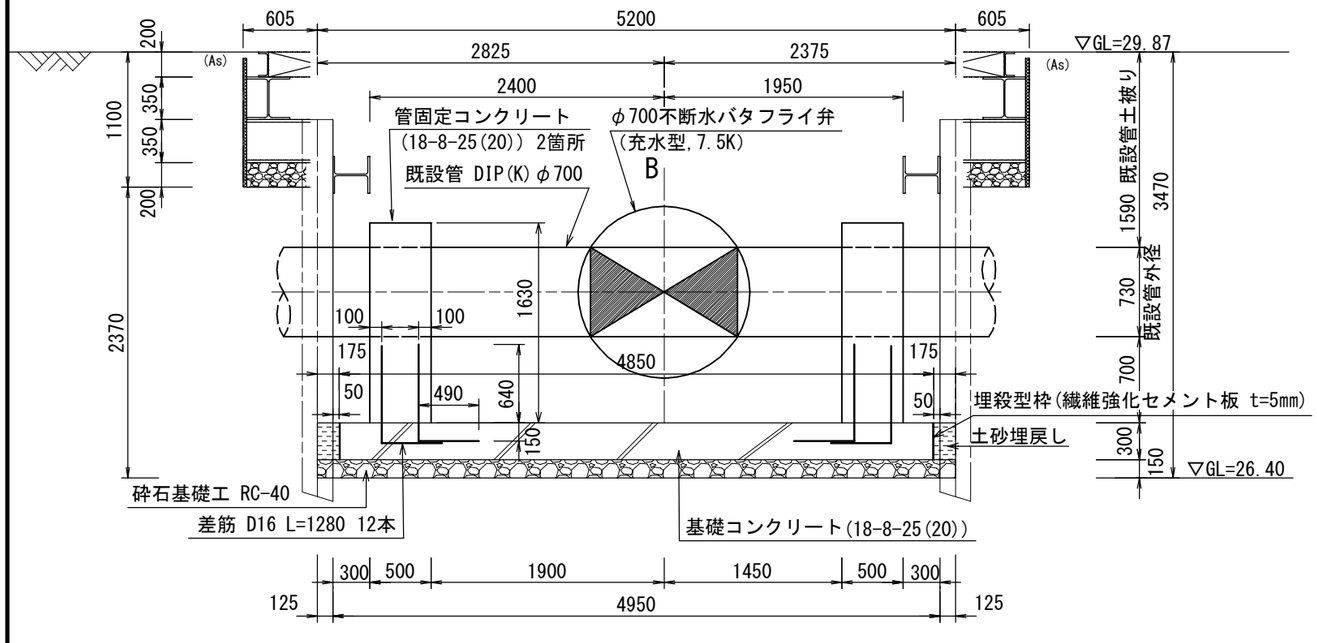

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 不断水弁設置詳細図								
図面枚数	45 葉中 5			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

Co防護構造図　S=1:50

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

平　面　図

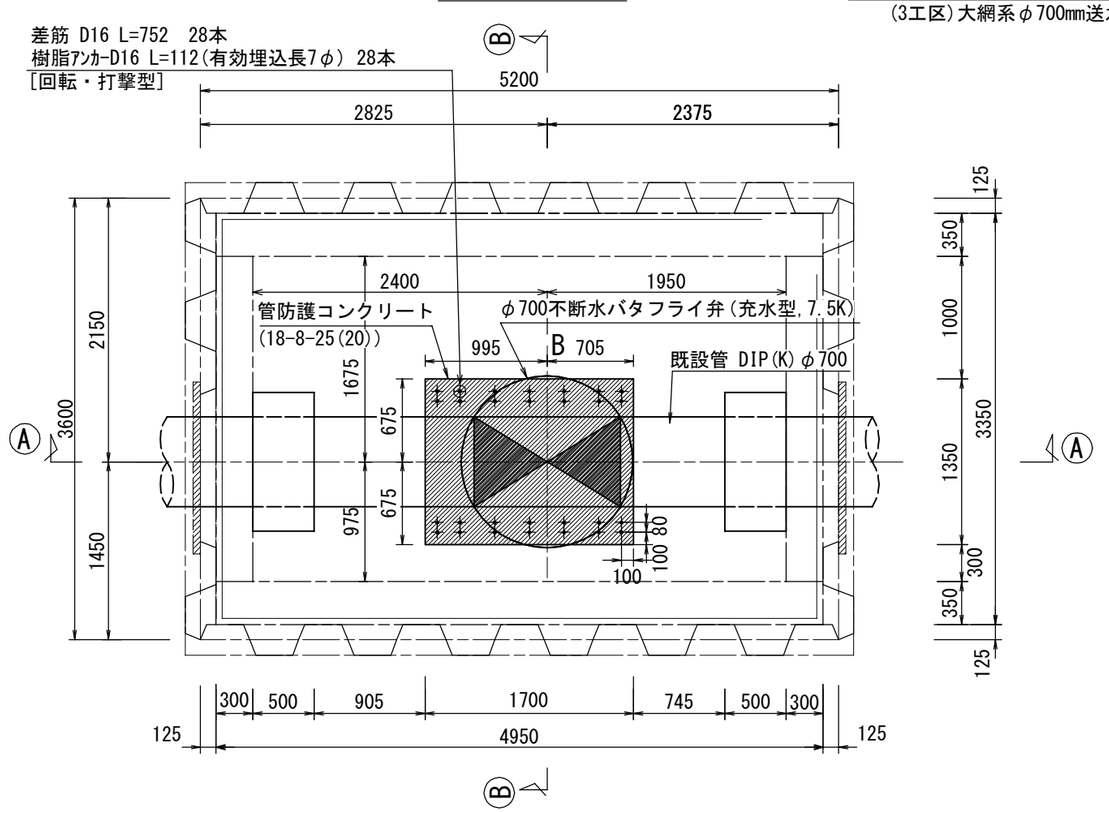

Ⓑ-Ⓑ断 面 図

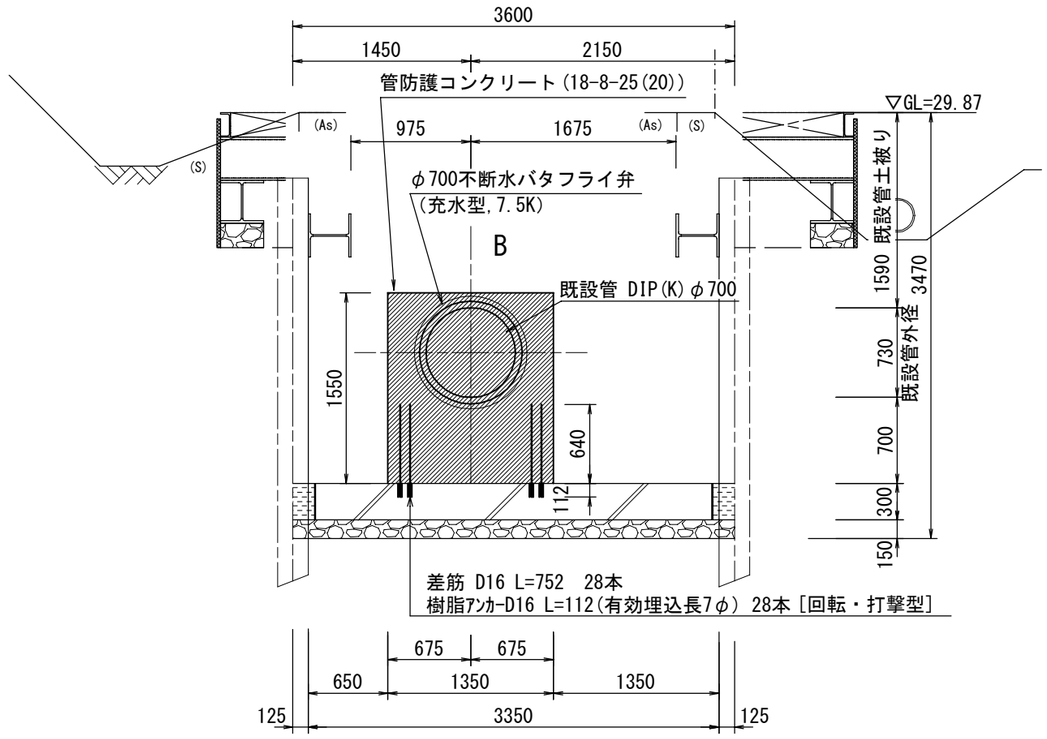

Ⓐ-Ⓐ断 面 図

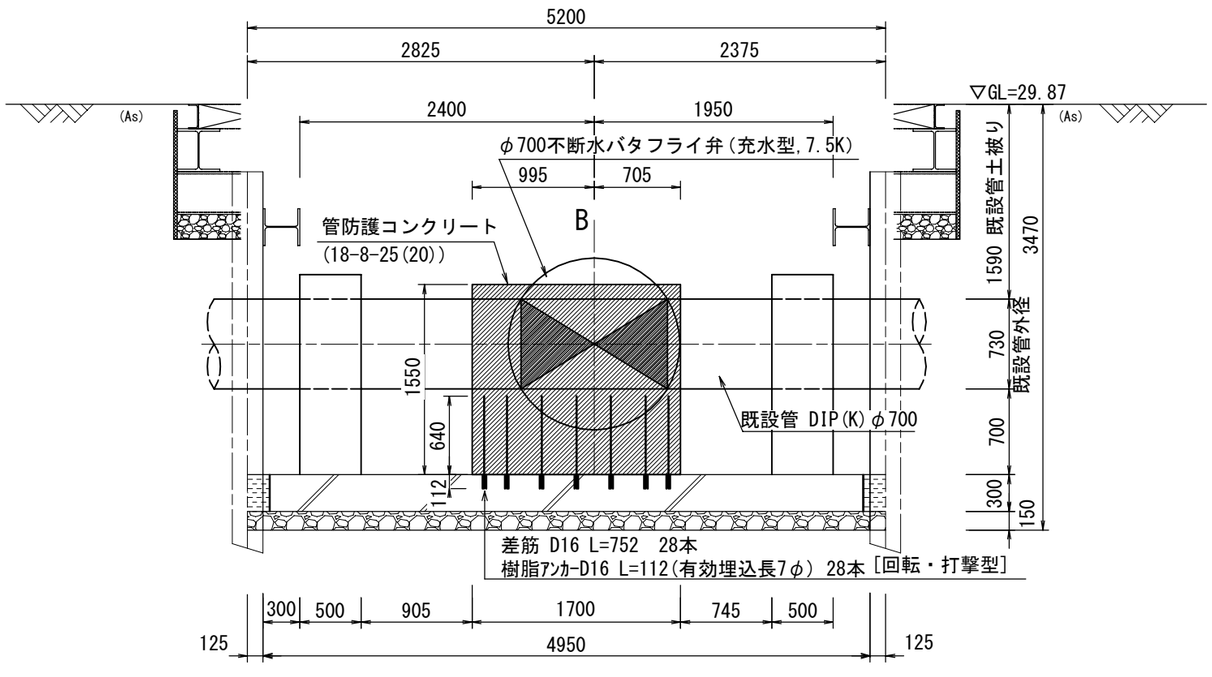

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)				
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) Co防護構造図				
図面枚数	45　葉中　6		縮尺	S=1:50	
完成	令和　年　月　日		工事番号	九水企改令8第4号	
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

弁室設置詳細図　S=1:20

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

平　面　図

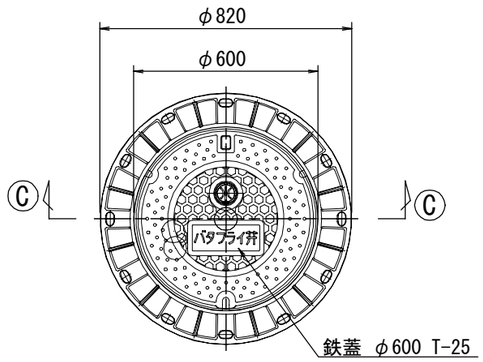

断　面　図

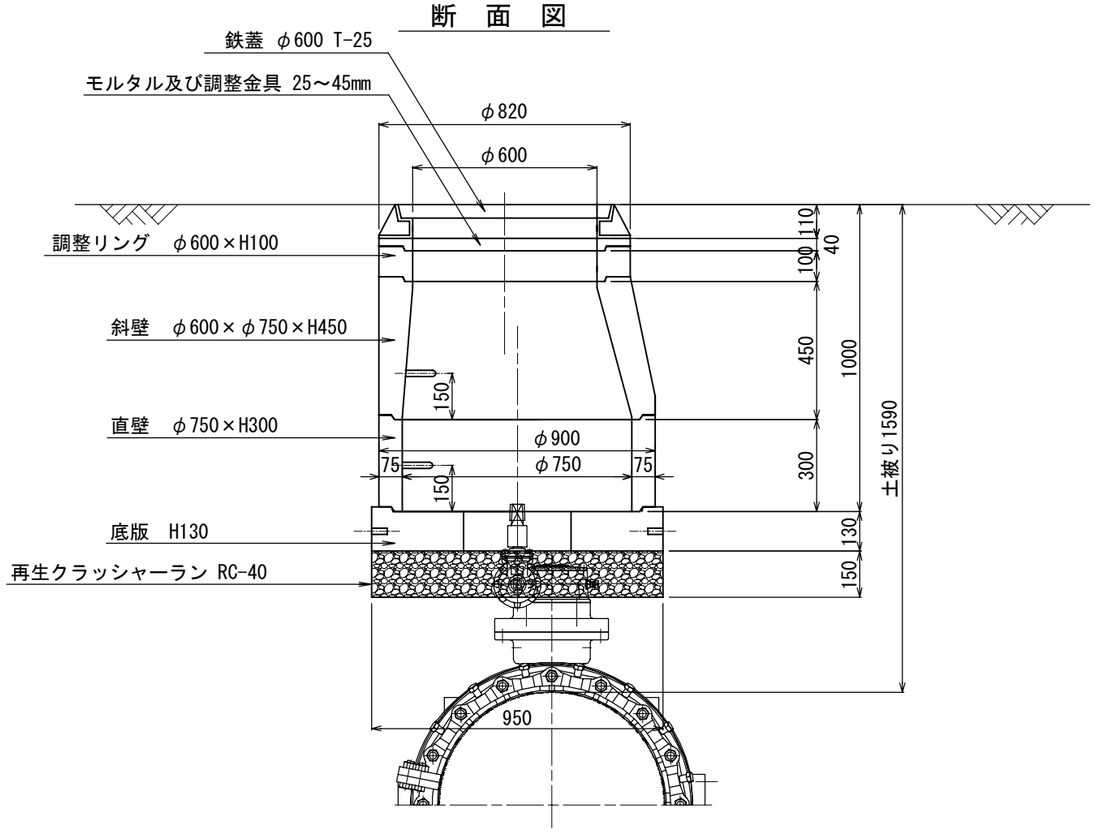

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 弁室設置詳細図								
図面枚数	45　葉中　7			縮尺	S=1:20				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土工・仮復旧図　S=1:50

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

平　面　図

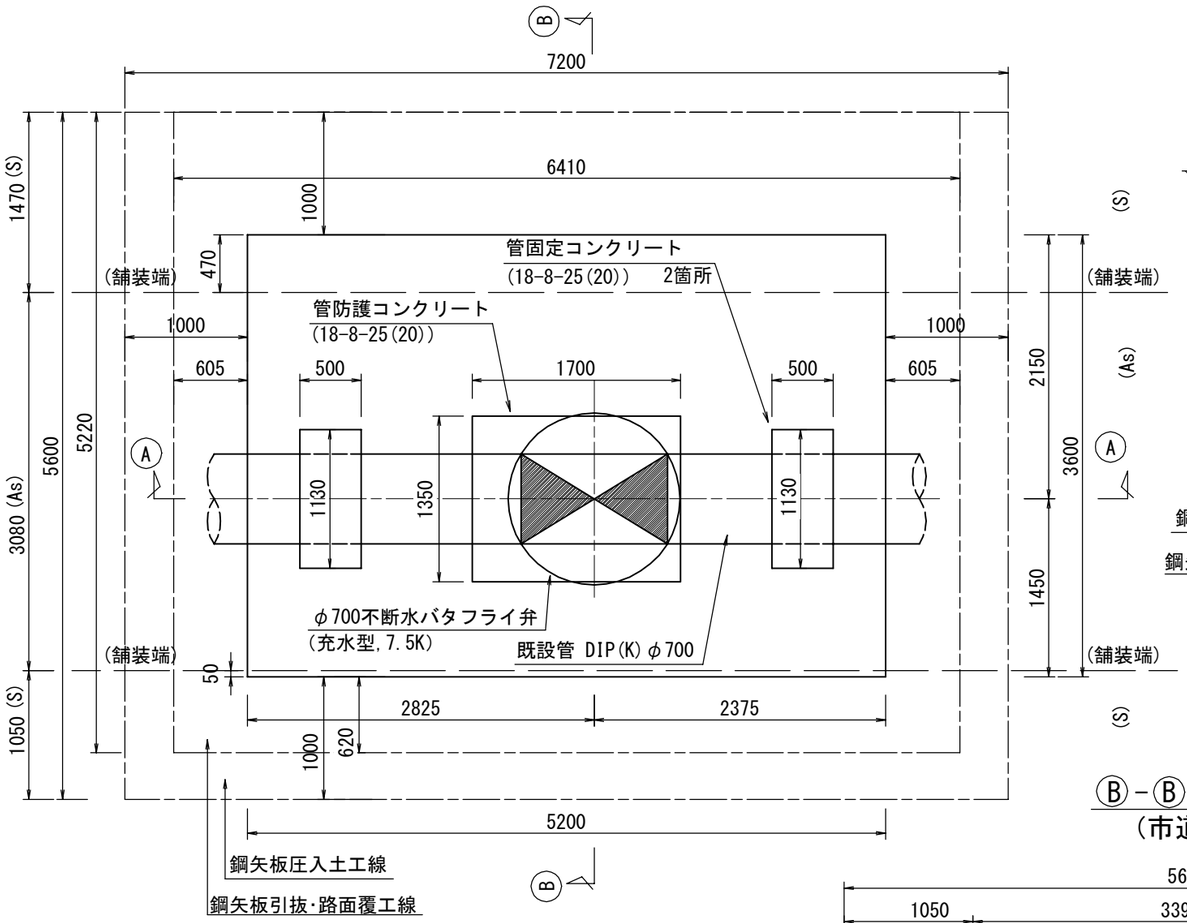

Ⓐ－Ⓐ断　面　図
(市道車道)

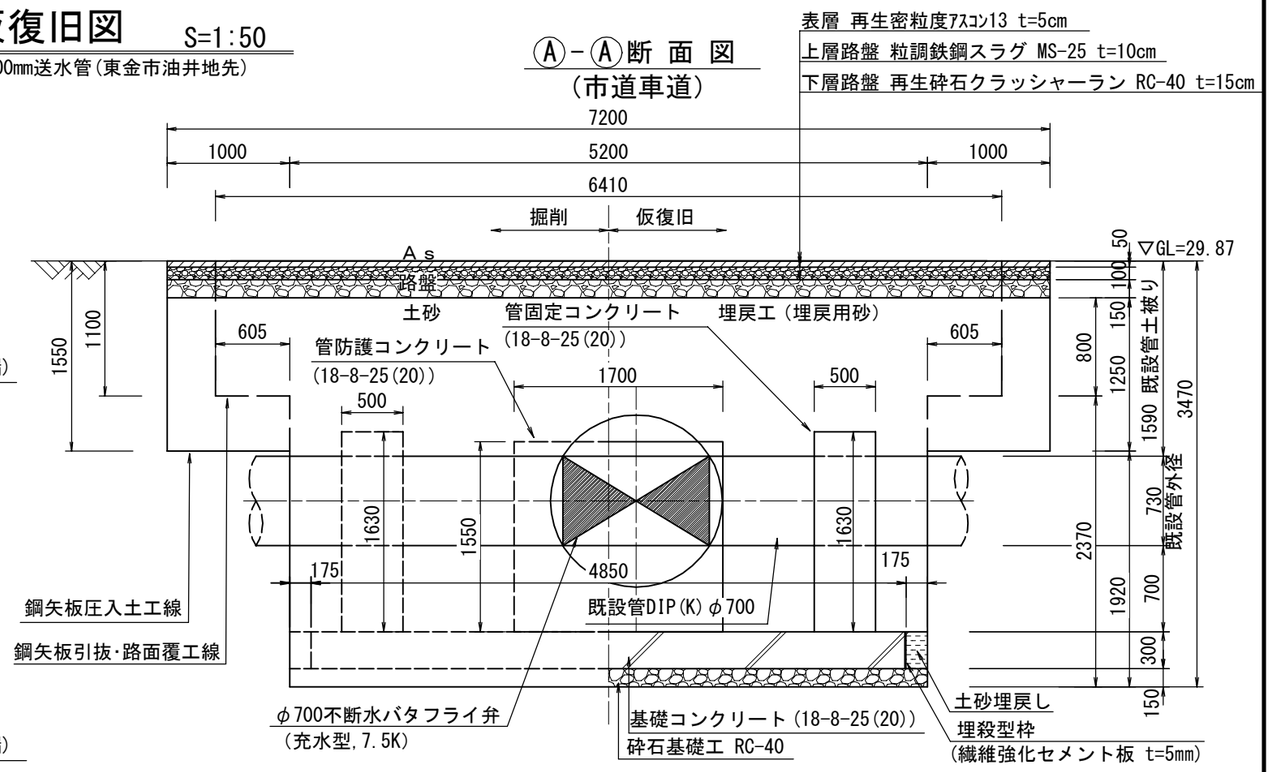

Ⓑ－Ⓑ断　面　図
(市道車道)

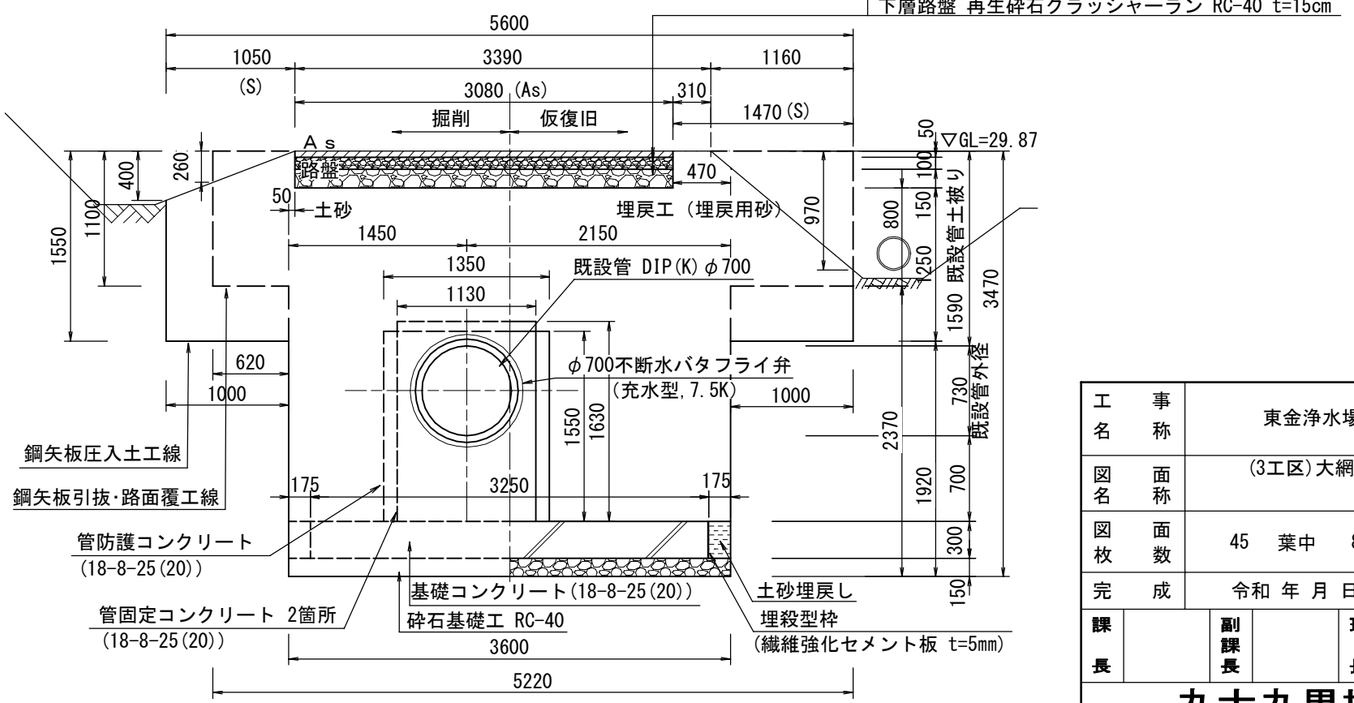

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 土工・仮復旧図								
図面枚数	45　葉中　8			縮尺	S=1:50				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土留工平面図　S=1:50

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

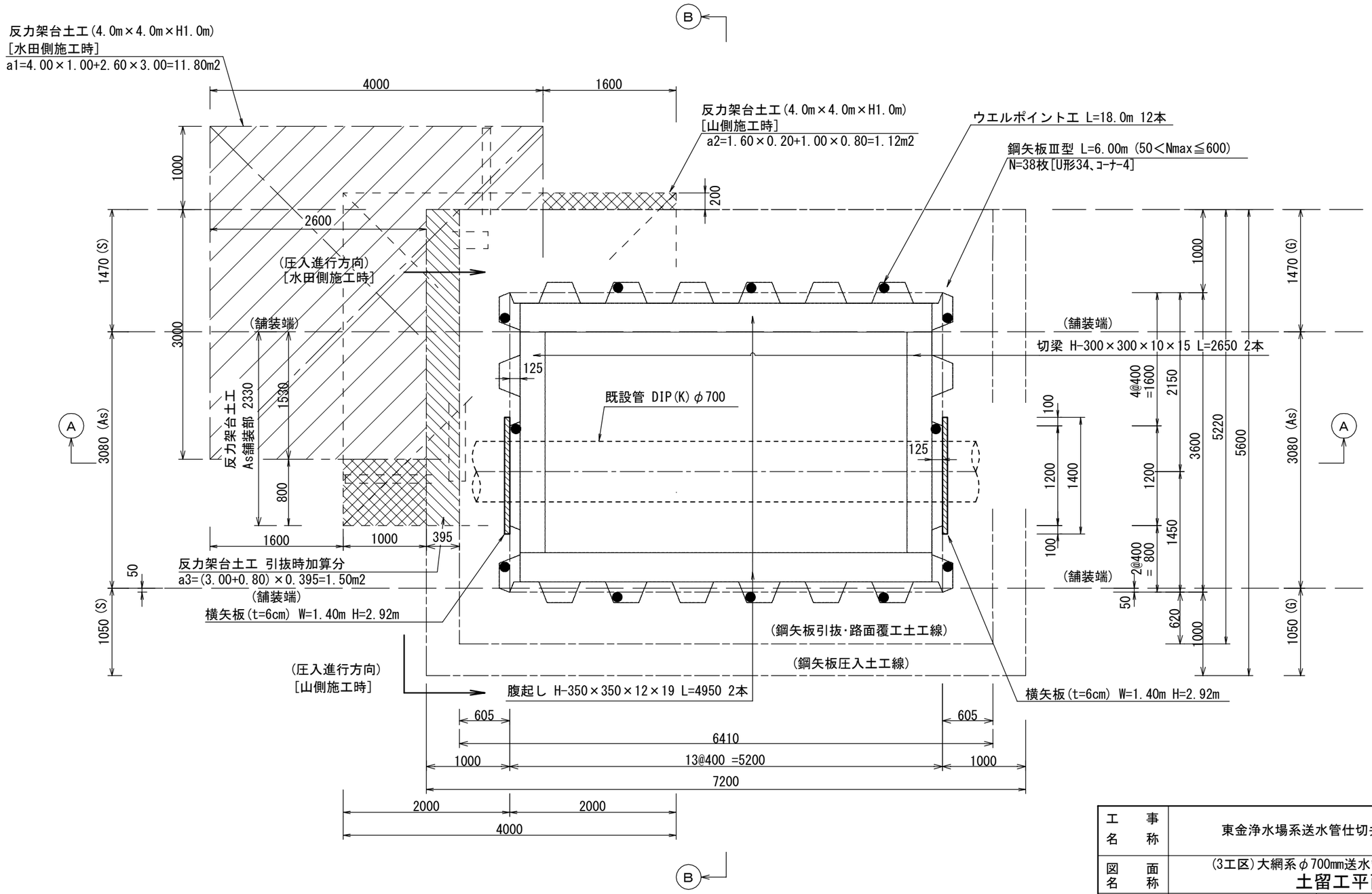

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 土留工平面図								
図面枚数	45　葉中　9			縮尺	S=1:50				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土留工断面図　S=1:50

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

Ⓐ－Ⓐ 断面

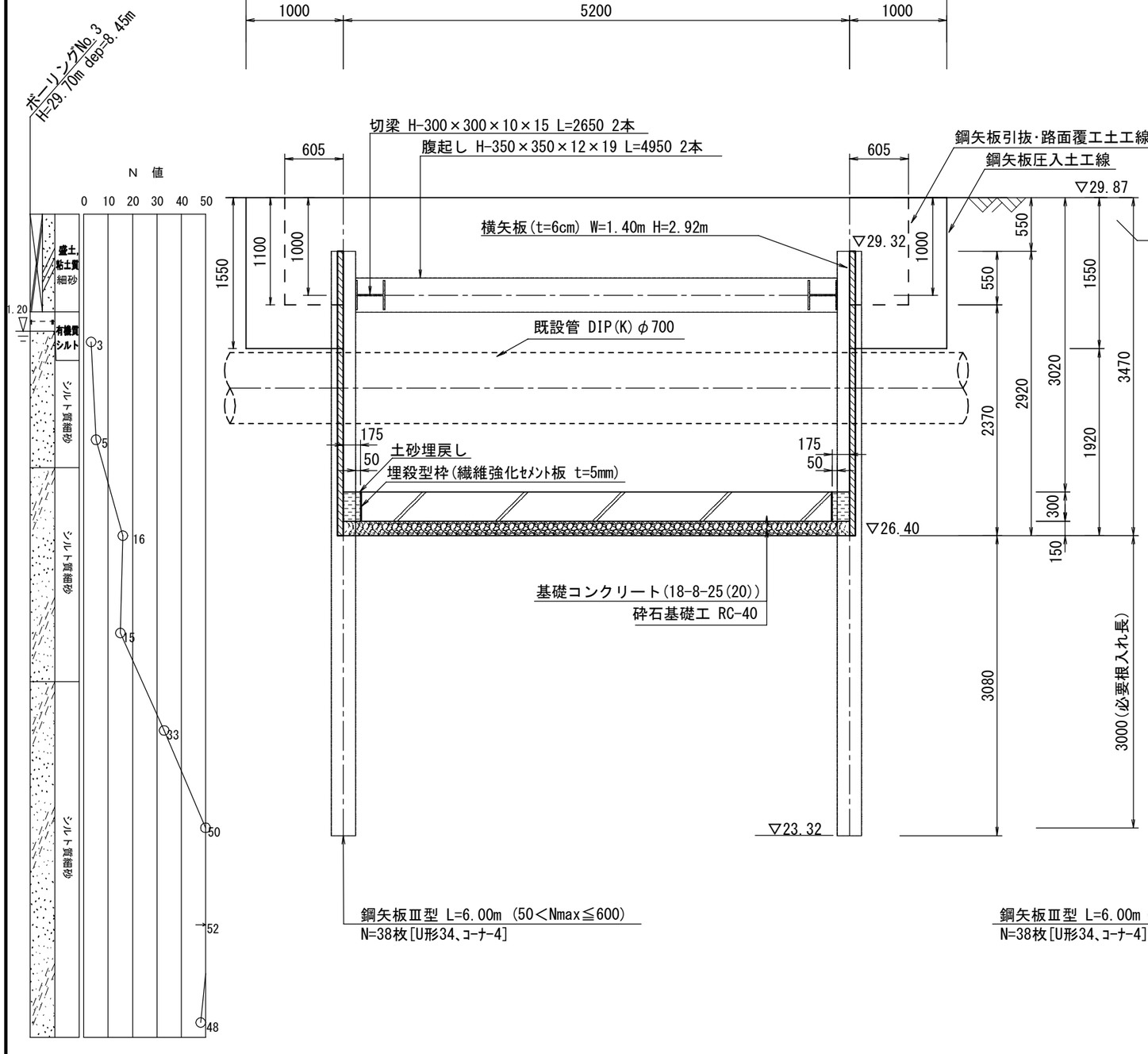

Ⓑ－Ⓑ 断面

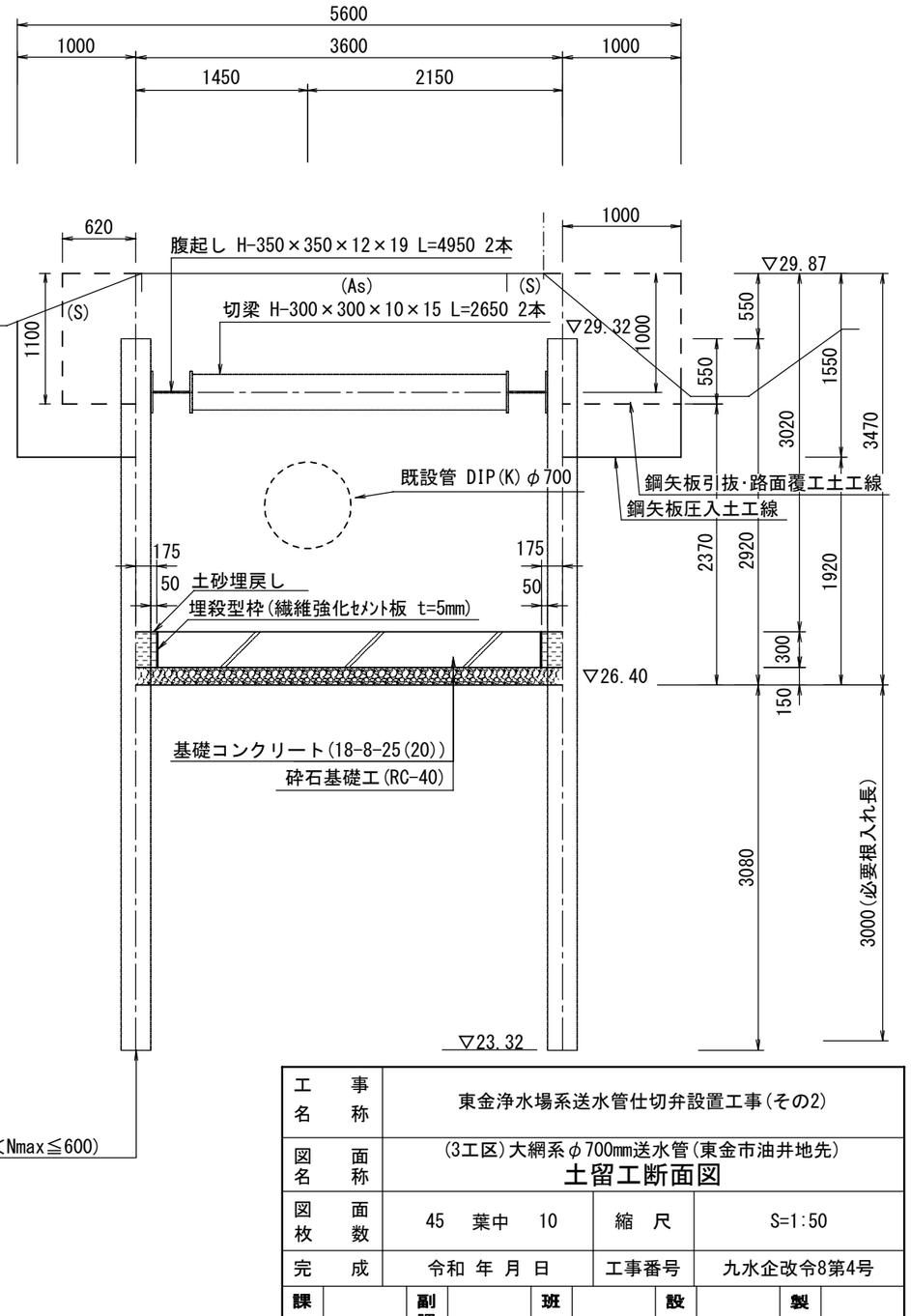

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 土留工断面図								
図面枚数	45 葉中 10				縮尺	S=1:50			
完成	令和 年 月 日				工事番号	九水企改令8第4号			
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

路面覆工図

S=1:50

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

平　面　図

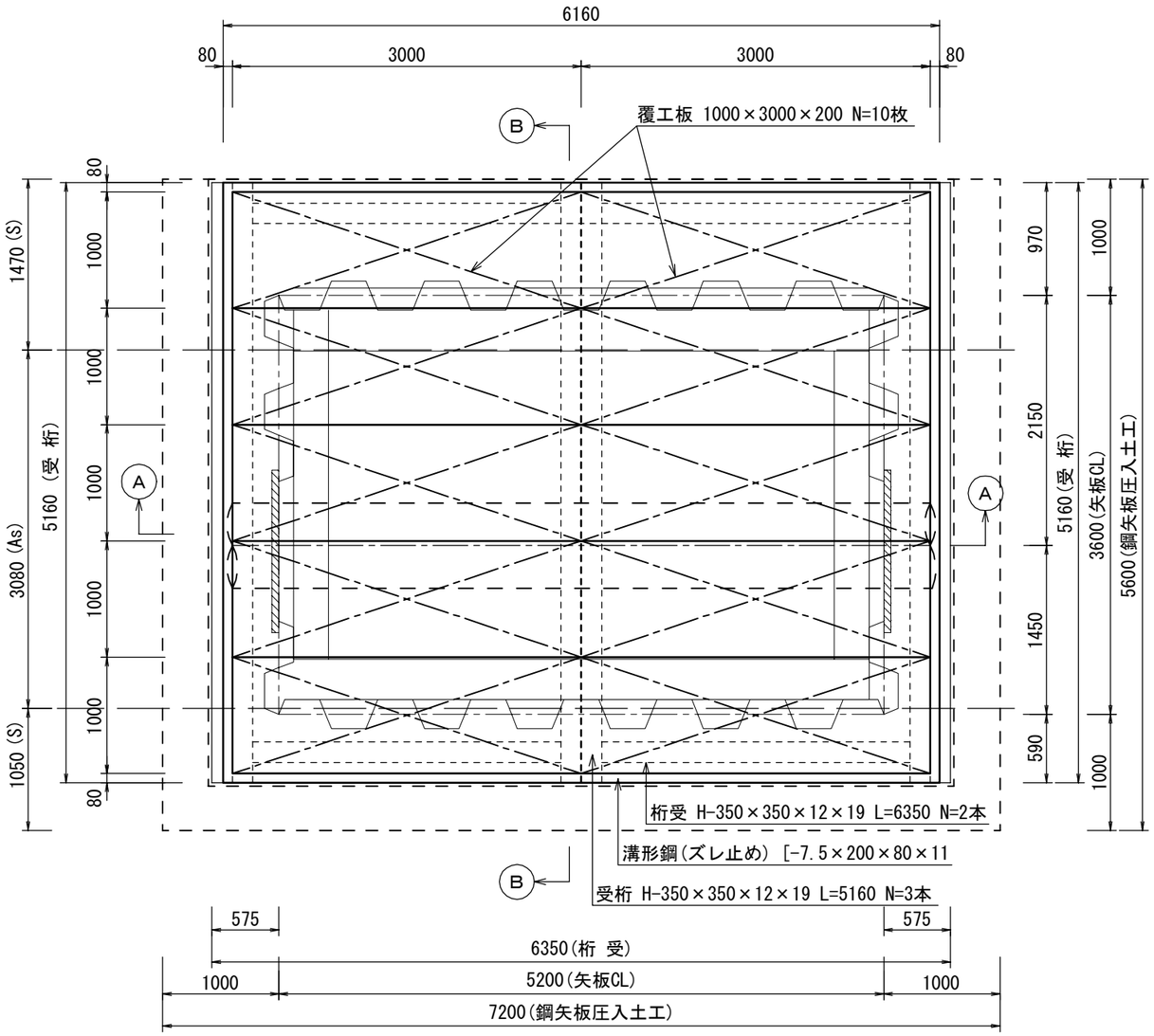

Ａ－Ａ断面

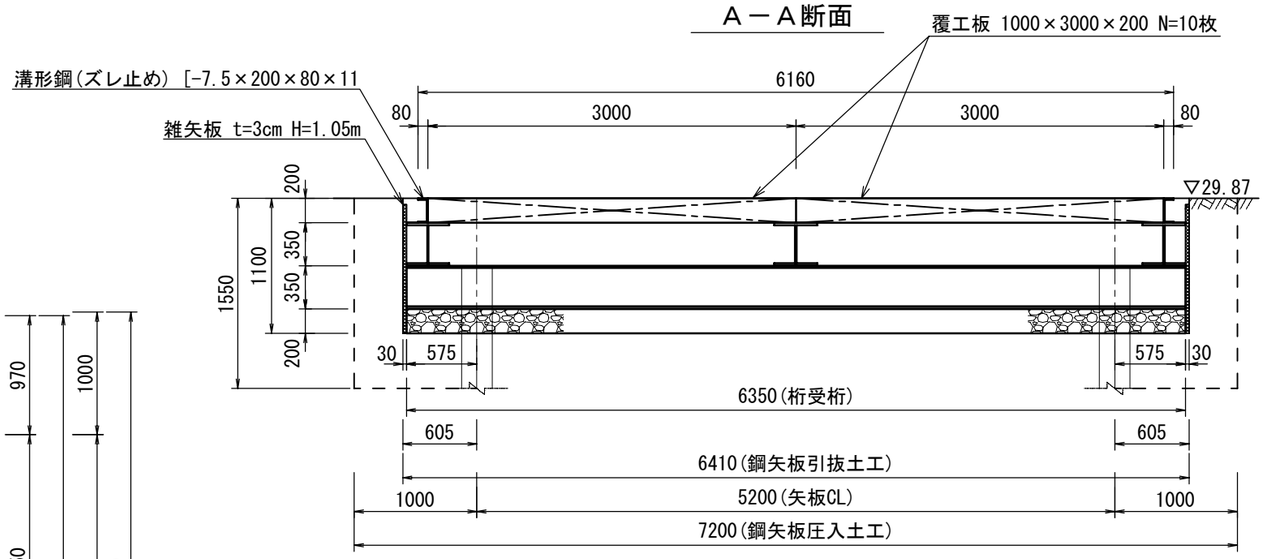

Ｂ－Ｂ断面

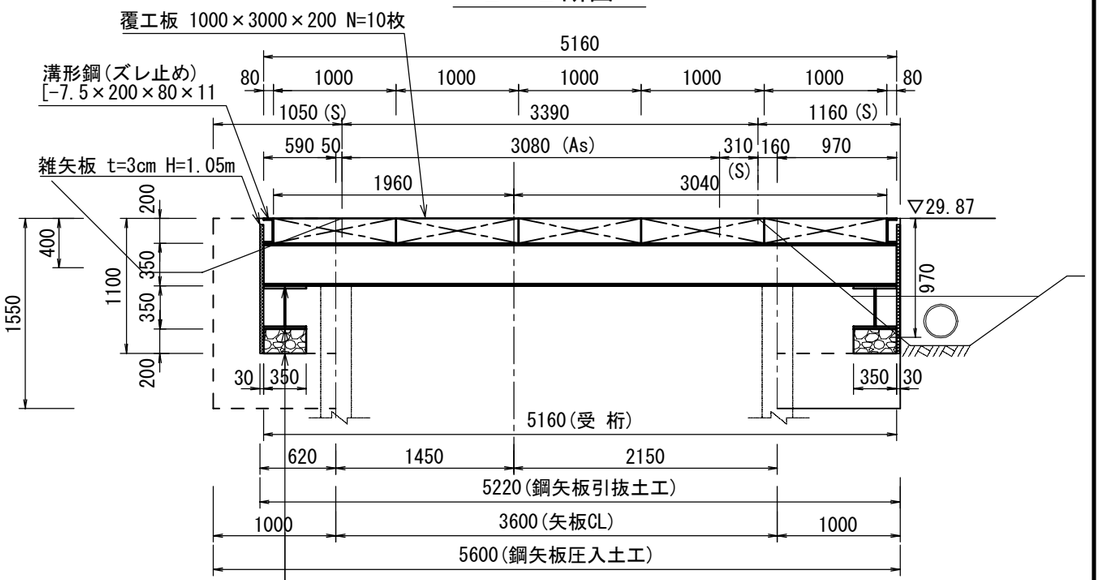

受桁 H-350×350×12×19 L=5160 N=3本

桁受 H-350×350×12×19 L=6350 N=2本

砕石基礎工(RC-40)

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 路面覆工図								
図面枚数	45 葉中 11			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

仮設工平面図(1)［暗渠排水管］S=1:200

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

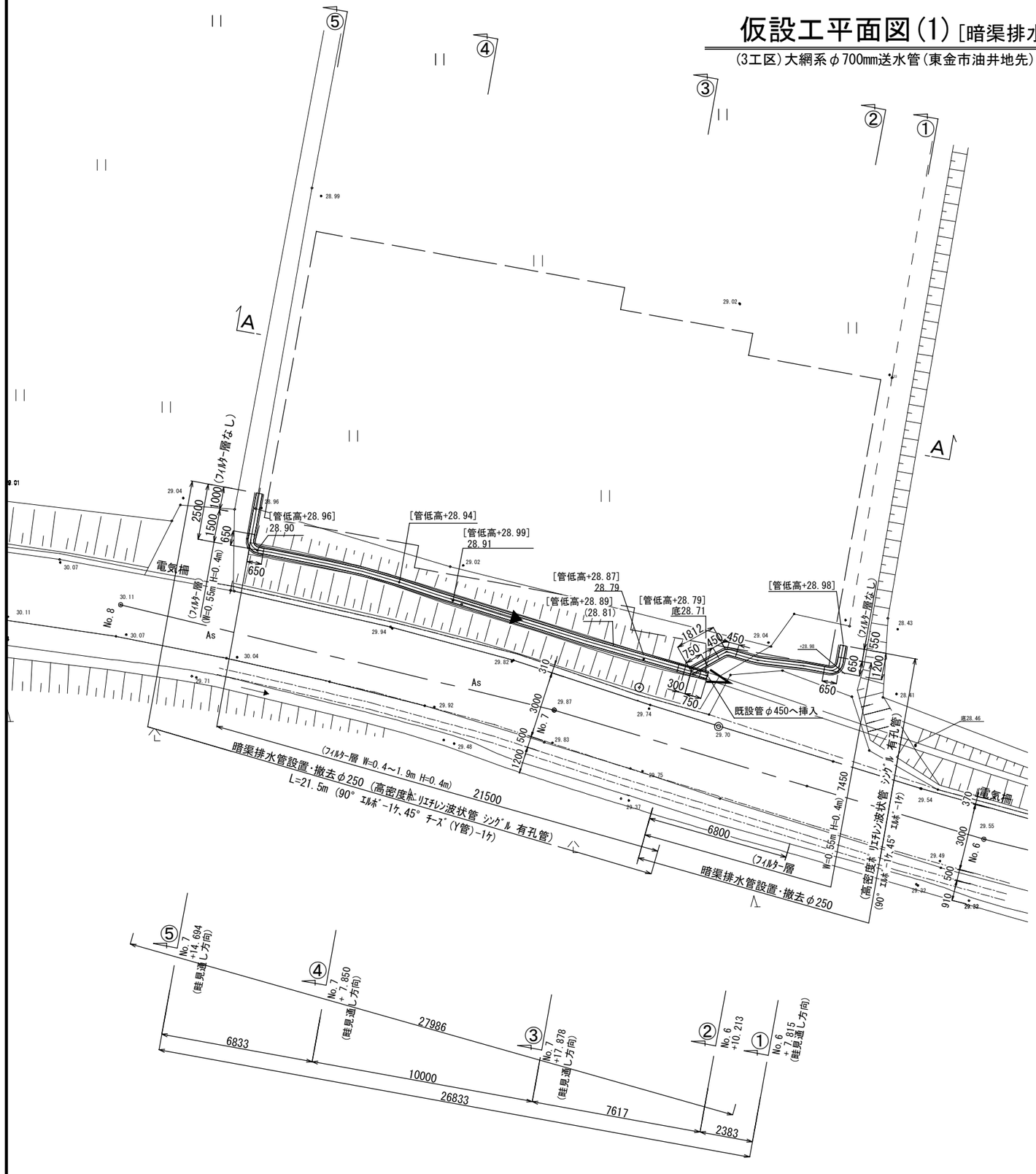

暗渠排水管設置・撤去

S=1:30

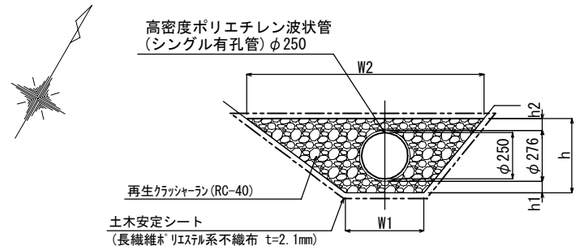

A－A断面図

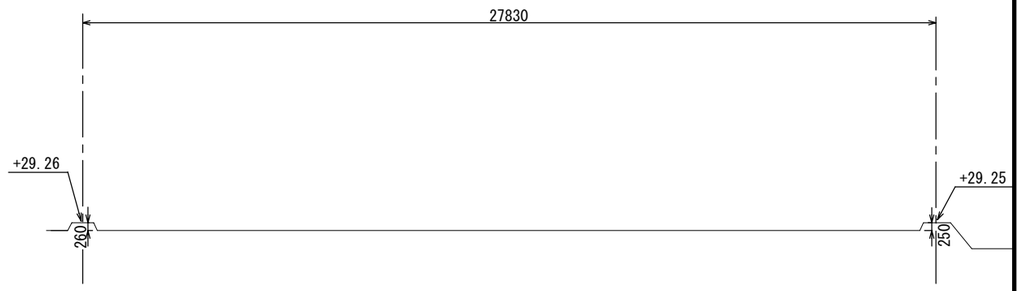

③－③断面図

(No. 7 +17.878)

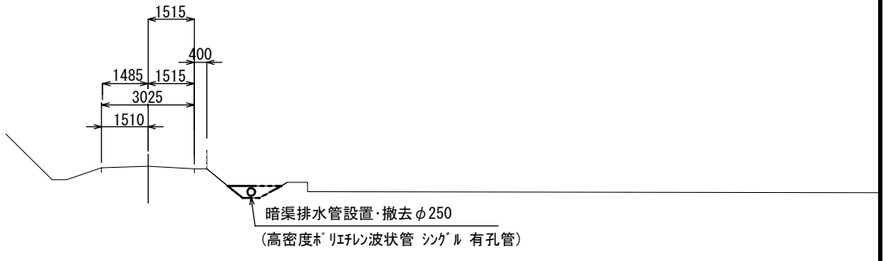

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工平面図(1)								
図面枚数	45 葉中 12			縮尺	図示				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

仮設工平面図(2)［借地及び安定シート範囲面］ S=1:200

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

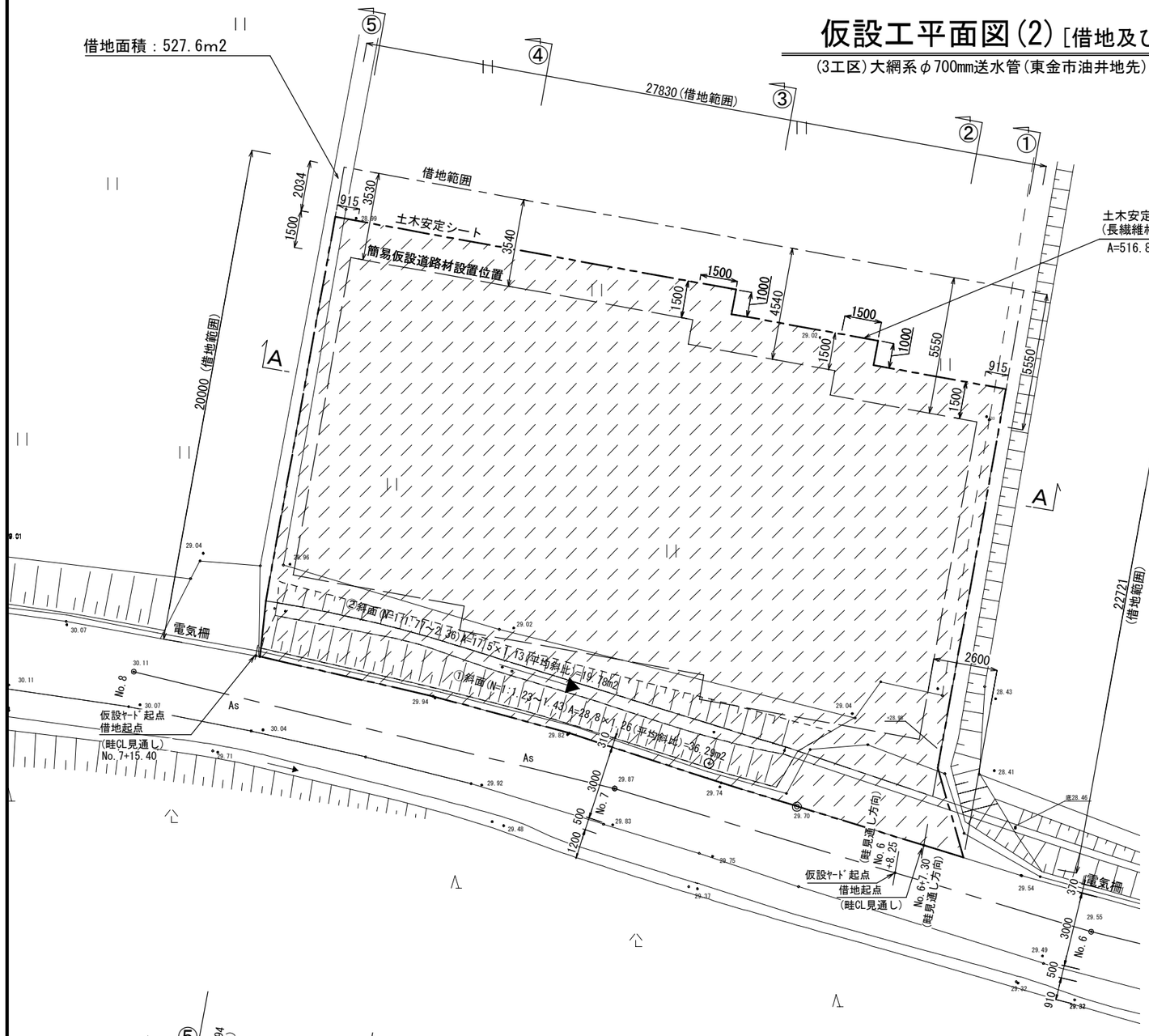

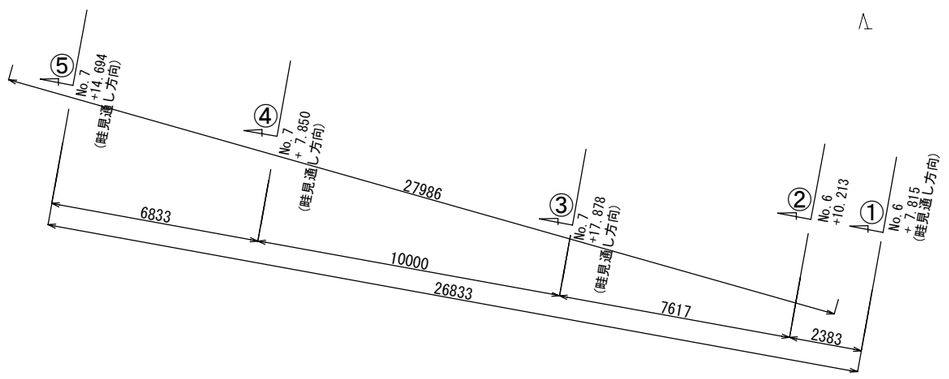

暗渠排水管設置･撤去

S=1:30

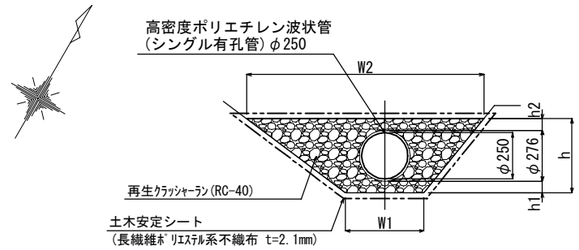

Ａ－Ａ断面図

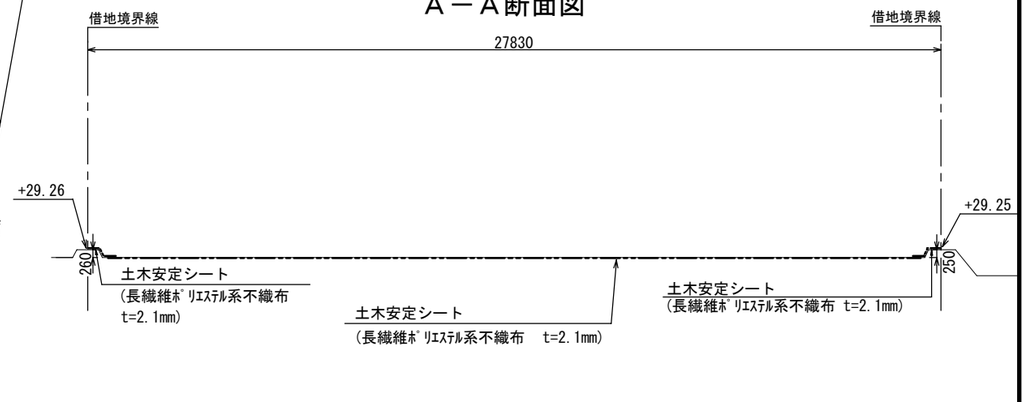

③－③断面図

(No.7 +17.878)

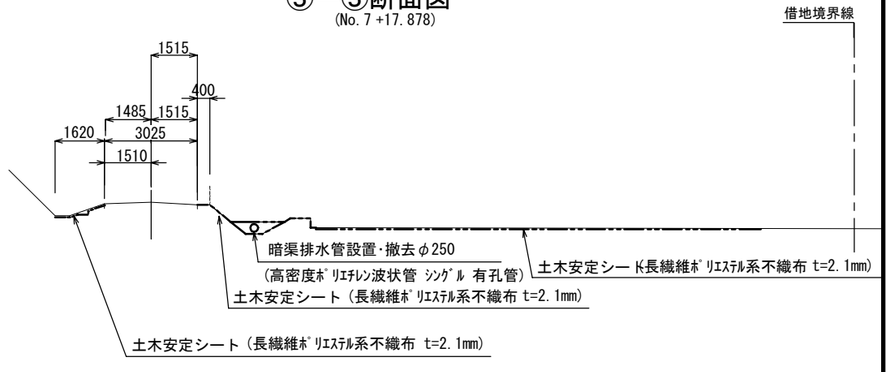

凡 例

土木安定シート

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工平面図(2)								
図面枚数	45 葉中 13			縮尺	図示				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

仮設工平面図(3) [簡易仮設道路及びブルーシート] S=1:200

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

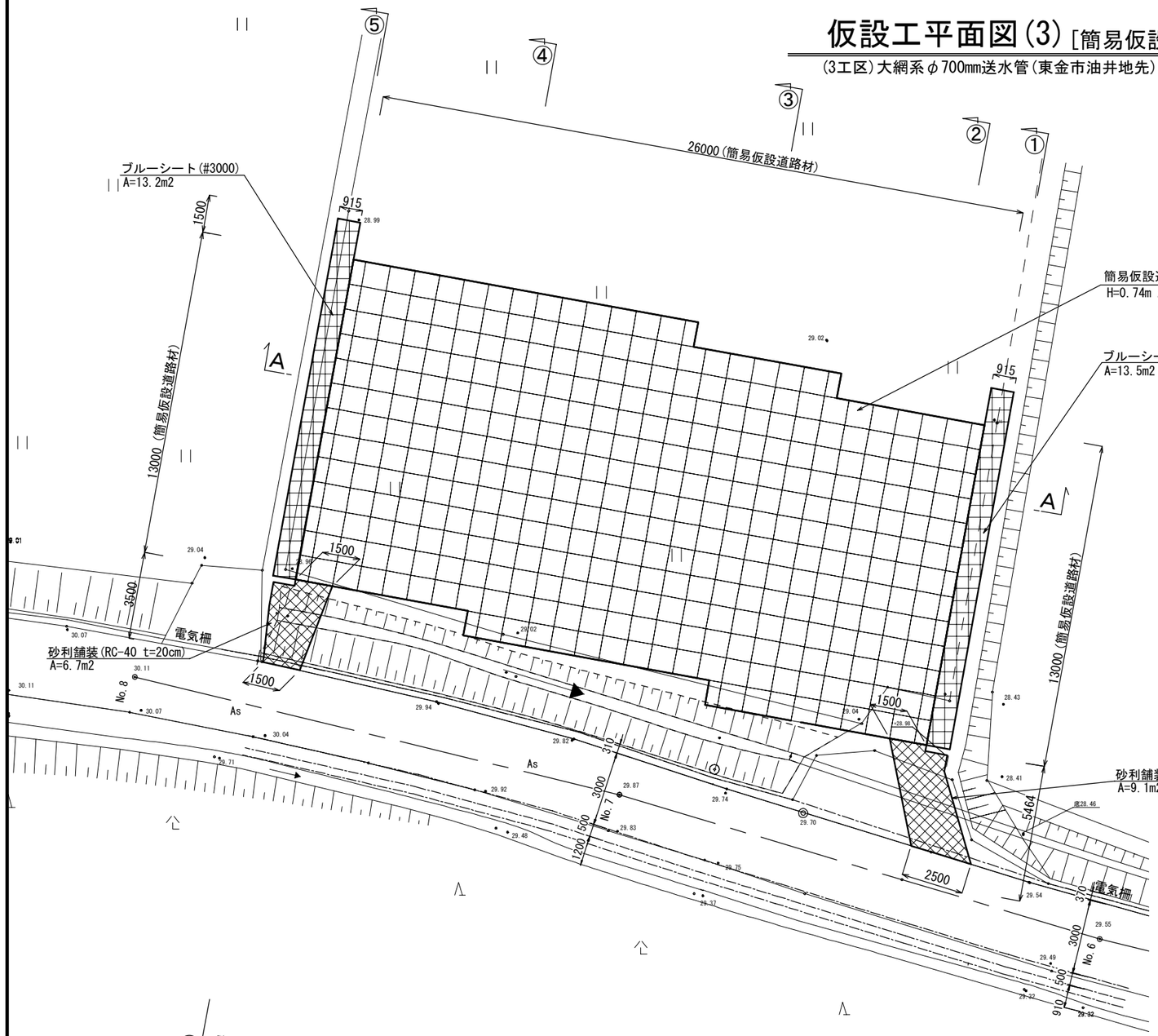

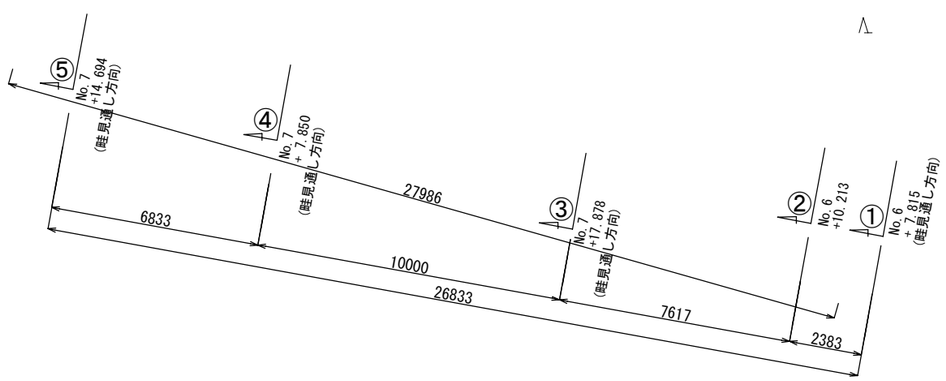

暗渠排水管設置・撤去

S=1:30

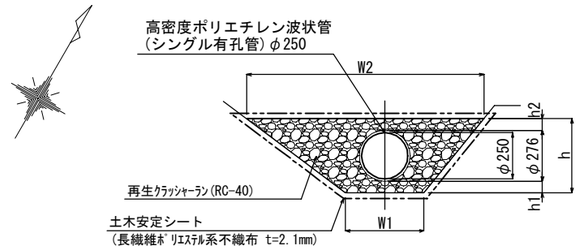

A－A断面図

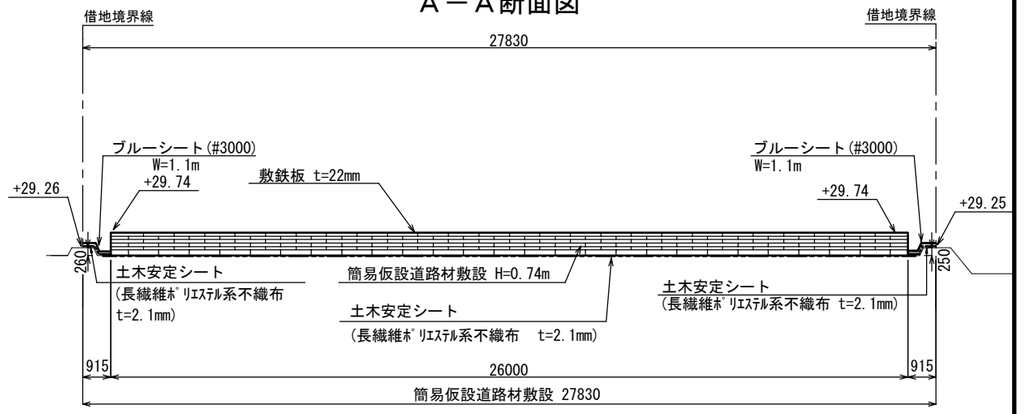

③－③断面図

(No.7 +17.878)

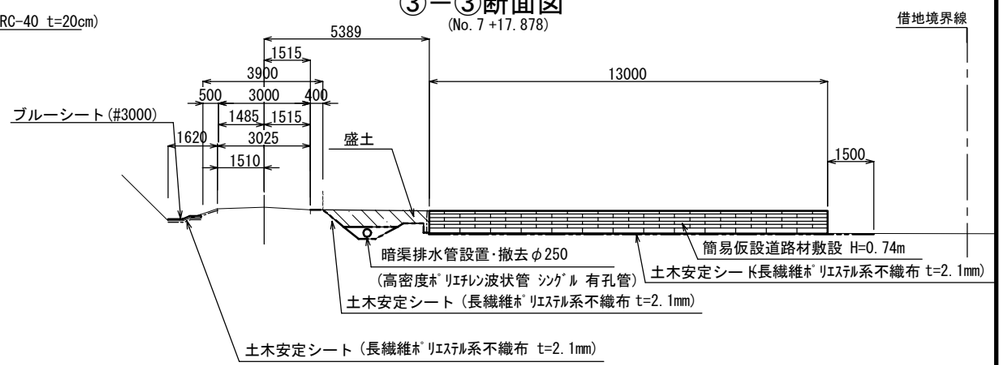

凡 例

- ブルーシート
- 砂利舗装

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工平面図(3)								
図面枚数	45 葉中 14			縮尺	図示				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

仮設工平面図(4)［敷鉄板・土のう］ S=1:200

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

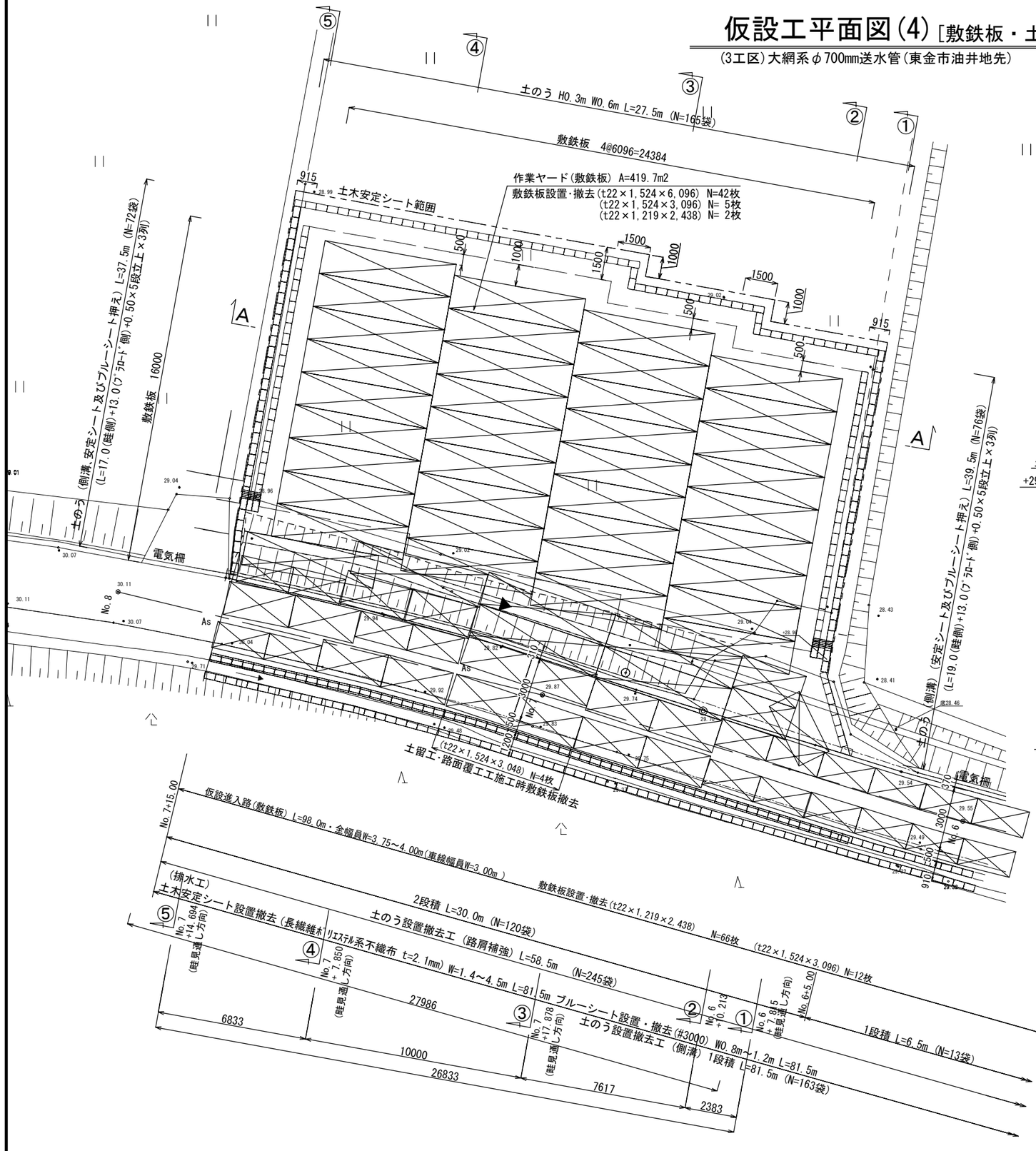

暗渠排水管設置･撤去

S=1:30

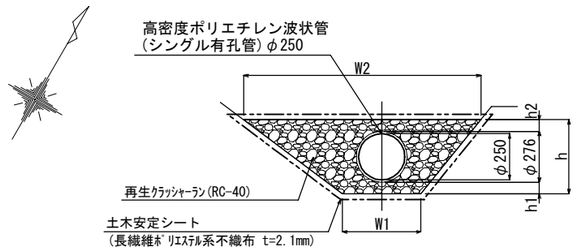

A－A断面図

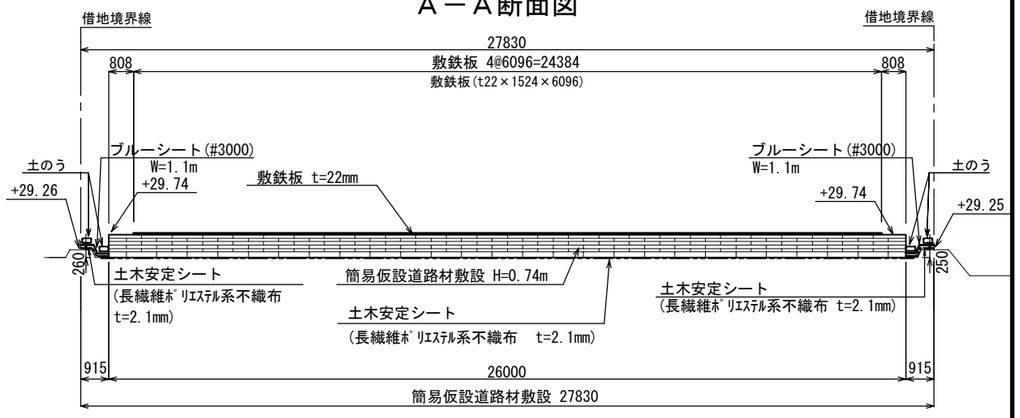

③－③断面図

(No.7+17.878)

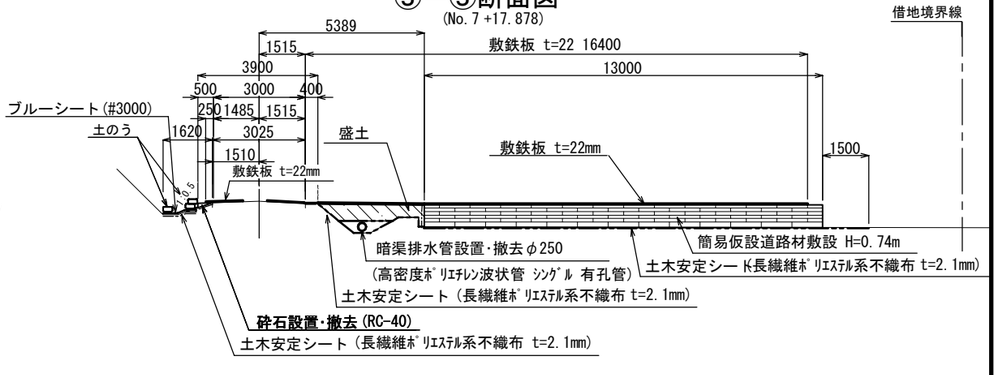

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工平面図(4)								
図面枚数	45 葉中 15			縮尺		図示			
完成	令和 年 月 日			工事番号		九水企改令8第4号			
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

仮設工平面図(5)　S=1:200

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

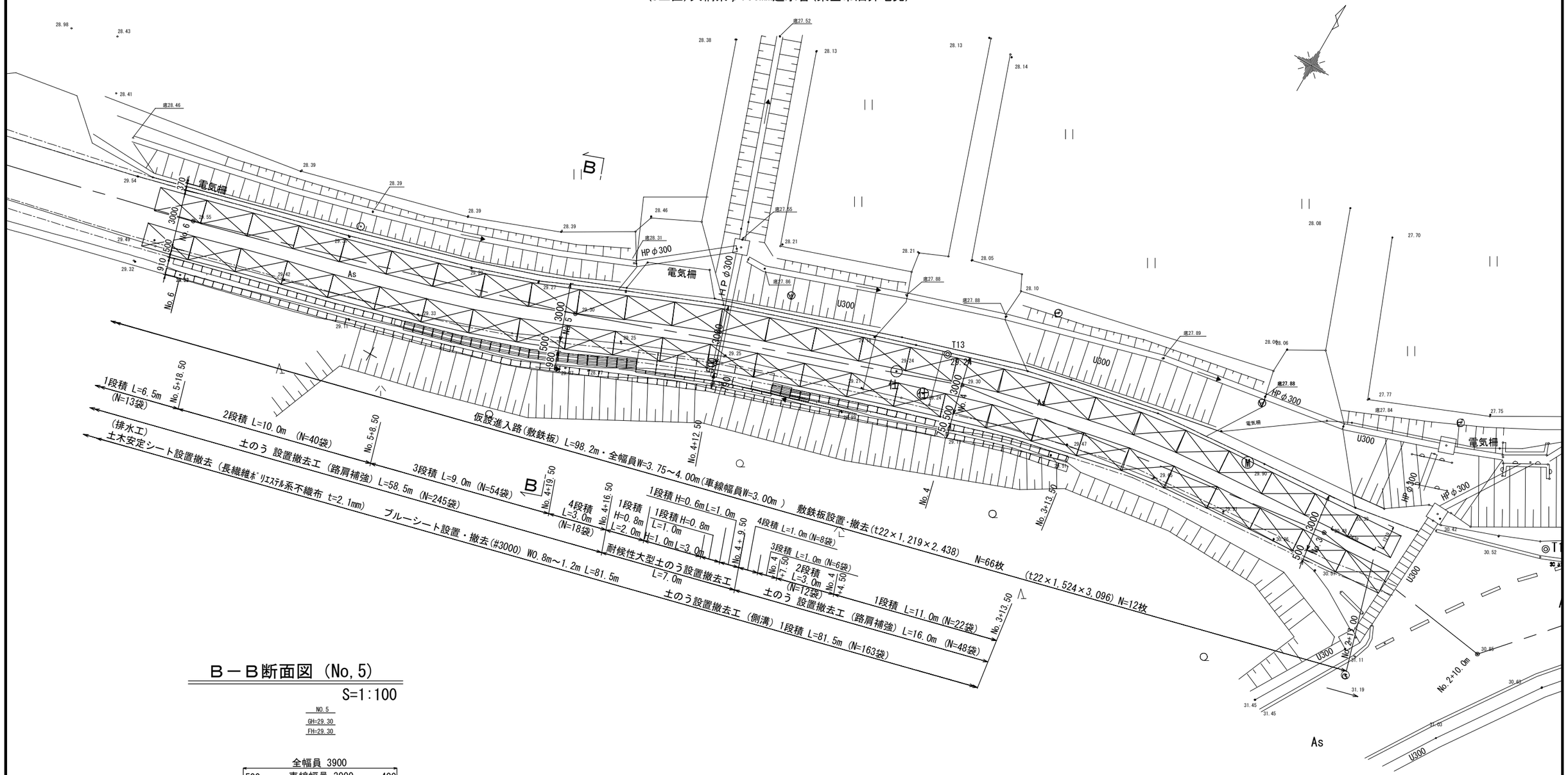

Ｂ－Ｂ断面図 (No,5)

S=1:100

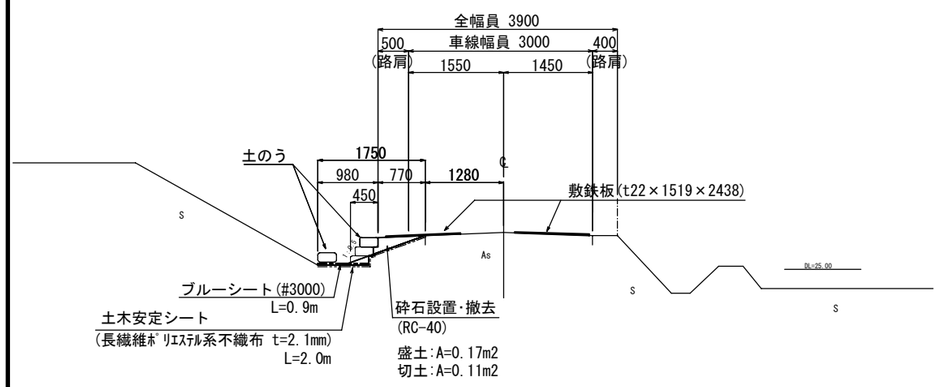

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工平面図(5)								
図面枚数	45 葉中 16			縮尺	図示				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

作業ヤード横断図(1) S=1:100

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

③－③(No.6+17.878)

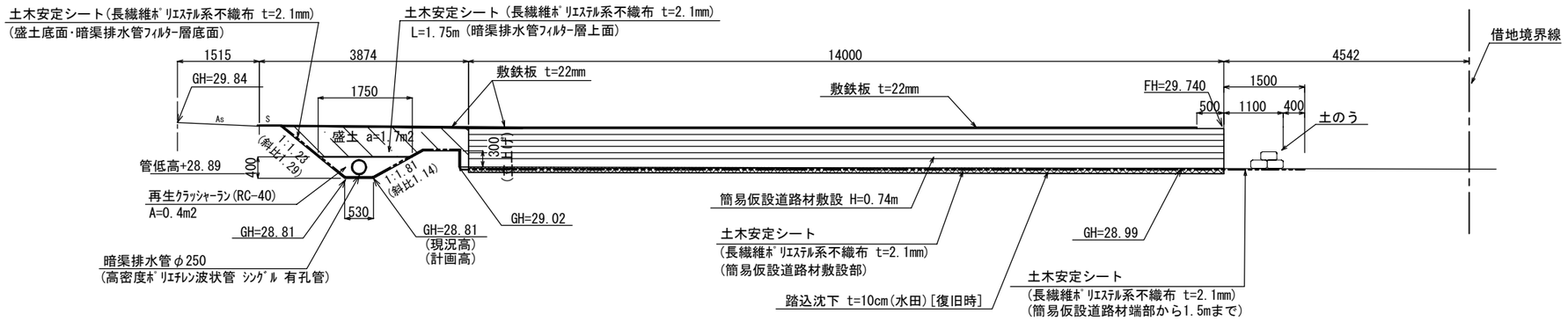

DL=25.00

②－②(No.6+10.213)

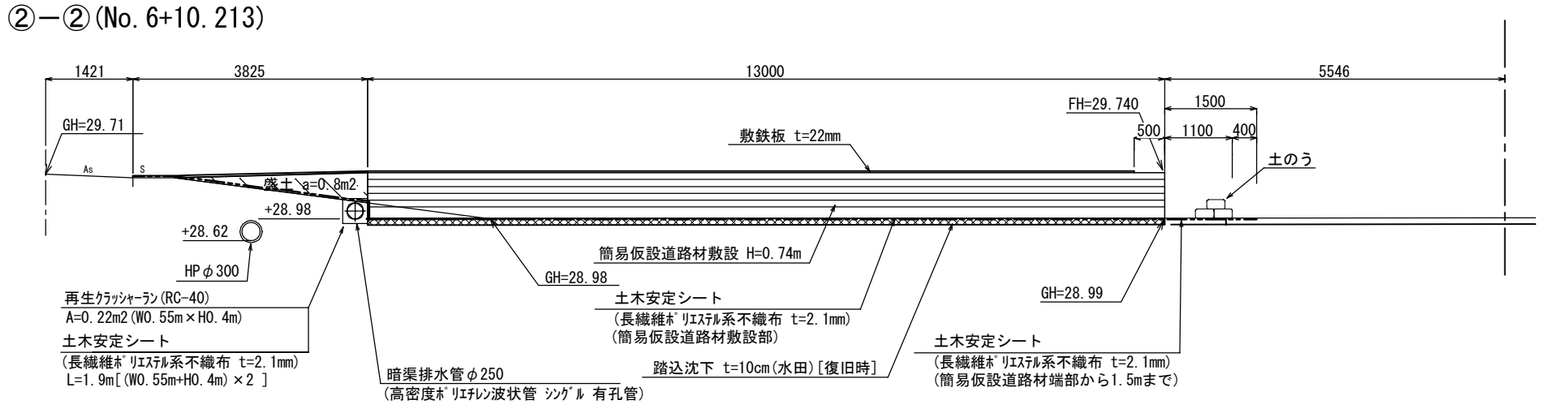

DL=25.00

①－①(No.6+7.815)

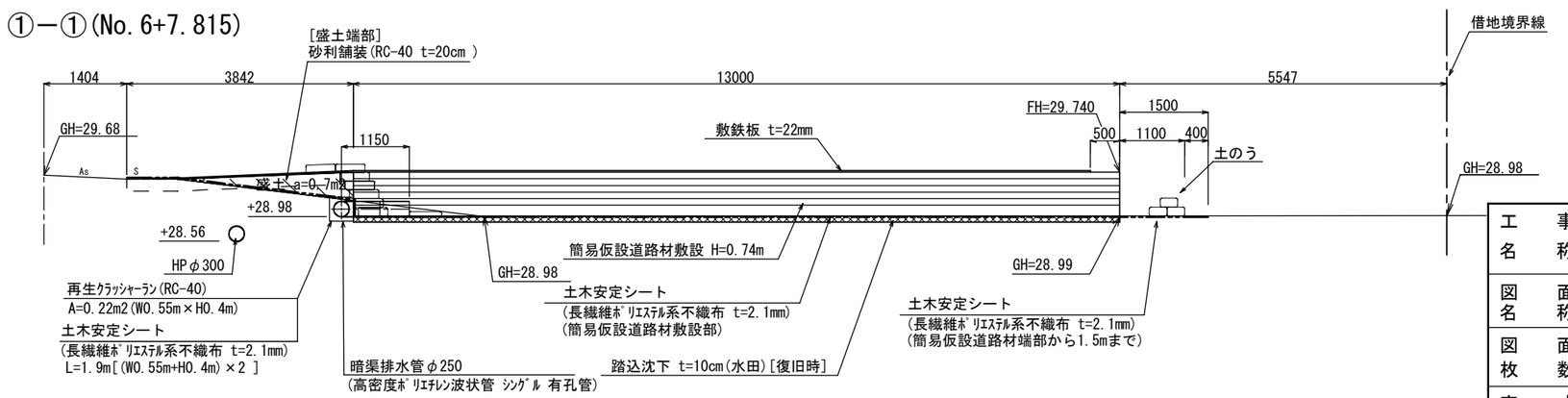

DL=25.00

※作業ﾔｰﾄﾞ内に発生した排水(雨水を含む)等が借地範囲外に容易に流出しないように土のうを２段積する。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 作業ヤード横断図(1)								
図面枚数	45 葉中 17			縮尺	1:100				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

作業ヤード横断図(2) S=1:100

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

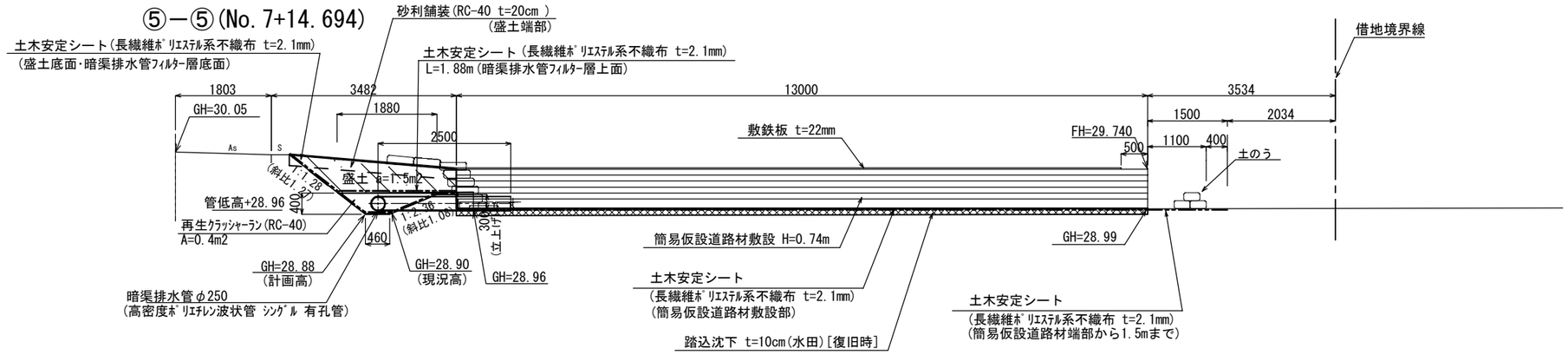

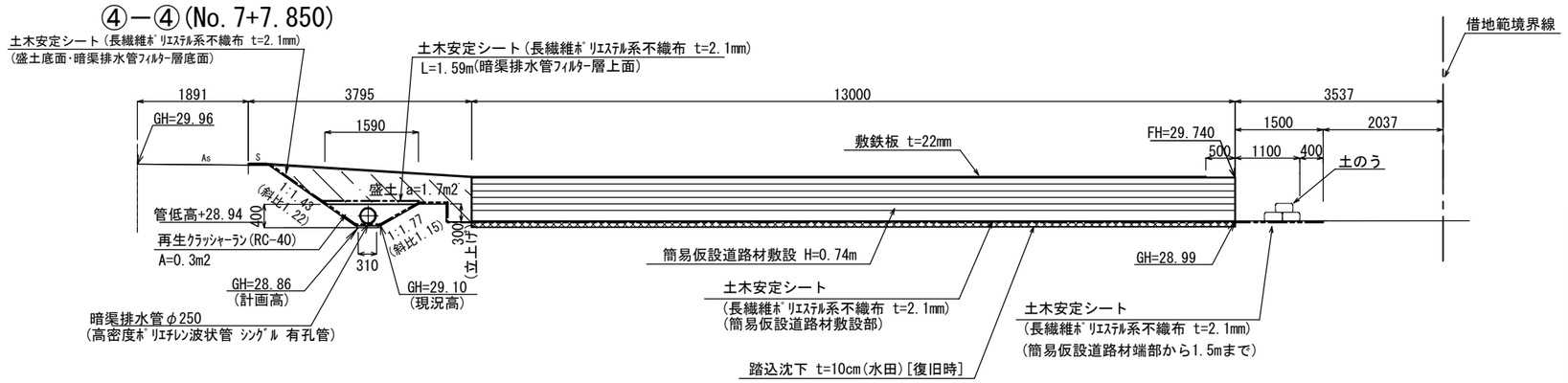

※作業ﾔｰﾄﾞ内に発生した排水(雨水を含む)等が借地範囲外に容易に流出しないように土のうを２段積する。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) **作業ヤード横断図(2)**								
図面枚数	45 葉中 18			縮尺	1:100				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

仮設工横断図(1)　S=1:100

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

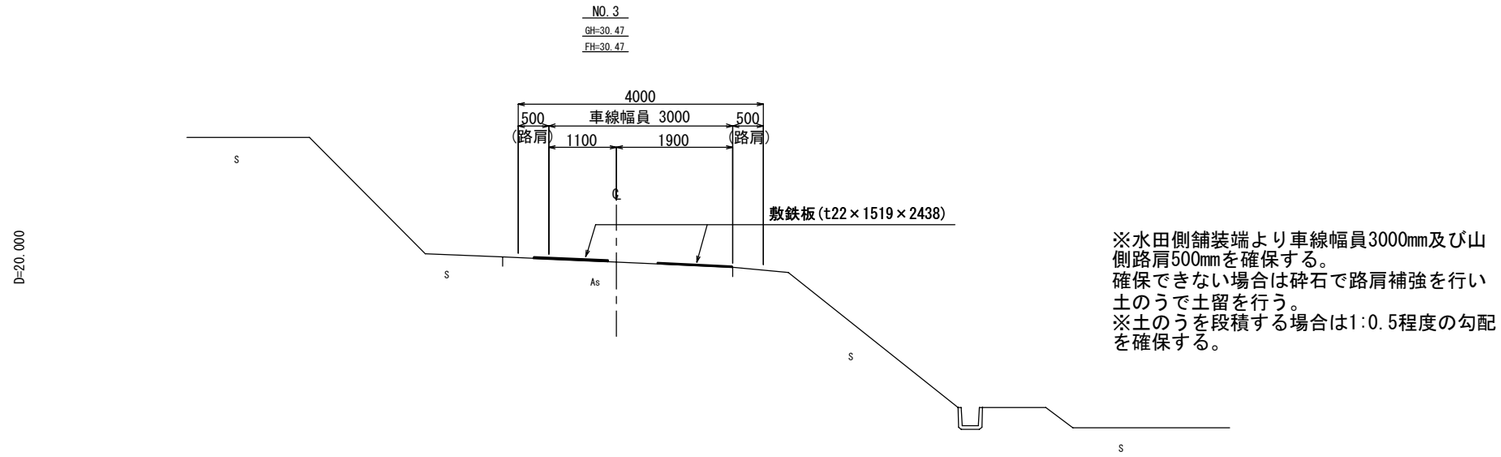

※水田側舗装端より車線幅員3000mm及び山側路肩500mmを確保する。
確保できない場合は砕石で路肩補強を行い土のうで土留を行う。
※土のうを段積する場合は1:0.5程度の勾配を確保する。

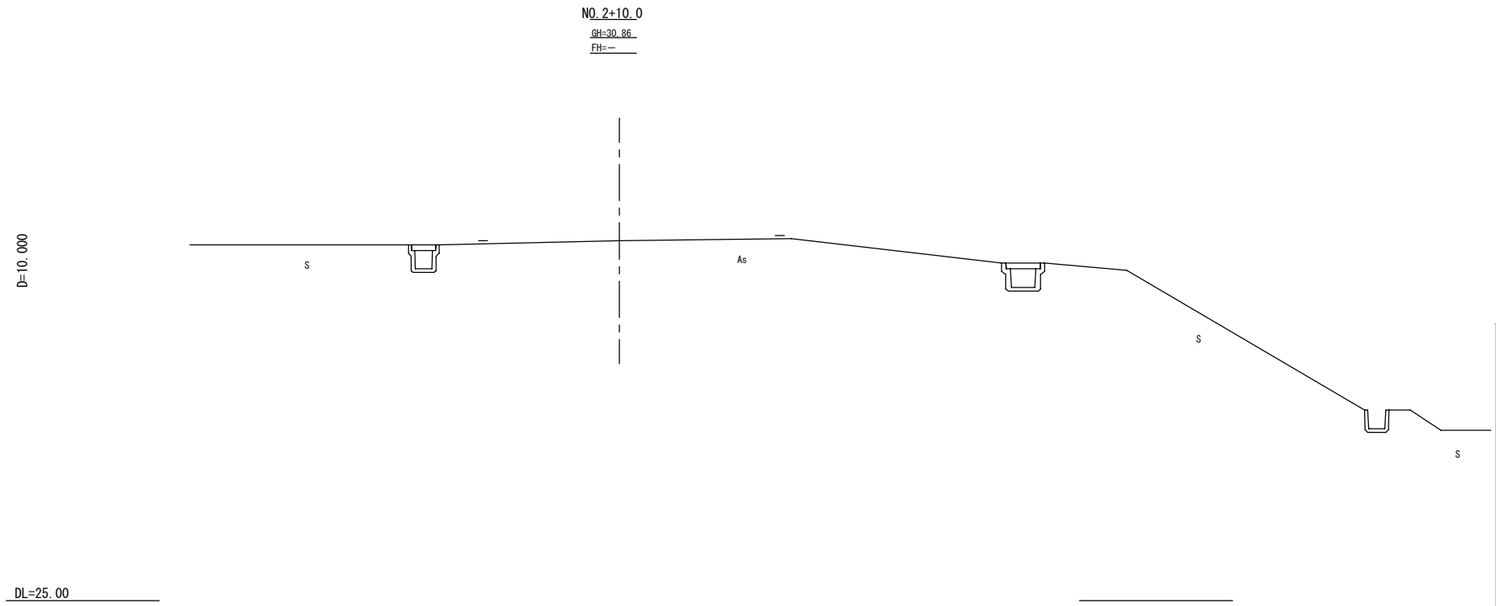

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工横断図(1)								
図面枚数	45　葉中　19			縮尺	S=1:100				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

仮設工横断図(2)　S=1:100

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

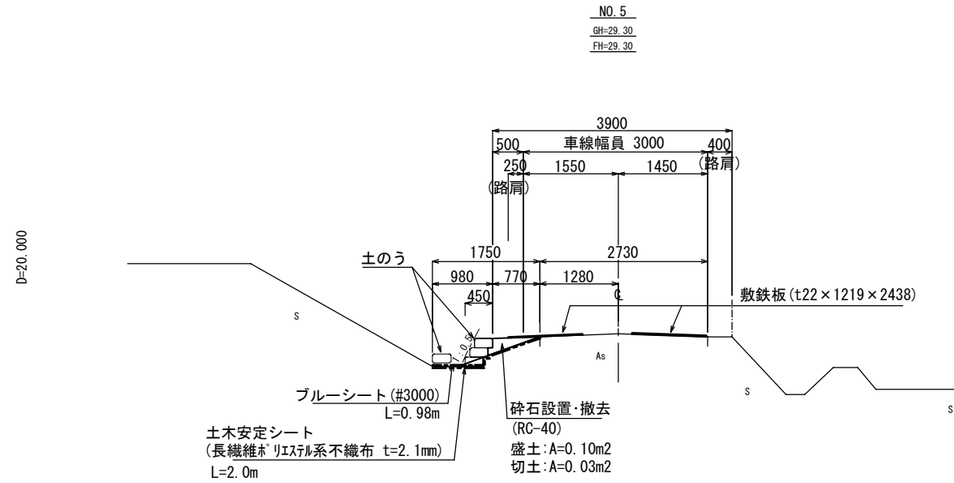

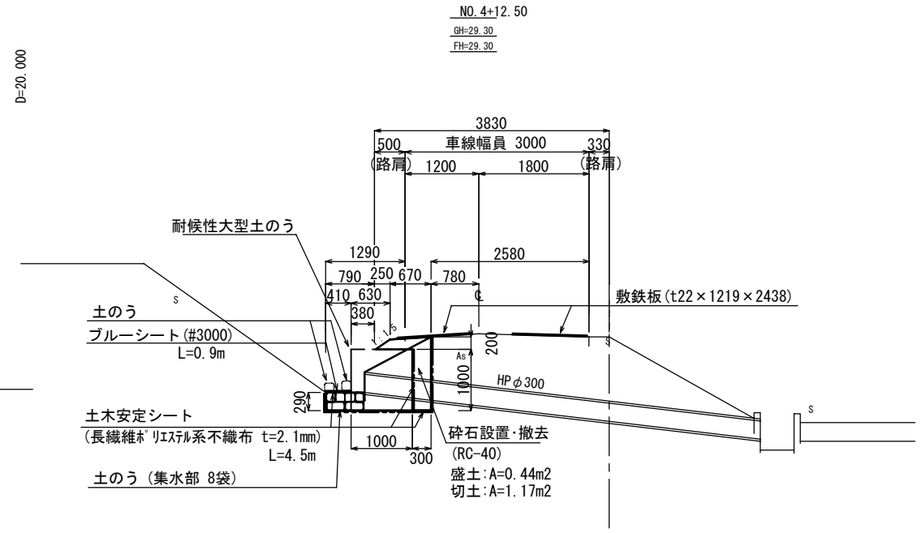

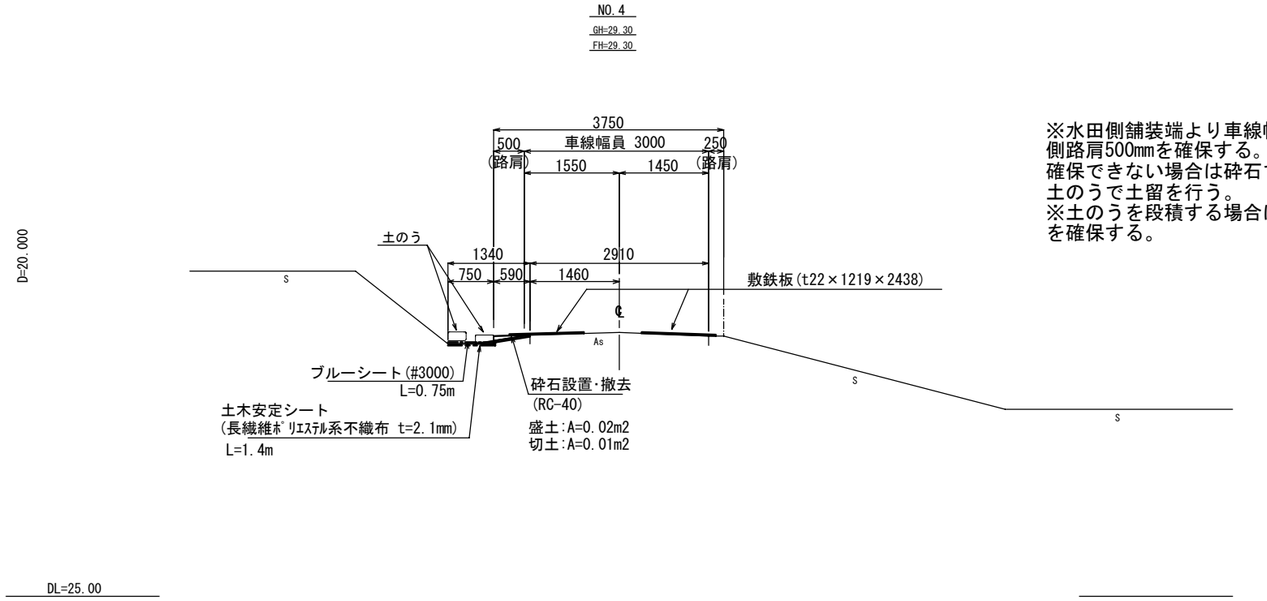

※水田側舗装端より車線幅員3000mm及び山側路肩500mmを確保する。
確保できない場合は砕石で路肩補強を行い土のうで土留を行う。
※土のうを段積する場合は1:0.5程度の勾配を確保する。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工横断図(2)								
図面枚数	45	葉中	20	縮尺	S=1:100				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

仮設工横断図(3)　S=1:100

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

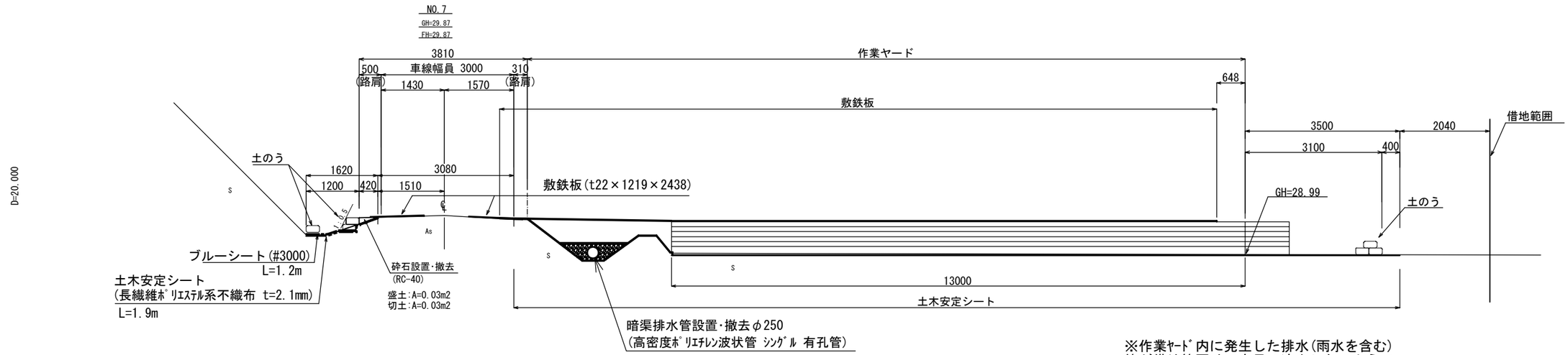

※作業ﾔｰﾄﾞ内に発生した排水(雨水を含む)等が借地範囲外に容易に流出しないように土のうを２段積する。

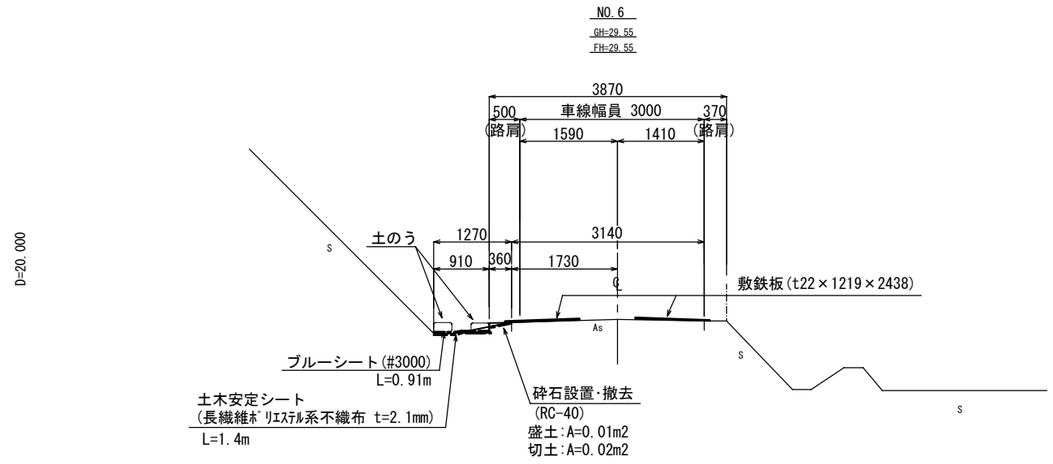

※水田側舗装端より車線幅員3000mm及び山側路肩500mmを確保する。
確保できない場合は砕石で路肩補強を行い土のうで土留を行う。
※土のうを段積する場合は1:0.5程度の勾配を確保する。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 仮設工横断図(3)								
図面枚数	45 葉中 21			縮尺	S=1:100				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

本復旧平面図　S=1:200

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

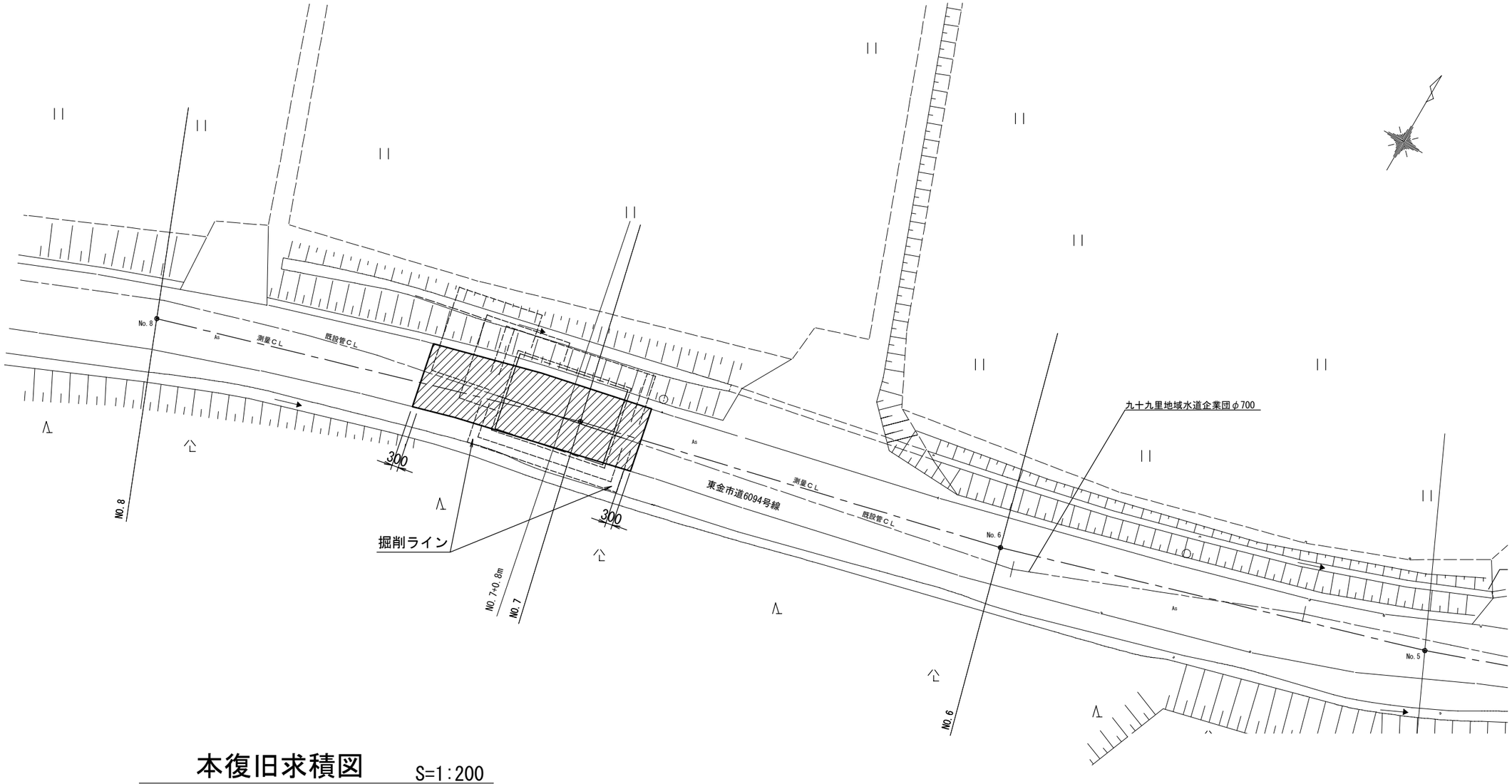

本復旧求積図　S=1:200

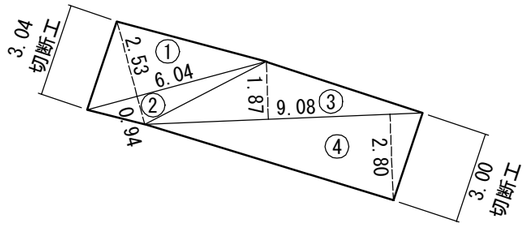

求積表

番号	舗装面積計算式	舗装面積 (m²)	舗装版切断工 計算式	切断延長 (m)
①	6.04×2.53×1/2	7.64	3.04	3.04
②	6.04×0.94×1/2	2.84		
③	9.08×1.87×1/2	8.49		
④	9.08×2.80×1/2	12.71	3.00	3.00
合計		31.68		6.04

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 本復旧平面図								
図面枚数	45　葉中　22			縮尺	S=1:200				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

舗装復旧構造図　S=1:20

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

市 道 車 道

仮復旧

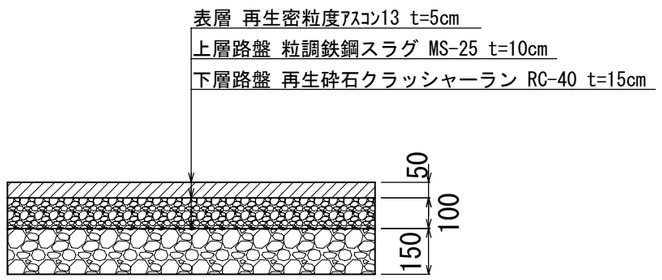

本復旧

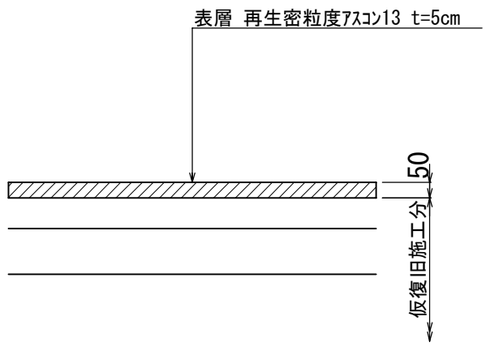

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 舗装復旧構造図								
図面枚数	45 葉中 23			縮尺	S=1:20				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

水田復旧平面図　S=1:200

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

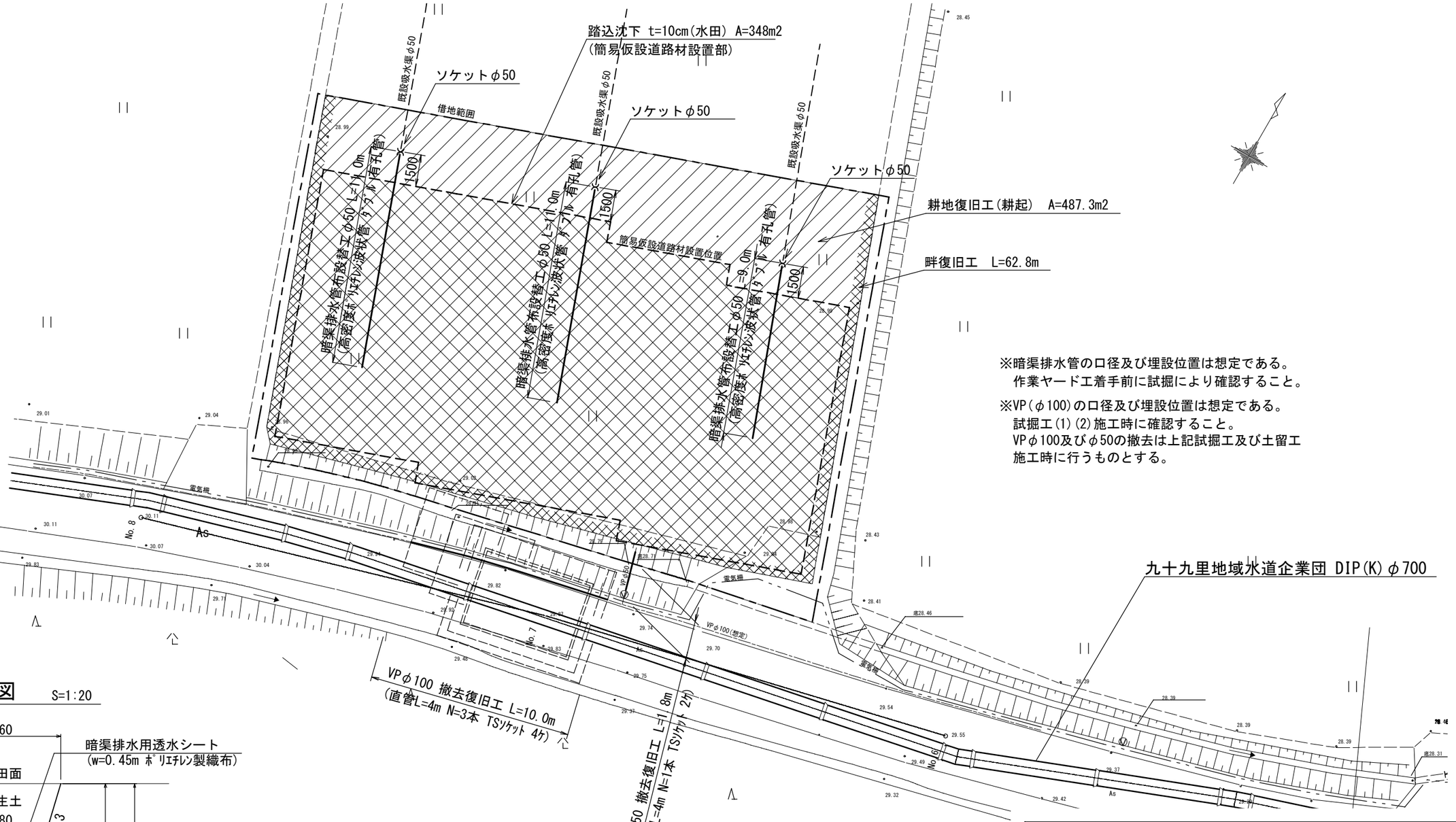

※暗渠排水管の口径及び埋設位置は想定である。
作業ヤード工着手前に試掘により確認すること。

※VP(φ100)の口径及び埋設位置は想定である。
試掘工(1)(2)施工時に確認すること。
VPφ100及びφ50の撤去は上記試掘工及び土留工施工時に行うものとする。

掘削断面図　S=1:20

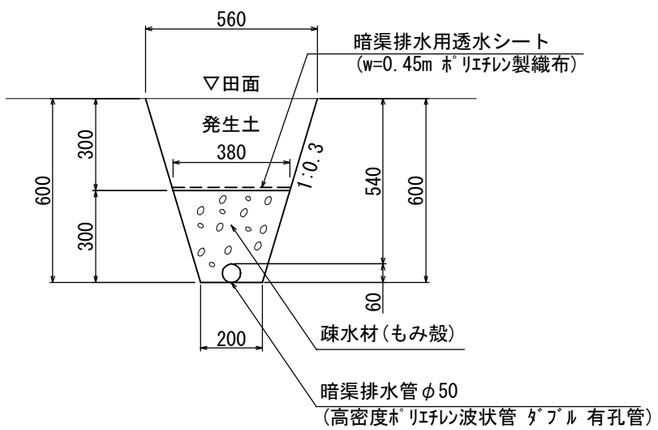

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事（その2）								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 水田復旧平面図								
図面枚数	45　葉中　24			縮尺	S=1:200				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

試 掘 工 平 面 図 S=1:200

(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先)

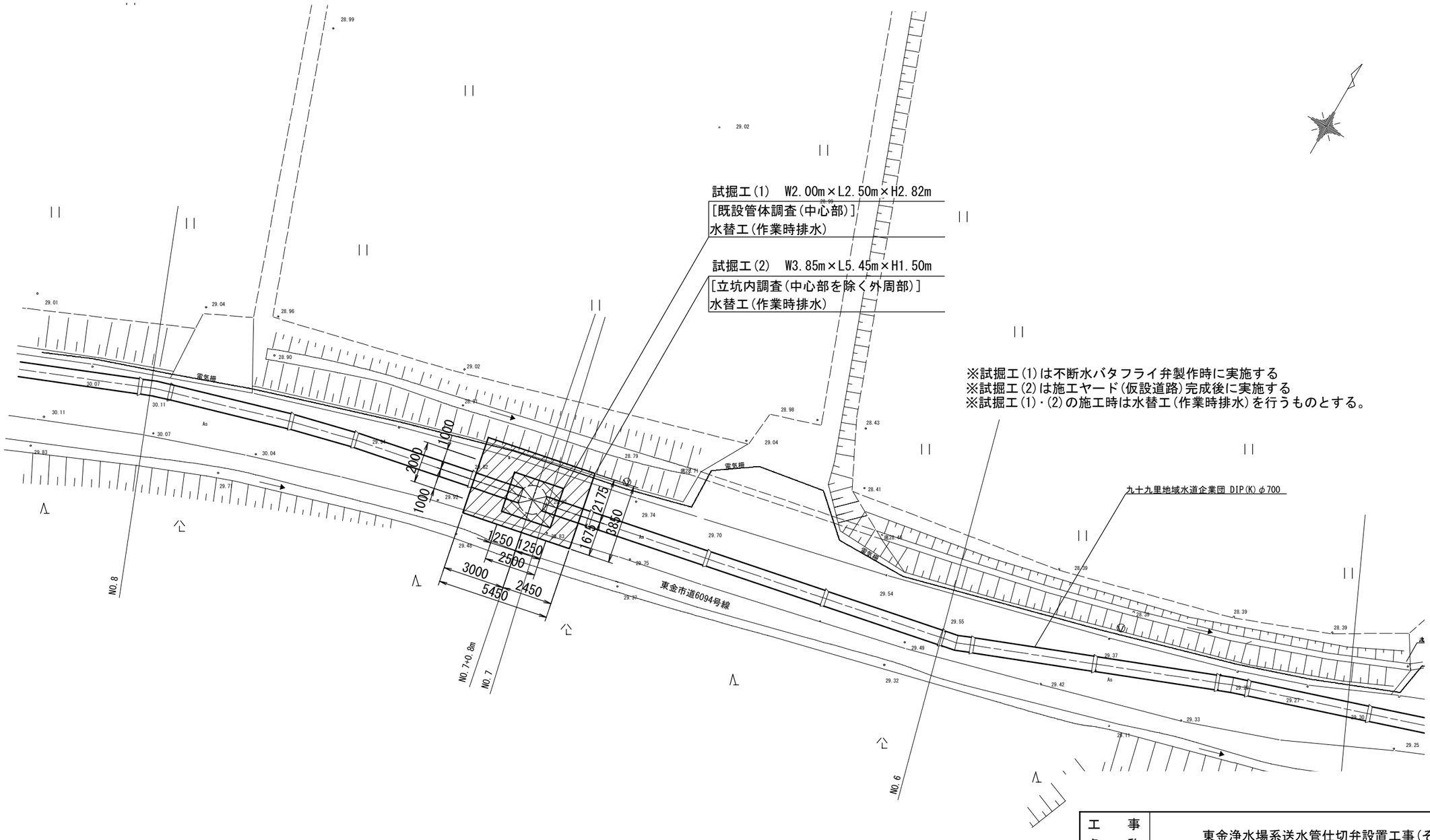

※試掘工(1)は不断水バタフライ弁製作時に実施する
※試掘工(2)は施工ヤード(仮設道路)完成後に実施する
※試掘工(1)・(2)の施工時は水替工(作業時排水)を行うものとする。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700㎜送水管(東金市油井地先) 試 掘 工 平 面 図								
図面枚数	45　葉中　25			縮　尺	S=1:200				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

試 掘 工 詳 細 図 S=1:50

(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先)

平 面 図

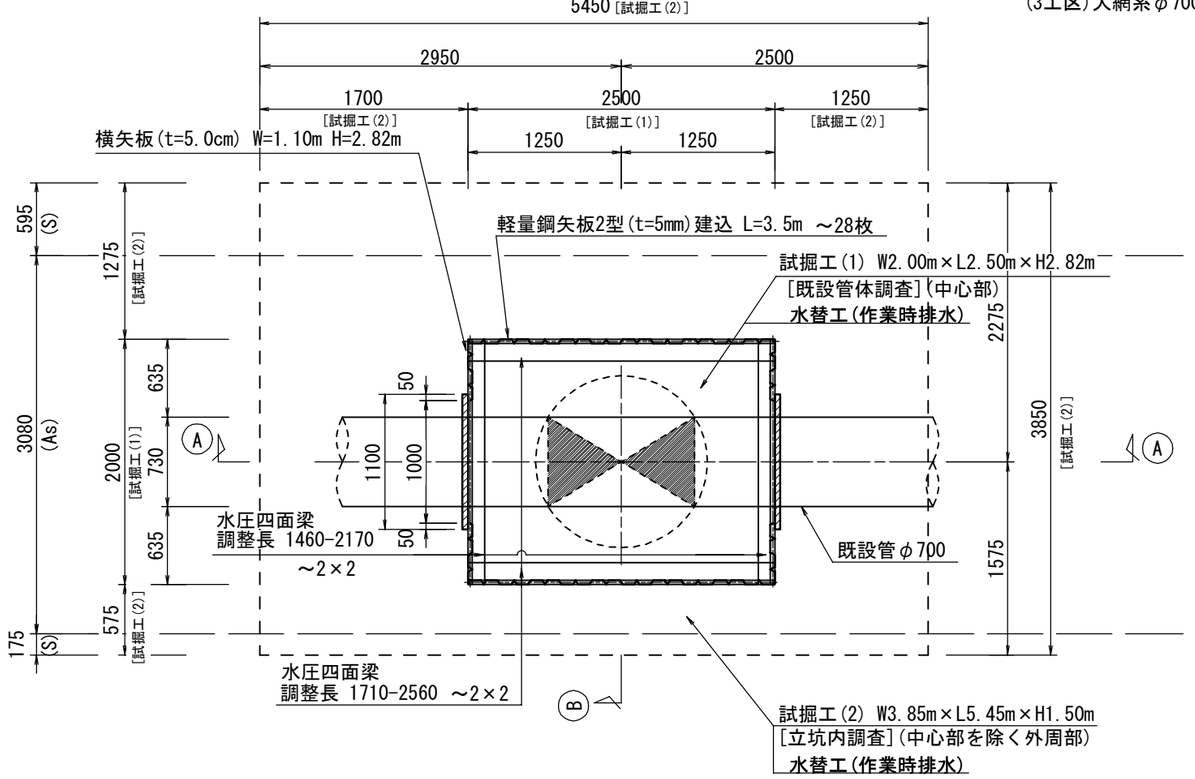

Ⓑ-Ⓑ断 面 図
(市道車道)

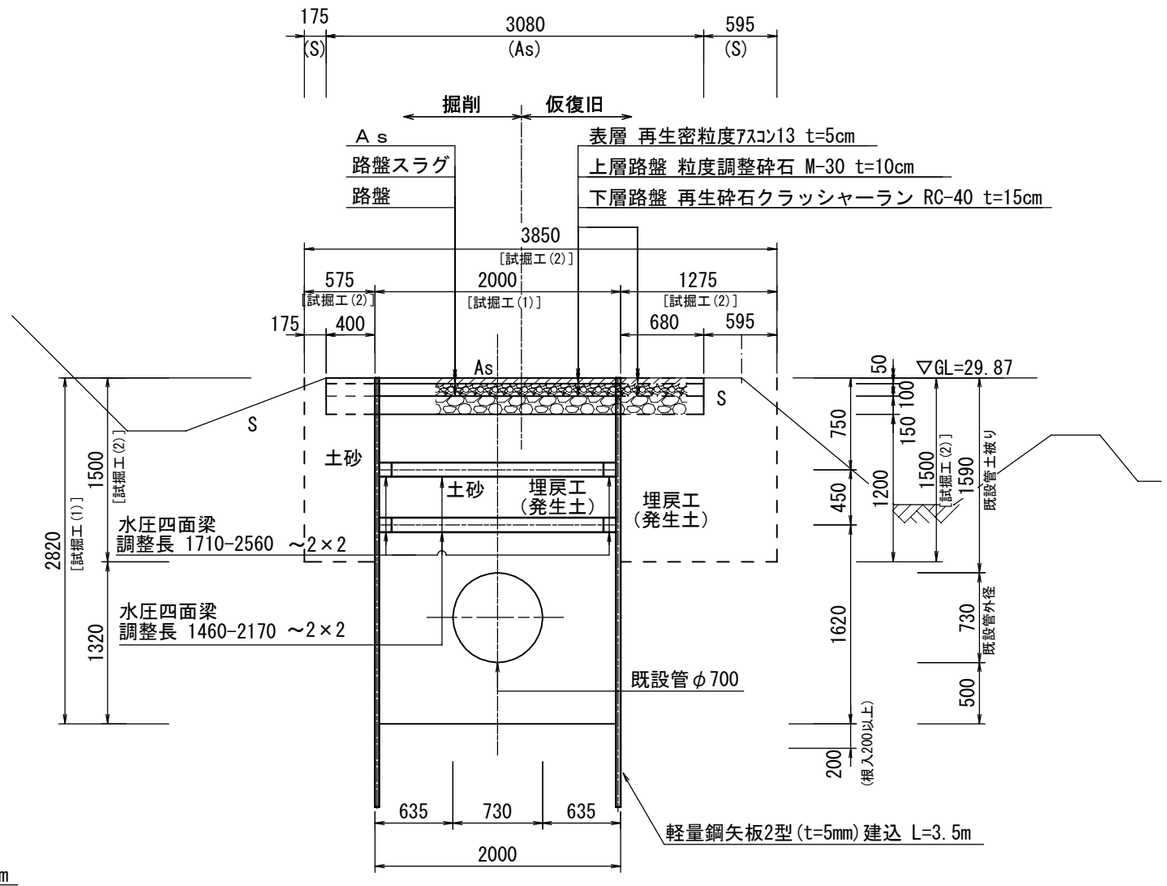

Ⓐ-Ⓐ断 面 図
(市道車道)

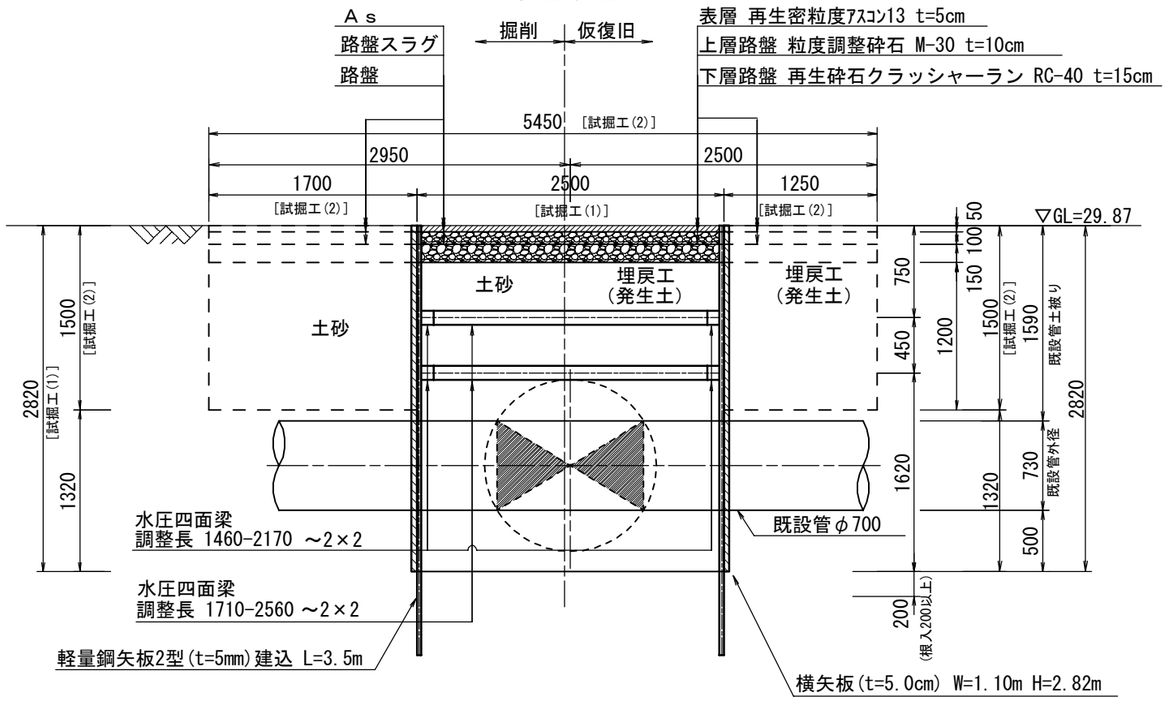

※試掘工(1)は不断水バタフライ弁製作時に実施する
※試掘工(2)は施工ヤード(仮設道路)完成後に実施する
※試掘工(1)・(2)の施工時は水替工(作業時排水)を行うものとする。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(3工区)大網系φ700mm送水管(東金市油井地先) 試掘工詳細図								
図面枚数	45 葉中 26			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

平　面　図　S=1:500

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

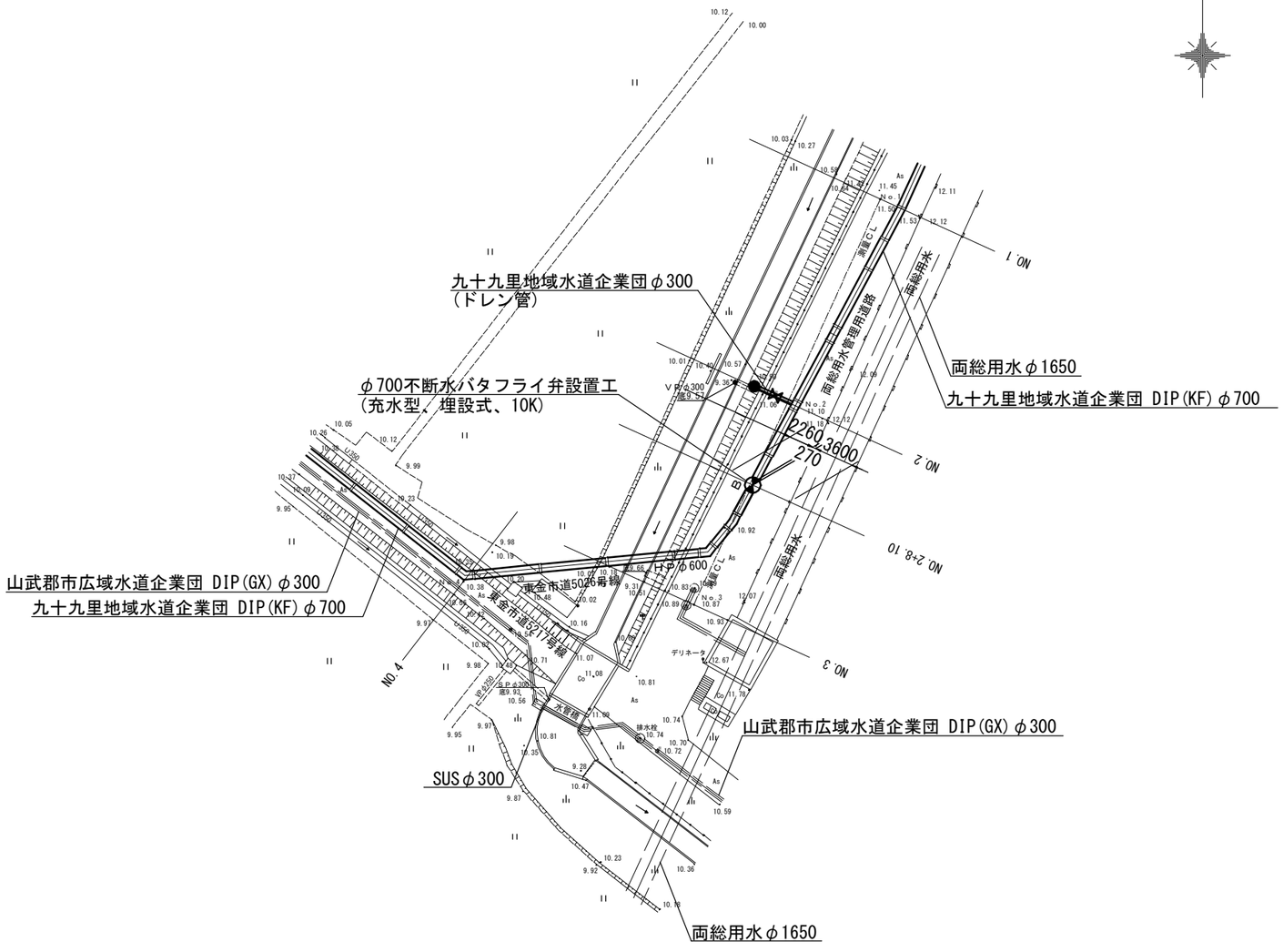

施工フロー

準備工・不断水弁製作	・不断水弁製作:180日(6ヶ月) ・準備工期間　:　40日
試　掘　工	・舗装撤去、掘削・埋戻、仮復旧 **・既設管埋設位置調査　・既設管体調査**
作業ヤード設置工	・敷鉄板設置工 **・転落防止柵撤去、仮設転落防止柵設置**
地盤改良工(試験注入工)	・試験注入　・二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法 ・注入効果確認(各試験)
覆工板設置工 **鋼矢板設置工**	・舗装撤去、機械掘削 ・覆工板・覆工板受桁設置 ・鋼矢板油圧圧入工 **(・鋼矢板油圧圧入引抜機据付撤去工)**
地盤改良工	・地盤改良工(薬液注入工) ・二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法
立坑掘削工	・機械掘削工 ・切梁腹起し・横矢板設置工 ・立坑基礎工(Co打設・養生工)
不断水弁設置工	・管固定ｺﾝ設置工(Co打設・養生工) ・弁箱・機材取付・穿孔・弁体挿入工 ・管防護ｺﾝ設置工(Co打設・養生工)
立坑埋戻工	・横矢板・切梁腹起し撤去工 ・切梁腹起し・横矢板撤去工
鋼矢板撤去工 **覆工板撤去工**	・鋼矢板油圧引抜工 **(・鋼矢板油圧圧入引抜機据付撤去工)** ・覆工板・覆工板受桁撤去工 ・機械埋戻し工・舗装仮復旧工
作業ヤード撤去工	・敷鉄板撤去工 **・仮設転落防止柵撤去、転落防止柵復旧**
舗装本復旧工	・舗装工 **(・自然転圧:30日)**
後片付工	・後片付工

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 平　面　図								
図面枚数	45　葉中　27			縮　尺	S=1:500				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

平 面 詳 細 図 S=1:200

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

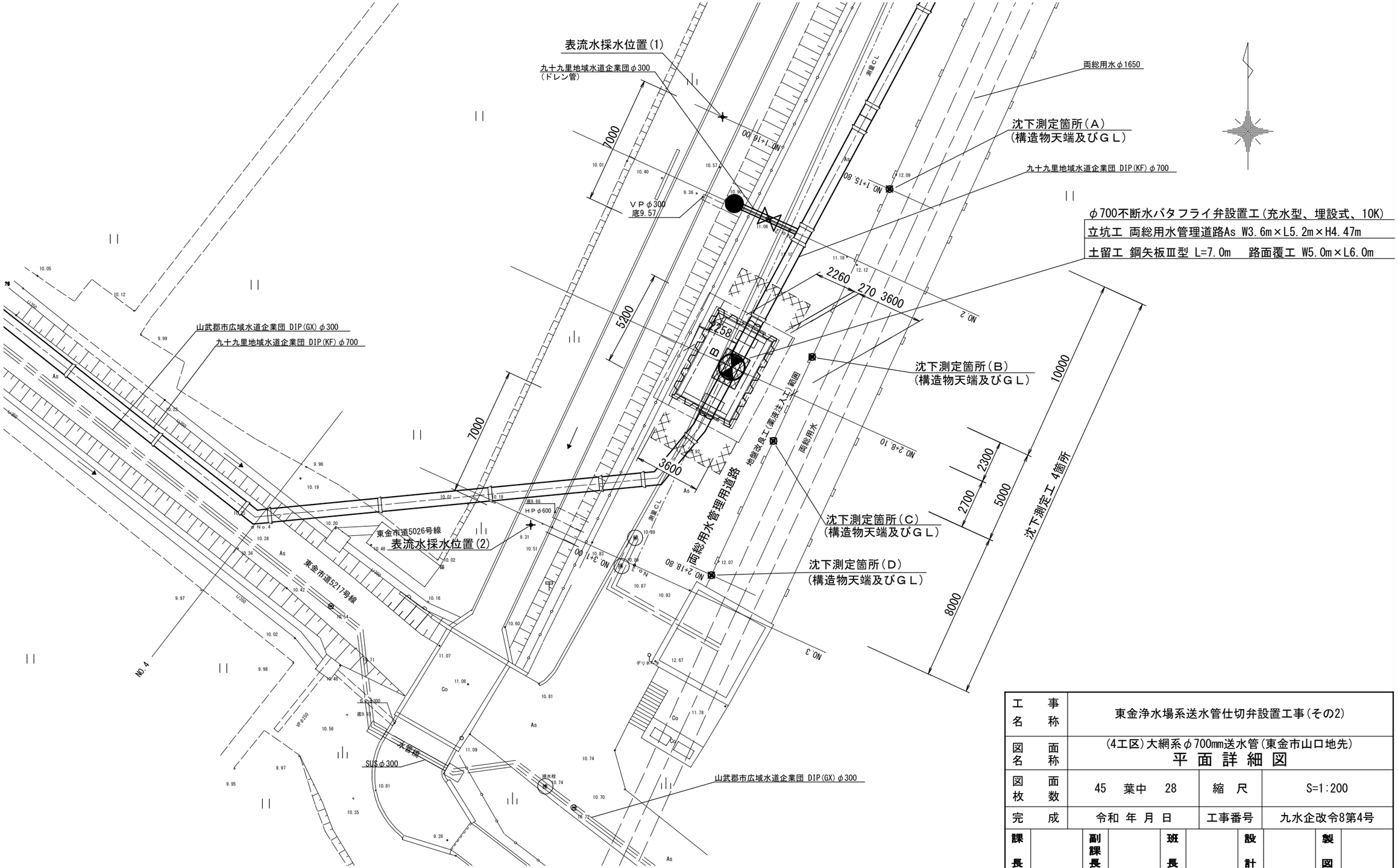

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 平 面 詳 細 図								
図面枚数	45 葉中 28			縮 尺	S=1:200				
完 成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

横　断　図　S=1:200

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

No. 4

GH=10.38
FH=

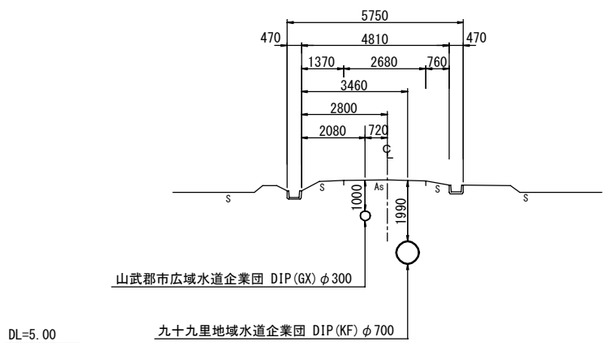

No. 3

GH=10.87
FH=

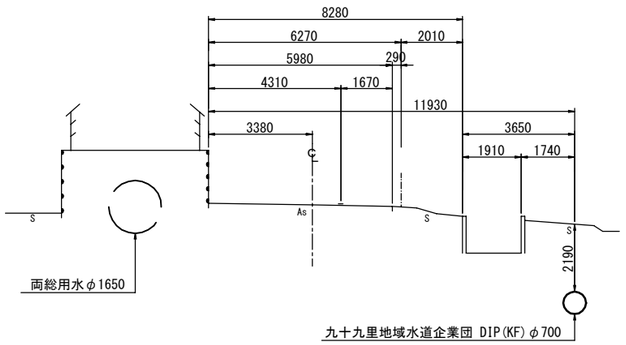

No. 2+8.10

GH=11.01
FH=

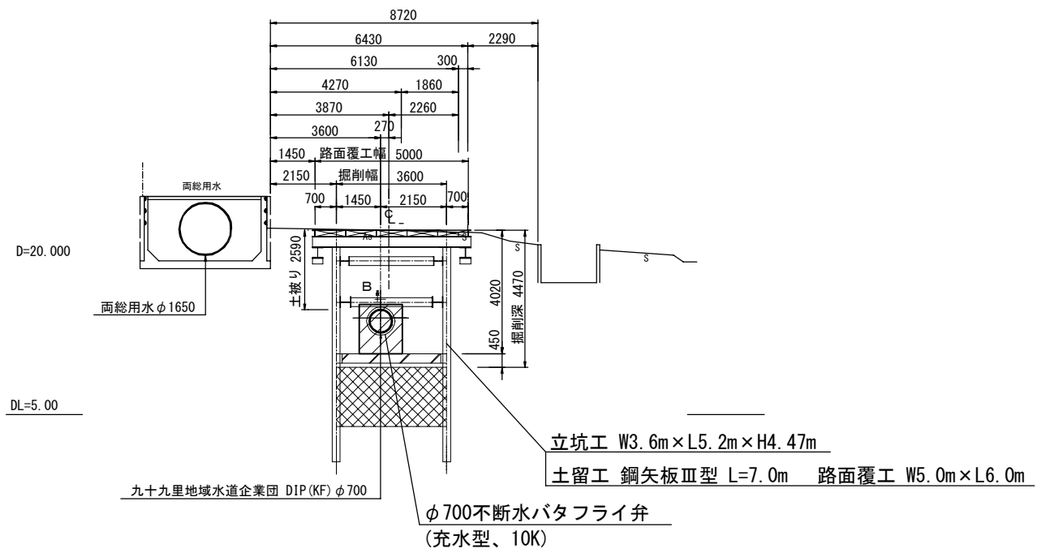

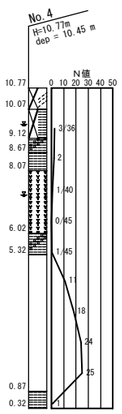

No. 2

GH=11.10
FH=

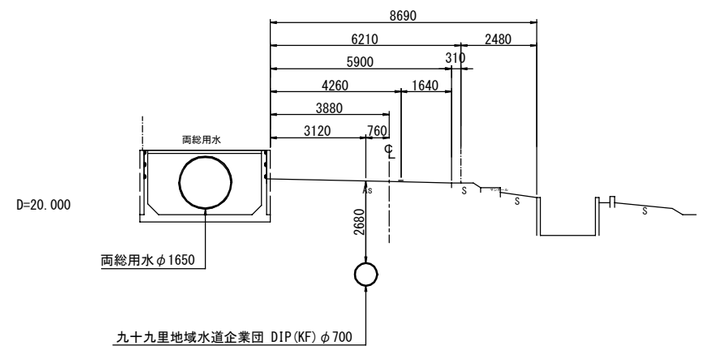

No. 1+8.00

GH=11.10
FH=

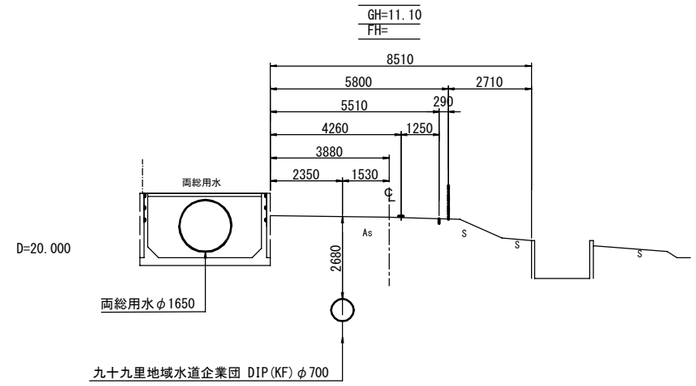

No. 1

GH=11.50
FH=

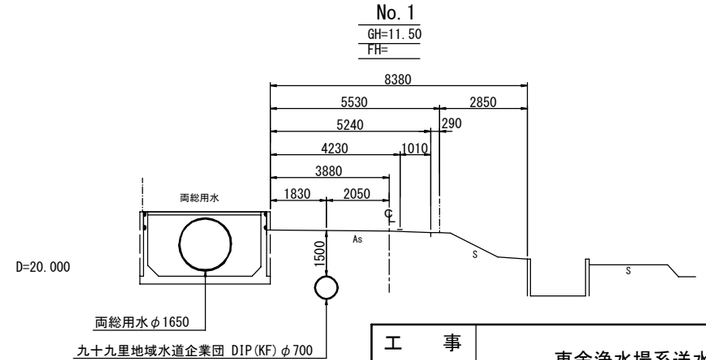

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 横　断　図								
図面枚数	45　葉中　29			縮　尺	S=1:200				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

不断水弁設置詳細図 S=1:50

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

平 面 図

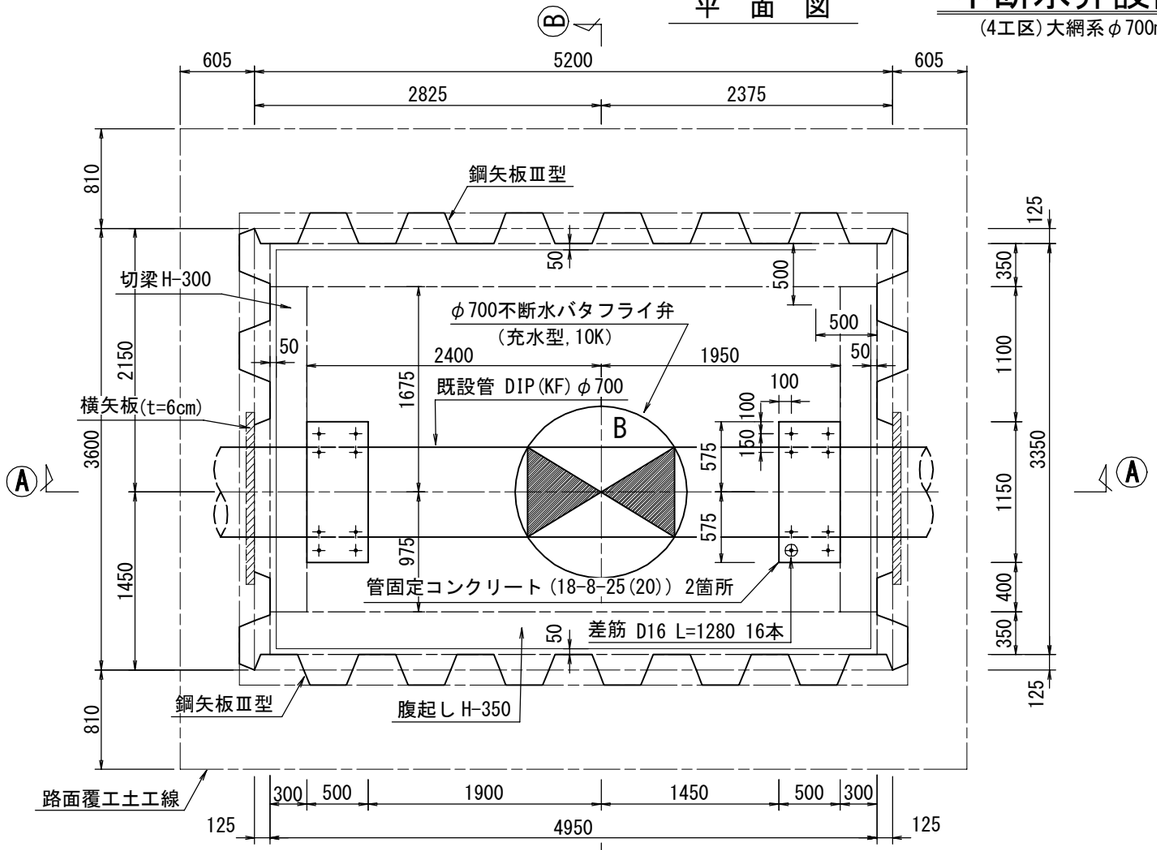

Ⓐ-Ⓐ断 面 図

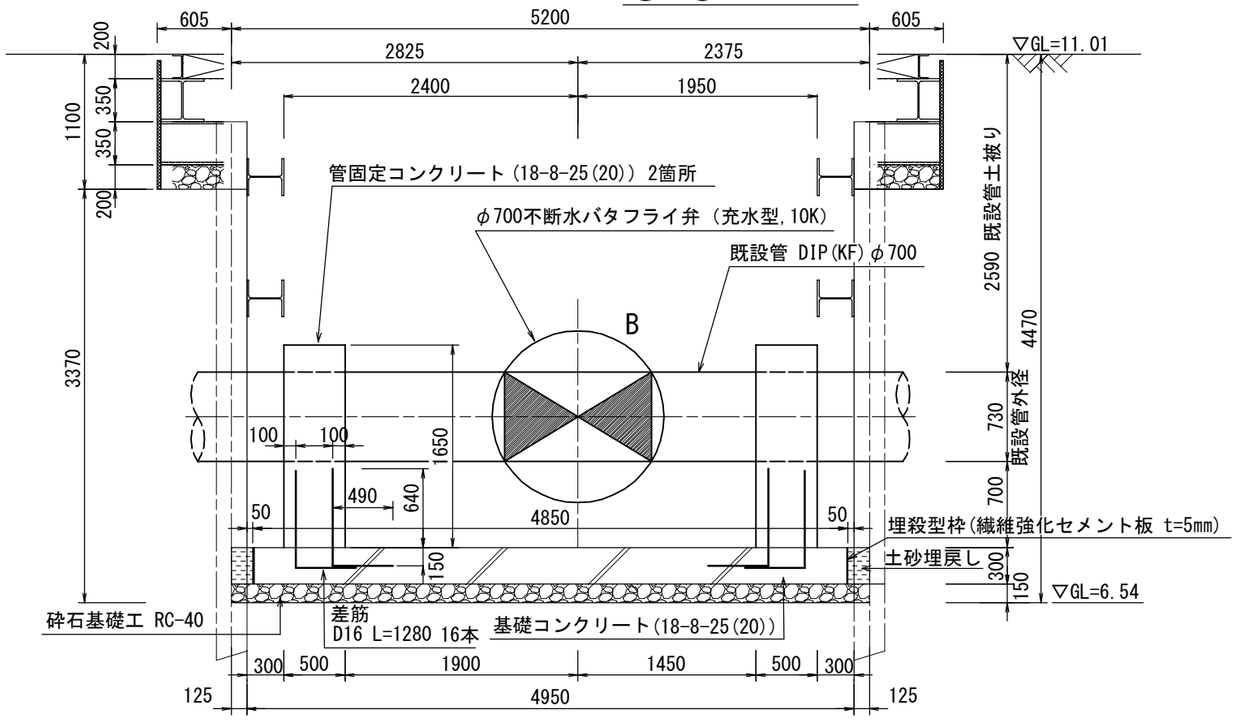

Ⓑ-Ⓑ断 面 図

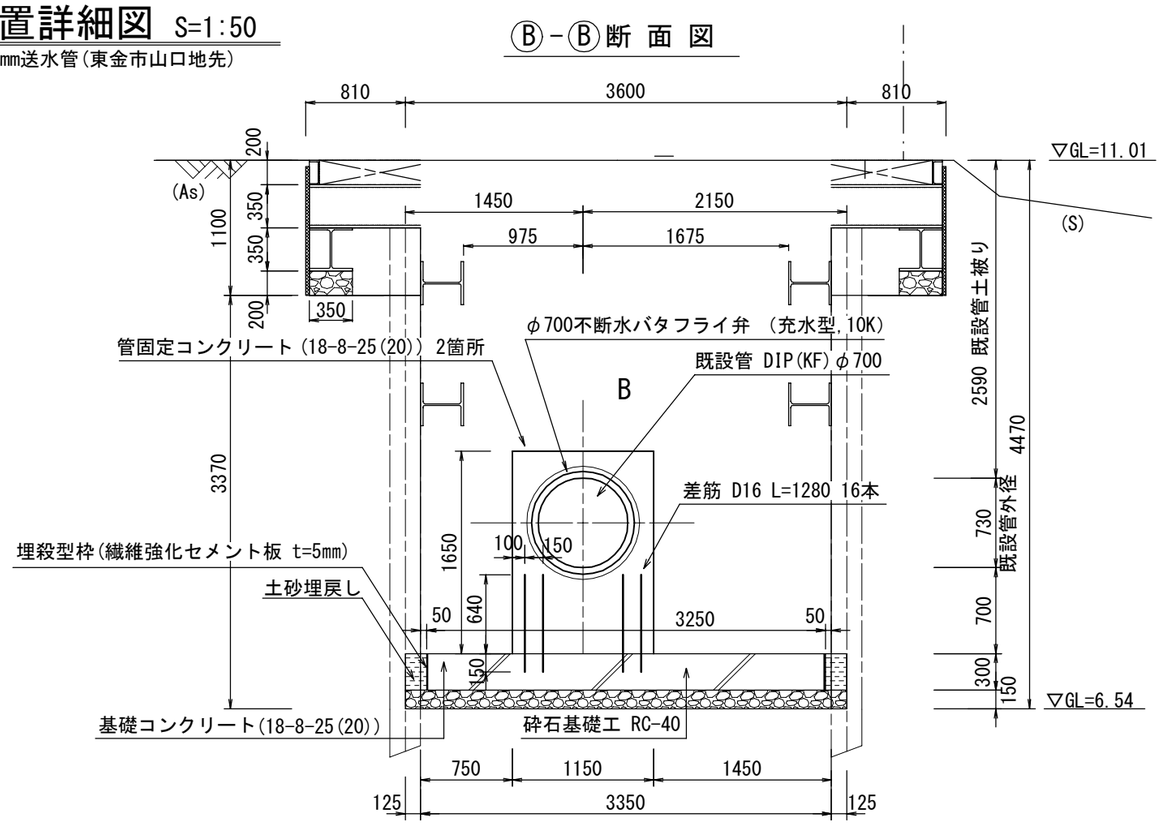

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 不断水弁設置詳細図								
図面枚数	45 葉中 30			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

Co防護構造図　S=1:50

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

差筋 D16 L=752　30本
樹脂ｱﾝｶｰD16 L=112(有効埋込長7φ) 30本
[回転・打撃型]

平　面　図

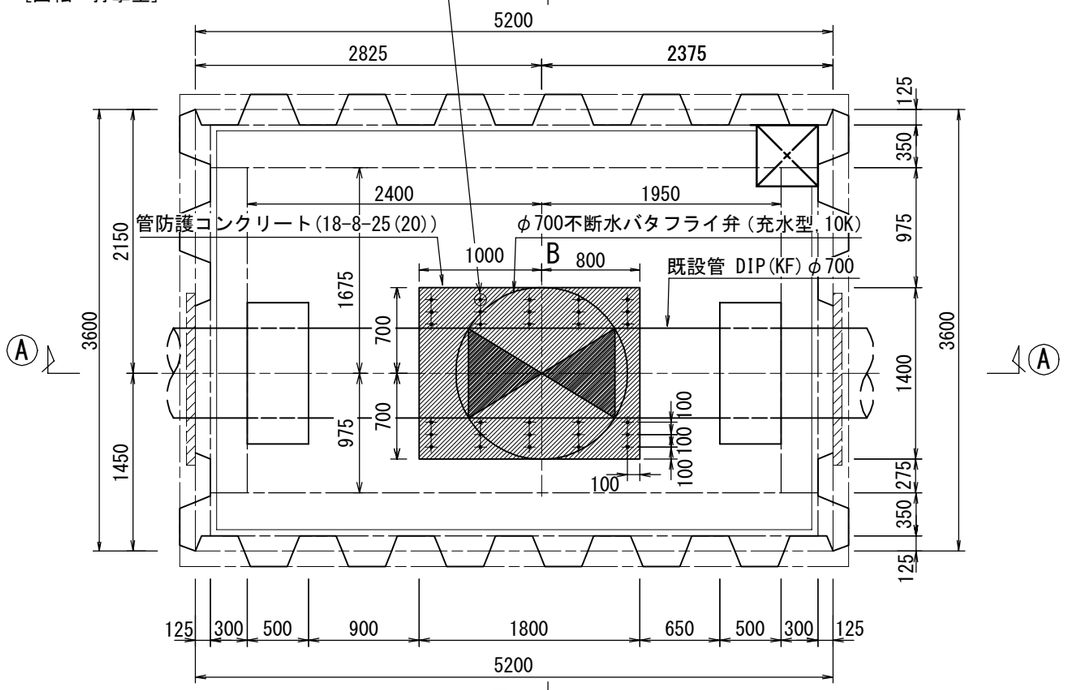

Ⓐ-Ⓐ断　面　図

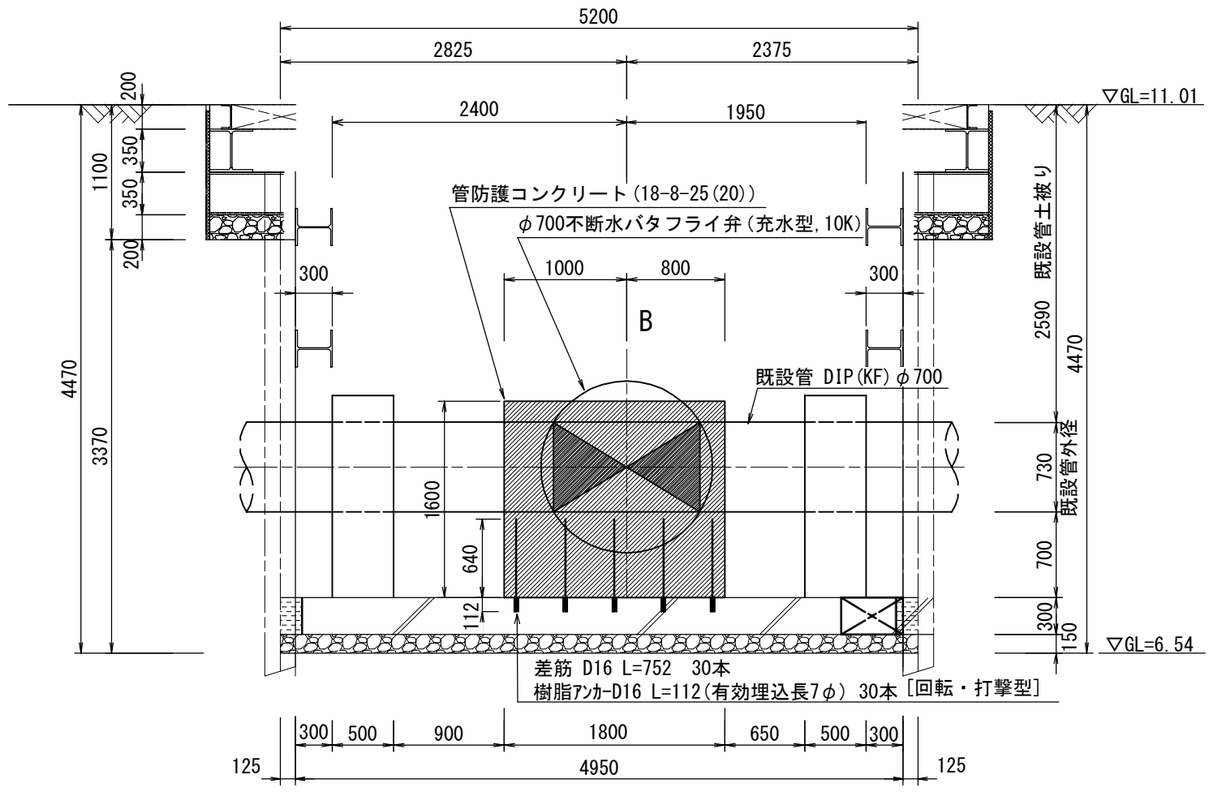

Ⓑ-Ⓑ断　面　図

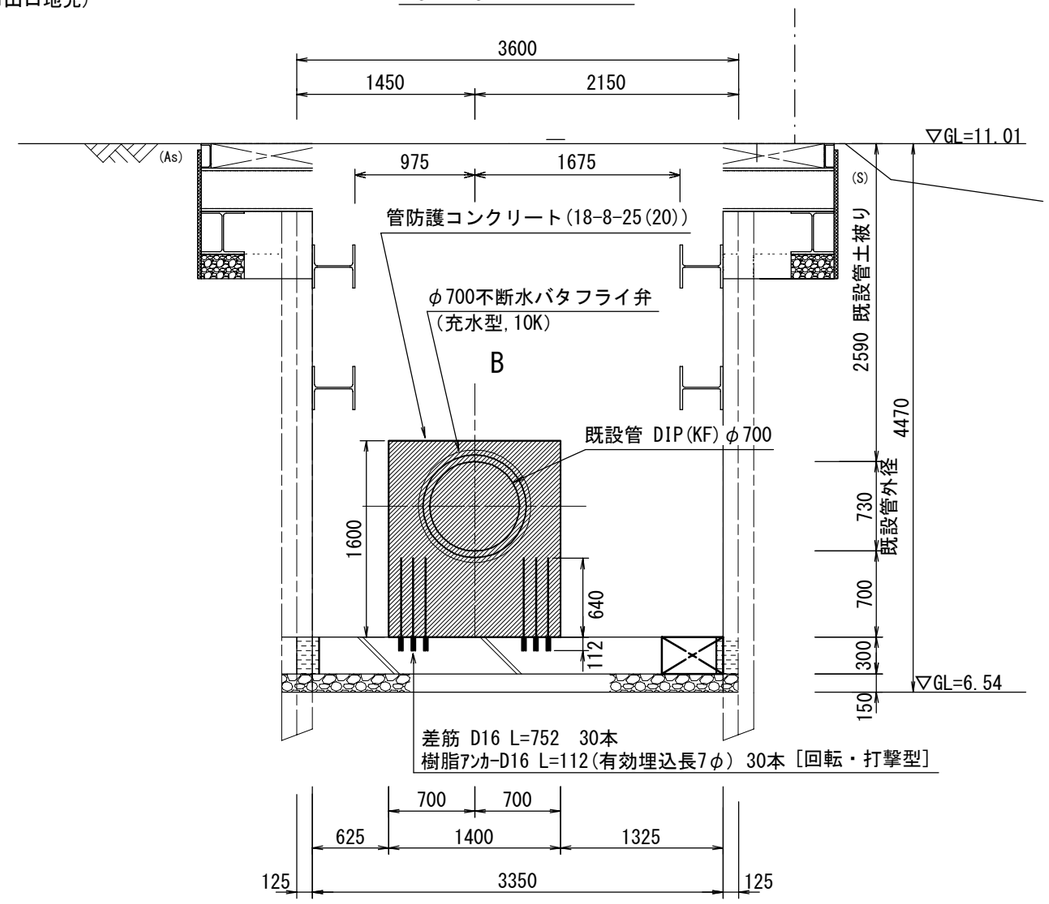

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) Co防護構造図								
図面枚数	45　葉中　31			縮　尺	S=1:50				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

弁室設置詳細図 S=1:20

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

平　面　図

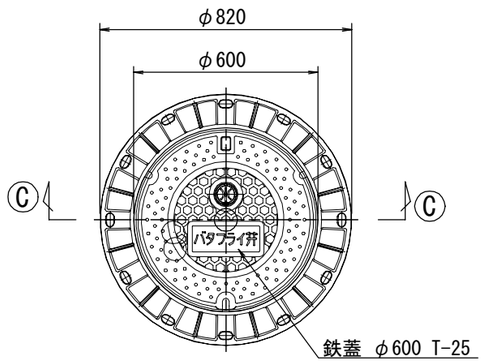

断　面　図

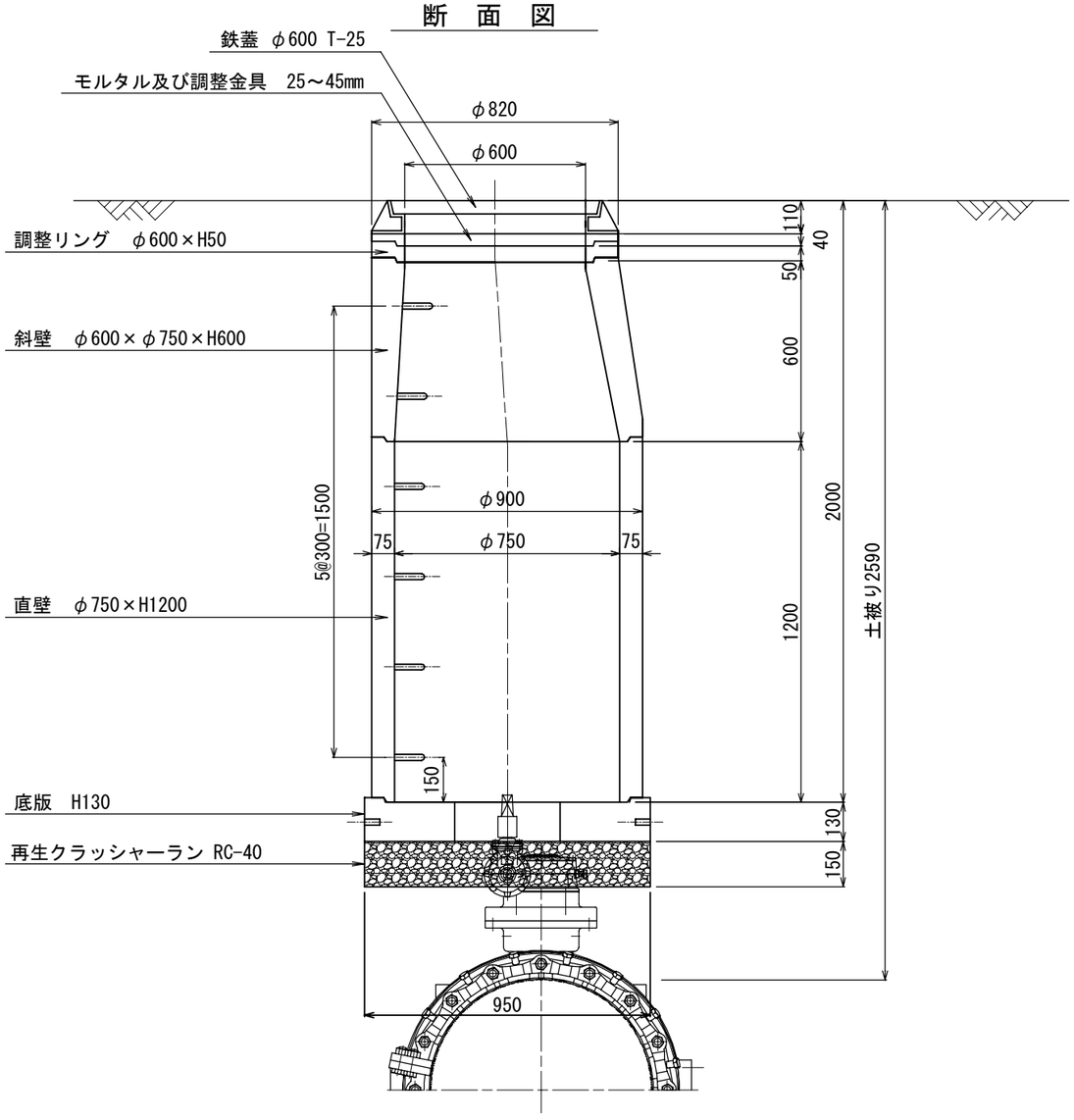

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 弁室設置詳細図								
図面枚数	45　葉中　32			縮　尺	S=1:20				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土工・仮復旧図(1)　S=1:50

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

平　面　図

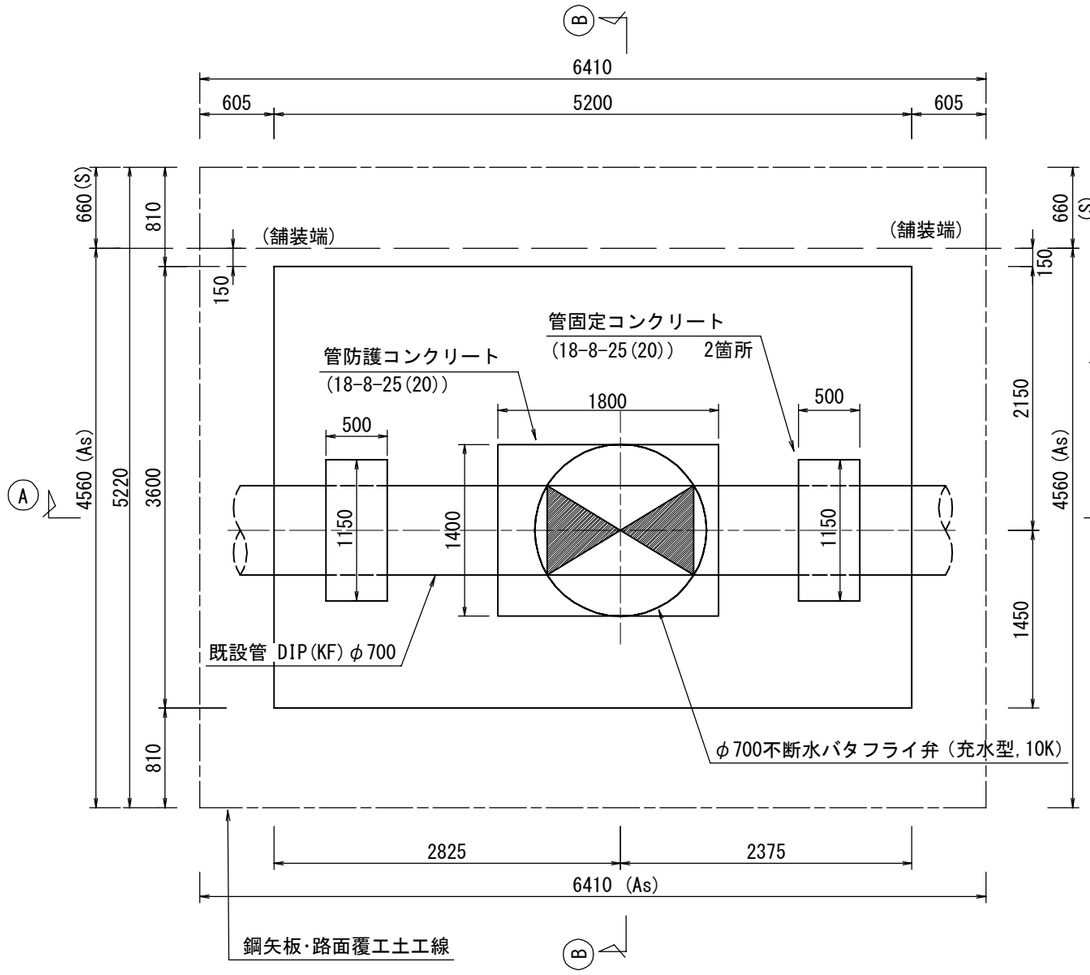

Ⓐ－Ⓐ断 面 図
(両総用水管理道路)

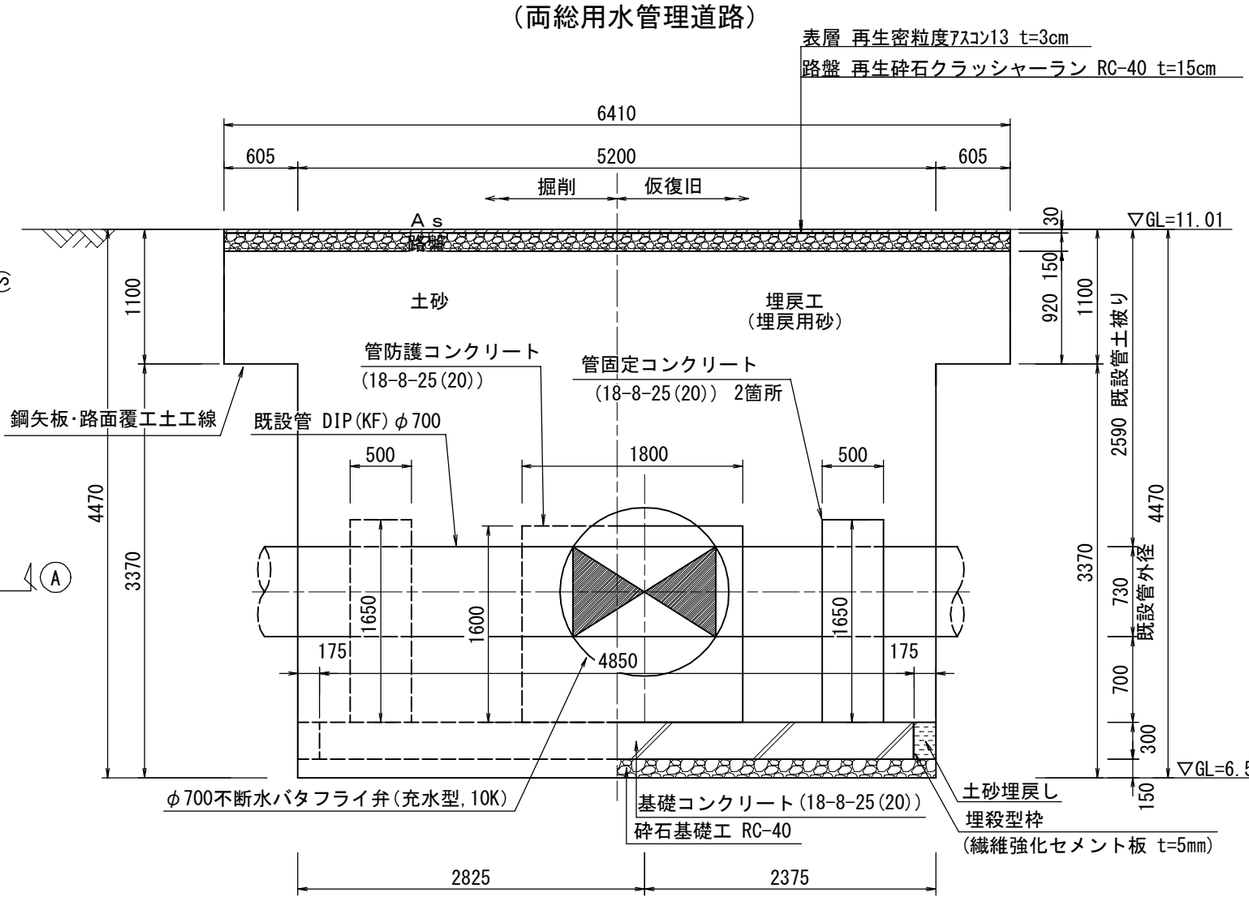

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 土工・仮復旧図(1)								
図面枚数	45　葉中　33			縮尺	S=1:50				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土工・仮復旧図(2)　S=1:50

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

Ⓑ-Ⓑ断 面 図
(両総用水管理道路)

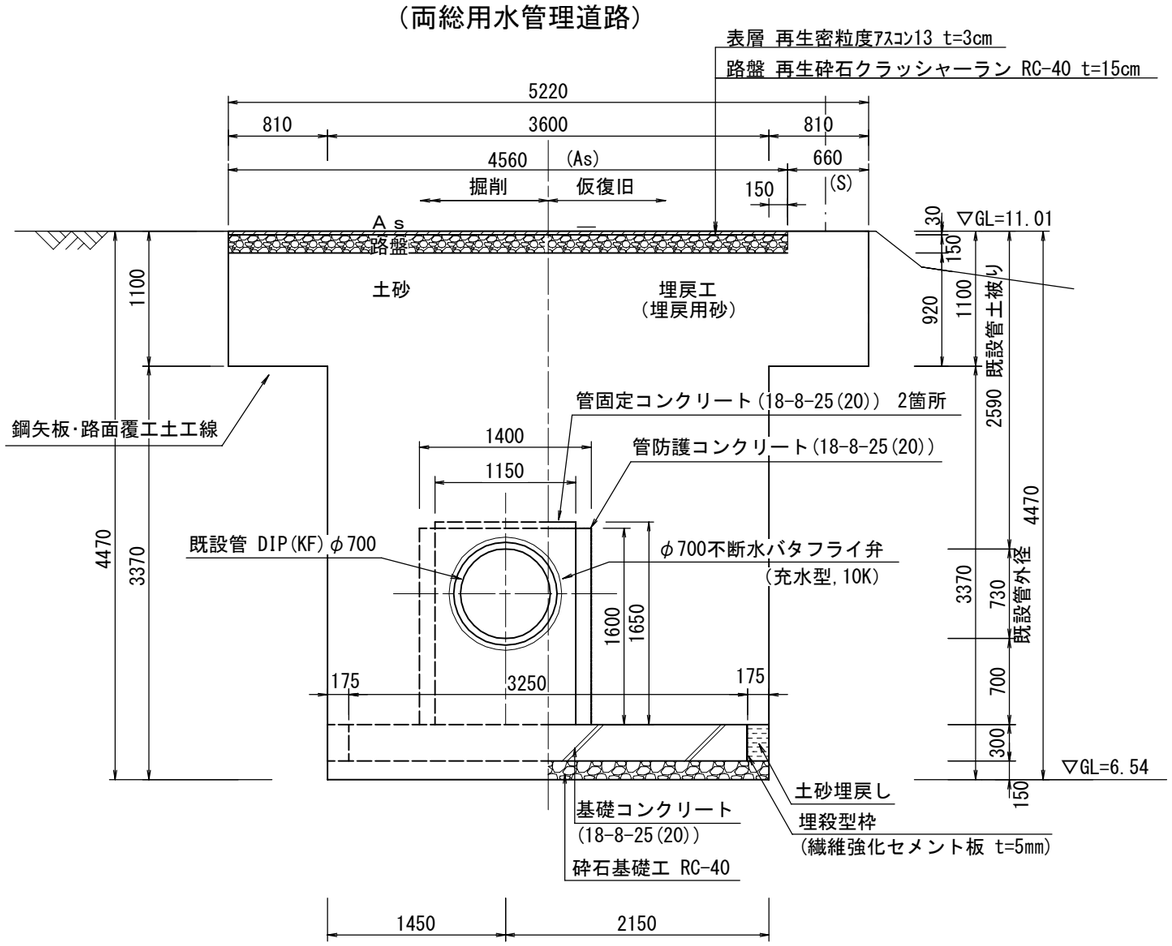

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 土工・仮復旧図(2)								
図面枚数	45 葉中 34			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土留工平面図　S=1:50

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

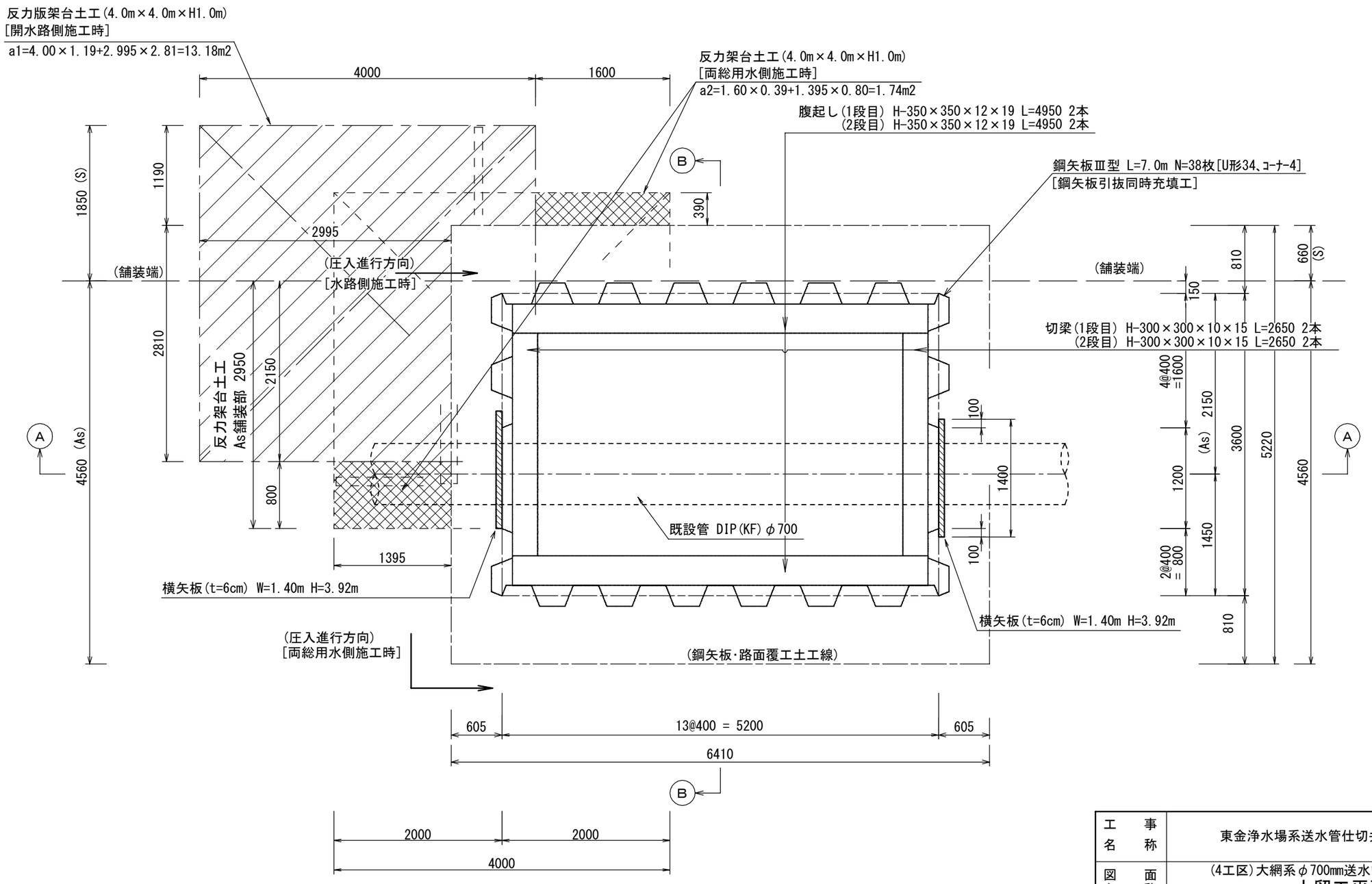

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 土留工平面図								
図面枚数	45 葉中 35			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

土留工断面図　S=1:50

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

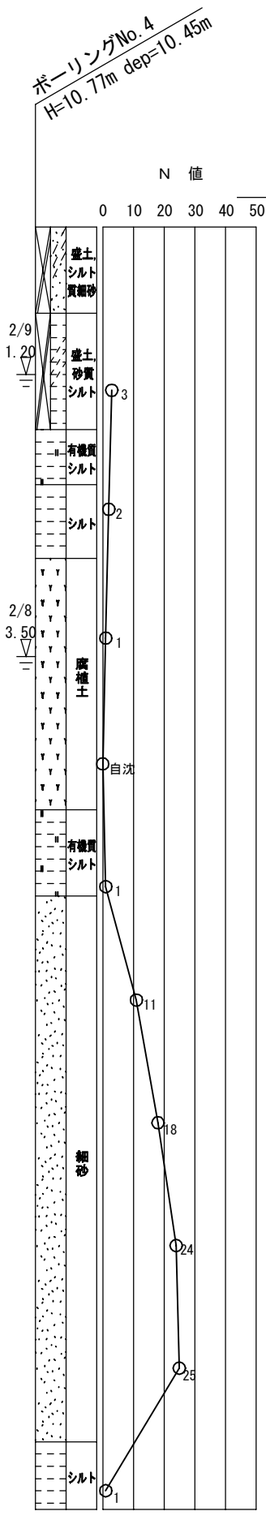

Ⓐ－Ⓐ 断面

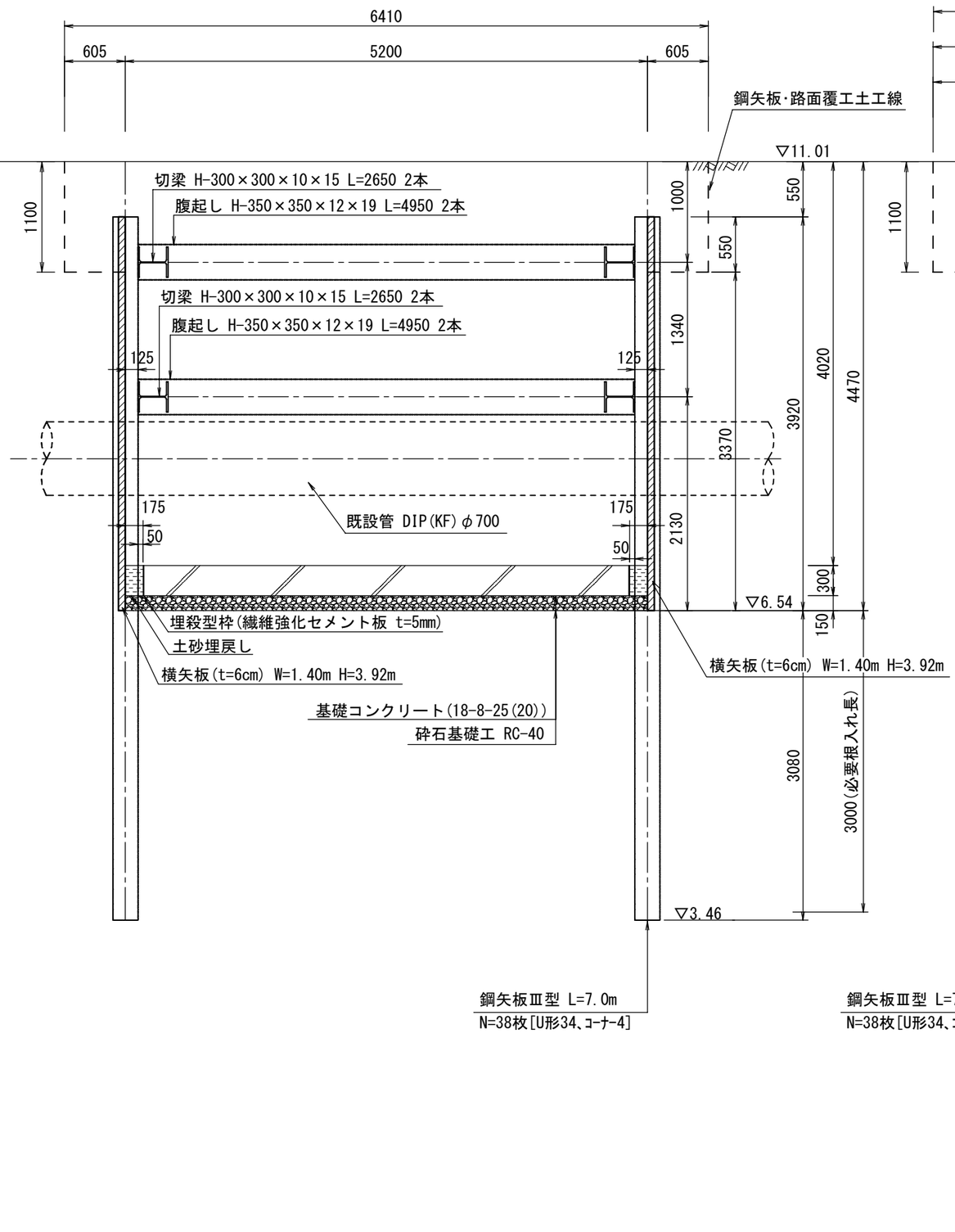

Ⓑ－Ⓑ 断面

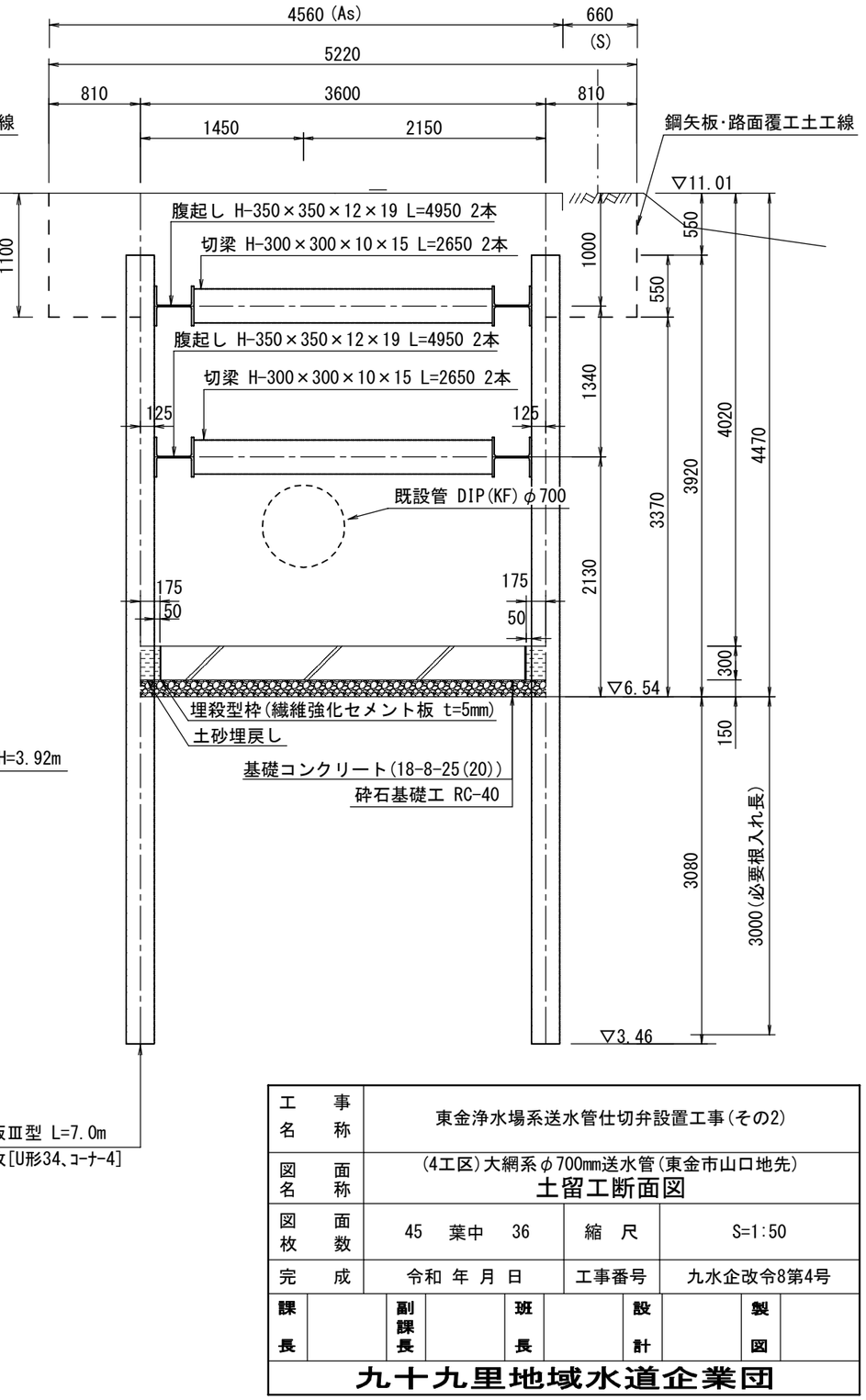

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 土留工断面図								
図面枚数	45 葉中 36			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

路面覆工図　S=1:50

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

平　面　図

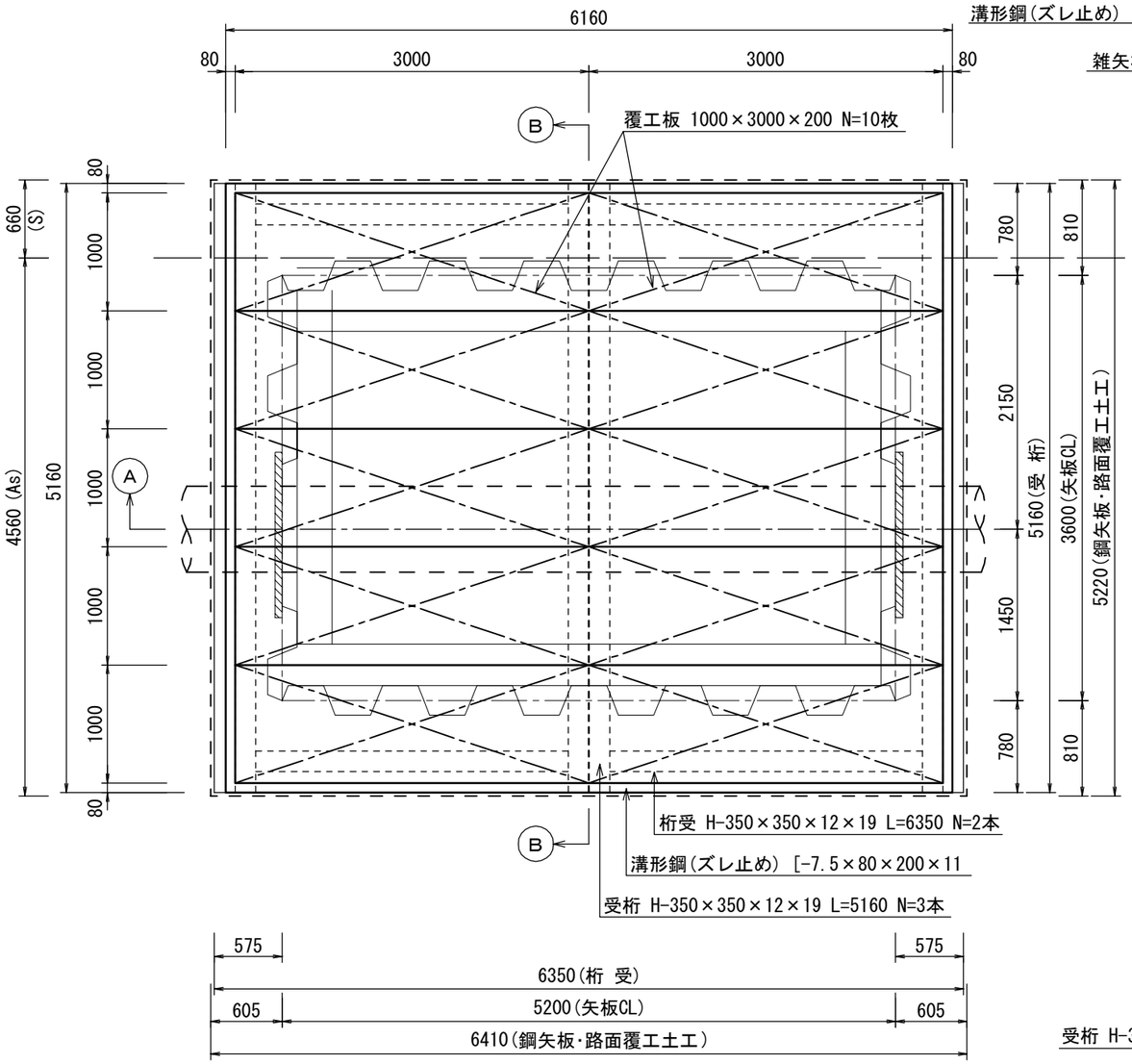

Ａ－Ａ断面

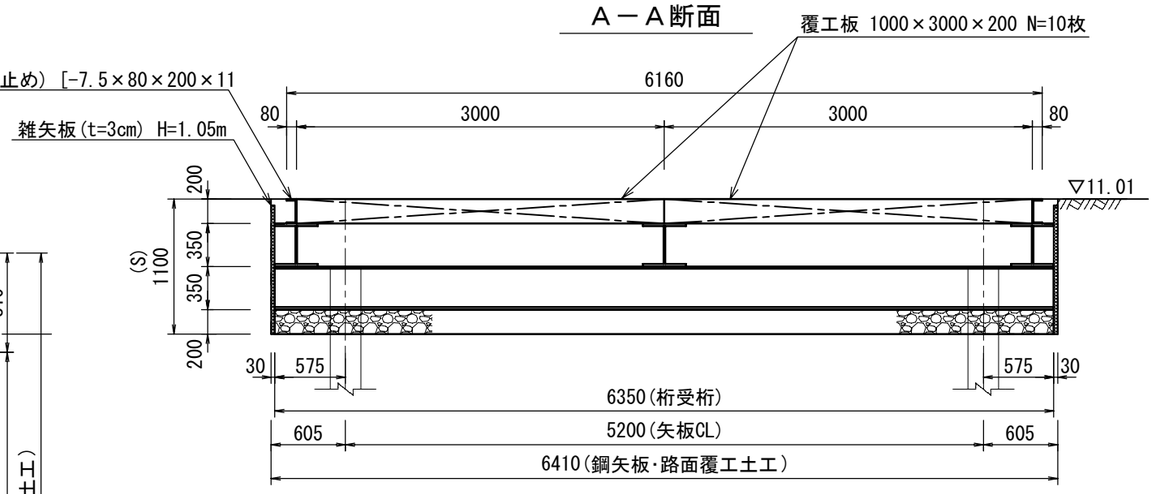

Ｂ－Ｂ断面

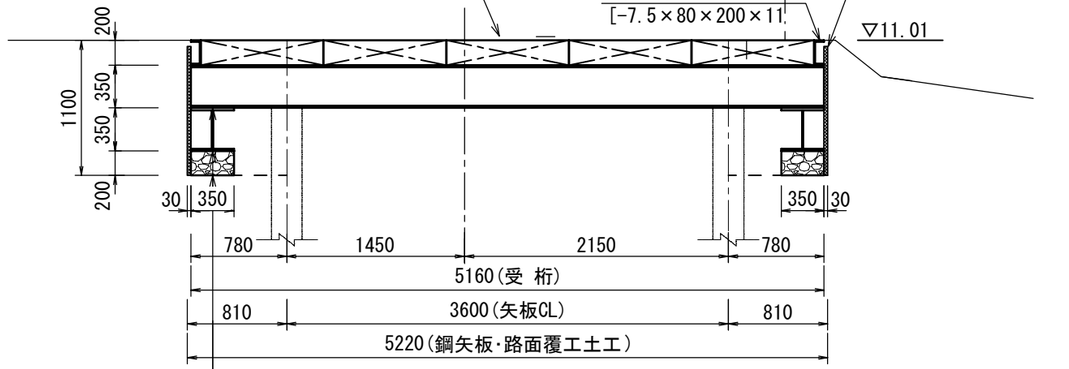

受桁 H-350×350×12×19 L=5160 N=3本

桁受 H-350×350×12×19 L=6350 N=2本

砕石基礎工(RC-40)

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 路面覆工図								
図面枚数	45　葉中　37			縮　尺	S=1:50				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

地盤改良図(土留欠損部) S=1:100

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

平　面　図

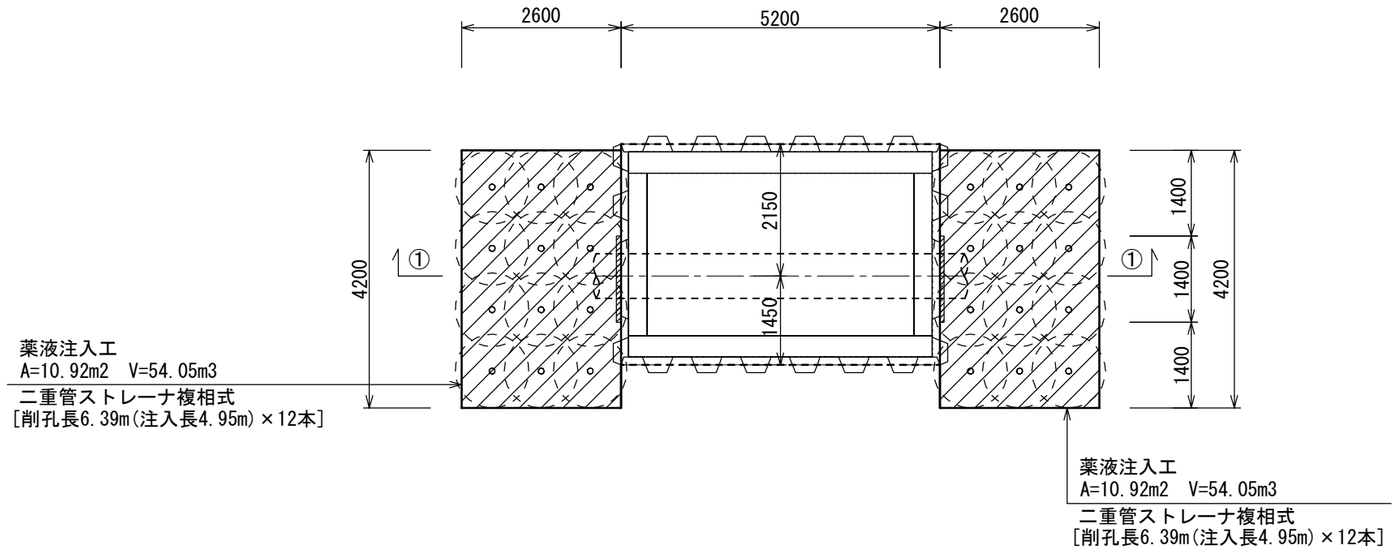

断　面　図

① - ①

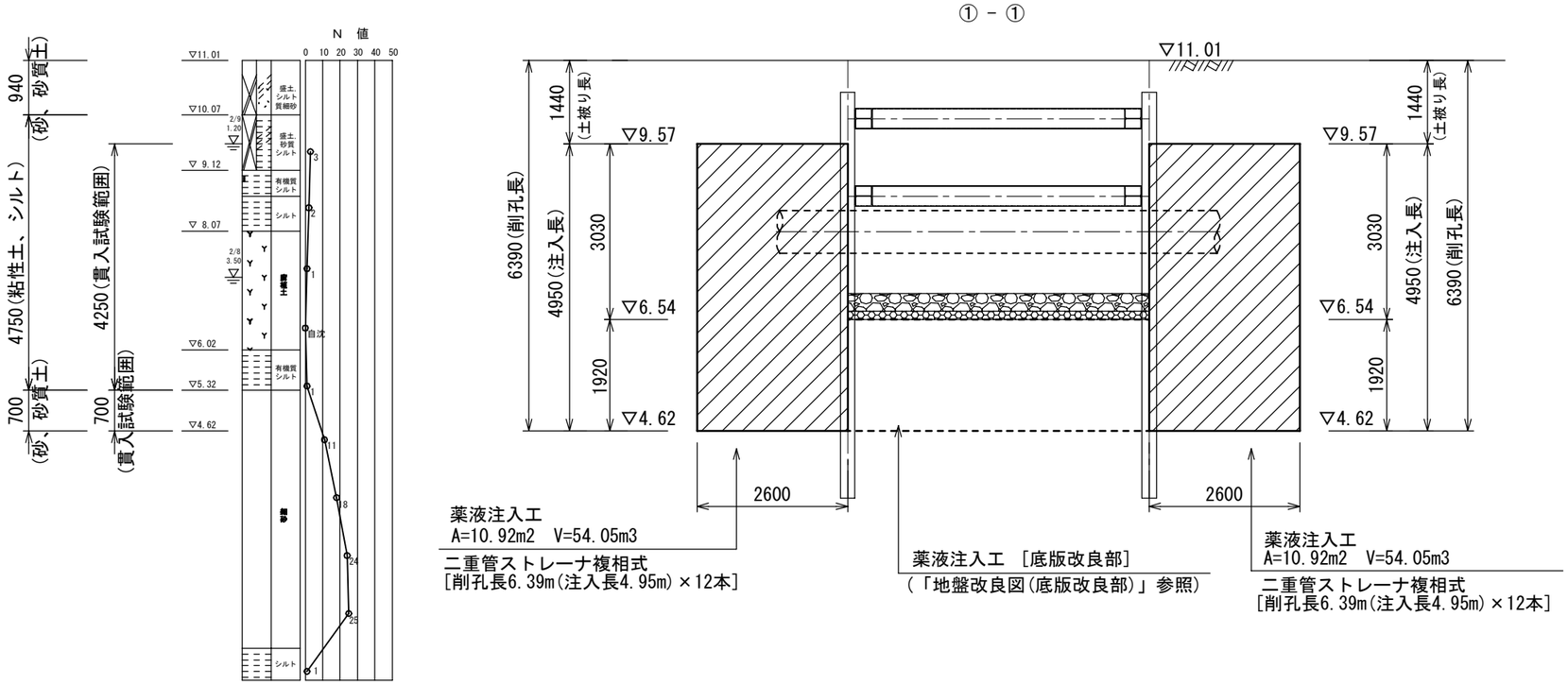

地盤改良工(薬液注入工)設計数量表

【土留欠損部】

注入工法		二重管ストレーナ工法 (複相タイプ)
土質		砂質土(細砂) 粘性土(砂質ｼﾙﾄ、有機質ｼﾙﾄ･腐植土)
本数		24　本
削孔長		153.4 m
対象土量		108.1 m³ (内 砂質土 15.3m³) (内 粘性土 48.0m³) (内 腐植土 44.8m³)
注入率		砂質土 40.5 %　※､※※ 粘性土 28.0 %　※､※※ 腐植土 78.7 %　※､※※
注入比率		砂質土：瞬結　40%　中結 60% 粘性土：瞬結 100% 腐植土：瞬結 100%
重要度率		100　%
注入材料		非水ｶﾞﾗｽ系無機懸濁型 ※ (非水ｶﾞﾗｽ系ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ凝結硬化促進剤)
設計強度		一軸圧縮強度qu = 600 kN/m²以下
注入量	瞬結材料(5秒)	51.14 m³
	中結材料(1分)	3.72 m³
	計	54.86 m³
準拠基準		薬液注入工法の設計･施工指針 (一般社団法人 日本ｸﾞﾗｳﾄ協会)

※ 本注入に先立って現場注入試験により注入効果を確認する。

※ 薬液注入における薬液が周辺施設(水路及び田圃)に漏出することのないように、注入圧及び注入時の周辺状況に留意して施工を行うこと。

※※ 砂質土及び粘性土の注入率を、土木工事積算マニュアル 一般財団法人建設物価調査会より設定した。

※※ 腐植土の注入率を、本工事の土質調査報告書(R5.3)室内土質試験結果より、Aptの間隙比 6.955から間隙率87.4%を算出し、充填率90%と注入率78.7%を設定した。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 地盤改良図(土留欠損部)								
図面枚数	45　葉中　38			縮尺	S=1:100				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

地盤改良図(底版改良部) S=1:100

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

平　面　図

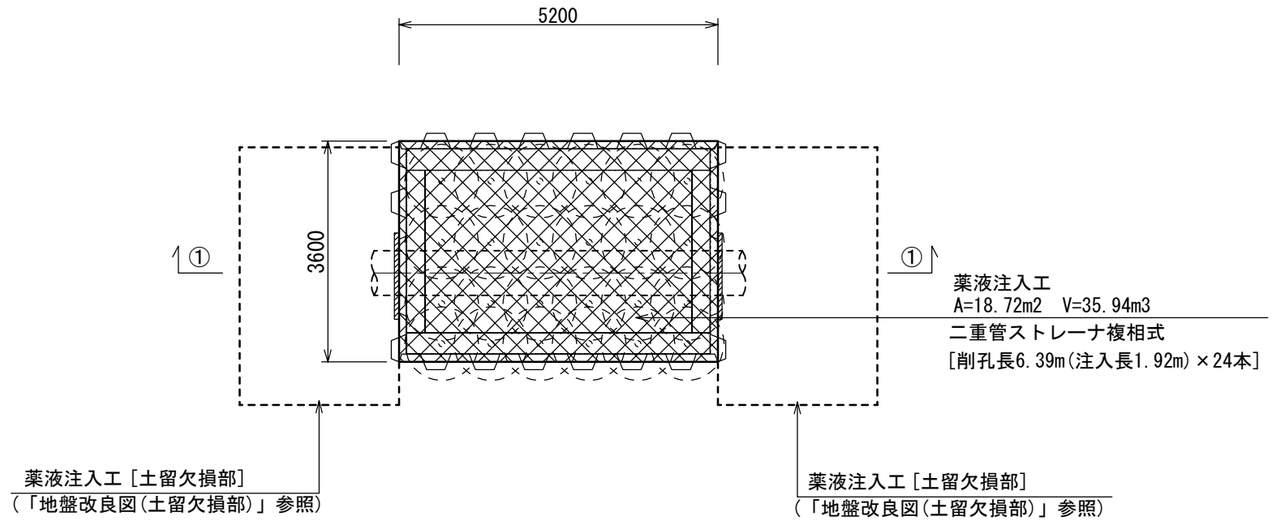

断　面　図

① - ①

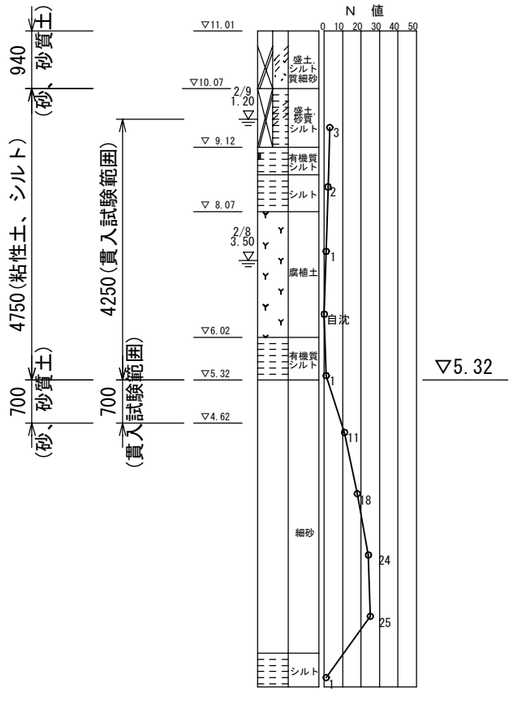

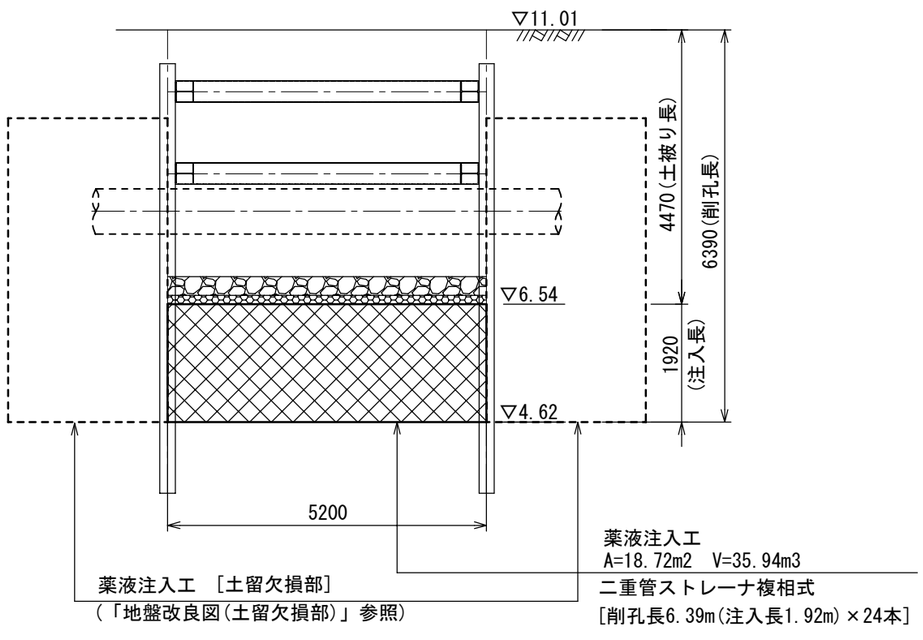

地盤改良工(薬液注入工)設計数量表

【底版改良部】

注入工法		二重管ストレーナ工法 (複相タイプ)
土質		砂質土(細砂) 粘性土(砂質ｼﾙﾄ、有機質ｼﾙﾄ・腐植土)
本数		24　本
削孔長		153.4　m
対象土量		35.9　m^3 (内 砂質土 13.1m^3) (内 粘性土 13.1m^3) (内 腐植土 9.7m^3)
注入率		砂質土 40.5　%　※､※※ 粘性土 28.0　%　※､※※ 腐植土 78.7　%　※､※※
注入比率		砂質土：瞬結　40%　中結　60% 粘性土：瞬結　100% 腐植土：瞬結　100%
重要度率		100　%
注入材料		非水ｶﾞﾗｽ系無機懸濁型 ※ (非水ｶﾞﾗｽ系ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸ凝結硬化促進剤)
設計強度		一軸圧縮強度qu = 600 kN/m^2以下
注入量	瞬結材料(5秒)	13.44 m^3
	中結材料(1分)	3.19 m^3
	計	16.63 m^3
準拠基準		薬液注入工法の設計･施工指針 (一般社団法人 日本ｸﾞﾗｳﾄ協会)

※ 本注入に先立って現場注入試験により注入効果を確認する。

※ 薬液注入における薬液が周辺施設(水路及び田圃)に漏出することのないように、注入圧及び注入時の周辺状況に留意して施工を行うこと。

※※ 砂質土及び粘性土の注入率を、土木工事積算マニュアル 一般財団法人建設物価調査会より設定した。

※※ 腐植土の注入率を、本工事の土質調査報告書(R5.3)室内土質試験結果より、Aptの間隙比 6.955から間隙率87.4%を算出し、充填率90%と注入率78.7%を設定した。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 地盤改良図(底版改良部)								
図面枚数	45　葉中　39			縮尺	S=1:100				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

仮設工平面図　S=1:300

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

土のう設置範囲詳細図

土木安定シート設置範囲詳細図

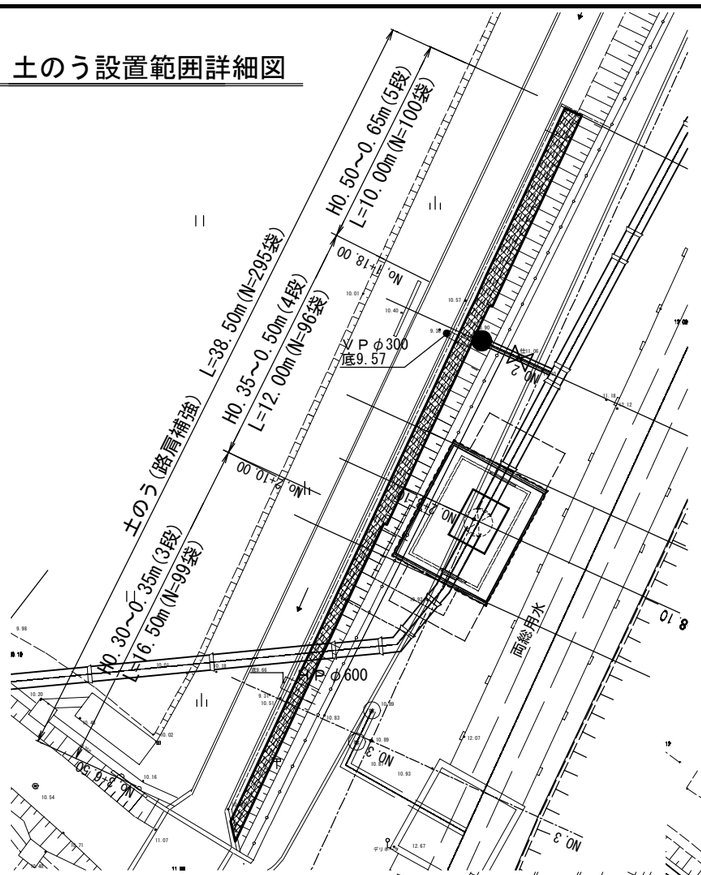

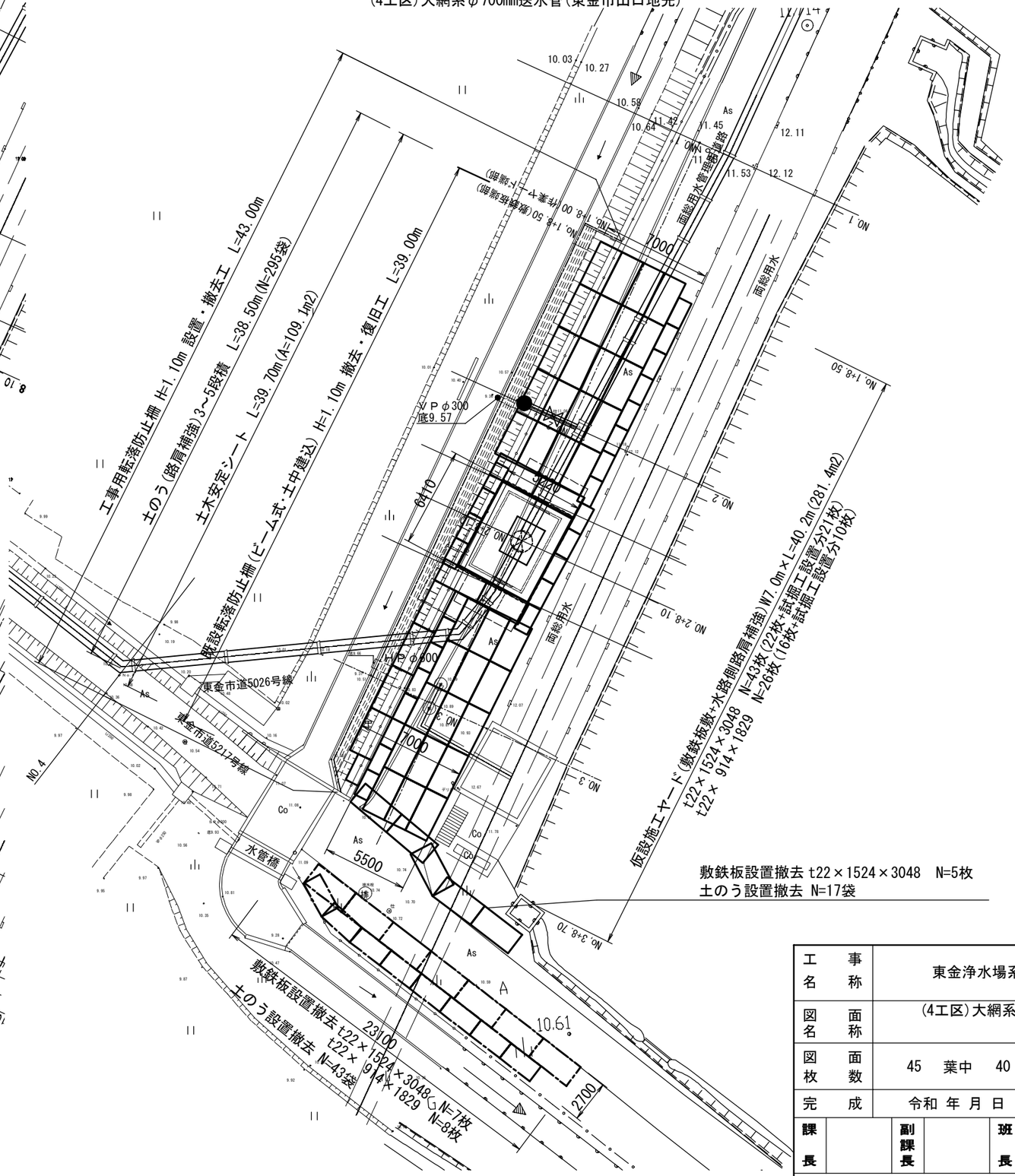

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 仮設平面図								
図面枚数	45　葉中　40			縮尺	S=1:300				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

仮設工横断図　S=1:200

(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先)

No. 4

GH=10.38
FH=

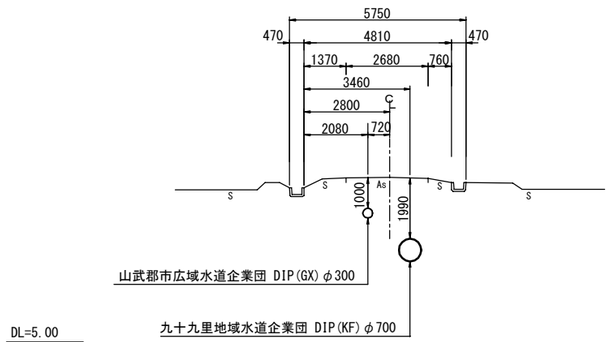

DL=5.00

No. 2

GH=11.10
FH=

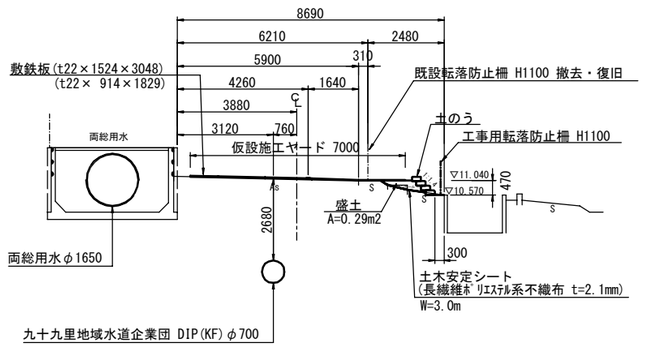

D=20.000

DL=5.00

No. 3

GH=10.87
FH=

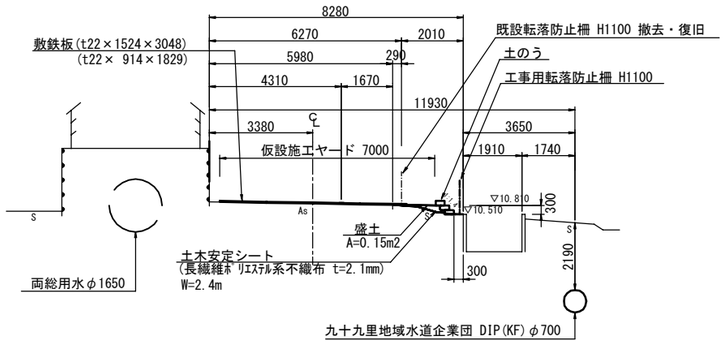

DL=5.00

No. 1+8.50

GH=11.10
FH=

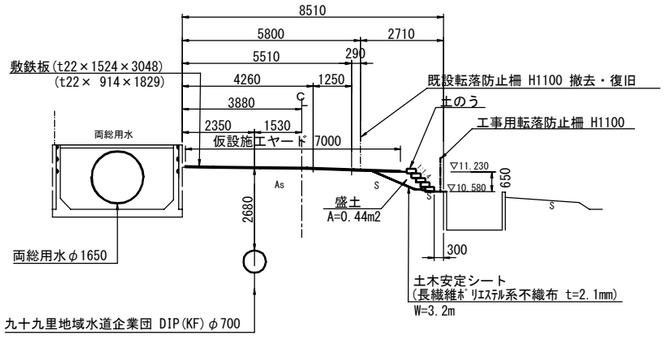

D=20.000

DL=5.00

No. 2+8.10

GH=11.01
FH=

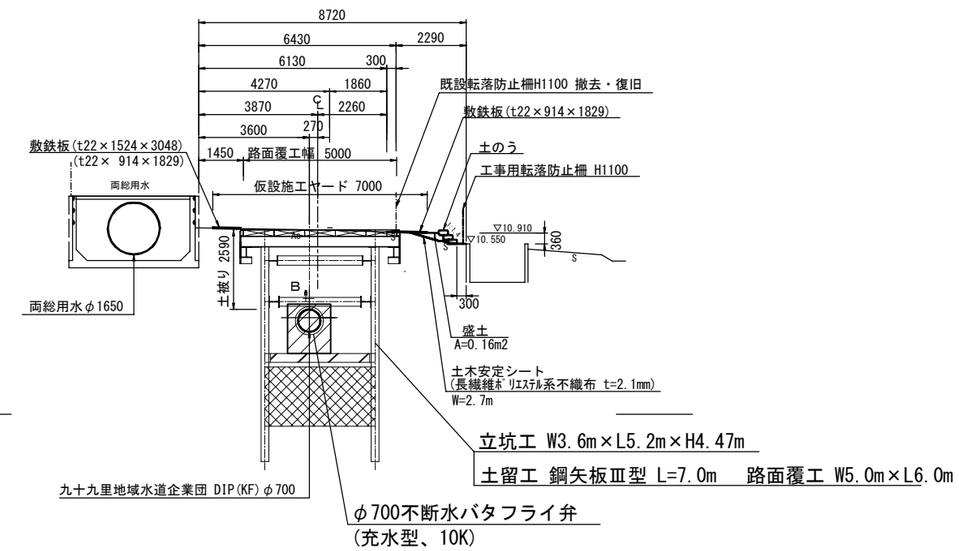

D=20.000

DL=5.00

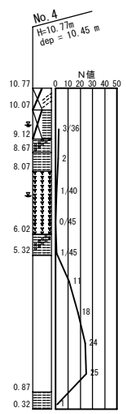

No. 1

GH=11.50
FH=

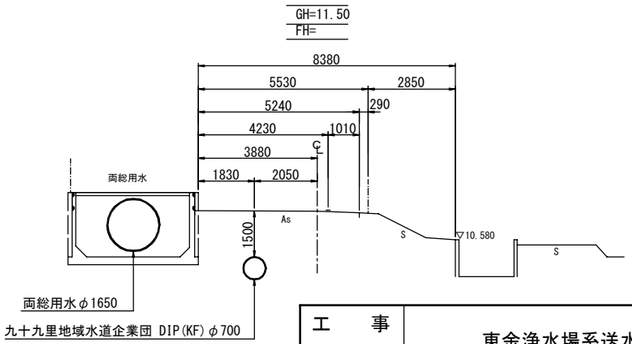

D=20.000

DL=5.00

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)						
図面名称	(4工区)大網系φ700㎜送水管(東金市山口地先) 仮設横断図						
図面枚数	45　葉中　41			縮尺	S=1:200		
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号		
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団							

本復旧平面図　S=1:200

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

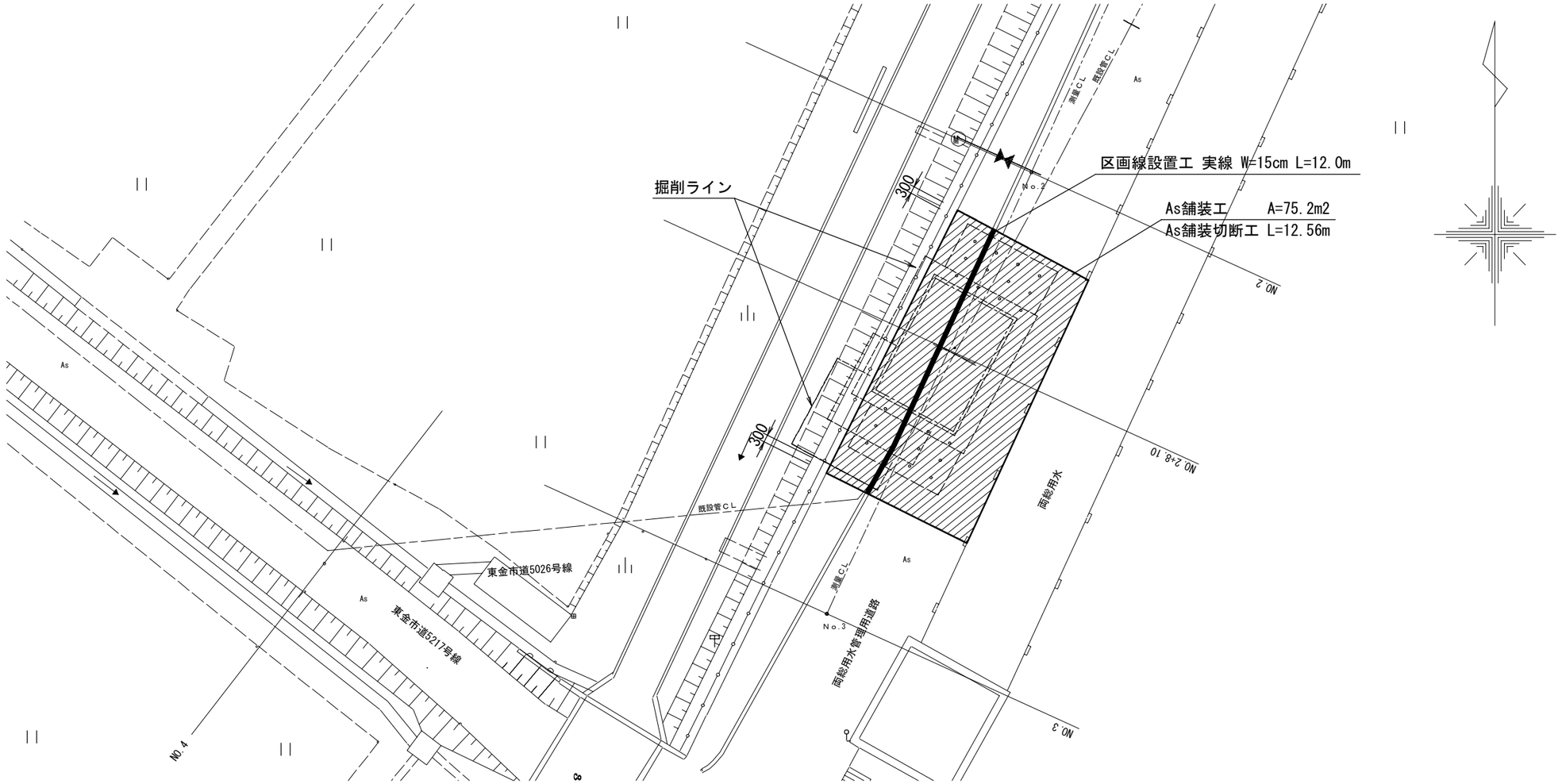

本復旧求積図　S=1:200

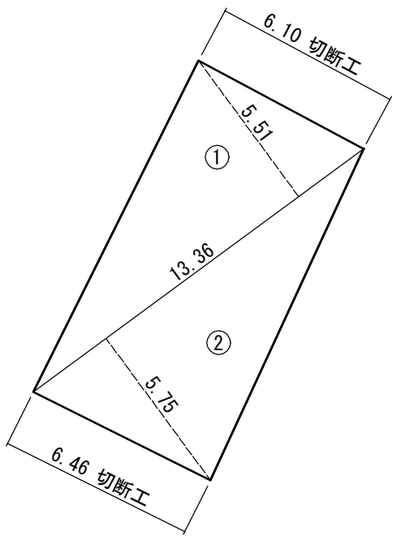

求積表

番号	舗装面積計算式	舗装面積 (m^2)	舗装版切断工 計算式	切断延長 (m)
①	13.36×5.51×1/2	36.81	6.10	6.10
②	13.36×5.75×1/2	38.41	6.46	6.46
合計		75.22		12.56

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 本復旧平面図								
図面枚数	45　葉中　42			縮尺	S=1:200				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

舗装復旧構造図　S=1:20

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

両総用水管理用道路

仮復旧

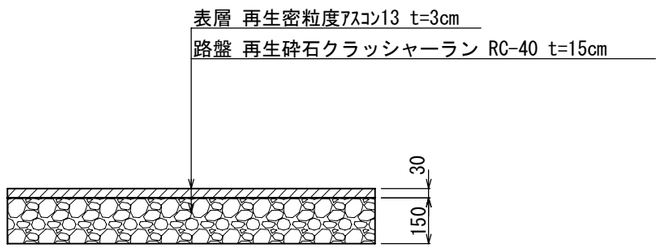

本復旧

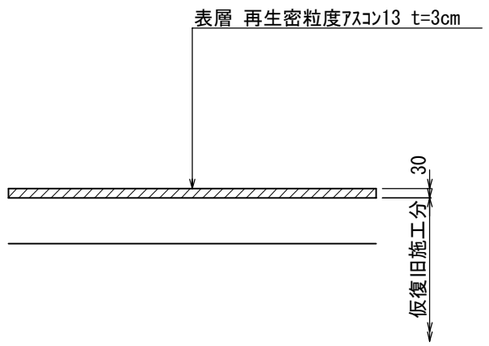

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 舗装復旧構造図								
図面枚数	45 葉中 43			縮尺	S=1:20				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	

九十九里地域水道企業団

試掘工平面図　S=1:200

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

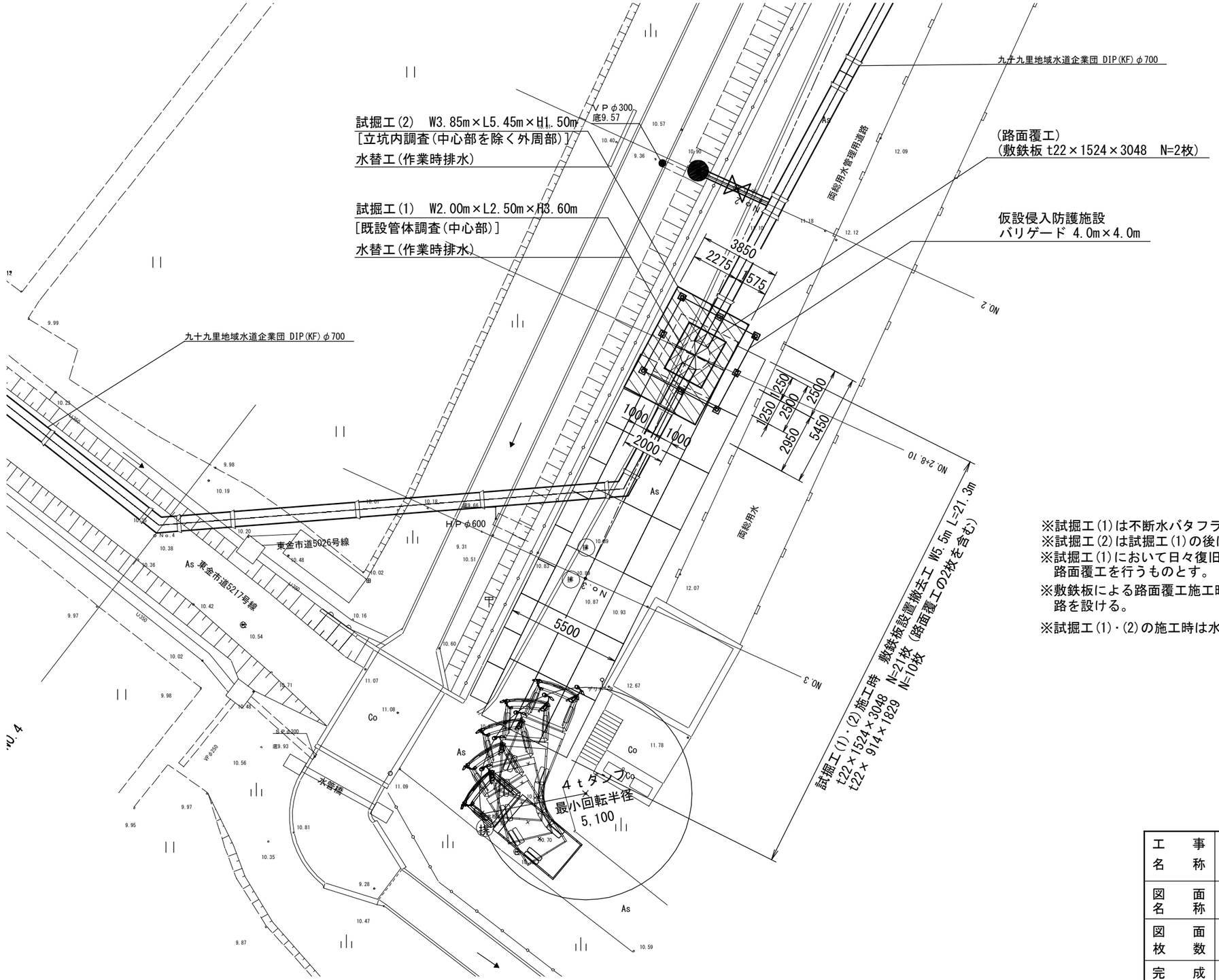

※試掘工(1)は不断水バタフライ弁製作時に実施する
※試掘工(2)は試掘工(1)の後に速やかに行うものとする。
※試掘工(1)において日々復旧できない場合は敷鉄板による
　路面覆工を行うものとす。
※敷鉄板による路面覆工施工時は車両が現地に侵入しないよう迂回
　路を設ける。
※試掘工(1)・(2)の施工時は水替工(作業時排水)を行うものとする。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 試掘工平面図								
図面枚数	45　葉中　44			縮尺	S=1:200				
完成	令和　年　月　日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

試 掘 工 詳 細 図 S=1:50

(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先)

平 面 図

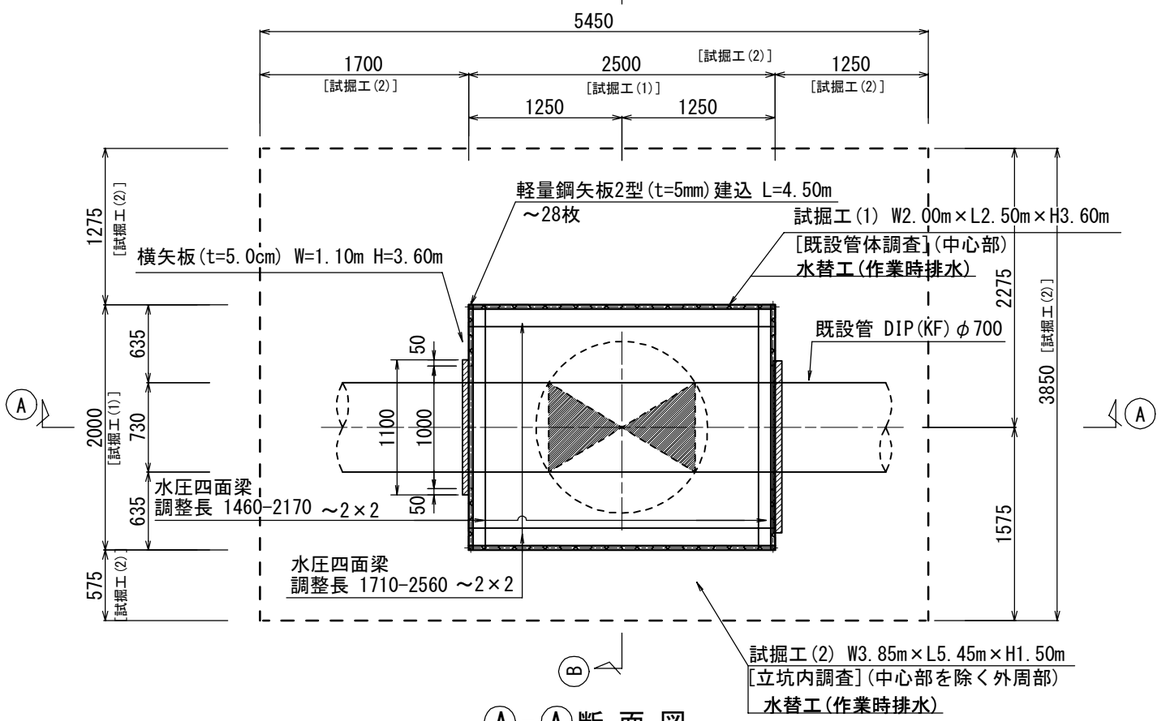

Ⓐ-Ⓐ断 面 図
(両総用水管理用道路)

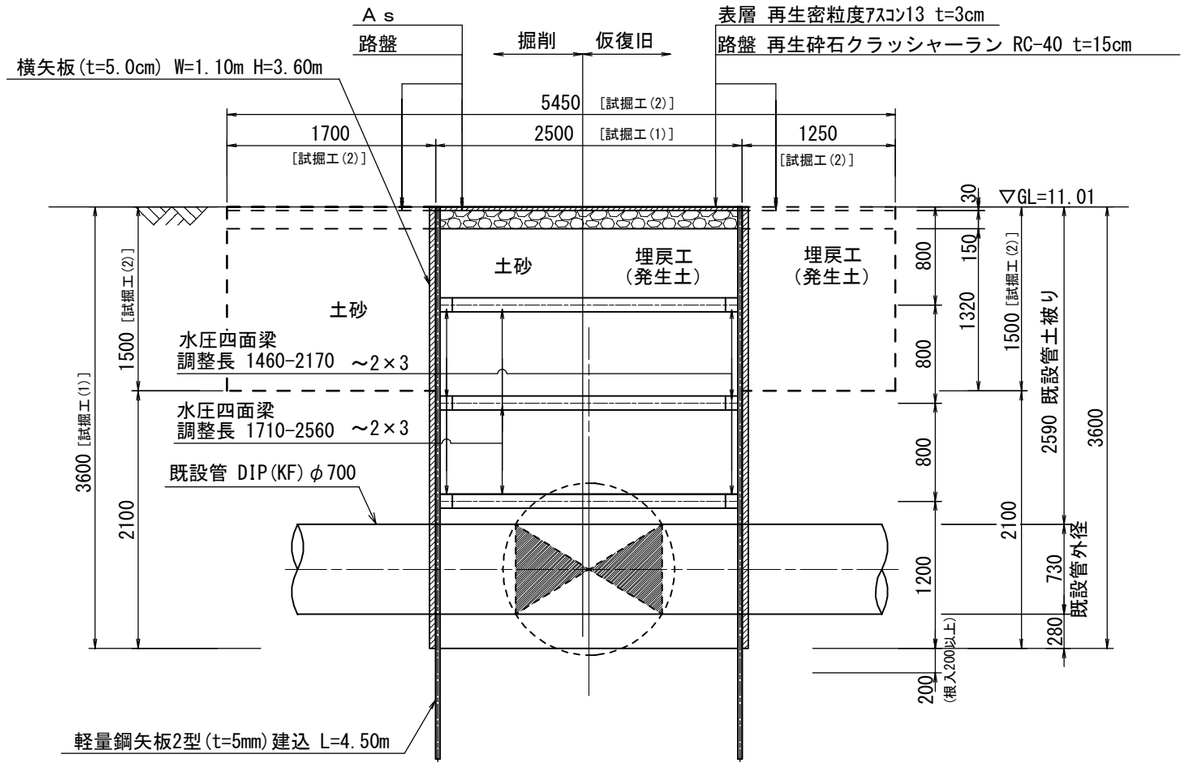

Ⓑ-Ⓑ断 面 図
(両総用水管理用道路)

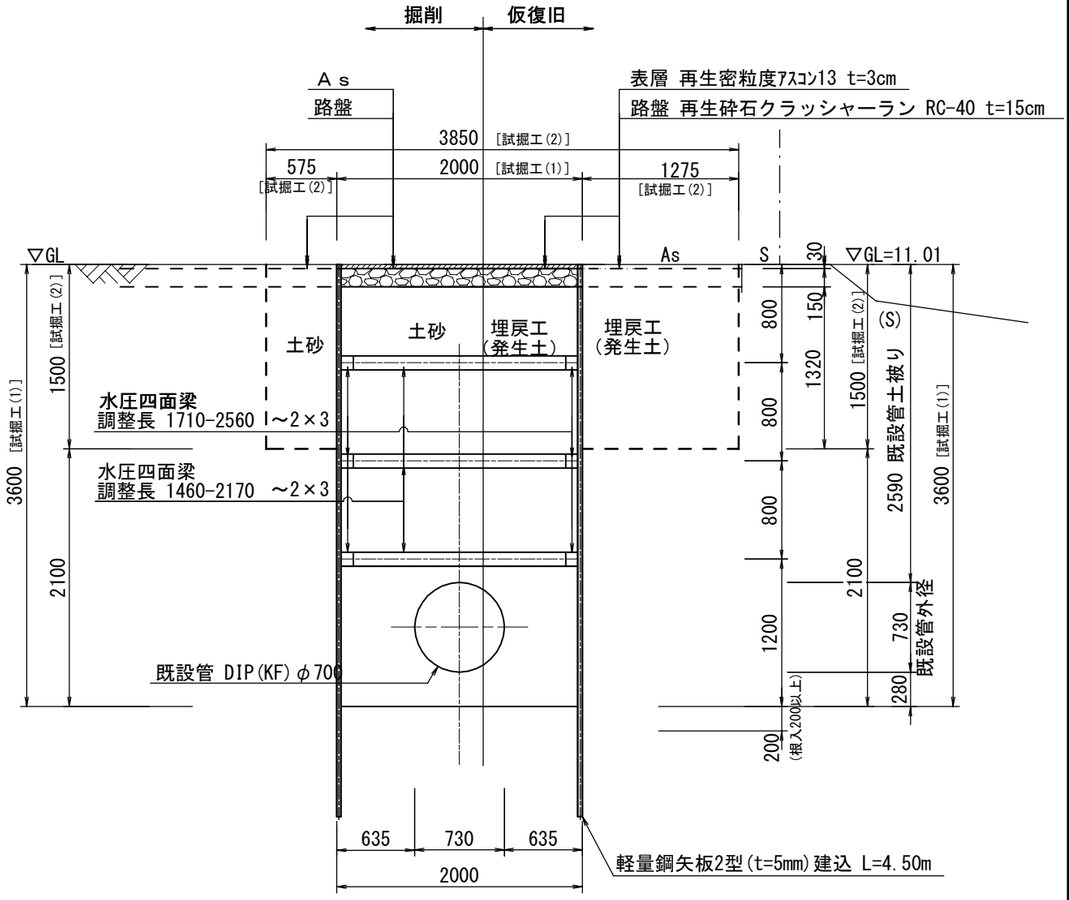

※試掘工(1)は不断水バタフライ弁製作時に実施する
※試掘工(2)は試掘工(1)の後に速やかに行うものとする。
※試掘工(1)において日々復旧できない場合は敷鉄板による
路面覆工を行うものとす。
※敷鉄板による路面覆工施工時は車両が現地に侵入しないよう迂回
路を設ける。
※試掘工(1)・(2)の施工時は水替工(作業時排水)を行うものとする。

工事名称	東金浄水場系送水管仕切弁設置工事(その2)								
図面名称	(4工区)大網系φ700mm送水管(東金市山口地先) 試 掘 工 詳 細 図								
図面枚数	45 葉中 45			縮尺	S=1:50				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令8第4号				
課長		副課長		班長		設計		製図	
九十九里地域水道企業団									

東金浄水場系送水管仕切弁設置工事　大網系φ700(東金市油井地先) および 大網系φ700(東金市山口地先)　工事工程表

α＝　1.72

施工箇所	項目	数量	実日数	実日数	供用日数	備考
大網系φ700（東金市油井地先）	準備工・仕切弁製作工	一式		180	180	
	試掘工	一式	3	3	6	
	作業ヤード設置工	一式	7	7	12	
	覆工板設置土工(舗装撤去・路盤土砂掘削)・覆工板設置工	一式	3	3	4	
	鋼矢板設置工・鋼矢板設置土工(埋戻・仮復旧)	一式	5	5	9	
	ウエルポイント設置工	一式	1	1	2	
	立坑掘削工・切梁腹起工・横矢板設置	一式	2	2	3	
	砕石基礎・基礎ｺﾝ(・同養生)・管固定コン(・同養生)	一式	16	16	17	内養生工：14日(7日×2回)
	仕切弁設置工・防護ｺﾝ(・同養生)	一式	10	10	12	内養生工：7日(7日×1回)
	横矢板撤去・切梁腹起撤去・立坑埋戻工	一式	1	1	2	
	ウエルポイント撤去工	一式	1	1	1	
	鋼矢板撤去土工(舗装撤去・路盤土砂掘削)・鋼矢板撤去工	一式	2	2	3	
	覆工板撤去工・覆工板撤去土工(埋戻・仮復旧)	一式	2	2	3	
	作業ヤード撤去工	一式	8	8	13	
	自然転圧	一式		30	30	
	本復旧工	一式	1	1	1	
	後片付け	一式		13	13	※千葉県企業局積算基準より15日以内
	実日数計		62			
	覆工板(90日以内)(路面覆工土工～路面覆工撤去土工)				70	
	山留材(90日以内)(鋼矢板設置工～鋼矢板撤去工)				50	
	ウエルポイント(ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ設置工～ｳｴﾙﾎﾟｲﾝﾄ撤去工)				37	
	敷鉄板(180日以内)(試掘工～後片付け)				160	
	軽量鋼矢板(90日以内)(試掘工)				6	
大網系φ700（東金市山口地先）	準備工・仕切弁製作工	一式		180	180	
	試掘工	一式	4	4	7	
	作業ヤード設置工	一式	3	3	4	
	地盤改良工(試験注入)(二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法)(効果確認試	一式	17	17	23	内養生工：3日 内室内試験：7日
	覆工板設置土工(舗装撤去・路盤土砂掘削)・覆工板設置工	一式	3	3	4	
	鋼矢板設置工・鋼矢板設置土工(埋戻・仮復旧)	一式	3	3	6	
	地盤改良工(二重管ｽﾄﾚｰﾅ工法)	一式	17	17	25	内養生工：3日
	立坑掘削工・切梁腹起工・横矢板設置	一式	3	3	4	
	砕石基礎・基礎ｺﾝ(・同養生)・管固定コン(・同養生)	一式	16	16	17	内養生工：14日(7日×2回)
	仕切弁設置工・防護ｺﾝ(・同養生)	一式	10	10	12	内養生工：7日(7日×1回)
	横矢板撤去・切梁腹起撤去・立坑埋戻工	一式	2	2	3	
	鋼矢板撤去土工(舗装撤去・路盤土砂掘削)・鋼矢板撤去工	一式	3	3	5	
	覆工板撤去工・覆工板撤去土工(埋戻・仮復旧)	一式	2	2	3	
	作業ヤード撤去工	一式	3	3	5	
	自然転圧	一式		30	30	
	本復旧工	一式	1	1	2	
	後片付け	一式		11	11	※千葉県企業局積算基準より15日以内
	実日数計		87			
	覆工板(90日以内)(路面覆工土工～路面覆工撤去土工)				90	
	山留材(90日以内)(鋼矢板設置工～鋼矢板撤去工)				90	
	敷鉄板(180日以内)(試掘工～後片付け)				180	
	軽量鋼矢板(90日以内)(試掘工)				7	

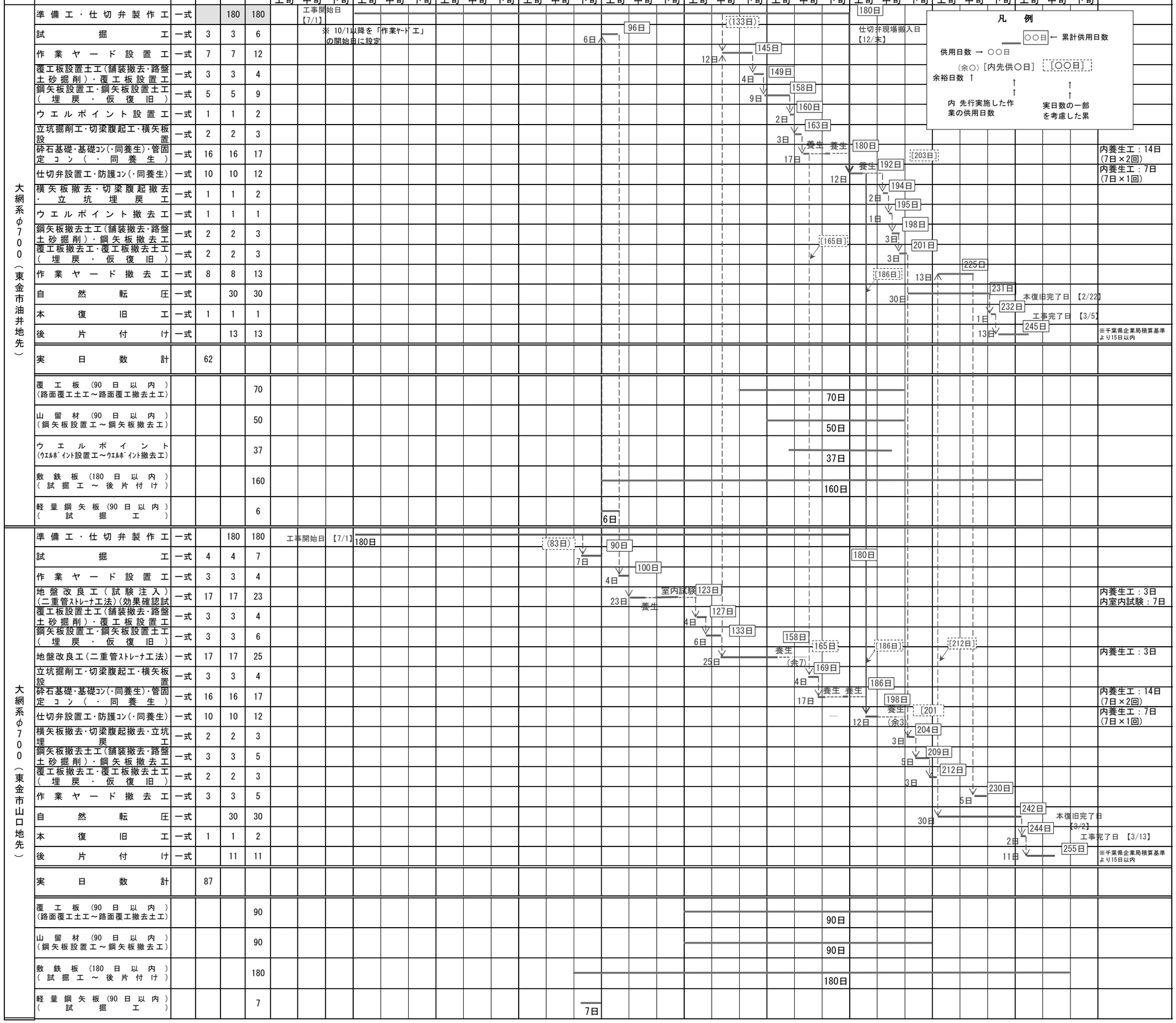

（案）

収　入　印　紙

割印

建設工事請負契約書

1．工　　事　　名

2．工　事　場　所

3．工　　　期　　自 令和　　年　　月　　日

　　至 令和　　年　　月　　日

4．工事を施工しない日

　工事を施工しない時間帯

［注］工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5．請 負 代 金 額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

6．契 約 保 証 金

7．建設発生土の搬出先等

　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

［注］この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。建設発生土を搬出しない場合は削除。

8．解体工事に要する費用等

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 13 条第１項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。

［注］建設リサイクル法の対象建設工事以外の場合は削除。

9．住宅建設瑕疵担保責任保険

［注］特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第２条第５項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1) 保険法人の名称、(2) 保険金額、(3) 保険期間についてそれぞれ記入する。住宅建設瑕疵担保責任保険の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。新築住宅の建築工事以外の場合は削除。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

（A）本契約の証として本書　通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

（B）本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所

氏名　　印

受注者　住所

氏名　　印

（総　　則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工 程 表）

第３条　受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（ 以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第 48 条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 14 条第２項の規定による検査に合格したもの及び第 38 条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の選定等）

第６条の２　受注者は、下請負契約を締結する場合には、当該契約の相手方を千葉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2　受注者は、工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、当該契約の相手方は千葉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

3　受注者は、調達する工事材料は千葉県産とするよう努めなければならない。

（下請負人の通知等）

第７条　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせたときは、発注者に対して九十九里地域水道企業団建設工事適正化指導要綱第 11 条第１項に規定する下請業者選定通知書を提出しなければならない。

2　前項の届出事項に変更があったとき、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。

3　発注者は、受注者に対し工事の適正な確保を図るために必要な事項の報告を求めることができる。

（下請負人等に対する受注者の義務）

第８条　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年４月 26 日中央建設業審議会勧告）、又は同約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。

2　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、その下請負人に対し、受注者から請け負った工事を更に第三者に一括して請け負わせることを禁止しなければならない。

3　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人が賃金若しくは工事材料代金等の支払いを遅延しないよう、工事代金の支払等に際し適切な措置を講じなければならない。

4　受注者の下請負人がその請け負った工事の一部を更に第三者に請け負わせようとするときは、受注者は、当該下請負人に対し第１項及び第３項の規定に準じ適切な措置を講じさせなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第８条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(2)　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(3)　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1)　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2)　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる

場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第 10 条　発注者は、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 11 条　受注者は、現場代理人及び主任技術者等（建設業法第 26 条第１項に規定する主任技術者又は同条第２項に規定する監理技術者をいう。）を選定し、その氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。監理技術者補佐（建設業法第 26 条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）、専門技術者（建設業法第 26 条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）を選定したときも同様とする。

２　前項の届出事項に変更があったときは、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。

３　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほ

か、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者において定めた要件を満たした場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5　受注者は、第３項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第 12 条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 13 条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 14 条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第 15 条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 16 条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性

能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは棄損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第 17 条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 18 条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督職員は、受注者が第 14 条第２項又は第 15 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査する

ことができる。

3　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第19条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3)　設計図書の表示が明確でないこと。

(4)　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1)　第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　　発注者が行う。

(2)　第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　　発注者が行う。

(3)　第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第20条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 21 条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第 21 条の２　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 22 条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 23 条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 24 条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 25 条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 28 条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第 30 条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 55 条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 29 条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 55 条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3　前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 30 条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 55 条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第 14 条第2項、第 15 条第1項若しくは第2項又は第 38 条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する

工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1)　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2)　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3)　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 31 条　発注者は、第９条、第 16 条、第 18 条から第 23 条まで、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 32 条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第 33 条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 34 条　発注者は、第 32 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第 35 条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の 10 分の４以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

4　受注者は、第１項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の 10 分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。（受注者が契約締結時に中間前金払又は部分払、いずれかを選択し発注者に申し出るものとする。）この場合においては、第２項及び前項の規定を準用する。

5　受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者

の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

6　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の４（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41及び第51条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第３項の規定を準用する。

7　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第４項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の６）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9　発注者は、受注者が第７項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、第48条第５項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第37条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100 分の25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部 分 払）

第38条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただ

し、この請求は、工期中（　　）回を超えることができない。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額

×（9／10－前払金額／請負代金額）

7　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 39 条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項の規定により準用される第 33 条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第１項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額

×（１－前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円

年度　　円

年度　　円

2　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円

年度　　円
年度　　円

3　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第 41 条　債務負担行為に係る契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 38 条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2　前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3　第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（　　円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4　第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5　第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第4項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第 42 条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、第 35 条第4項の規定により中間前金払を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2　この契約において、前払金又は中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1)　前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9／10
－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）

－｛請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額)｝
×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(2) 前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9／10－前会計年度までの支払金額
－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）
×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）
／当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定による支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第 46 条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第４項又は第５項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第 47 条　発注者は、工事が完成するまでの間は、第 47 条の２又は第 47 条の３の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 47 条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第 11 条第１項に掲げる監理技術者等を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第 45 条第１項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 47 条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

(3) 第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(4) 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(5) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(6) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(7) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(8) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(9) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかで

あるとき。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(12) 第 50 条又は第 50 条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与しているものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 47 条の４　第 47 条の２各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 48 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第 47 条の２又は第 47 条の３の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金

額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第47条の２又は第47条の３の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

４ 第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５ 第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第165条第１項に規定する違約金の率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

６ 第２項の場合（第47条の３第１号、第２号、第11号及び第13号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第49条 発注者は、第47条の２又は第47条の３の規定により受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第50条の２ 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 20 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が

６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 50 条の３　第 50 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 50 条の４　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 50 条又は第 50 条の２の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２ 第 33 条第２項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 51 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２ 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３ 第１項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条の２、第 47 条の３又は第 48 条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、第 48 条第５項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第 47 条、第 50 条又は第 50 条の２の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４ 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されてい

るときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条の２、第 47 条の３又は第 48 条第３項の規定によるときは発注者が定め、第 47 条、第 50 条又は第 50 条の２の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 51 条の２　受注者は、第４７条の３第１号又は第２号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に該当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第４７条の３第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（工事妨害又は不当要求に対する措置）

第 52 条　受注者は、工事の施工に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1)　暴力団等（暴力団対策法第２条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所

轄の警察署に届け出ること。）

(2)　受注者の下請業者が暴力団等から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出ること。

（遵守義務違反）

第 53 条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

（賃金不払等に関する勧告）

第 54 条　発注者は、受注者の下請負人が当該工事に対する賃金の支払いを遅滞した場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して支払いを遅滞した賃金のうち、当該工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払すること、その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

２　発注者は、受注者の下請負人が、当該工事の施工に関し、他人に損害を加えた場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払すること、その他の適切な措置等を講ずることを勧告することができる。

（火災保険等）

第 55 条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第 56 条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲　　裁）

第 57 条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停によ

り紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（準　　用）

第 58 条　令和８年４月１日以降については、第７条中「九十九里地域水道企業団建設工事適正化指導要綱第 11 条第１項」とあるのは「千葉県建設工事適正化指導要綱第 11 条第１項」と、第 48 条第５項中「九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項」とあるのは「千葉県企業局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第６号）第 171 条第１項」と、第 53 条中「九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号)」とあるのは「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年６月１日施行)」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定するほか、令和８年４月１日以降については、本契約書記載の「九十九里地域水道企業団」とあるのは「千葉県企業局」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（法令遵守）

第 59 条　受注者は、工事の施工に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補　　則）

第 60 条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

⑴　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

⑵　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第３　個人情報の取扱い

（収集の制限）

１　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第６　情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成１４年３月１５日制定）５（１）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第７　機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第８　甲の調査、指示等

（調査、指示等）

１　甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第９　契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1)　乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2)　乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

1　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2　委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２条　九十九里地域水道企業団（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第３条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（１）から（４）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（６）乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

２　乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第５条　乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

（準用）

第６条　令和８年４月１日以降については、第２条中「九十九里地域水道企業団」とあるのは「千葉県」と読み替えて、これらの規定を準用する。